

農林水産省 大臣官房 政策課 食料安全保障室 御中
**令和5年度諸外国の食料安全保障政策に
関する調査委託事業
最終報告**

2023年9月29日

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

本事業では、海外ベンチマーク調査を通じ、日本の食料安全保障法制の参考に供する目的で、①文献調査（法制度・貿易統計）②所轄省庁等ヒアリング、③示唆の導出、を実施した

本事業の背景

- 昨今の世界的な人口増加等に伴う食料需要の拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵略により、食料や生産資材の価格が高騰するなど、我が国の食料安全保障上のリスクが高まっている。
- こうした我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、本年6月を目途に、食料・農業・農村政策の新たな展開方向をとりまとめることとしている。
- その中で、食料安全保障政策はその根幹となるものであり、諸外国の食料安全保障政策との比較検証を含めて、総合的な検討を行う必要がある。

本調査事業の目的

本調査委託事業では、諸外国の食料安全保障政策を調査・分析することにより、今後の食料安全保障に関する施策の立案及び充実のための基礎資料とすることを目的とする。

実施方針・内容

以下3つの実施方針・内容にて本事業を実施した

方針・内容
①

文献調査（法制度調査及び貿易統計調査）の情報ソース・出典を特定し、内容の取り纏めを実施

各国/地域の法制度に関する文献調査については、各国の管轄省庁ウェブサイト、法令原典を参照し整理を行うとともに、学術研究・主要メディア記事等を参照し取り纏めを実施した。貿易統計については、国際機関の公開するDBから収集・分析を実施した。

方針・内容
②

各国の所管省庁等関連機関へのヒアリングを実施

上記の文献調査に加え、文献調査では取得困難な情報（具体的運用、閾値の設定、民間連携の実態、等）について、現地政府機関・業界団体等を中心にヒアリングを実施し、詳細・実態について調査を実施した。

方針・内容
③

調査結果の取り纏め

上記調査の結果より、調査対象各国における食料安全保障を取り巻く環境や食料安全保障に関する考え方の取り纏めを行った。

本事業における調査内容及び調査方法については、下図に記載の通り実施した

調査内容		調査方法	
区分 (報告書目次に対応)	調査項目 (仕様書に対応)	文献調査	ヒアリング調査
各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査	食料安全保障に関する基本的な考え方に関する調査	【対象国/地域】 ▶ スイス、ドイツ、英国、フランス、EU、北欧諸国（一部） 【調査方法】 ▶ 以下の各種公開情報より、情報の収集・整理を実施した。 ▶ 各国/地域法令 ▶ 各国/地域関連省庁ウェブサイト ▶ 各種政府レポート ▶ その他研究論文・公開レポート 等	【対象国/地域】 ▶ スイス、ドイツ、英国、EU 【調査方法】 ▶ 各国政府の食料安全保障法制度の所管省庁・政府関連機関へのヒアリングを実施した。 ▶ また、運用実態等については、各国の関連業界団体等へのヒアリングを実施した。
	不測時における食料供給のための法整備状況等に関する調査		
食料/生産資材の輸入及び備蓄に関する調査	食料の輸入及び備蓄に関する調査	【対象国/地域】 ▶ スイス、ドイツ、英国、フランス 【調査方法】 ▶ 各国における備蓄制度に関する調査については、上記文献調査と同様の各種公開情報より情報の収集・整理を実施した。 ▶ 輸入状況に関する調査については、以下出典よりデータ収集・分析を実施した。 ▶ 国際機関等による公開貿易統計 ▶ 国際機関レポート 等	【対象国/地域】 ▶ スイス、ドイツ 【調査方法】 ▶ 備蓄制度を有する国に対しては、上記のヒアリング調査の一環として備蓄制度に関する詳細ヒアリングを実施した。
	生産資材の輸入及び備蓄に関する調査		

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査：各国不測時対応における食料安全保障法制度の概要（1/2）

本事業主要調査対象4カ国（スイス、ドイツ、英国、フランス）における食料安全保障法制度に関する概要について、以下の通り一覧表として整理した（1/2）

比較項目	調査対象各国の概況			
	スイス 	ドイツ 	英国 	フランス 
食料安全保障に関する基本的な考え方	<p>【食料供給体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作地面積小・食料自給率は比較的低い（カロリーベースで約50%） ▶ 輸入依存度高。内陸国のため輸入ルートの大部分をライン川の水運に依拠 <p>【想定リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸入途絶による食料・生産資材の供給不足 ▶ 国内生産低下（含：生産資材の供給不足） <p>【政策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦政府・民間企業が密接に連携した食料安全保障体制を運用 ▶ 長期供給リスクに備え長期間（数か月規模）の食料品備蓄を実施 ▶ 国内生産者保護の側面が強い政策を実施 	<p>【食料供給体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作地面積大、食料自給率は高水準（カロリーベースで約80%）。 ▶ EU加盟国であり、食料輸入の多くをEU域内が占めるが、輸入先については選択肢が多い <p>【想定リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 政治・社会的な不測事態の4つのリスクシナリオ（①軍事防衛、②パンデミック、③大規模・長期の電力不足、④大規模な放射線放出を伴うテロ攻撃） <p>【政策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦政府と州政府が連携した食料安全保障体制 ▶ 食料供給の短期的ボトルネックの解消という目的で備蓄を運用（数日～数週間） 	<p>【食料供給体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作地面積小・食料自給率は比較的低い（カロリーベースで約50%） ▶ 輸入依存高。EUを輸入先とした強固なサプライチェーンによる食料品輸入に依拠 <p>【想定リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食品サプライチェーンにおけるサイバー攻撃、労働者不足等を主に想定 <p>【政策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中央政府と民間企業（業界団体等）が連携した食料安全保障体制（リスク検知のみ） ▶ 官民連携プラットフォームを運営し、適宜意見交換会を実施することで市場（サプライチェーン）モニタリングを実施 	<p>【食料供給体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作地面積第・自給率は高水準（カロリーベースで約111%） <p>【想定リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特になし <p>【政策方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料安全保障法制は無し ※不測時の食料供給関連の法制度は、有事法制（“国防法典，Code de la défense”）の中のみ位置付け（食料供給に向けた農業大臣の役割・権限の条項あり）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スイス連邦憲法第102条（不測時対応）、104条a（平時供給） ▶ 国家経済供給法（“National Economic Supply Act (NESA)”） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常事態法（“Emergency Laws”） ▶ 食料確保準備法（“ESVG”） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態法（“Civil Contingencies Act 2004”） ▶ 農業法（“The Agriculture Act 2020”） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（該当なし）
(a) 不測時の定義・発動条件（トリガー）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「差し迫った重大な国民経済上の損害又は経済に関する国の供給の著しい混乱を伴う危機（仮訳）」（NESA 第2条）であり、民間部門では安定供給を自発的に確保することができない場合（同第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦領の必要不可欠な食料供給が深刻な危機に瀕している場合（※運用上は、①2つ以上の州が必要不可欠な食料供給について影響を受けている、②人口の生存に必要な最低限のカロリー・栄養素が不足している場合）（ESVG第1条1項） ▶ 上記の状況で、主権国家による市場介入なしに是正できない場合（同第1条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 連合王国又は地方（Part）若しくは地域（region）内における人間の福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のあるイベント又は状況（緊急事態法第19条a） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（該当なし）
(b) 不測時の体制	<p>【管轄省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦経済供給庁（FONES） <p>【関連アクター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間企業：FONESの命令を実施 ▶ 備蓄団体・企業：備蓄放出関連実務を実施 ▶ 州政府：FONESの協力要請に従う 	<p>【管轄省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦食料農業省（BMEL） <p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連邦食料農業局（BLE）：連邦備蓄の実施 ▶ 州政府：連邦命令に基づく措置の施行 ▶ 民間企業：BMELの命令を実施 	<p>【管轄省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各管轄省庁が必要なあらゆる規定を行う。（参考） ▶ “例外的市況”においては、環境・食料・農村地域省（Defra）が価格支持政策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（該当なし）
(c) 不測時における政府権限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 内閣（連邦参事会）は調達、分配、消費、備蓄の放出、輸入促進及び輸出等に関する規制が可能（NESA第31条）※FONESが執行 ▶ Level A（3-4か月）：輸出・消費の一部制限 ▶ Level B（1年未満）：輸入促進（関税引き下げ・輸入品質基準の緩和）、輸出・消費制限、増産指示 ▶ Level C（1年以上）：配給（一人・一日当たり2,300カロリー）、増産指示 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ BMELは生産・加工・流通のすべての段階に係る命令を発令可能（食料品の生産・加工・流通/配給が可能）（ESVG第4条） ▶ 上記命令が発令されるまで、基本サービスの確保のための暫時的措置（第6条） ▶ 所管省庁に対して基本サービスの確保に必要なすべてのデータが提供（同第9条） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態規則は、必要となるあらゆる規定が可能（緊急事態法 第22条）。緊急時緊急事態の有効期間は30日間（同第26条） ▶ （参考）Defra大臣による“例外的市況”認定時における国内生産者支援措置（EU CMO規則に準ずる措置）（農業法 第20-22条） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（該当なし）

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査：各国不測時対応における食料安全保障法制度の概要（2/2）

本事業主要調査対象4カ国（スイス、ドイツ、英国、フランス）における食料安全保障法制度に関する概要について、以下の通り一覧表として整理した（2/2）

比較項目	調査対象各国の概況			
	スイス 	ドイツ 	英国 	フランス 
(d) 平時における政府権限（例：民間在庫情報の入手権限等）	<ul style="list-style-type: none"> FONESによる食料関連事業者への必要情報の提供要請 FONESによる民間企業との義務的備蓄契約の締結、及び備蓄団体の承認・監督 NES Delegationによる官民連携会議体の常設を通じた情報連携 	<p>（供給危機に対する準備措置） ※平時措置についてはESVGに規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ①備蓄、②食品事業者による製品の支給統制、③製品の製造、処理、流通のための機械などの保管・利用に関する規則を連邦農業省が発布可能（ESVG 第11条） 市場関連データ収集・関連省庁間の共有が可能（同第13条） 	<ul style="list-style-type: none"> 英国内の農業・食品サプライチェーンの関連業者等に対し情報提供の要求が可能（農業法 第23-28条） 	<ul style="list-style-type: none"> -（該当なし）
(e) (f) 民間事業者等に対する予算・補償・税制措置（備蓄支援を除く）	<p>（備蓄に係る予算・保証措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 備蓄物資の資金調達にかかる銀行への保証（NESA 第20条） 民間の保証基金の資金不足時の国庫負担（同第21条） 税制優遇（税務上の在庫評価額の直接償却）（同第22条） <p>（供給危機対応措置に係る保障措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への命令に係る補償（個別事例に応じて補償内容を決定）（同第38条） 上記に際する保険・再保険の適用（必要な場合のみ）（同第39条） 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の収用やその他経済的不利益があった場合は、金銭的補償を行う義務あり（ESVG 第16-17条） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置における予算（本法の執行に関連して発生した費用、及び本邦執行により発生した国家予算の超過分）を国庫から支出。（緊急事態法第33条） （参考）“例外的市況”における価格支持措置については、国会予算から供出（農業法 第55条 a(v)） 	<ul style="list-style-type: none"> -（該当なし）
(g) 民間の役割・位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 市場モニタリングや情報提供の実施及び介入措置への協力（NESA 第60条） 民間企業が備蓄実施。備蓄団体が制度管理及び補償基金を運用（同第7-15条） 	<ul style="list-style-type: none"> 州政府と連携し定期的な情報連携を実施 所管省庁の要請に従い情報提供を行う（ESVG 第9・13条） 連邦政府の命令により準備措置（第11条） 不測時には暫定措置の実施（同第6条）、及び接收を含む統制下に入る（同第4条） 	<ul style="list-style-type: none"> 主に業界団体と中央政府による官民連携プラットフォーム参加による情報提供 業界団体のイニシアティブによる供給最適化の取組実施（コロナ禍の事例あり） 	<ul style="list-style-type: none"> -（該当なし）
(h) 過去の発動事例（発動理由・背景、具体的対応策）	<ul style="list-style-type: none"> 2018年：ライン川水位低下に伴いガソリンや窒素肥料の備蓄放出、食用油及び飼料の備蓄放出指示がなされた 2020年：コロナ禍において、交通規則の緩和や輸入円滑化、卵とバターに関税割当の引き上げ等が実施 2021年：ウクライナ紛争に伴うガス価格高騰による窒素肥料の備蓄放出指示 	<ul style="list-style-type: none"> -（発動事例無し） ※備蓄放出については、1999年コソボ紛争時に難民向けへの放出事例有 	<ul style="list-style-type: none"> -（緊急事態法発動事例無し） コロナ・豚コレラによる市況悪化を背景とした豚肉の民間備蓄支援（PSA）（2021） （参考）コロナ禍における物流関連規制緩和・食品就業者VISA緩和措置の事例有 	<ul style="list-style-type: none"> -（該当なし）
(i) その他の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> NESAの一部改正議論中（“供給危機”の定義及び継続期間と介入措置の関係の明確化、等を検討） 備蓄量の増加を検討中 食料安全保障シミュレーションツールのDSS-ESSAを導入済 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府の指示の下、州政府による“KRITIS”（critical infrastructure）の特定が進行 Thünen Instituteによる農業食品関連の貿易生産シミュレーションモデル（Thünen Model Network）を導入 	<ul style="list-style-type: none"> Defraは3年に1度“UK Food Security Report”を議会に提出（農業法 第19条） “Supply chain fair review”によりサプライチェーン透明化のモニタリングを強化する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年のフランス会計検査院報告書において、「食料供給確保のための正式な国家戦略がない」との指摘。不測時に備えた中央政府によるモニタリング及び支援強化を勧告

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査：（参考）調査項目及び目次との対応関係

本報告書では、仕様書に記載の個別調査項目(a)～(i)について、以下の①～⑤の対応関係で整理した。次頁以降は、①～⑤の目次建てで調査内容を整理している

仕様書に記載の調査項目	①法制度の全体像	②想定リスク及び不測時対応措置	③政府・自治体（州）及び民間それぞれの役割と負担	④各発動事例の詳細	⑤その他
食料安全保障に関する基本的な考え方に関する調査	✓	✓			
不測時における食料供給のための法整備状況等に関する調査					
(a) 不測時の定義・発動条件（トリガー）	✓	✓			
(b) 不測時の体制	✓	✓			
(c) 不測時における政府権限	✓	✓			
(d) 平時における政府権限（例：民間在庫情報の入手権限等）	✓	✓			
(e) 民間事業者等に対する予算・補償措置（備蓄支援を除く）	✓	✓			
(f) 民間事業者等に対する予算以外（税制等）の措置（備蓄支援を除く）	✓	✓			
(g) 民間の役割・位置付け	✓	✓	✓		
(h) 過去の発動事例(発動理由・背景、具体的対応策)				✓	
(i) その他の特記事項(「ウクライナ情勢等を踏まえた食料安保政策の強化の動き」を含む)					✓

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-1. スイス



山岳地帯の内陸国であり、生産低下・輸入途絶への脆弱性・危機意識が高い。連邦政府主導の強固な官民連携体制の下、平時モニタリング・不測時対応に加え長期備蓄も実施

外部環境

- ▶ 南部はアルプス山脈の山岳地帯であり、耕作地面積は限定的。そのため食料自給率は比較的低い（カロリーベースで約50%）。（ただし、山岳地帯で生産可能な畜産の自給率は比較的高水準。また、アルプス山系の水脈により飲料水確保には不安が少ない）
- ▶ 上記要因により食料関連品の輸入依存度が高いが、スイスは内陸国のため輸入ルートの大部分をライン川の水運に依拠している（ドイツ国境のバーゼル港経由）。
- ▶ EU非加盟国であるが、地理的要因から食料輸入の対EU依存度は高い。また、上記の物流環境の制約により、輸入先の多角化は容易ではない。

主要リスク

- ▶ 上記外部要因により、輸入途絶による食料・生産資材の供給不足のリスクが深刻に捉えられている。
- ▶ また、耕作地が限定的であることから、国内生産低下のリスク（肥料等の生産資材の供給不足リスクも含め）にも脆弱。

食料安全保障政策の基本方針

- ▶ 連邦政府主導の下、政府・民間企業が密接に連携した食料安全保障体制を運用。
 - ▶ 官民代表から成るNES（National Economic Supply）が食料供給リスクに関する意見交換・モニタリング等を実施し、FONES（国家経済供給庁）と緊密に連携可能な体制を構築。
 - ▶ ※なお、連邦制国家ではあるが食料安全保障政策は連邦政府が一元的に管轄しており、州政府の権限や措置の執行に係る役割は限定的。
- ▶ 輸入途絶等の長期供給リスクに備え長期間（数か月規模）の食料品備蓄を実施。
 - ▶ 備蓄の食料品目としては、穀物、食用油脂、砂糖、コーヒー等
 - ▶ 生産資材として飼料・肥料の備蓄を行う他、近年種子も備蓄品目に追加
- ▶ また、国内生産キャパシティが限定的なため、国内生産者保護の側面が強い政策を実施。
 - ▶ 特に食料関連品目における例外的市況に際しては、輸入割当・関税等の措置を発動
 - ▶ 備蓄費用については、実質的に備蓄品目の輸入事業者に課せられる賦課金から負担されるシステムを採用



NES官民体制の下、平時より連邦政府－民間企業間の連携が行われ、危機検知・検証でも協業。供給危機の継続期間に応じ、必要な措置（備蓄放出含む）が段階的に発動される

平時取組

- ▶ EAER^(注1)（主管省庁）傘下の機関により、**官民連携スキームによる平時準備・モニタリングを実施。**
 - ▶ **【FONES】** 不測時措置の執行主体であり、平時よりNESと情報連携を行う。また、**民間備蓄団体（食品備蓄：Reservesuisse、肥料備蓄：Agricura）を監督し、備蓄を実施する個社と備蓄義務契約を締結する。**
 - ▶ **【NES】** 食料を含む経済6分野において、**官民代表者・専門家による情報交換・平時モニタリングを組織的に実施。**NESの責任者（Delegate）も民間から任命される。
 - ▶ **【Agroscope（FOAG傘下研究機関）】** **平時より食料危機シナリオの研究（シミュレーションシステム“DSS-ESSAを導入”）、食料安全保障関連政策の基礎データ収集・分析を実施。**

不測時対応

- 【①危機の検知・特定】
 - ▶ **NES及びFONESに対し、不測事態のリスクを検知した民間企業から直接報告が行われる。**
 - ▶ 上記報告を受け、**FONESが対応の要否・措置内容に係る検討を実施**（主に以下を実施）。
 - ▶ (i) FONES内での該当セクターに係る関連データ分析；(ii) NES及び**セクター専門家との協議・検討**；
 - ▶ (iii) **民間企業への必要情報の提供要請**；(iv) 関連省庁との情報照会・連携；(v) Agroscopeへのデータ提供指示（“DSS-ESSA”によるシミュレーションも含む）
- 【②暫定的措置の発動（必要に応じ）】
 - ▶ 対応措置の検討段階の暫定的措置として、FONESの判断により一定量（備蓄総量の20%未満）の備蓄放出が可能。（※総量の20%以上の備蓄放出に際しては、EAERの承認・法令の発出が必須）
- 【③不測時対応措置】
 - ▶ FONESにより“不測事態”^(注2)が認定された場合、当該事態の継続期間に応じ、以下のLevel A～Cの段階別の対応措置が発動される。（※いずれの段階でも、必要に応じ備蓄放出を併せて実施）
 - ▶ Level A（短期：3か月内）：強制备蓄放出、輸入促進、必要に応じ輸出制限
 - ▶ Level B（中期：1年未満）：不足物資を国民に均等に分配するための供給制限
 - ▶ Level C（長期：1年以上）：輪作地での栽培増加、配給（一人・一日当たり2,300カロリーの確保）

注1：EAER = The Federal Department of Economic Affairs, Education and Research（連邦経済・教育・研究省）

注2：“不測事態”は“スイス全土に係る深刻な不足”（nationwide severe shortage）と定義される。認定については一律の定量的基準等が設定されている訳ではなく、個別判断となる



スイスでは食料供給は原則として自由経済に委ねるとする一方で、スイス連邦憲法第102条を根拠法として不測時における供給補償（食料・非食料ともに）について制定されている

- ▶ スイス連邦憲法では、不測時における供給確保について第102条で規定するとともに、第104条aでは、平時における食料供給（農業生産基盤等の維持）について規定されている。（第104条aは2017年の改憲時に追加された条項）

原則

- ▶ 供給は自由経済の原理にしたがう
- ▶ 農業および食品産業は、国内での生産、輸入、保管を通じて国民に供給されている

※仮訳

スイス憲法（現行憲法は1999年に全面改訂） (Federal Constitution of the Swiss Confederation)

第102条 National Economic Supply（不測時における対応）

1項：連邦は、政治的・軍事的抗争もしくは戦争の脅威が生じた場合、または経済だけでは対処できない深刻な欠乏が生じた場合に、必要不可欠な物品およびサービスが国内に供給されるようにしなければならない。また、これらの問題に対処するための予防措置を講じなければならない。
2項：本条に基づく権限の行使に当たっては、必要に応じて、経済的自由の原則から逸脱することができる

➡ 管轄省庁：FONES（国家経済供給庁）/ NES

次頁以降の詳細調査範囲

104条a Food Security（平時の食料供給）

国民への食糧供給を保障するため、連邦は以下の条件を整備する：
a. 農業生産の基盤、特に農地を保護する；
b. 地域の条件に適合し、天然資源を効率的に利用する食料生産；
c. 市場の要求に応える農業と食品部門；
d. 農業・食品部門の持続可能な発展に寄与する国境を越えた貿易関係；
e. 天然資源を保護する方法で食料を利用すること。

➡ 管轄省庁：FOAG（連邦農業局）、FSVO（連邦食品安全・獣医局）



スイス国家経済供給法（NESA）の構成及び食料安全保障に係る主要な箇所のハイライトを以下の通り整理。主要な下位法令の体系的整理については次頁に示した

スイス国家経済供給法（National Economic Supply Act, NESA）の構成

第1章 総則

- Art. 1 目的及び目標
- Art. 2 定義
- Art. 3 原則
- Art. 4 必須の商品およびサービス

第2章 準備措置

- 第1節 総則
 - Art. 5 命令
 - Art. 6 業界協定
- 第2節 備蓄
 - Art. 7 原則
 - Art. 8 契約締結の義務
 - Art. 9 最低需要、量および質
 - Art. 10 義務的備蓄契約
 - Art. 11 義務的備蓄
 - Art. 12 義務的備蓄の所有権
 - Art. 13 義務的備蓄の代替および清算
 - Art. 14 補足的な義務的備蓄
 - Art. 15 連邦による備蓄
- 第3節 保証基金
 - Art. 16 保証基金の形成
 - Art. 17 検査
 - Art. 18 国際的な義務の順守
 - Art. 19 国境税
- 第4節 義務的備蓄維持のための資金調達、手数料、担保について
 - Art. 20 商品の資金調達
 - Art. 21 連邦による費用の負担
 - Art. 22 税金およびその他の公課
 - Art. 23 担保
 - Art. 24 取戻権
 - Art. 25 担保権
 - Art. 26 取消しの訴え

第3章 深刻な不足を防ぐための経済介入策

- Art. 31 必需品に関する規制
- Art. 32 必須サービスに関する規制
- Art. 33 価格統制およびマージンに関する規制
- Art. 34 他の法令規定の一時的な不適用

▶ 不測時における介入措置について規定

第4章 サポート・補償・保険

- Art. 35 民間企業や公共団体が行う施策の支援
- Art. 36 輸送手段を取得するための保証
- Art. 37 輸送手段に対する担保
- Art. 38 補償
- Art. 39 保険および再保険

第5章 行政上の措置

- Art. 40 強制的な手段
- Art. 41 連合国への回収と没収
- Art. 42 行政措置に関する裁定
- Art. 43 違約金
- Art. 44 消滅時効

第6章 法的救済

- Art. 45 異議申立て
- Art. 46 上訴
- Art. 47 訴訟手続き
- Art. 48 民事裁判所

第7章 罰則規定

- Art. 49 国家経済供給措置の違反
- Art. 50 情報提供義務違反
- Art. 51 支払いとサービスに関する不正行為
- Art. 52 盗品の取り扱い
- Art. 53 犯罪者幫助
- Art. 54 風説の流布
- Art. 55 刑事訴追
- Art. 56 国家経済供給庁の法的地位

第8章 実施

- Art. 57 原則
- Art. 58 国民経済供給の代表者
- Art. 59 カントン（州）
 - ▶ カントン（州）の権限・義務を規定
- Art. 60 民間組織
 - ▶ 民間事業者の義務を規定
- Art. 61 国際協力
- Art. 62 供給状況のモニタリングと統計調査
- Art. 63 秘密保持の義務
- Art. 64 情報提供の義務
 - ▶ 実施に係る必要な情報提供義務（罰則規定あり）を規定

第9章 最終規定

- Art. 65 他の法令の廃止および改正
- Art. 66 国民投票および発効

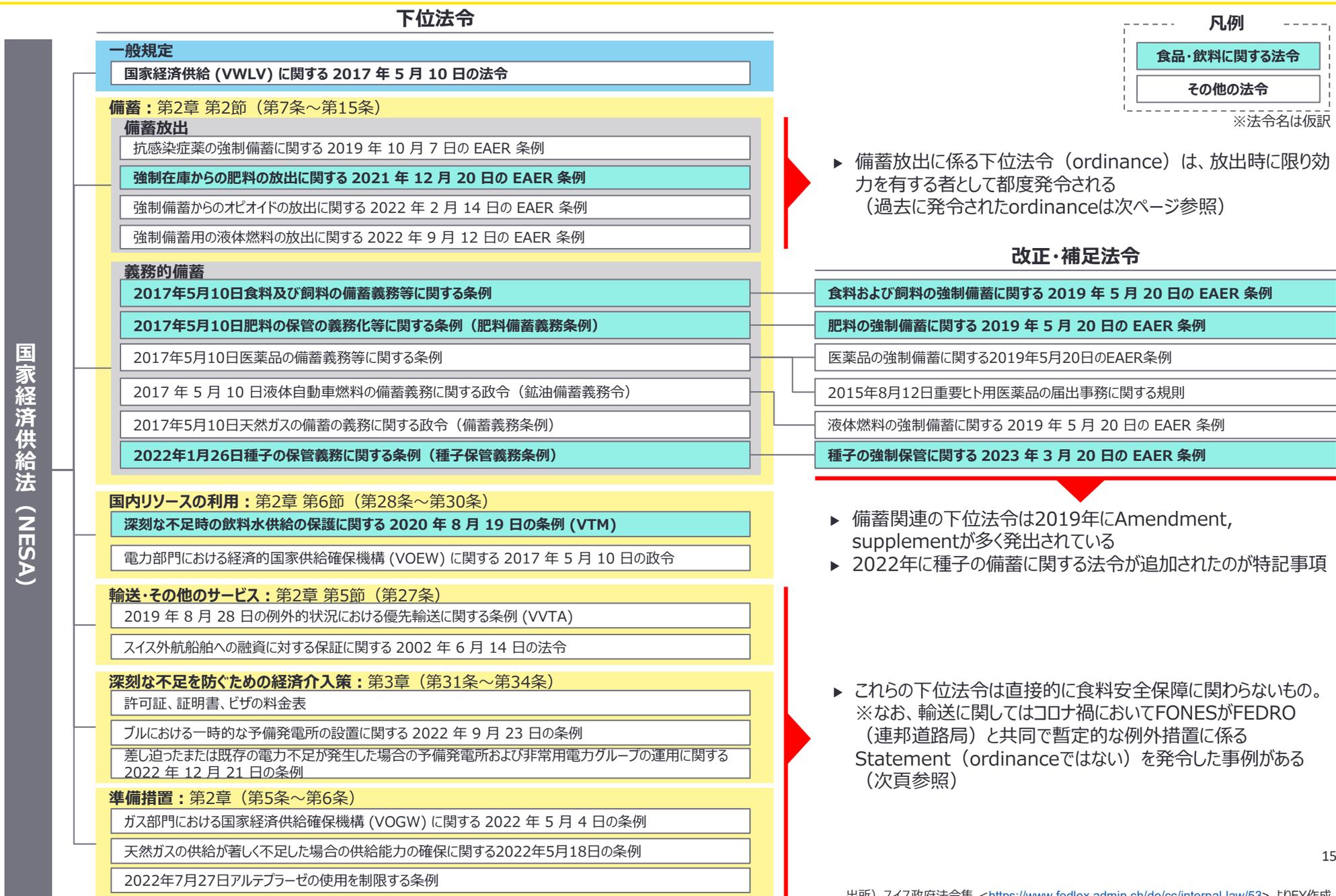
▶ 民間団体への備蓄義務を規定
▶ 本条項に基づく備蓄放出に係る下位法令が存在

▶ 不測時における優先輸送等を規定

▶ 水・電力供給等に関する規定（水の供給確保については州が責任主体となる旨の下位法令が存在）



スイス国家経済供給法（NESA）に基づく現在有効な下位法令の構造は以下の通り体系的に整理することが可能（※過去における備蓄放出等、現在失効した下位法令は次頁参照）



前頁に記載の、食料関連品の備蓄放出に係る下位法令（現在は失効済み）は左下の通り。 また、類似のものとしてコロナ禍における物流規制緩和に係るに係る暫定措置も記載した

コロナ禍において発令された食料関連品の備蓄放出に係る暫定規則

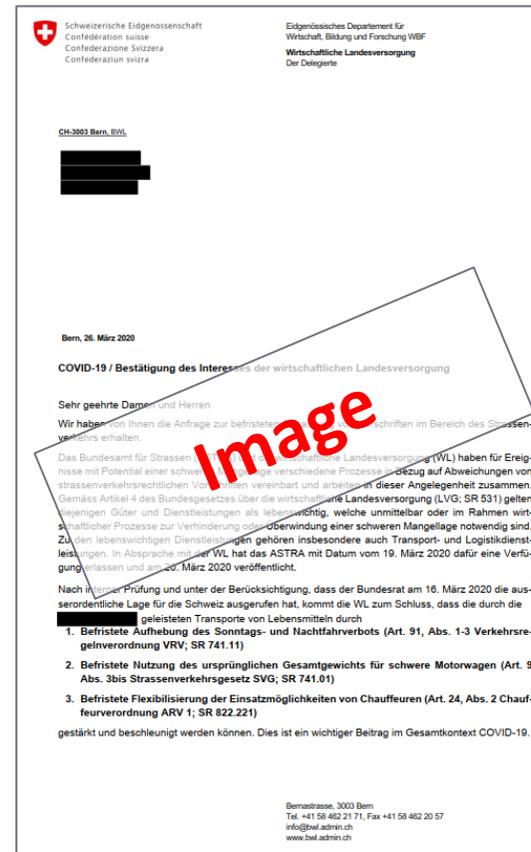
- ▶ “AS 2018 4325 - Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Dünger”
（「肥料の強制備蓄放出に関するEAER規則」）
- ▶ “AS 2019 15 - Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Futtermittel”
（「動物飼料の強制備蓄放出に関するEAER規則」）
- ▶ “AS 2019 21 - Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Speiseölen und Speisefetten”
（「食用油脂の強制備蓄解除に関するEAER規則」）
- ▶ “AS 2021 920 - Verordnung des WBF vom 20. Dezember 2021 über die Pflichtlagerfreigabe von Dünger”
（「肥料の強制備蓄放出に関する2021年12月20日付EAER規則」）

➡なお、備蓄放出のordinanceは、FONESの諮問を受けてEAERが備蓄放出を許可するものであり、実際の放出要否についての最終意思決定はFONESによって行われる。

上記においては、「肥料の強制備蓄放出に関するEAER規則」のみ放出が行われ、他のケースでは実際の放出は行われなかった。

※なお、備蓄総量の20%未満であれば、ordinanceの発令がなくともFONESの判断により放出可能（後頁で詳述）

コロナ禍における物流関連の暫定例外措置

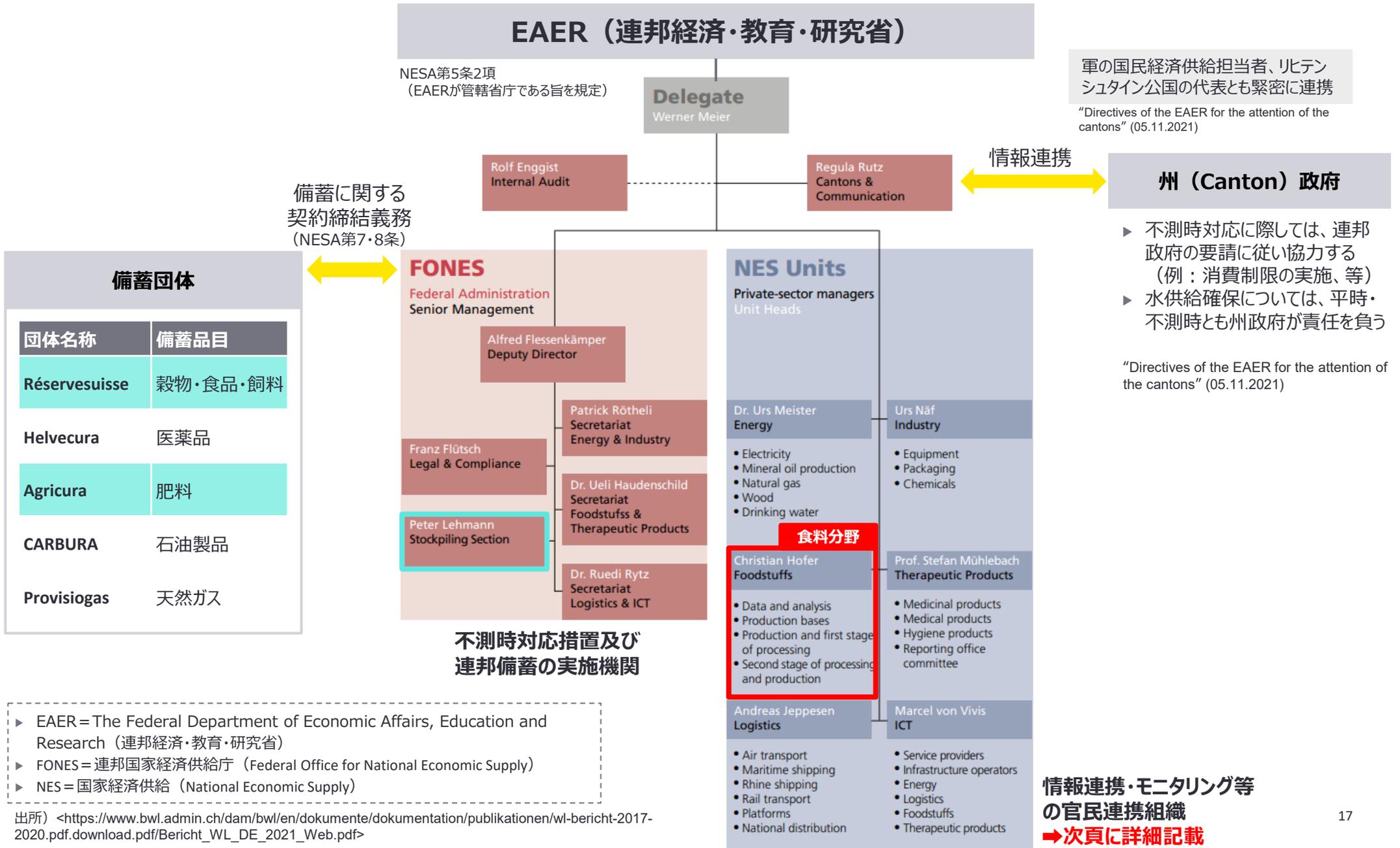


- ▶ コロナ禍において、FONESはFEDROと共同で物流対策の暫定的例外措置を発令した。
- ▶ 交通規制などに関する既存の条例は、連邦道路局FEDROが個別のケースで例外を認めることを認めていたため、新たな条例は作成されなかった。
- ▶ そのため、FEDROからの声明（連邦裁定）とFONESからの確認書を組み合わせる（同時発出の場合のみ有効）ことで、物流企業に対し特定の交通規制の免除を行った。（例：日曜日と夜間の運行禁止の一時停止、等）

コロナ禍における物流関連の暫定例外措置に係るFONES・FEDROの共同声明 （※黒塗り箇所はFONESによる匿名化処理）



スイスにおける国家備蓄・準備措置等に係る主要関連アクター（管轄省庁・州・民間団体等）の構造は下図の通り（根拠法令については適宜注記で表示）



出所) <https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/en/dokumente/dokumentation/publikationen/wl-bericht-2017-2020.pdf.download.pdf/Bericht_WL_DE_2021_Web.pdf>



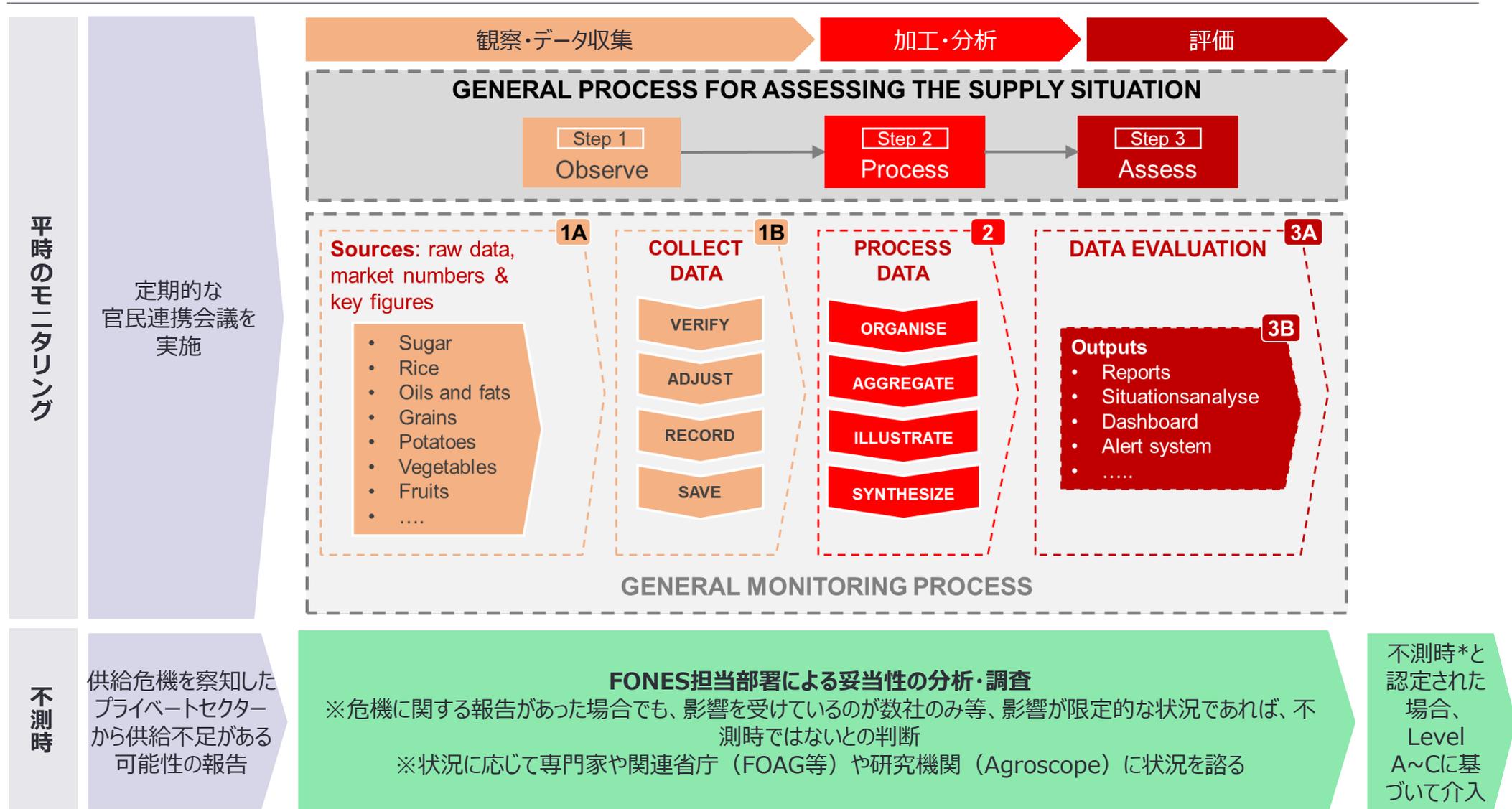
NESの体制図及び機能は下図の通り（2023年8月現在）。官民による協議会が常設され、供給に係る意見交換を実施。平時は月次開催だが、危機時には頻度を上げて開催される





リスク検知方法について、前頁官民連携体制を通じ平時から市場モニタリングを実施。不測時が認定された際には政府措置がとられる

不測時リスクの検知方法及び平時モニタリング手順



*NESA第2条及び第3条で示される「深刻な不測事態」とはスイス全土の係る深刻な不足と定義されている。なお、具体的な閾値や定量的な基準は設定されておらず個別判断となる

出所) FONESヒアリング時の提供資料より抜粋/EY整理



前頁の情報収集に際し、FONESはNESA第64条に基づき民間事業等への必要情報の提供を要請可能（罰則規定あり）。以下は情報提供に係る関連法令の一部抜粋

該当法令 ※仮訳	情報提供義務関連条項 ※仮訳
<p>国家経済供給法（NESA） （第64条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1 項： 何人も、主務官庁および事業者団体に対し、この法律の施行に必要なすべての情報を提供し、必要な書類を用意し、その敷地および土地への立ち入りを許可しなければならない。 ▶ 2 項： 刑事訴訟法第169条13の規定を準用する。 ▶ 3 項： 秘密保持義務にかかわらず、連邦関税・国境警備局（FOCBS）は、本法の施行に不可欠な範囲で、FOCBS、専門部門、保証基金を管理するスポンサー団体および経済団体に、裏付けとなる文書およびデータを提供するものとする
<p>国家経済供給（VWLVL）に関する2017年5月10日の法令 （第13条・20条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 13条： 本条例に基づく職務を遂行するため、FONESおよび各部門は、私人および当局に情報を要求し、ファイルおよびその他の文書、特に書籍、書簡、電子データおよび請求書の引渡しを要求する権利を有するものとする。 ▶ 20条： FOCBSおよびスイス治療製品局は、必要な認可および輸入データ、特に関税および税金の申告を、FONESおよび輸入認可の発行に責任を負う組織または保管義務の対象となる記録者が適切な形式で利用できるようにする。
<p>2017年5月10日食料及び飼料の備蓄義務等に関する条例 （第11条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1項： 付属書5-1に従って商品を初めて国内市場に出す製粉業者は、Réserve Suisseに直ちに通知し、市場に出された商品の種類と数量を定期的に報告しなければならない。 ▶ 2項： 付属書5-2に従った商品を初めて国内市場に出す飼料加工業者は、直ちに Réserve Suisse に通知し、市場に出された商品の種類と数量を定期的に報告する必要がある。 ▶ 3項： Réserve Suisseは、強制備蓄契約の締結、変更または解除に関して、第1項および第2項に基づく通知の内容をFONESに通知するものとする。 ▶ 4項： FONESは、必要な指令を出すものとする。
<p>2017年5月10日肥料の保管の義務化等に関する条例 第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1項： 附属書に従って肥料を保管する必要がある者が、初めて国内市場に肥料を投入する場合、Agricuraに直ちに報告しなければならない。 ▶ 2項： 彼らは、市場に置かれた商品の種類と量を定期的にAgricuraに報告しなければならない。FONESは、必要な指示を出す。 ▶ 3項： Agricuraは、強制備蓄契約の締結、変更または解除に関して、第2項に基づく通知の内容をFCAに通知しなければならない。
<p>強制在庫からの肥料の放出に関する2021年12月20日のEAER条例 （第6条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 義務備蓄者は、すべての在庫および在庫の変動に関する記録を保存し、週単位で食品部門（FONES）に報告する義務を負う。
<p>深刻な不足時の飲料水供給の保護に関する 2020年8月19日の条例（VTM） （第8条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1項： 水道施設の運営者は、深刻な不足状況において飲料水の供給を確保するための文書をそれぞれ作成するものとする。 ▶ 2項： 文書には、特に以下の情報が含まれていなければならない： a.故障を改善するための緊急措置；b.必要最低量の計算根拠；c.予備材料及び補修材料；d.水供給施設及び地下水資源の目録；e.スタッフの業務計画および業務仕様書、住民向けの情報リーフレット；f.地域的及び超地域的な支援のための運用計画。 ▶ 3 運営者は、定期的に書類の正確性と完全性を確認するものとする。 ▶ 4 運営者は、要請に応じて、管轄のカントン当局に文書のコピーを無償で提供するものとする。 ▶ 5 文書は、連邦情報保護令（ISchV）の第6条1項dに従い、機密として分類されるものとする。
<p>2022年1月26日種子の保管義務に関する条例 （第3条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1項： 保管義務のある者が附属書に従って種子を初めて国内市場に出す場合、直ちに連邦国民経済供給局（FONES）に通知しなければならない。 ▶ 2項： 彼らは、市場に出された種子の種類および数量について、定期的にFONESに報告しなければならない。FONESは、必要な指令を出すものとする。



FONESにより不測時（「供給危機」）が認定された場合、対応措置として下図のレベルA～Cに記載の各措置が、状況に応じて実施される

- ▶ なお、各措置は概ね不測時の持続想定期間により決定されるが、各レベルは区分上の目安であり、厳密なレベル認定を経て各措置が取られるのではなく、状況別に必要に応じた措置が実施されるという運用。

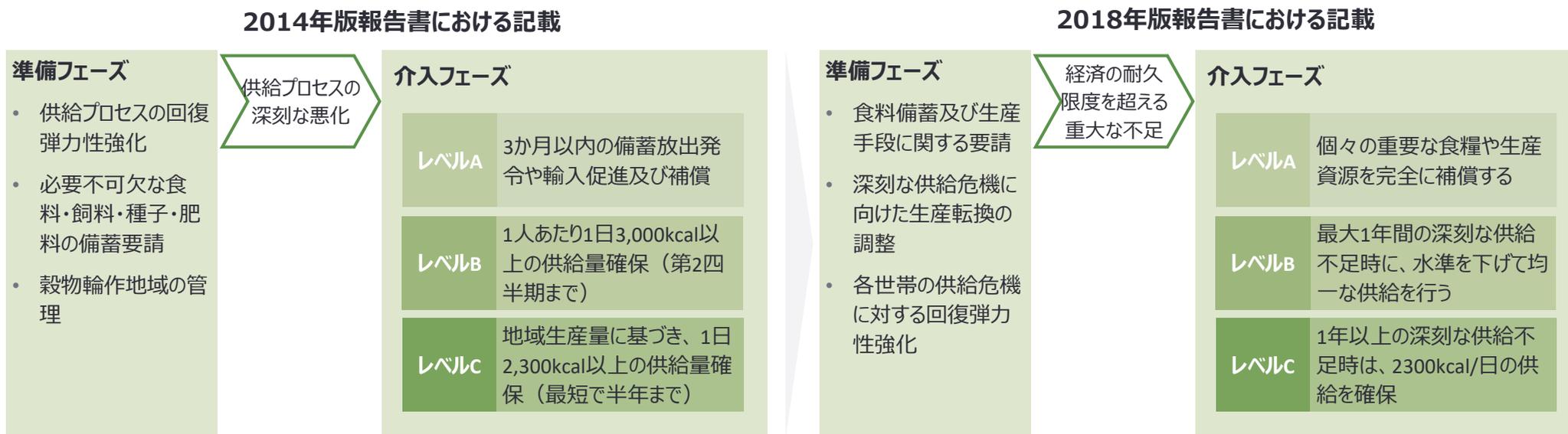
不測時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NES第 31条で不測時の措置について定義されているが、想定される状況・措置内容について具体的なシチュエーション/施策としては想定されておらず、幅広く柔軟な記述となっている（意思決定は前述NES官民連携体制を含めて実施） ▶ 備蓄放出含む措置については“Food supply strategy“- Level A～Cに沿った介入スキームを実施（下記図参照） ※不測時に「こういう状況にあるので、こういう措置が必要となる」といった考え方に基づいた区分整理のようなものである
---------------	---

FONES“国家経済供給戦略方向レポート”における不測時対応レベルに関する規定

<p>深刻な不足が生じる前に：</p> <p>第一： 市場による是正</p> <p>第二： 担当連邦省庁の措置（特にFOAG）</p>	<p>準備フェーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食料・飼料及び生産手段の在庫確保のためのガイドライン • 深刻な不測の場合に生産最適化を行うための準備（例. 農地の最適化に向けた土地の確保） • 個人レベルでの備えの強化 	<p>深刻な不足が認定された場合 （政府介入によらず市場が是正できない場合）</p> <p>どのような政府介入をする必要があるか？</p>	<p>介入フェーズ</p>
	<p>レベルA (3か月内)</p> <p>補償：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 深刻な不足が個別の必需品に限定される場合、以下の措置による不足解消を実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 強制备蓄放出 ▶ 輸入促進 ▶ 必要に応じ輸出制限 		
	<p>レベルB (1年未満)</p> <p>ブリッジング：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 最大1年間の深刻な不足が発生した場合、以下の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不足物資を国民に均等に分配するための供給制限 		
<p>レベルC (1年以上)</p> <p>統制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1年以上続く深刻な不足の兆候がある場合は、以下の措置により少なくとも1人1日あたり2,300キロカロリーの消費を確保する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用可能な輪作地での栽培増加 ▶ 供給制限（配給） 			

【参考】前頁に記載の不測時の段階別措置（レベルA～C）については、直近の動向として、2018年の政府報告書上の記載に、以下に示す通り一部変更があった

FONES“国家経済供給戦略方向レポート”における不測時対応レベルに関する規定



出所) 2014国家経済供給戦略方向レポート
https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/wirtschaftliche_landesversorgung/wl_info_strategie.pdf.download.pdf/WL-INFO_Strategie_D_Web.pdf

出所) 2018国家経済供給戦略方向レポート
https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/wirtschaftliche_landesversorgung/wl_info_strategie.pdf.download.pdf/WL-INFO_Strategie_D_Web.pdf

2014年から2018年において、以下の変更がなされた模様

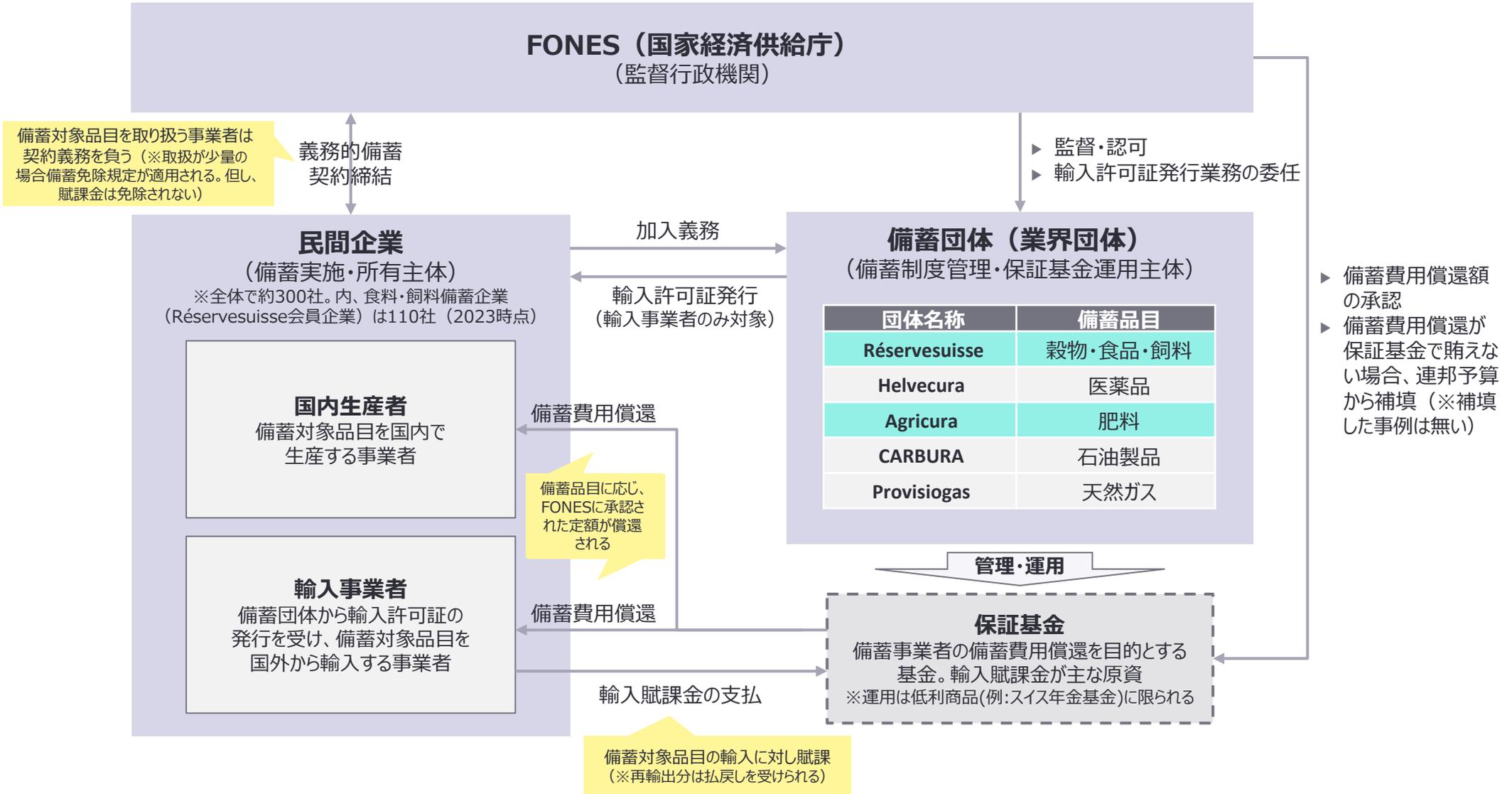
- Level A：発動条件のトリガーとなる「3か月以内」の条件が削除（天然ガス・鉱油の供給危機においては、同期間の記載あり）
- Level B：レベルA→Bへ引き上げた際、「供給目標の3,000kcal」を削除
- Level C：輪作地域での作物を栽培増加にも言及した記載に変更



スイスでは不測時対応措置の一環として、義務的備蓄を下图の体制で実施している（詳細は第3章に記載）

（参考）食料備蓄関連データ（2022年）

- ▶ 備蓄規模（市場価値換算）：約650 million CHF（≒1,080億円）
- ▶ 備蓄コスト（総額）：50 million CHF（≒83億円）
- ▶ 備蓄コスト（一人当たり）：6 CHF（≒996円）
- ※1スイスフラン=166.00円で換算



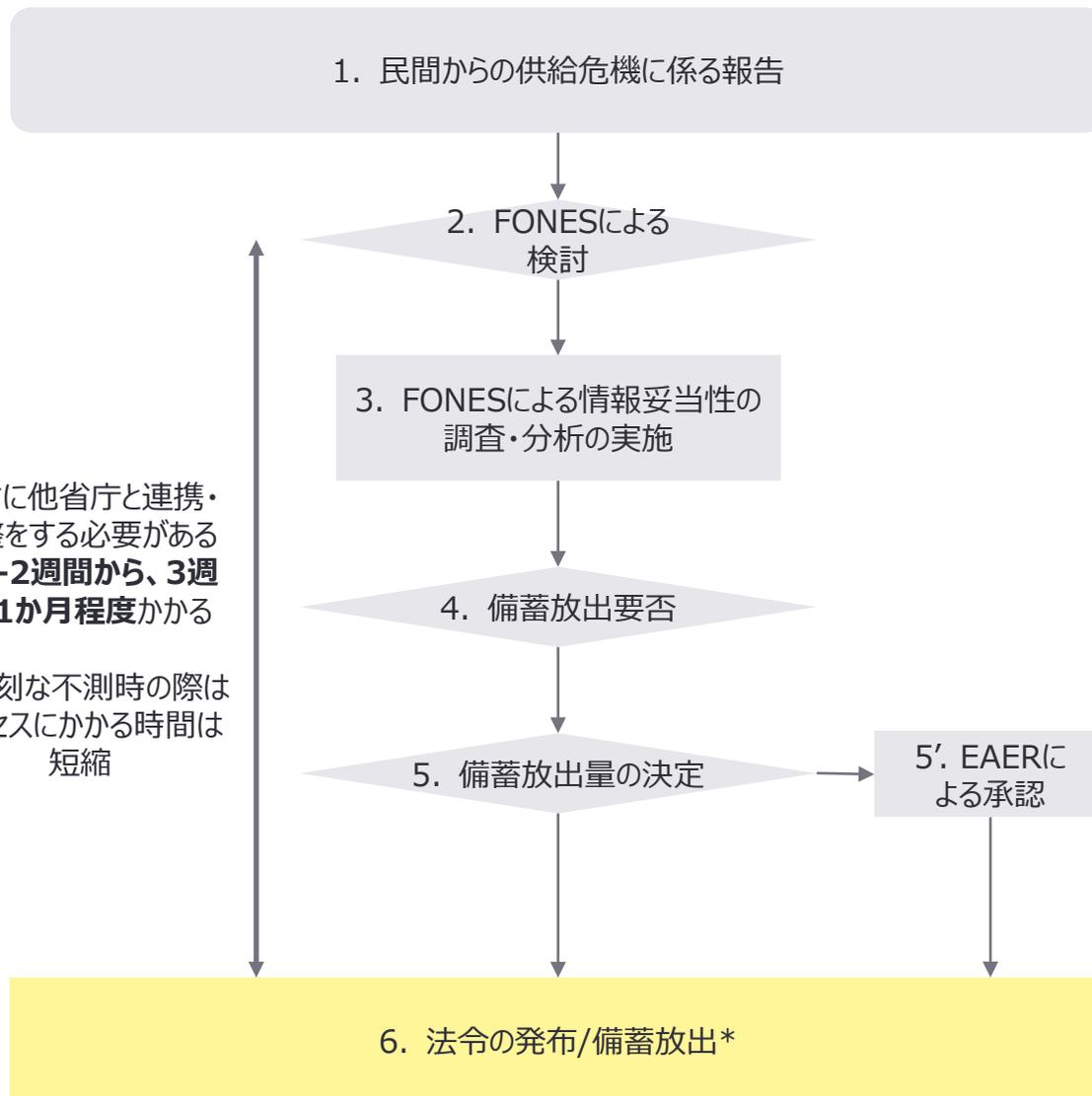
出所) FONES, Réserveuisseヒアリング等を基にEY作成

※上図は特にRéserveuisseに関するもの。一方、肥料備蓄団体のAgricuraについては、窒素肥料の国産事業者がないため、国内生産者・輸入事業者を区別せず、国内での販売量に応じて一律に賦課金を課している（Agricuraへの書面聞き取りより）



不測時における義務的備蓄の放出に係るオペレーションは下図に示す通り

（参考）備蓄放出に係るオペレーションのフローチャート



検討に他省庁と連携・調整をする必要がある
→1-2週間から、3週間-1か月程度かかる

※深刻な不測時の際はプロセスにかかる時間は短縮

1. 民間企業よりNES民間部門（各セクターのエキスパート）へのレポート及びFONESにレポートが行われる
2. FONESとして備蓄放出の要否・放出量等を検討
3. 状況を把握するためにFONESが初期の情報収集及び分析を実施する（以下プロセス）
 - 民間企業に対する情報提供を要請
 - 必要に応じ、適宜関連部門（FOAGやAgroscope）に協力を要請
 - その他パブリックデータを活用して意思決定プロセスを実施
 - FONESにはNESからも専門家が40-50人程度常駐しているため、協力要請・オペレーション実施についても要請可能、またインダストリー専門家等とのコンサルテーションも実施できる体制が構築されている
4. 備蓄放出の要否・備蓄放出に向けた法令整備への動きが決定される
5. 備蓄総量の20%未満であればFONESが独自に備蓄放出することが可能
※20%以上の備蓄放出が必要な場合はEAERによる承認が必要（5'）
6. 備蓄放出に係る法令の発布と備蓄放出
※備蓄放出を許可する下位法令であり、施行された場合にも実際の放出実施はFONESの判断による（*）



州政府は不測時措置において連邦政府の協力要請に従う義務があるが、役割は供給制限等の措置の実施協力等に限定される（主要措置は連邦政府主体で実施される）

概要	法制度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NESA第59条に基づき、カントンは連邦政府の協力要請に従う必要がある <ul style="list-style-type: none"> ▶ カントンに対する権限は、協力的ではない事例があった際に対応できるように制定された背景がある（※なお、同条は現在まで発動事例がない） ▶ 命令については、生産・加工・流通のすべての段階において発令できる。（連邦政府に命令の元に食料品の生産・流通/配給が可能） ▶ Ordinance of 19 August 2020 on Ensuring the Supply of Drinking Water in Severe Deficiencies (VTM)（「深刻な不足時の飲料水供給の保護に関する 2020年8月19日の条例 (VTM)」）にて、カントンを対象とした永続的下位法令を規定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家レベルでは各地域への水道水の管理をすることが難しいため、カントンは水道水管理（パイプの管理など）各家庭に飲料水を届ける責任を負うことを規定
	役割・実行範囲の想定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NESで規定されているカントンの役割については以下： <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国によって決定されたmeasureの実行 ▶ 法令が施行された際に地域レベルで順守されていることを確実にする（例：特にエネルギー消費における商品（goods）の使用制限） ▶ また、不測時には以下の役割が求められている： <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不測時対応措置が配給レベル（前述Level C）におけるカントンによるタスクの履行 ▶ 現在の発動された責任についてはrestriction（コロナ禍における一般市民向けの制限）まで ▶ 想定される状況は以下： <ul style="list-style-type: none"> ▶ ミネラルオイルの備蓄の放出が行われる際は、各カントンへの放出量が決まってから配給される。社会インフラとしてパイプを保有・管理しているのがカントンである場合はカントンのタスクになる ▶ 輸送用のトラックについて、カントンが必要な備品の買い付け・運転手について配備することもできる ▶ スイスにおいてはできるかぎり市場原理（=プライベートセクター）にオペレーションを任せたいというスタンスであるため、カントンの役割は小さく、基本的にはプライベートセクターにオペレーション周りの責任・実行力があることが前提となっている
食料備蓄		<ul style="list-style-type: none"> ▶ カントン独自の食料備蓄保有・備蓄施策などは行われていない <ul style="list-style-type: none"> ▶ ただし、連邦政府の要請によって備蓄政策等に関わる法改正・新規法案のコンサルテーションを実施（後述詳細） ▶ 連邦政府の備蓄についても、備蓄は「市場」における民間セクターに所有権が帰属するものであり、連邦政府が保有している訳ではない ▶ カントンによってはミネラルオイル・天然ガスや緊急用の備品を独自に実施していることもある



NESAでは、同法の実施に係るカントン（州）による協力・費用負担義務を規定。なお、NESA第2章準備措置の内、備蓄は民間が実施する一方、水・電力供給については州が主体に実施する旨の法令が発出されている。また、2021年には、連邦政府より不測時への州の協力義務を喚起する指令“directive”が発せられている

国家経済供給法（NESA）

第59条 カントン

- ▶ 1 カントンは、割り当てられた職務を遂行するための組織規定を制定し、必要な機関を任命しなければならない。
- ▶ 2 カントンが必要な実施規定を期限内に発行できない場合、連邦評議会は、条例により仮の命令を出すものとする。3 連邦参議院は、カントンによる施行を監督するものとする。個別のケースでは、連邦評議会は、不履行のカントんに代わって、カントンの費用負担で行動するものとする。

国家経済供給令（VWLIV）

第9条 カントン

- ▶ 1 カントンは、連邦から割り当てられた任務を遂行するために、適時に準備を行うものとする。EAERは、管轄のカントン政府当局に関連指令を出すものとする。
- ▶ 2 連邦は、カントンの準備を支援するものとし、連邦負担金は支払われないものとする。

2020飲料水供給確保令（VTM）

第2条 最低限の量

- ▶ 1 深刻な不足状況においては、以下の量の飲料水を常に入手できなければならない：a.3日目まで：可能な限り；b.4日目から1.個人世帯の場合：1人当たり1日4リットル以上、
- ▶ 2.病院、家庭、刑務所、学校、農場、必需品を生産する企業などの施設では、少なくともカントンが定める量。
- ▶ 2 カントンは、飲料水の追加供給量を規定することができる。
- ▶ 3 利用可能な飲料水の総量の算出根拠は、各供給地域の人口、農場数、必需品を生産する企業数に関する現在入手可能なデータである。

2022緊急不測時における臨時発電所及び緊急発電機構の運営に関する命令

第8条 報告義務及び管理

- ▶ 1 第1条第2項に従う事業者（発電事業者）は、発電を請け負ったことを1週間以内に管轄のカントン大気汚染防止当局に通知しなければならない。
- ▶ 2 使用期間の開始時および終了時の稼働時間計の状況（読み取りデータを含む）を、1週間以内に大気汚染防止当局に報告するものとする。
- ▶ 3 大気汚染防止当局は、いつでも排出測定または管理を実施し、または実施させることができる。

“Directives of the EAER for the attention of the cantons” (2021)

- ▶ 平時・不測時の水供給について責任を負う
- ▶ 国民経済供給（NES）国民経済供給措置について、連邦参事会からカントんに委託されるタスク（連邦によって決定された規制管理措置）の考えられる影響を通知
- ▶ カントンは組織規定を発行し、設定された制限時間内に規制された管理措置に関して連邦評議会から委託されたタスクを実行するために必要な機関を設立

カントン（州）の義務を喚起する連邦政府指令

- 但し、飲料水供給確保例以外での発動事例は無し
- 実態としては州政府の役割は一部消費制限などに限定されている

（FONESヒアリングより整理）

カントン（州）の義務を規定した下位法令



【参考】カントン（州）独自の備蓄政策は行われていないが、一部州では緊急用備品の備蓄を実施しているとのこと。主要11州の概況は下表に整理した

州	関連法令	概要（内容）	出典元/URL（関連法がないものは法令DB参照）
Zürich	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://www.lexfind.ch/tolv/133526/de
Bern; Berne	BSG521.10-Kantonale Bevölkerungsschutzverordnung (KBSV)	▶ 州国民保護条例 ▶ 第44条のGSIについての規定にて「供給の安全を確保するため備蓄を組織し、病院に医薬品や医療消耗品を供給する」ことを定めている	https://www.belex.sites.be.ch/app/de/texts_of_law/521.10
Vaud	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://www.vd.ch/themes/etat-droit-finances/base-legislative-vaudoise
Genève	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://silgeneve.ch/legis/
Aargau	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://www.ag.ch/de/ueber-uns/gesetze-entscheide/gesetzessammlungen
St. Gallen	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ▶ ただし、連邦政府のコンサルテーション要請に応じる形で種子備蓄について肯定的な立場を表明した（URL参照）	https://www.sg.ch/news/sgch_aussenbeziehungen/2021/09/saatgutpflichtlagerverordnung/_jcr_content/Par/sgch_downloadlist_co/DownloadListPar/sgch_download.ocFile/Saatgutpflichtlagerverordnung_Vernehmlassungsantwort.pdf
Basel-Stadt	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://www.gesetzessammlung.bs.ch/app/de/systematic/texts_of_law
Ticino	—	▶ 独自の備蓄についての規定は確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://m3.ti.ch/CAN/RLeggi/public/index.php/raccolta-leggi
Luzern	SRL Nr.395-Einführungsgesetz zum Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung(Kantonales Landesversorgungsgesetz)	▶ 国家経済供給に関する連邦法の導入法（州供給法）に基づき備蓄の義務はないものの、 食料の配給、飲料水の供給、燃料油の供給 などが定められている	https://srl.lu.ch/app/de/texts_of_law/395
Basel-Landschaft	—	▶ 独自の備蓄については確認できなかった ※国家経済供給法に準ずる旨は記載あり	https://www.baselland.ch/themen/g/gesetzessammlung/
Zug	—	▶ 包帯の備蓄を1999～2006年まで定めていたが、廃止されていることを確認した ▶ それ以降は独自の備蓄はなし	https://bgs.zg.ch/app/de/systematic/texts_of_law

➡カントン（州）独自の食料備蓄保有・備蓄施策などは行われていない（ただし、ミネラルオイル・天然ガスや緊急用の備品（emergency equipment）についてはカントンが独自に実施している場合があるとのこと）（FONESへのヒアリングより）



【参考】“Vernehmlassungsverfahren”と呼ばれるコンサルテーション手順に則り、各カントンは連邦政府が発出する新規法案や法令の改正に対して意見表明を実施することができる

ザンクトガレン州における連邦政府が発出した種子備蓄令への立場表明（政策提言）※仮訳

Kanton St.Gallen

< Back

Compulsory Seed Stockpile Ordinance

Published on 14.09.2021 11:50 in the field of **External Relations**

In a letter dated 10 September 2021, the Government of the Canton of St.Gallen responds to the consultation invitation of the Federal Department of Economic Affairs, Education and Research.

Response to the consultation

📎 [Saatgutpflichtlagerverordnung_Vernehmlassungsantwort \(248 kB, PDF\)](#)

Regierung des Kantons St.Gallen

Regierung des Kantons St.Gallen
Eidgenössisches Departement für Wirtschaft,
Bildung und Forschung
Bundeshaus Ost
3003 Bern

Regierung des Kantons St.Gallen
Regierungsbüro
9001 St.Gallen
T +41 76 229 74 44
info.sg@sg.ch

St.Gallen, 10. September 2021

Saatgutpflichtlagerverordnung; Vernehmlassungsantwort

Sehr geehrter Herr Bundespräsident

Mit Schreiben vom 26. Mai 2021 laden Sie uns zur Vernehmlassung zur Saatgutpflichtlagerverordnung ein. Wir danken für diese Gelegenheit und äussern uns wie folgt:

Der vorliegende Entwurf zur Saatgutpflichtlagerverordnung ist zu begrüssen. Er stellt sicher, dass die Schweiz bei schweren Mangellagen beim Saatgut auf eine Reserve zurückgreifen kann. Aufgrund der zahlreichen Risiken, welche die wirtschaftliche Landesversorgung (WL) aufgrund des Mangels an einer Rapszüchtung und aufgrund der vollständigen Importabhängigkeit der Schweiz dem Rapsaatgut abstellen, ist der Aufbau von Pflichtlagern für Rapsaatgut marktüblicher Sorten zur Speiseölgewinnung im Umfang eines Jahresbedarfs angezeigt.

Bei künftigen Überprüfungen der WL auf die Krisenfestigkeit der Schweiz im Saatgutbereich empfiehlt es sich, bei Bedarf weitere Saatgutarten, die für die Grundversorgung unerlässlich sind, der Pflichtlagerhaltung zu unterstellen und vorliegenden Erläuterungen entsprechend zu ergänzen. Bestehende Pflichtlager sind stetig auf ihre Notwendigkeit hin zu überprüfen und sollen bei veränderter Lage auch wieder aufgehoben werden können.

Wir danken Ihnen für die Berücksichtigung unserer Anliegen.

Im Namen der Regierung

Dr. Benedikt van Soyk
Staatssekretär

Zustellung auch per E-Mail (pdf- und Word-Version) an:
info@bwl.admin.ch

“

親愛なる連邦大統領様

あなたは、2021年5月26日付の手紙で、種子備蓄令に関する協議に私たちを招待しています。

この機会をいただきまして感謝申し上げますとともに、以下のことを申し上げます。

今回の種子備蓄令案は歓迎されるべきであります。これにより、スイスは深刻な種子不足が発生した場合に、備蓄に頼ることができるようになります。菜種育種の不足とスイスの完全な輸入依存により、国家経済供給量（WL）が菜種に証明する数多くのリスクを理由に、食用油生産用の市販品種の菜種の強制備蓄が定められてる年間要件に達することを勧めます。

種子部門の危機に対するスイスの回復力についてNational Economic Supply (WL)が今後検討する際には、必要に応じて、基本的な供給に不可欠な他の種類の種子を強制備蓄の対象とし、それに応じて現在の政令を補足することが望ましいです。既存の強制備蓄は必要かどうかを常にチェックする必要があり、状況が変化した場合に再び解除できるようにする必要があります。私たちの懸念を考慮していただきありがとうございます。

EAERによる種子備蓄令におけるコンサルテーション文書（2021）

出所) “Compulsory Seed Stockpile Ordinance”

<https://www.sg.ch/news/sgch_aussenbeziehungen/2021/09/saatgutpflichtlagerverordnung.html> <

https://www.sg.ch/news/sgch_aussenbeziehungen/2021/09/saatgutpflichtlagerverordnung/_jcr_content/Par/sgch_downloadlist_co/DownloadListPar/sgch_download.ocFile/Saatgutpflichtlagerverordnung_Vernehmlassungsantwort.pdf>



過去の食料安全保障関連の政府介入事例としては、下表の内、黄網掛けでハイライトした事例（備蓄放出及びコロナ禍における介入措置）が存在する

※仮訳

年	介入措置の要因	政府加入措置の概要
2017	医薬品の供給途絶	▶ 抗生物質22ケースの備蓄放出
2018	ライン川水位低下による限定的な輸送状況	▶ ガソリン、ディーゼル油、灯油、窒素肥料の備蓄放出 ▶ 食用油、タンパク質ベースの飼料の備蓄放出指示（ライン川水位上昇に伴い実際の放出には至らなかった） （→次頁に詳細）
	医薬品の供給途絶	▶ 抗生物質22ケースの備蓄放出
2019	貨物列車による輸送の途絶	▶ ガソリンの備蓄放出
	医薬品の供給途絶	▶ 抗生物質63ケースの備蓄放出
2020	医薬品の供給途絶	▶ 抗生物質及び呼吸用マスクの備蓄放出
	新型コロナウイルスパンデミック	▶ 交通関連の規制緩和（日曜日・夜間での輸送禁止条項の緩和、トラックの輸送許可重量の緩和、トラック運転手の柔軟な配置許可） ▶ 輸入業者が国境を通過するための確認書（Confirmation Letter）の発行による輸入円滑化 ▶ 卵とバターの間接税割当の引き上げ
2021	ウクライナ紛争に伴う天然ガス価格の高騰	▶ 窒素肥料の備蓄放出に係る法令発令（実際の放出には至らなかった） （→次頁に詳細）

：食料安全保障に関連する介入事例



食料安全保障に係る備蓄放出事例として、①2018年のライン川水位低下時、②2021年の天然ガス価格高騰をきっかけとした備蓄放出法令の発動事例が存在する

備蓄放出事例 (食料)

- ▶ 食料セクターの備蓄放出については、少なくとも過去10年は事例がない。以下は食料セクター関連事例（一方、エネルギーセクターについては、過去数回放出事例がある）
- ▶ なお、備蓄品目及び放出品目については、カテゴリ別の指定のみしか行っておらず、詳細アイテムの特定はされない。

(参考) FONESより聴取した近年の事例概要

ライン川水位低下に伴う備蓄放出事例の概要（2018）

- ▶ 同年夏に起こった旱魃によりライン川経由の輸入ルートが制限され、秋には供給不足に陥るリスクが予見されていた。（※対象：飼料及び肥料）
- ▶ 当該状況を踏まえ、11/26（2018）には関連するordinanceが公布され、実際の施行が1/15（2019）に行われた。
 - ▶ AS 2018 4325 Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Dünger(肥料)
- ▶ さらに12/17(2018)に飼料と食用油を放出するordinanceが公布
 - ▶ AS 2019 15 Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Futtermittel（飼料）
 - ▶ AS 2019 21 Verordnung des WBF über die Pflichtlagerfreigabe von Speiseölen und Speisefetten（食用油）
- ▶ なお、降雨による状況の好転が見込まれていたため、FONESの見解として当該事態は“Temporary crisis”とされていた
- ▶ また、FEDRO（Federal Roads Office）が輸送関連の管轄省庁であったものの、ロジスティクス関連の支援をする（法令の緩和を実施する）ための既存のordinanceを有していなかった。そのため、FONESとFEDROが共同で運輸会社に対して日曜日や夜間での輸送を禁止した条項の緩和等通常の規制を緩和するためのStatementを発令した。

ガス価格高騰による備蓄放出事例の概要（2021）

- ▶ ガス価格の高騰や続く窒素肥料の高騰等、欧州全体で肥料供給が不足する事態が起こった
- ▶ スイス国内でも全土的に肥料の供給が不足し市場に出回っていないと判断されたため、備蓄放出が決定されこの際はordinanceの発令があった。しかし、備蓄放出にまで至らなかった
 - ▶ AS 2021 920 Verordnung des WBF vom 20. Dezember 2021 über die Pflichtlagerfreigabe von Dünger（肥料）
- ▶ しかし、肥料の価格高騰はあったものの、殆どの事業者が個社の備蓄（在庫）を開放していた放出された備蓄は使われていなかったことが判明した

前頁の内、実際の備蓄放出が行われたライン川水位低下に際する放出事例について、“Report on Economic Supply Act 2017-2020”の関連記載を以下の通り整理した

ライン川水位低下に伴う備蓄放出事例の概要（2018）

（“Report on Economic Supply Act 2017-2020”より抜粋） ※仮訳

- ▶ 2018年の秋、長期にわたる低水位がライン川の輸送に大きな影響を及ぼし、ライン川を經由した輸入は数カ月間にわたって大幅に妨げられた。これにより、鉱物油、食用油および脂肪、飼料および肥料の供給がボトルネックになった。したがって、**連邦政府は強制在庫の一時的な使用を承認しました**。合計で235,000立方メートルのディーゼルが放出された。ガソリン80,500m³、灯油30,000m³、窒素肥料4,000トン。最終的に、191,000 m³ のディーゼル、58,000 m³ のガソリン、8,000 m³ の灯油、および 13 トンの窒素肥料が使用された。**さらに、たんぱく質が豊富な飼料と食用油および脂肪の強制備蓄がEAERによって放出された。**
- ▶ （中略）短期的な供給のボトルネックを埋めるために、**FONESは各商品カテゴリーの強制在庫の総保有量の最大 20% の不足分を独自に承認することができる**。より大規模な強制備蓄が必要な場合、国家経済供給代表はEAERの強制備蓄から必要な物品を放出するよう要求し、EAERは条例により強制株式の放出を承認する。この条例に基づき、所管課が使用限度額や強制ストックの利用可能期間を定める。

➡本件では、義務備蓄量の20%未満の放出をFONESの裁量で実施できるとの規定があったものの、それ以上の放出が必要との判断となり、FONESが規定にしたがい、EAER（経済教育研究省）に申請・承認を得たという経緯がある（規定については右参照）

出所）“Report on Economic Supply Act 2017-2020”
https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/en/dokumente/dokumentation/publikation/en/wl-bericht-2017-2020.pdf.download.pdf/Bericht_WL_DE_2021_Web.pdf

備蓄放出決定権限をEAERに付与する原則規定

2017国家経済供給令 (VWLVL)

第21条

- 1 切迫した、または現存する深刻な不足の場合、EAERは、**強制在庫の放出を命ずることができる**。
- 2 関係事業者の意見を聴取した後、一定の条件を付し、技術的または管理的な要件を付した上で、強制在庫の放出を行うことができる。
- 3 FONESは、強制在庫保有者と合意して、ケースバイケースで放出を決定するものとする。このために、関係事業者団体と協議するものとする。

FONES裁量（備蓄総量の20%以下）の放出権限の規定

2019食料・飼料備蓄令

第6条 強制在庫数量の不足

- 1 連邦国民経済供給庁（FONES）は、短期的な供給のボトルネックを埋めるために、第3条第1項a-f字及び第4条第1項a及びb字に従って、商品のカテゴリーごとに総量の20%以下の一時的な不足を許可することができる。
- 2 申請があり、Réserve suisse の意見を聞いた後、例外的に強制備蓄量を一時的に不足させることを保管者に許可することができる。
- 3 強制備蓄契約は、それに応じて修正されなければならない。

2019肥料備蓄令

第5条 強制備蓄量の不足量

- 1 連邦国民経済供給局（FONES）は、短期的な供給のボトルネックを埋めるために、総量の20%以下の一時的な不足を許可することができる。
- 2 申請があり、Agricuraの意見を聞いた上で、例外的に強制備蓄量を一時的に不足させることをキーパーに許可することができる。
- 3 強制備蓄契約は、それに応じて変更されなければならない。

2019液体燃料備蓄令

第5条 強制備蓄量の不足量

- 1 連邦国民経済供給庁（FONES）は、短期的な供給のボトルネックを解消するために、第3条の文字 a-d に従って、商品のカテゴリーごとに総量の20%を超えない範囲で一時的に不足することを許可することができます。
- 2 申請があり、Carburaの意見を聞いた後、例外的に、強制備蓄量を一時的に不足させることをキーパーに許可することができる。
- 3 強制備蓄契約は、それに応じて変更されなければならない。



DSS-ESSAは食料安全保障モデリング・ツール。生産・消費等の基礎変数に加え、貿易・備蓄や必要カロリー・栄養素も包括する点が特長。不測時における実効性向上は今後の課題

Agroscopeの概要及びDSS-ESSAの位置づけ

- ▶ Agroscopeは**FOAG（連邦農業局）傘下の研究機関**。以下3つの目的で研究を行う：
 - ▶ ①農業・食品関連セクターのバリューチェーンへの貢献；②法律の施行に係るタスク・政策ツールの執行；③農業関連政策の立案に関する科学的な支援
- ▶ **NESへの情報提供義務を負い、“DSS-ESSA”は食料安全保障モデリング・ツールとして位置づけられる。**

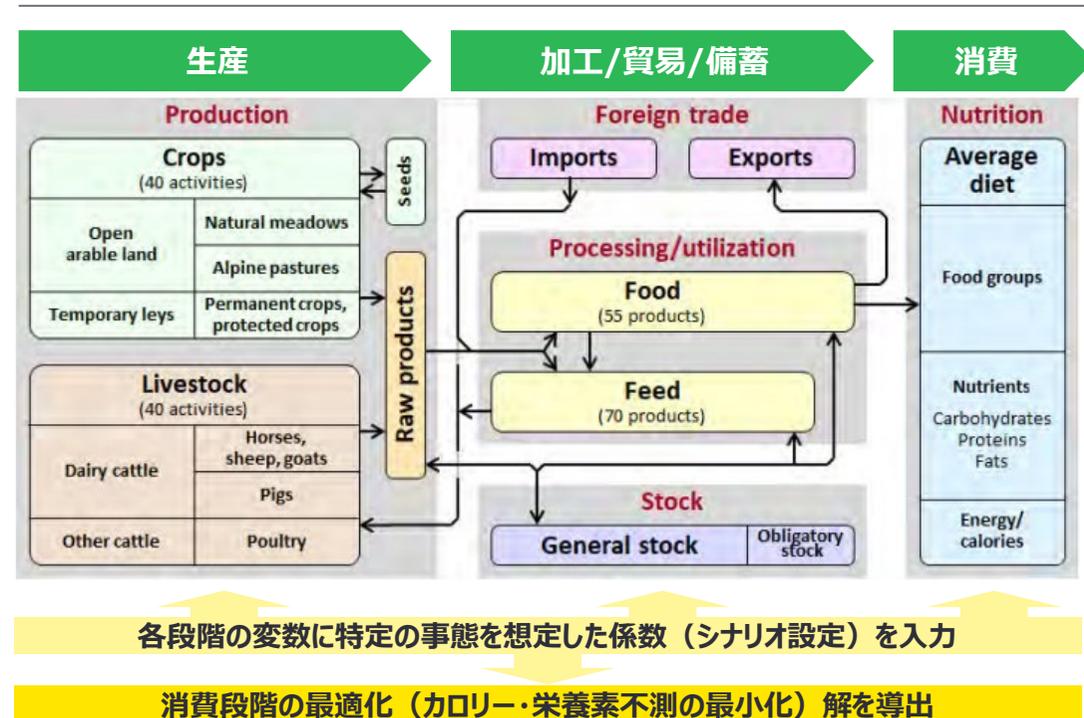
DSS-ESSAの概要

- ▶ **入力変数は3段階の食料バリューチェーン（1. 生産 → 2. 加工/貿易/備蓄 → 3. 消費）から構成**。入力を基に、最適化パターン（カロリー・栄養素不足の最小化）をシミュレーションするシステム（図参照）。
- ▶ 各段階における入力変数は以下の通り：
 - 1. 生産**：農産物（40種）、畜産物（40種）
 - 2. 加工/貿易/備蓄**：食品（55種）、飼料（70種）
※加工（≒該当年の国内生産分）に加え、貿易・備蓄も入力変数に組み込まれる
※なお、「流通」段階の変数は組み込まれていない
 - 3. 消費**：必要カロリー、栄養素（マクロ・ミクロ双方）

システムの特徴・課題

- ▶ 必要カロリーの他、**必要栄養素も変数に含まれる**。
- ▶ 貿易・備蓄の変数があり、**不測時措置における「増産」、「輸入指示」、「備蓄放出」に対応したシステム**。
- ▶ 一方、「流通」変数が無いため、**輸送危機時の実効性が限定的**。（実際、2018年のライン川水位低下に伴う物流危機時に同システムは活用されなかった）
- ▶ 現状、シミュレーション結果は個別アクターへの指示にまで直結していない。（**実効性向上が今後の課題**）

DSS-ESSAの概念図



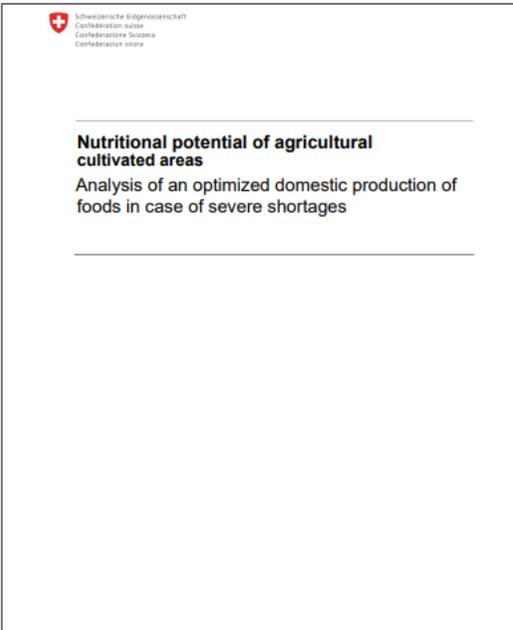


【参考】DSS-ESSAの概要

概要

- ▶ DSS-ESSAは国家経済供給庁（FONES）の危機予防手段として位置づけられている
- ▶ 分析方法：シナリオ（モデルパラメータ）、タスク（備蓄放出などの戦略的決定事項）を定義し、モデル変数や制限等をシステムに入力することでどの品目からどれだけのカロリー摂取が必要か/可能か等不測時の食料確保の最適化されたシミュレーション結果を生成
- ▶ 同システムは食料供給におけるナレッジベースのシステムとなっているため、食料の平均生産量などを含むデータベースの頻繁な更新が必要となっている
→2011年よりAgroscopeによってこのシステムの更新が実施されている

*一部抜粋
※仮訳



深刻な食料不足時における国内生産のための栄養学的農地ポテンシャル分析 (2020)

1.2 国家経済供給の枠組みにおける生産最適化を通じた食料安全保障の発展

<1940年～1990年>

- ▶ 1940年11月：フリードリヒ・トラウゴット・ヴァーレンによる栽培計画の発効
- ▶ 1978年：供給政策の憲法的根拠を変更するという文脈の中で、深刻な食料不足は不作等、あるいは他国、特に大輸出国の制限的な経済政策の結果によっても発生する可能性があることと述べられたことより、食料安全保障対策の発展に寄与
- ▶ 1967年：チューリッヒ大学によるコンピューターモデルに基づく定量的研究手法を活用した農作物計画の研究が完了、その後チューリッヒ工科大学による深刻な不足下での農業生産のためのモデルが研究された
- ▶ 1975年：同研究による栄養計画の基礎が完成
- ▶ 1980年：フライブルク大学のオートメーションおよびオペレーション研究研究所によって1980年バージョンのコンピューターモデルが開発された（DSS-ESSAモデル）
- ▶ 1990年：1990年栄養計画（EP90）において、フライブルク大学が開発したモデルが活用され、種子だけでなく食料、飼料、肥料の輸入が完全になくなった状況下での人口をまかなうための農耕地の面積が産出された

<1992年～2010年>

- ▶ 1990年代初頭：連邦国家経済供給庁（FONES）がフライブルク大学にEP90で活用されたモデルのフォローアップ研究を委託
- ▶ 1992年：EP90を基にした輪作地域の部門別計画（輪作面積の部門別計画）が発効

<2011年～現在>

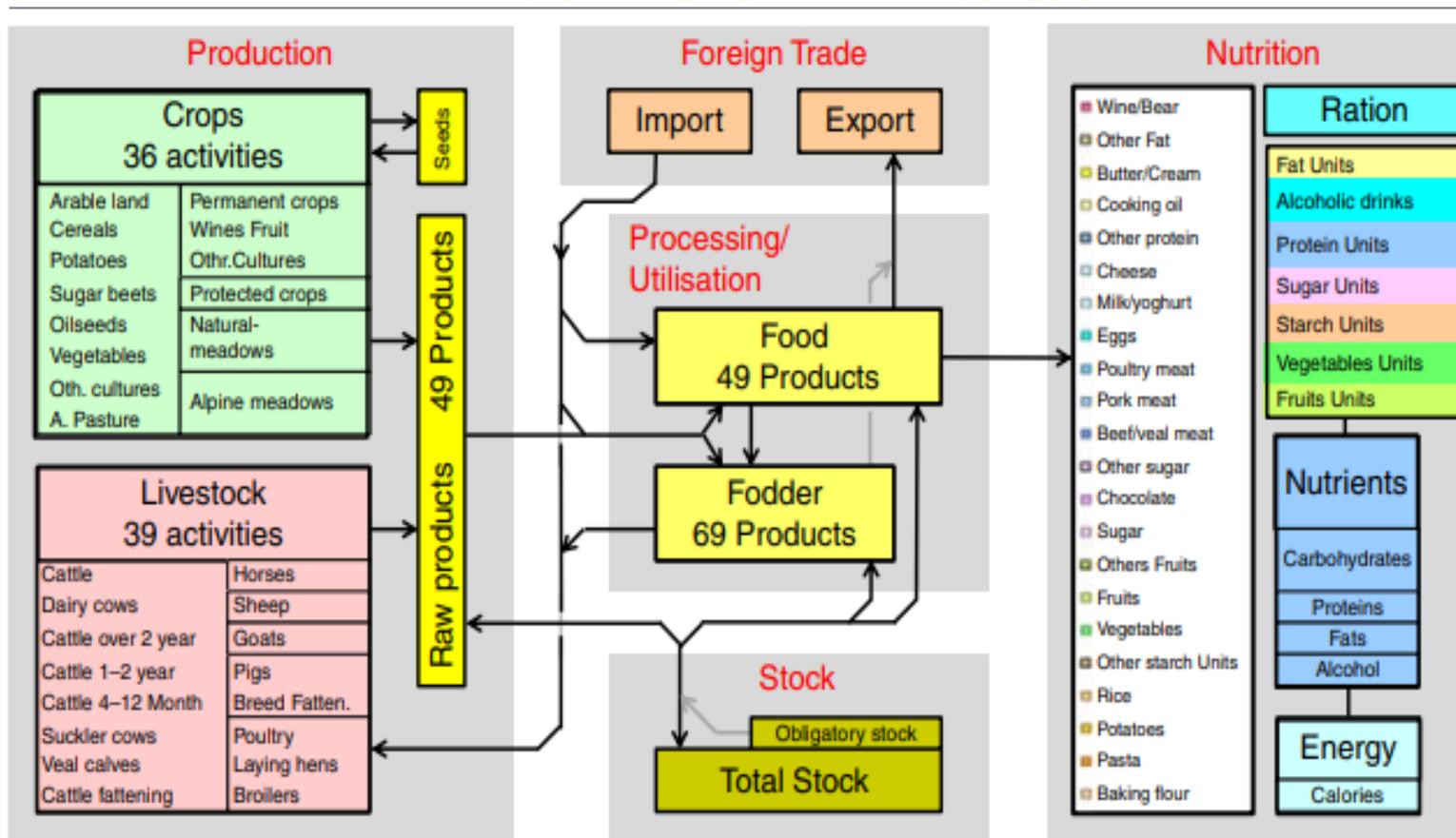
- ▶ 2011年：DSS-ESSAシステムがAgroscope（連邦農業研究能力センター）による管理下に移行
- ▶ 現在：近年輪作地域と食料分野における供給の安全性に関する政治的および社会的議論が行われ、システムにも改変が加えられている。（→詳細は次頁以降参照）



公表情報ベースの最新情報によると、現在も同様のモデルは活用されており、また近年では環境に着目したGreen DSS-ESSAというモデルが活用された分析も進められている

- ▶ 食料自給率、輸出入等をインプットし、「深刻な食料不測時」の期間を設定することによって、カロリー不足分を最小化し、穀物や家畜の必要量を算出する（変数によって多様なシナリオを検証可能）
 - ▶ なお、人的要因による供給量のロス、経済的・環境的要素を考慮したモジュールは導入されていない
- ▶ 近年ではGreen DSS-ESSAという新たなモデルが活用されはじめている：国内だけでなく、外国からの輸入も含む食料分野における農業セクターの環境へのインパクトを考慮したモデルとなっている（このモデルにはコーヒーやタバコは含まれないようになっている）

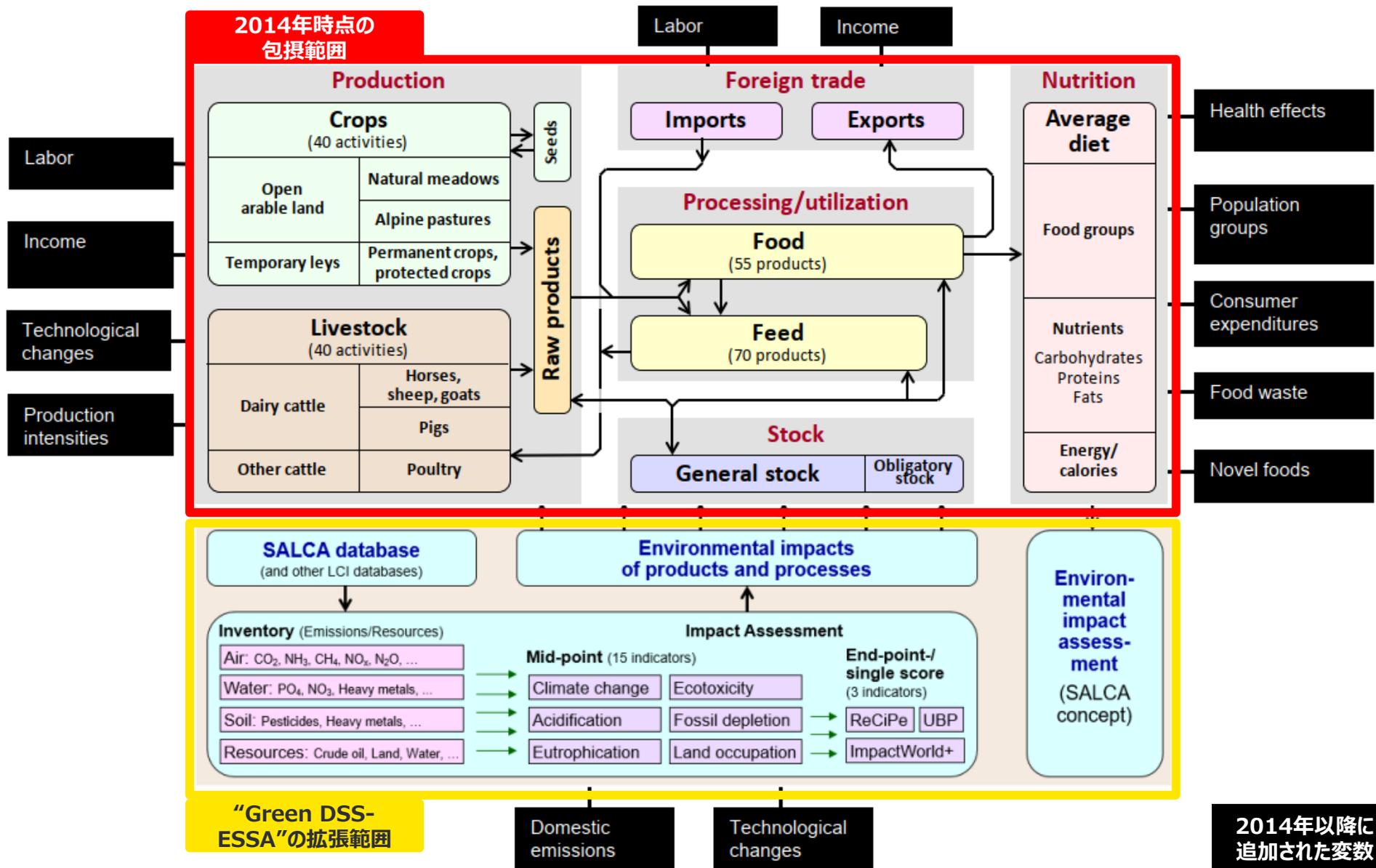
2020年レポートにおけるDSS-ESSAの概念図



出所 Swiss Confederation's center of excellence for agricultural research (Agroscope), Economic Modelling and Policy Analysis HPよりダウンロード
 <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/lebensmittel/nahrungsmittel/anbauoptimierung/potenzialanalyse.html>>



【参考】DSS-ESSAの前頁に示した2020年版以降のアップデート範囲

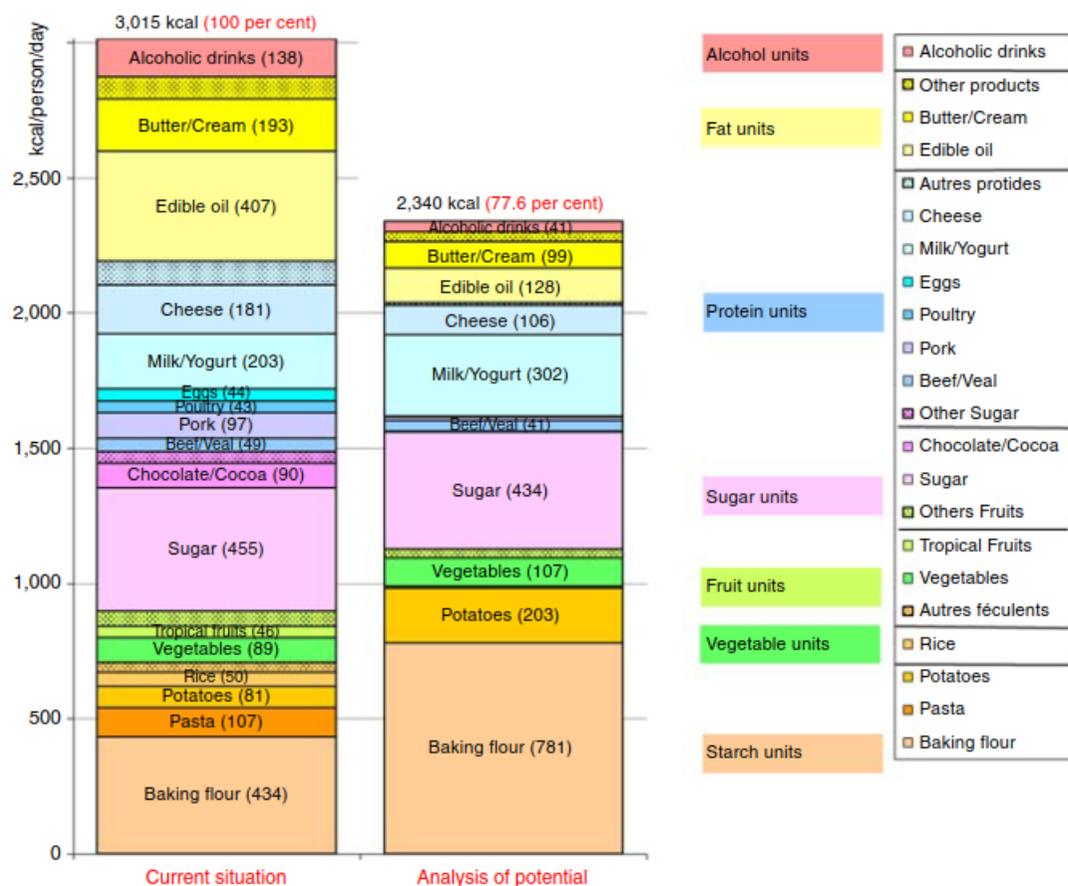




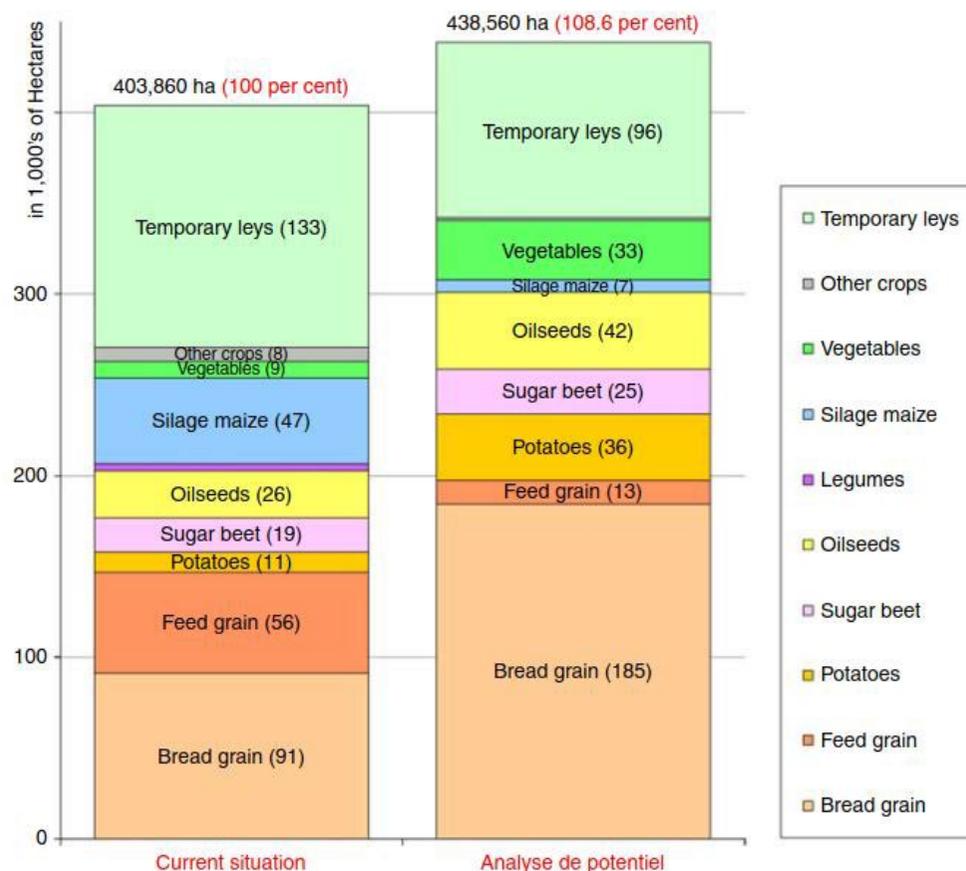
過去の事例として、輸入100%途絶時のシミュレーションが2018年に学術誌に公表された。以下の通り、作付転換による消費最適化のシミュレーション結果が示されている

- ▶ British Food Journal（2018）にて発表された論文では、食料及び飼料の対外貿易（Import/Export）の100%途絶のシナリオによるシミュレーションを実施。
 - ▶ 前提仮説として既に農業危機や肥料、農薬（plant-protection products）、燃料については十分あるとして分析
 - ▶ また、投入要素が欠落して収量も減少する場合をシミュレートするために、収量をさらに10%減少させる感度分析を実施

消費最適化のシミュレーション結果



作付転換最適化のシミュレーション結果



目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-2. ドイツ





国内生産及び輸入確保体制は強く、食料供給リスクは低い。一方、歴史的に政治的・社会的リスクを散発的に経験しており、重大リスクに注力した食料安全保障法制が整備されている

外部環境

- ▶ 耕作地面積が広く（日本の約4倍）、食料自給率は高水準（カロリーベースで約80%）。
- ▶ EU加盟国であり、食料輸入の多くをEU域内が占めるが、輸入先については選択肢が多く、必要に応じた多角化も可能。
- ▶ 一方で、**重大な政治的・社会的リスク**に対応する形で、**食料安全保障法制を整備してきた歴史的経緯**がある。（例：キューバ危機後にESG制定（1965年）、チェルノブイリ事故後にEVG制定（1990年）。いずれも現行法のESVGの前身となる法律）

主要リスク

- ▶ 食料生産・供給体制は安定しており、**不作・輸入途絶等による供給不足リスクは低い**。
- ▶ 一方で、**政治・社会的不測事態のリスクシナリオを想定**しており、ESVG制定と同年の2017年には、**食料供給におけるリスク要因は以下4区分**とされた。
 - ▶ ①軍事防衛、②パンデミック、③大規模・長期の電力不足、④大規模な放射線放出を伴うテロ攻撃

食料安全保障政策の基本方針

- ▶ 食料供給不足に対する対応としては、**連邦政府と州政府が連携してモニタリング・対応を行う体制**。また、政府介入のハードルは高く、**最大限市場原理による解決に委ねる方針**。
- ▶ 一方で、**重大な政治・社会的不測自体（軍事・非軍事双方）**については、**連邦政府に対応措置に係る大きな権限を付与**している。
 - ▶ 例えば、連邦政府は民間企業に対し、生産・加工・流通のすべての段階において命令を発令可能（連邦政府の命令の下に食料品の生産・流通/配給が可能となる体制）
 - ▶ また、民間企業への情報提供要請が可能であり、関係省庁間でのデータ共有も可能
- ▶ **備蓄については、食料供給の短期的ボトルネックの解消という目的**で、BMEL（連邦農業省）の政策として実施（連邦政府が民間事業者から入札形式で備蓄品目を買上げる方式）。
 - ▶ 備蓄品目は穀物、コメ、豆類及びコンデンスミルク。**備蓄期間は数日～数週間規模**。州政府の要請があった場合に、連邦政府の承認を経て放出可能（※セキュリティの観点から備蓄倉庫の所在地は連邦政府のみが把握）
 - ▶ なお、**BMELとしては個人備蓄の有効性を評価**しており、**家庭レベルでの備蓄を推奨**している



州政府が官民連携を主導し、連邦政府への危機報告を行う。連邦政府は省庁間データ共有・企業への情報提供要請が可能。供給危機に際する連邦政府の権限は幅広く規定される

平時取組

- ▶ 連邦レベルでは、**BMEL（連邦農業省）が、ESVGに基づく市場関連データ収集を実施。また、ESVG規定外の施策として連邦備蓄を実施。**
 - ▶ ESVGの情報収集規定（第13条）に係る下位法令（“ESVGDüV”）により市場情報を平時より収集
 - ▶ Thünen Institute（BMEL傘下の研究所）が食料関連の市場調査・モデリング等の研究を実施
 - ▶ 連邦備蓄はBLE（連邦農業食料局）が所管し、民間事業者からの備蓄品調達・管理等を実施
- ▶ **州政府が民間企業との定期的情報連携を実施**（連邦政府は実施していない）。
 - ▶ また、現在連邦政府の要請により、食料安全保障における重要施設（“KRITIS”）の特定を実施中。

不測時対応

【①危機の検知・特定】

- ▶ 危機を検知した**民間企業は州政府に報告し、その後州政府から連邦政府に報告が行われる。**
- ▶ 上記報告を受け、**BMELが対応の要否・措置内容に係る検討を実施**（主に以下を実施）。
 - ▶ 既存データの収集・分析（Thünen Instituteへの諮問含む）
 - ▶ 関連省庁間での協議・連携／州政府との協議
 - ▶ 関連民間企業への情報提供要請 等

【②準備措置・暫定措置の発動（必要に応じ）】

- ▶ “供給危機”認定の検討段階の**暫定的措置として、所管省庁は準備措置（第11条）及び基本サービスの確保のための暫時的措置（第6条）を独自に実施することが可能**（例：食品会社への食料品の備蓄・電力確保の指示・販売規制、等）

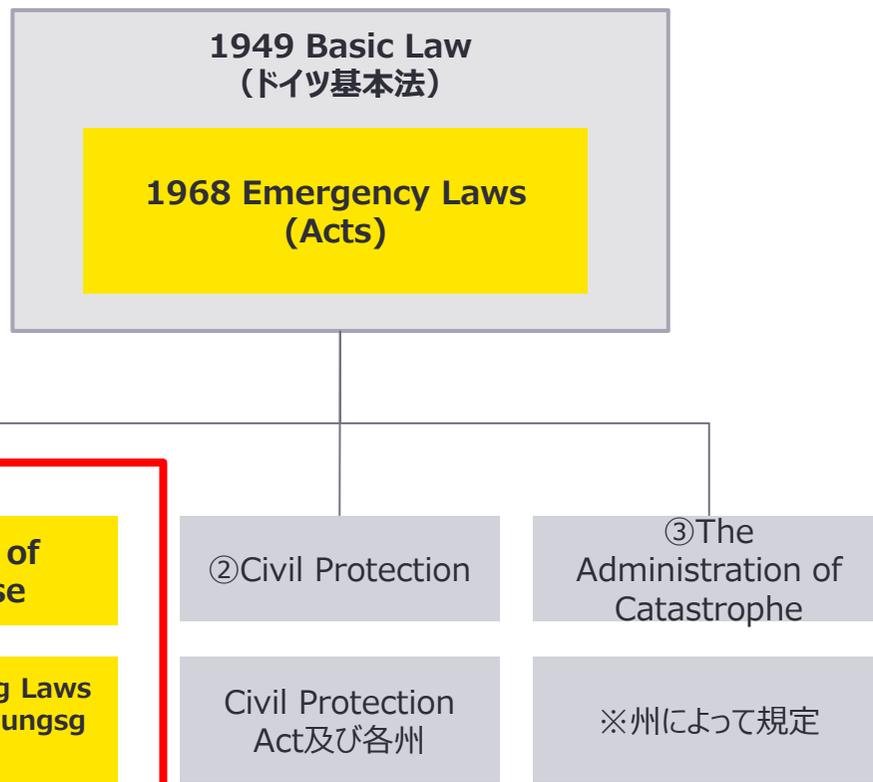
【③不測時対応措置】

- ▶ 連邦政府により“供給危機”^(注)が認定された場合、連邦政府はESVG第4条に基づき、**民間セクターへの接收を含む大規模な介入措置を、生産・加工・流通のすべての段階において発令可能。**
 - ▶ 例：民間設備を使用した生産・販売・配給、施設の維持・移動・閉鎖等の命令、備蓄命令、価格統制、等
 - ▶ ※備蓄放出は、ESVGの規定外の措置。州政府からの要請を経て、BMELの決定により実施される

注：“供給危機”の認定には、運用上次の要件が必要となる：①2つ以上の州が必要不可欠な食料供給について影響を受けていること、②必要不可欠な食料供給（人口の生存に必要な最低限のカロリー・栄養素）が不足していること、③政府の市場介入がなければ是正できないこと。なお、認定については一律の定量的基準が設定されている訳ではなく、個別判断となる



食料安全保障の基本法である“食料確保準備法（ESVG）”は、1968年の安全保障法制（Emergency Laws）下の“State of Defense”の個別法の一つとして位置づけられる



安全保障関連基本法	概要
Safeguarding Laws Sicherstellungsgesetze 保証法及び予防法	<ul style="list-style-type: none"> 「Sicherstellungs- und Vorsorgegesetze」 その目的は、上記の緊急事態が発生した場合に、民間人と軍隊に必要な物品とサービスが確実に供給されるようにすることである
①Ernährungssicherstellungs- und -vorsorgegesetz (ESVG) 食料確保準備法	<ul style="list-style-type: none"> 不測時における食料安全保障のための法律 供給計画と食料の備蓄を調整することが目的
②Energiesicherungsgesetz (EnSiG) エネルギー安全保障法	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給に混乱や脅威が生じた場合、重要なエネルギー需要が確実に満たされるよう、ドイツ政府に特定の条例を制定する権限を与える エネルギー源の生産、流通、使用に関する規制が含まれる
③Verkehrssicherstellungs-gesetz (VerkSiG) 交通確保法	<ul style="list-style-type: none"> 防衛目的に必要な重要な輸送サービスの確保 主に、輸送手段、ルート、施設、設備の使用、運営、設備が含まれる 旅客および貨物の輸送の管理、交通路の建設、修理、維持も行われる
④Wassersicherstellungs-gesetz (WasSG) 水確保法	<ul style="list-style-type: none"> 必要な飲料水の確保・供給について定めた 実施は、連邦契約局の枠組みの中で行われます。責任は、個々の連邦州で定義された構造を介して自治体に委任される
⑤Wirtschaftssicherungsgesetz (WiSiG) 経済安全保障法	<ul style="list-style-type: none"> 防衛目的に必要な物品およびサービスの供給を確保 食品・農林木材産業からの製品の供給を実施
⑥Arbeitssicherungsgesetz (ASG) 労働安全衛生法/職業安定法	<ul style="list-style-type: none"> 不測時における防衛任務等の人員需要を満たすための徴兵制を含める人員動員措置を定めた法例
⑦Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz (ZSKG) 民間防衛及び災害救助法	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の民間防衛やその援助について定めた法令 緊急時における通知の仕組み等について明言
⑧Post- und Telekommunikationssicherungsgesetz (PTSG) 郵便電気通信保障法	<ul style="list-style-type: none"> 郵便および電気通信輸送の分野における最小限のサービス供給を確保を目的としている

出所) Auf den Notfall vorbereitet Gefährdungspotentiale für die Nahrungsmittelversorgung und deren Absicherungskonzepte im Frieden und in KrisensituationenよりEY整理
https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Landwirtschaft/KritischeInfrastrukturenLandwirtschaft/Literatur/Notfall.pdf?__blob=publicationFile&v=1

- 制定当初のドイツ基本法は緊急事態についての権限が明確に定められておらず（第二次世界大戦中のワイマール憲法第48条による「緊急事態条項」の権限の濫用があったため）慎重にドイツ基本法とその条項内に定められている不測時への対応（緊急事態法）の制定がされた背景がある。
- 1968年のEmergency Laws制定以降、同法の枠組において分野別基本法が制定されている。



ESVGは、前身である食料確保法“ESG”及び食料準備法“EVG”を一本化し、軍事・非軍事的不測時への準備・対応を明記した網羅的な法制として2017年に成立した

年	法令等	概要/特記事項
1949年	ドイツ基本法 (the Basic Law) の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態について明確に定めた条文なし ▶ ワイマール憲法第48条の濫用の過去を踏まえて制定されたため、あえて曖昧かつ実践的ではない条文
1965年	食料確保法“ESG”の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ キューバ危機を背景に制定された、非常事態時（軍事防衛時）における市民と軍隊の適切な食料及び農作物の確保するための法令 ▶ その他にも交通確保法・水確保法といった保障法（Safeguarding Laws）が同時期に制定されている
1968年	ドイツ基本法に内包される形で 非常事態法（the Emergency Laws） を挿入	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ドイツ基本法に緊急事態条項を挿入する改正が行われ、政府が非常事態を宣言し介入することが可能となった
1979年	食料統制令“EBewiV”の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料確保法（ESG）に基づき制定。食料の供給を確保するためにシリアル（穀物）や豆類の廃棄や引き渡し義務・配給の取り扱いについて規定（イラン革命・ソビエト連邦によるアフガニスタン侵攻等を踏まえた軍事的不測時を想定）
1990年	食料準備法“EVG”の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ チェルノブイリ原発事故やその近年に多く発生した自然災害や畜産業の病害等による大規模な混乱を踏まえ、非軍事不測時への対応を示した法制
2006年	食料事業者報告令“EWMV”の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料確保法（ESG）及び食料準備法（EVG）に基づき制定。一定の基準を生産/加工する食料事業者の情報提供義務を定めた条例（2017年ESVG制定時に廃止）
2012年	連邦会計検査院による報告書の連邦議会 の予算委員会への提出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同報告書がESVG制定の直接的な契機。食料危機に関する全体構想の欠如、食料備蓄計画の問題点、現状の食料危機対策の課題を指摘 ▶ 法的な問題として、次の諸点を指摘：①現行法の全体像が不明確、②統一的な法が存在しない、③非軍事的な緊急事態において食料統制を実施するための法的根拠がない、④食料事業者報告令の作業負担が過大 ▶ 本報告書提出後に、ベルリン自由大学主導による「緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）」の研究（2012-15）実施
2017年	食料確保法“ESG”と食料準備法“EVG”が 一本化した 食料確保準備法“ESVG” が制定された	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報収集における法令が一本化したことにより分離したデータ収集をせずともよくなったため食料事業者報告令（EWMV）及び食料統制令（EBewiV）が廃止された ▶ 一本化したことにより900万ユーロのコスト削減が見込まれていた

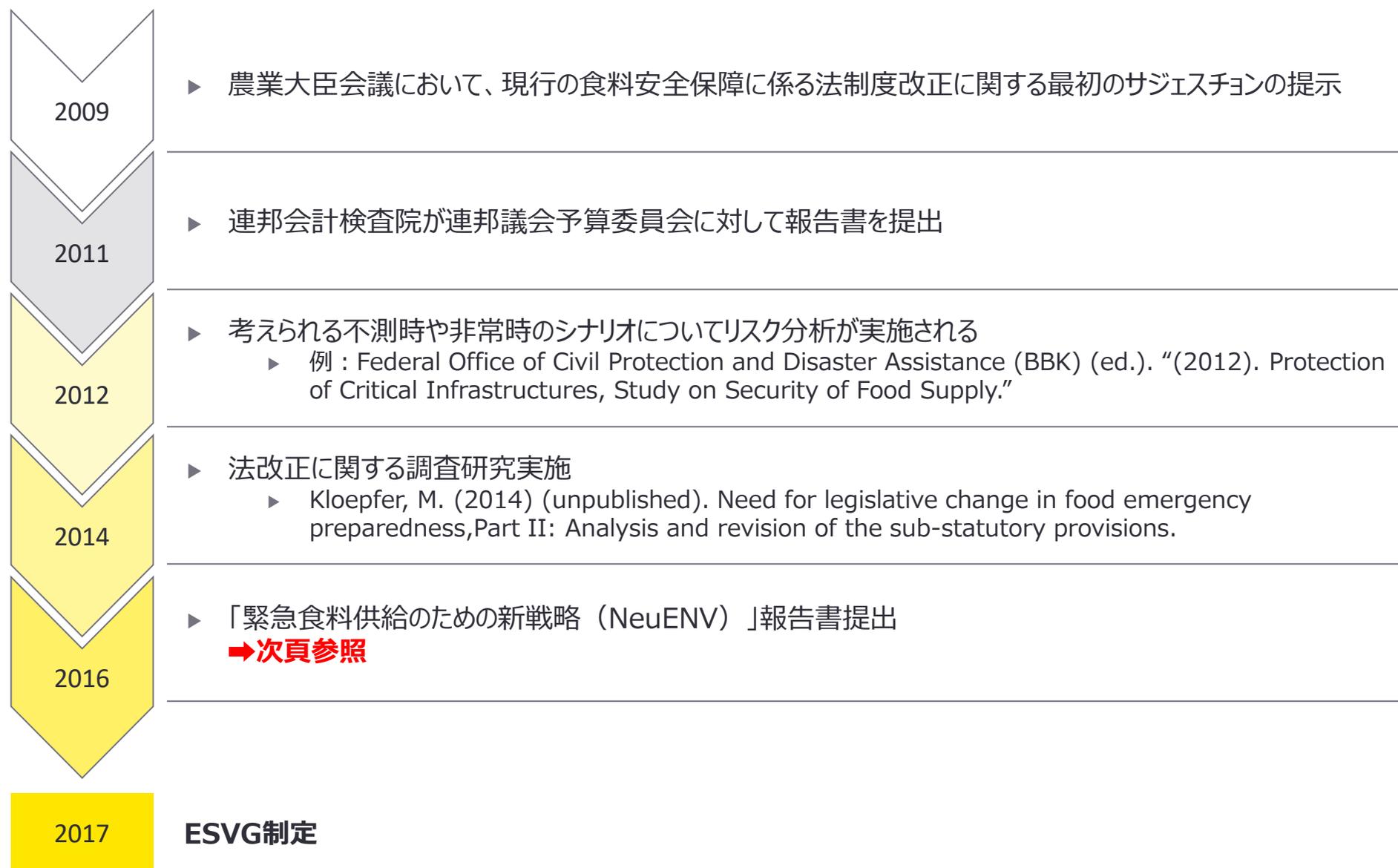


【参考】本邦におけるESVG制定の歴史的経緯を包括的に論じた先行研究として、山岡規雄「ドイツの食料確保準備法－緊急事態における食料の安定供給に関する法律の刷新－」（国立国会図書館、2020）がある（※以下関連箇所抜粋）

- ▶ 1949年に制定されたドイツの憲法に当たるドイツ連邦共和国 基本法（以下「基本法」という。）は、ワイマール憲法第48条の緊急事態条項の濫用の苦い経験から、本格的な緊急事態条項を欠く憲法として制定された。しかし東西冷戦の下、緊急事態条項の必要性が次第に意識され、1960年から当該条項を基本法に挿入する改正案が連邦議会（下院）に提出したが、基本法改正に必要な2/3の賛成が得られず、緊急事態条項の整備は容易には実現しなかった。そのため、当時の政権与党であったキリスト教民主／社会同盟及び自由民主党は、まず通常法律で緊急事態対応の法的措置を整備する方針をとることとした。こうして一連の緊急事態対応の法律が1965年に制定され、その1つが食料確保法であった。当初の食料確保法は、軍事的な緊急事態に限定しておらず、第3条では国防以外の目的についても食料の安定供給のための法規命令を発布ができると規定されていた。1968年には基本法に緊急事態条項を挿入する改正が実現し、食料確保法についても基本法の緊急事態条項との関係を明確化するための改正が行われた。
- ▶ 1986年のチェルノブイリ原発事故は、ドイツの原子力災害時における食料の安定供給の必要性を認識させた。食料確保法は、次のような問題点があった。第一に、同法には連邦と州に食料供給のための措置を講ずることを義務付ける規定がなかった。第二に、連合国がドイツに対して保有していたベルリンに関する留保権の関係上、ベルリンに食料確保法を適用ができなかった。よって、全国の食料安定供給確保のためには、新たな法律の制定が必要になった。こうした背景から、1990年に食料確保法の第3条が削除されるとともに、食料準備法が制定された。
- ▶ 1979年には、食料確保法に基づき、食料統制令が制定された。この法命令は、軍事的な緊急事態における重要な食料及び農産品の配給について定めるものであった。これに対し、非軍事的な緊急事態における食料統制の法的根拠となる法規命令は制定されることがなかった。
- ▶ 2006年には、食料確保法及び食料準備法に基づき、食料事業者報告令が制定された。この法規命令は、主要な食品企業に対し、食品の生産能力及び保管能力、従業員数等の報告を4年ごとに義務付けるものであった。しかしこの義務の履行は、多くの企業にとって大きな負担となった。よって連邦政府は、報告義務の対象となる企業の範囲を何度も縮小し、報告の書式を簡略化するといった措置を講じた。
- ▶ こうした中、2012年3月に連邦会計検査院が連邦議会の予算委員会に対して提出した報告書が新法制定の直接的な契機となった。連邦会計検査院の報告書は、食料危機に関する全体構想の欠如、食料備蓄計画の問題点など法的な観点以外についても現状の食料危機対策の課題を指摘したほか、法的な問題としては、①現行法の全体像が不明確であること、②統一的な法が存在しないこと、③非軍事的な緊急事態において食料統制を実施するための法的根拠がないこと、④食料事業者報告令の作業負担が過大となっていることを指摘した。
- ▶ こうした指摘に応え、2016年、連邦政府は、食料確保法と食料準備法を一本化し、全ての緊急事態における食料の安定供給のための新たな法律案を作成した。既存の法律の一本化に加え、危機の発生の蓋然性に比例したコストで実現可能な危機対策を講じることを新たな基本構想として内容を整備した。これに伴い、報告義務の負担が問題となっていた食料事業者報告令も廃止され、緊急事態下における食料の安定供給に必要なデータ収集は、既存の他のデータを活用して対応することとなった。また、配給品の購入切符などの資格証明書（Berechtigungsnachweis）に基づいて食料を公権力が統制する仕組みは柔軟性に欠けるとの判断から、こうした仕組みを規定する食料統制令も廃止されることとなった。
- ▶ 連邦政府の法律案は、2017年1月23日に連邦議会に提出され、連邦議会本会議は、1月26日に食料農業委員会に法律案を付託した。食料農業委員会は、2017年2月15日付けの審査報告書で、連邦政府案を無修正で可決することを本会議に勧告した。同報告書に対し、キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派は食糧危機準備規定の現代化や行政コスト削減に繋がるとして歓迎したほか、同盟90／緑の党の会派が賛成の立場を表明した。一方、左派党の会派は、食料の低温流通や調理等を確保するエネルギー供給に対するサイバー攻撃の可能性を低く見積もり、各家庭における備蓄について、世帯の3分の1が借金を抱えていることを考慮していない等の理由から、反対の立場を表明した。2017年2月17日に連邦議会本会議で最終表決が行われ、キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派のほか同盟90／緑の党の賛成により法律案が可決された。その後、法律案は連邦参議院（上院）に送付され、2017年3月10日、連邦参議院は法律案を可決し、食料確保準備法が成立した。



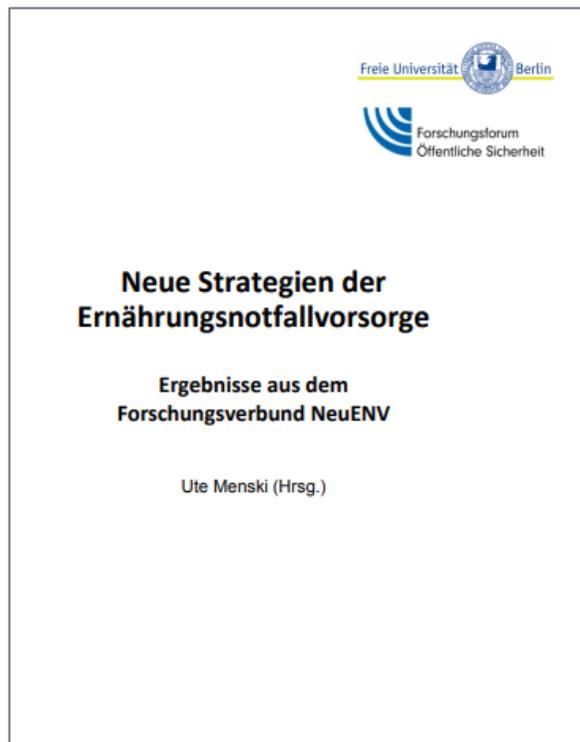
特にESVG制定に向けた具体的な示唆・検討に係る主要マイルストーンは以下の通り。 (BMELの整理に準拠したもの)





【参考】2012～2015年に実施された「緊急食料供給のための新戦略（“NeuENV”）」は、現行法のESVG制定における重要なマイルストーンとなった。同研究の概要は以下の通り

緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）



非常食対策の新戦略(NeuENV)連邦政府の安全保障研究プログラム、テーマ分野「食料および食料商品チェーンの確保」の一環として、連邦教育研究省（BMBF）は、研究プロジェクト「緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）」に資金提供。このプロジェクトの目的は、危機発生時に重要インフラである食糧供給を確保することである。プロジェクトは2012年8月1日から2015年7月31日まで実施された。Christoph Gussyは法的な専門知識でプロジェクトに同行した。彼は、ワークパッケージで開発された新しい食糧供給戦略を、危機発生時の既存の法的枠組みとの関連でレビューした。

<モチベーション>

大規模な緊急事態が発生した場合に、国民の食糧供給の安全を確保するため、1960年代以降、公的なレベルで緊急食糧対策に関する法的規制や対策が存在する。効率的な対策を行うためには、保護・準備対策が社会全体の課題として理解され、現在の研究・経験の状況に沿ったものである必要がある。

<狙いとアプローチ>

そのため、共同プロジェクトNeuENVは、危機的な状況下でも、今日、食糧供給の継続性をどのように保証できるかという中心的な研究課題に取り組んでいる。このコンソーシアムは、学際的な構造を持っている。フードサプライチェーン全体の企業、当局、支援団体、消費者など、すべての重要なアクターの視点が研究に盛り込まれている。最適な予防戦略を導き出すための基礎として、住民のリスク認識と備蓄行動、コミュニケーション戦略、食品コモディティチェーン、すべての関連アクターの組織形態が検討されている。

<イノベーションと展望>

プロジェクトパートナーは、すべてのアクターに対するアクションと改善の提案を導き出し、教育とトレーニングのコンセプトを作り、状況管理のためのITアプリケーションを開発する。

[NewENV:食糧緊急事態への備えのための新しい戦略-BMBF-Sicherheitsforschung \(sifo.de\)](https://www.th-wildau.de/files/Forschungsgruppen/Sichere_Objektidentitaet/Forschungsergebnisse_NeuENV.pdf)

<結論>

同報告書の中で、緊急食糧供給のために以下のような観点をドイツ国内で実施することを推奨した

- ▶ 定期的な情報収集
- ▶ 食料サプライチェーンのステークホルダーとの関係性構築
- ▶ 民間の事業者を含めたクライシスコミュニケーション戦略の策定
- ▶ 食料セクターにおけるKRITIS戦略の導入
- ▶ 監査システムの導入
- ▶ 食料安全保障のゴール設定および達成に向けたインセンティブ付与
- ▶ 備蓄を含めた食料安全保障施策のための資金調達制度の充実（税制優遇、州政府の補助金制度等）
- ▶ 施策インプリメンテーションの確認
- ▶ リスク検知及び危機対応施策の意思決定をサポートするための情報システムの導入
- ▶ 長期間及び広範囲にわたる生産・流通能力の低下が発生するリスクを踏まえた恒久的な備蓄の推奨
- ▶ 遠隔地への供給を確保するための援助団体やステークホルダーの巻き込み



食料確保準備法（“ESVG”）は食料固有の法制であり、全体像は以下のように整理される。 （※主要条文のみ一部抜粋）

食料確保準備法“ESVG”（2017）の構成

第1節 総則

第1条 供給危機

▶ “供給危機”の定義

(1) 供給危機とは、連邦政府が、次に掲げる要件のいずれをも満たすと認定したときをいう。

1. 生存に必要な食料需要(1)の充足が、連邦領域の相当な地域(2)で、次に掲げるいずれかの事態により、深刻な危機にあること。

a) 基本法第 80a 条に規定する緊迫事態又は基本法第 115a 条に規定する防衛事態

b) 自然災害、特に重大な事故、妨害行為、経済危機その他同様の事象の結果2. この危機が、市場への高権的介入なしでは、是正することができず、適時に是正することができず、又は不均衡な手段によらなければ是正することができないこと。

(2) 連邦政府は、その認定の要件がもはや満たされなくなった場合、供給危機の終結を遅滞なく宣言しなければならない。

第2条 定義

第3条 法律の実施

第2節 供給危機において基本供給を確保するための規則

第4条 基本供給を確保するための法規命令の発布に関する授權

▶ “供給危機”における恒久的措置

(1) 供給危機において基本供給を確保するために必要がある限りにおいて、連邦省は、法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる。

1. 製品の製造、処理及び流通

2. 製品の入手、収集、分配及び支給並びに入手、収集、分配及び支給の制限又は禁止

3. 製品の価格、原価査定、売買差益、加工及び仕上げの差益並びに支払及び納入の条件の決定

4. 次に掲げる物品の利用 a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置; b) 当該機械及び装置の燃料; c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置; d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段;

5. 製品の確保

6. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の維持、転換、開業又は閉鎖

7. 食品事業者による製品の備蓄

8. 第1号から第4号まで、第6号及び第7号にいう経済活動に関する会計、証明及び報告の義務（後略）

第5条 個別的指示

第6条 基本供給を暫定的に確保するための命令権

▶ “供給危機”検討時における暫定措置

(1) 第4条第1項に規定する法規命令が発布されるまでは、所管官庁は、基本供給を暫定的に確保するために直接必要とされる措置を講ずることができる。特に、所管官庁は、次に掲げる措置のいずれかを講ずることができる。

1. 製品の製造、加工、及び流通に関する命令を発すること。

2. 製品の入手、収集、貯蔵、輸送、分配又は支給を命じ、禁止、制限し又は高権的監督の下に置くこと。

3. 次に掲げる物品の利用を規制すること。a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置; b) 当該機械及び装置の燃料; c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置; d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段

4. 製品を確保すること。

5. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の一時的な維持、転換、開業又は閉鎖を命ずること。

6. 住民への食料の高権的分配に関する措置を講ずること。（後略）

第7条 異議審査請求及び取消訴訟に関する執行停止の効力の否定

第8条 援助サービス

第9条 官庁間のデータ転送

第3節 供給危機に対する準備措置

▶ “供給危機”検討時における準備措置

第11条 供給危機に対する準備のための放棄命令の発布に関する授權

(1) 供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦省は、第4条第1項に規定する法規命令の準備のためにも、連邦参議院の同意を要する法規命令により、食品事業者の報告及び情報提供の義務に関する規則を発布することができる。

(2) 供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる。

1. 食品事業者による備蓄

2. 食品事業者を通じた製品の統制された支給の確保に関する措置

3. 次に掲げる物品の保管及び利用 a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置; b) 当該機械及び装置の燃料; c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置; d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段（後略）

第12条 執行の事前措置、連邦と州との連携

▶ 関連当局（含：州政府）との連携

(1) 連邦及び州の所管官庁は、供給危機において、この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令の確実な実施を可能にするため、組織的、人的及び物的な事前措置を講ずる。

(2) 連邦及び州は、供給危機における連携の詳細、特に、相互の報告及び調整のための機関及び手続について、そのような連携が電離放射線の有害作用からの防護に関する法令又は行政規則によって規制されない限り、行政協定で定める。

第13条 官庁間のデータ転送

第14条 自己防衛

▶ “自己防衛”に関する規定（個人備蓄の推奨など）

(1) 連邦及び州は、供給危機の結果に対する住民の自己防衛を強化するための措置をとる。

(2) 連邦及び州は、住民に対し、自己防衛強化のための私的な準備措置について周知する。

第4節 法律の実施

第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限

第16条 補償、放棄命令の発布に関する授權

第17条 財産上の不利益における被害補償、放棄の命令の発布に関する授權

第18条 送達

第5節 罰則及び過料規定

第19条 過料規定

第20条 罰則

定義等

不測時の介入措置

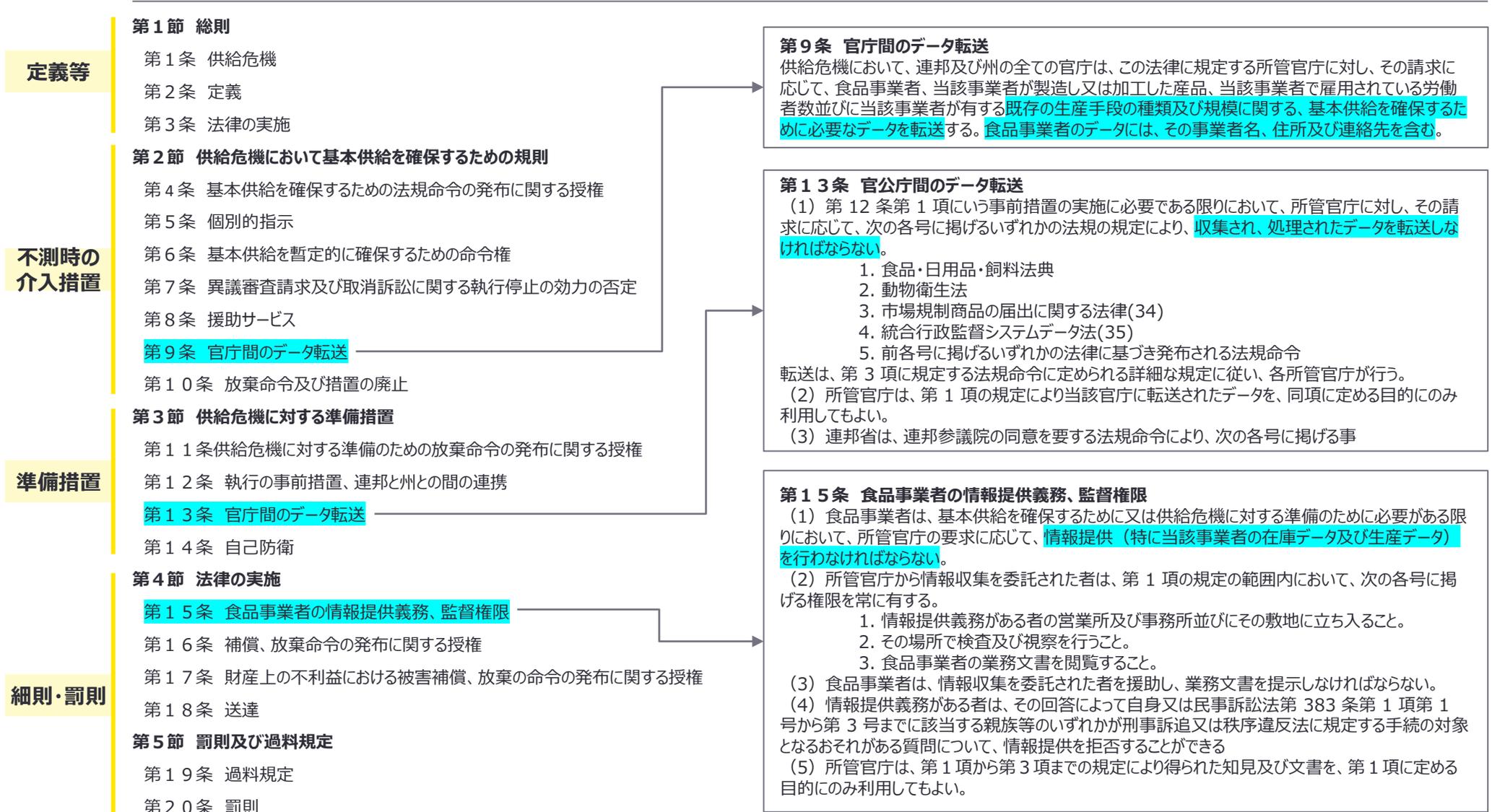
準備措置

細則・罰則



食料確保準備法（“ESVG”）は食料固有の法制であり、全体像は以下のように整理される。 特に連邦での情報交換や民間事業者の情報提供義務について定義されている

食料確保準備法“ESVG”（2017）の構成（情報提供に関する規定）



出所）「ドイツの食料確保準備法—緊急事態における食料の安定供給に関する法律の刷新—」（国立国会図書館、2020） <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499061_po_02840005.pdf?contentNo=1> 及びESVG原文よりEY整理

● なお、上記ハイライト部分の情報提供義務については下位法令にて定められている（次頁以降に詳述）



ESVG第13条に規定の情報提供に関する省庁間の情報共有に関する施行令として、“ESVG-Datenübermittlungsverordnung – ESVDüV”が2022年に規定されている

“ESVG-Datenübermittlungsverordnung – ESVDüV”の構成及び主要条文

※仮訳

第1条 目的と範囲

第2条 提議

第3条 データ転送義務を負う機関

第4条 データ受信権限を持つ機関

第5条 動物食品衛生条例に基づき収集・保存されたデータの転送

第6条 食品衛生に関する2004年4月29日付欧州議会および理事会規則（EC）No 852/2004に従って収集・保存されたデータの転送

第7条 家畜交通条例に基づき収集・保存されたデータの転送

第8条 市場規制商品報告条例に従って収集および保存されたデータの転送

第9条 InVeKoSV（支援スキームの実施に関する規則と統合管理および制御システム）に基づき収集・保存されたデータの転送

第10条 データ転送の種類及び形式

第11条 データ保護及びセキュリティ

第12条 発効

第3条 データ転送義務を負う機関

- (1) データ収集およびデータ保存当局、または国が指定した機関は、本条例の第5条から第9条に指定されたデータを送信する義務がある。
- (2) データを収集し、保存する当局は、以下のとおりとする。
 - (1) 第5項および第6項で言及されているデータの場合、食品および飼料法の施行に関してそれぞれの州法に基づいて責任を負う当局、
 - (2) 第7条で言及されているデータの場合、2020年5月26日に発行された家畜輸送条例（連邦法官報I p. 1170）の第26条に従って通知および登録を担当する当局、または管轄当局から委託された団体
 - (3) 第8条に指定されているデータの場合、連邦農業食品局（連邦政府機関）、
 - (4) 第9項のデータの場合、2019年11月20日の法律（連邦法公報I p.1626）の第108条により最終改正された2014年12月2日のIACSデータ法（連邦法公報I p.1928, 1931）の第2項第3号に基づく支払代理人。
- (3) データ送信の義務を負っている当局は、データを要求する資格のある当局の責任を負う地域に関連するデータのみを送信できる。

第8条 市場規制商品報告条例に従って収集および保存されたデータの転送

連邦政府機関は、2021年1月11日の条例（連邦法公報I p.47）第3条により最終改正された1999年11月24日の市場規制商品報告条例（連邦法公報I p.2286）第6条に基づき収集・保存されたデータのうち、§2から§5に基づく報告義務の対象となる企業のNo.4に記載されている以下のデータを送信しなければならない：

- (1) 登録が必要な事業所または個人の氏名、電話番号、電子メールアドレス、および連絡担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 事業所の住所、
- (3) 企業の商業登記番号、
- (4) 穀物、澱粉および飼料産業、砂糖産業、脂肪産業および乳業産業の収集および保存データ。

関係当局間で融通可能な情報については、収集するデータ範囲に関する法令が指定されている（次頁参照）



前頁に記載の、ESVG第13条の下位法令（“ESVGDüV”）において情報共有可能なデータ収集を規定した法令は以下の通り

法令	法令名（仮訳）	概要
▶ the Animal Food Hygiene Regulation (Tierische LebensmittelHygieneverordnung)	▶ 動物食品衛生規則	▶ 動物由来の特定の食品の生産、処理、市場投入、および動物由来の食品の食品衛生の分野におけるEC及びEUの法的行為の転置と実施に関連する事項を規制
▶ the Regulation Nr. 852/2004 on food hygiene (Verordnung (EG) Nr. 852/2004 über Lebensmittelhygiene)	▶ 一般食品に対する食品衛生規則（EC規則）No.852/2004	▶ 全ての食品産業事業者（Food Business Operators: FBOs）に対して一般規則であり、HACCP原則に基づく衛生管理が規定
▶ the livestock transport ordinance (Viehverkehrsverordnung)	▶ 家畜の輸送に関する条例	▶ 家畜輸送における動物疫病の万全を防止するための条例
▶ the market regulation goods reporting ordinance (Marktordnungswaren-Meldeverordnung)	▶ 市場規制商品報告条例	▶ 油脂、穀物、澱粉、飼料、牛乳、砂糖業界の企業について農業原材料の購入、その在庫、加工、販売および製品の在庫に関する報告書を提出する義務を規定した条例
▶ the Regulation on the Implementation of Support Schemes and the Integrated Administration and Control System (InVeKosVerordnung).	▶ 支援制度の実施と統合管理・統制システムに関する規則	▶ EU法・規則等で採択された法令（支援金制度等）に関連する規則を規定

※ESVG第9条（「不測時介入措置」の項における情報収集）については下位法令は存在しない。（「供給危機」においては、民間企業が連邦政府の命令に従い情報提供を行うため、下位法令（“ordinance”）規定は必要ない、との政府見解）（BMELヒアリングより）

“供給危機”に関する想定シナリオについて、BMELより以下ヒアリングにて聴取した

基本な考え方

- ▶ 「供給危機」については、ドイツ連邦における人口の多くが、自由市場を通じた食料アクセスが困難となり、連邦政府による供給への介入が必要な事態が想定される
- ▶ 直近のコロナ危機やウクライナ紛争に起因する事態（個別品目の一時的な供給不足、一時的な物品不足・価格高騰等）については、上記の意味での供給危機には該当しないと判断された。また、現在の情勢を鑑みると、上記のような「供給危機」が発生する蓋然性は低いと考えている
- ▶ 一般論として、供給危機の典型的な例としてはextreme weather situation、technical disruption、その他自然災害、有害物質の放出、等が挙げられるが、いずれもドイツにおいてのリスクの蓋然性は高くない。

危機シナリオ

- ▶ 可能性のある供給危機のトリガーとして、以下4シナリオが、2017年に区分された。
 1. 軍事防衛
 2. パンデミック
 3. 大規模・長期の電力不足
 4. 大規模な放射線放出を伴うテロ攻撃
- ▶ 上記の内、2.～4. のシナリオについては、詳細のリスク分析が以下の通り実施された（右図も参照）。
 - ▶ Federal Office for Civil Protection and Disaster Assistance (BBK) による分析（2012年：パンデミック、2015年：放射線放出）
 - ▶ Committee for Education, Research and Technology Assessment of the Bundestagによる分析（2012年：電力不足）

（参考）シナリオ分析について

- 連邦内務省傘下の連邦市民防護・災害救援庁(BBK) によってLÜKEXと呼ばれる省庁横断型のシナリオ別リスク分析が2-3年に一度実施される
- 過去の例としては2018年にガス不足、2015年にはドイツ北部海岸地域における異常気候についての分析が実施された

Gas shortage in southern Germany

LÜKEX 18



▶ READ MORE

Storm surge on the German North Sea coast

LÜKEX 15



▶ READ MORE



“供給危機”の定義及び実務的な発動要件の運用ルール

※仮訳

定義

- ▶ 法律上の規定としては、ESVG第1条において、“供給危機”は以下の通り規定される(仮訳)：
 - ▶ ①連邦政府が以下の事態を認めるとき
 1. 以下の場合において、連邦領の必要不可欠な食料供給が深刻な危機に瀕している。
 - a) 基本法第80条aに基づく緊張状態の場合、または基本法第115条aに基づく防衛の場合
 - b) 自然災害、特に重大な事故、サボタージュ行為、経済危機その他これに準ずる事象の結果としての場合
 2. 当該リスクが、主権国家による市場介入なしには、是正できないか、適時に是正できないか、不整合な手段によってしか是正できない。

運用

- ▶ 運用上の発動要件ルール（“供給危機”の定義）としては、以下：
 - ▶ 2つ以上の州が必要不可欠な食料供給について影響を受けていること
 - ▶ “必要不可欠な食料供給（vital need for food）”とは、人口の生存に必要な最低限のカロリー・栄養素を意味
- ▶ 基本的に、上記は基礎食品（パン、イモ、肉、脂肪・砂糖、果物・野菜）から構成される。
- ▶ 政府の市場介入がなければ是正できないこと（なお、ESVGは軍事・非軍事双方の事態に対して適応される）
- ▶ ESVGが軍事・非軍事双方の事態に適用可能であることは、ドイツ連邦共和国基本法における以下の関連規定に法的根拠を有する(仮訳)：
 - ▶ 第73条1項：文民の保護に関する外交・防衛に関する連邦政府の排他的立法権
 - ▶ 第74条17項：農業生産と林業の促進（土地統合に関する法律を除く）、食糧供給の妥当性の確保、農林産物の輸出入、深海および沿岸漁業、沿岸保全に関する連邦政府の排他的立法権

ドイツ基本法

基本法第80条a（緊張状態）

- (1) この基本法または民間人の保護を含む国防に関する連邦法が、この条文に従った場合に限り法規定を適用することができる場合においては、国防状態が宣言されたときを除き、その適用は、連邦議会が緊張状態が存在すると決定した後またはその適用を特に承認した後に限り、許されるものとする。第12a条第5項前段及び第6項後段に掲げる場合における緊張状態の決定及び具体的な承認は、投票総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 本条第1項の規定により法律の規定に従ってとられた措置は、連邦議会の要求があればいつでも取り消される。(3) 本条第1項の規定にかかわらず、同盟条約の枠内で連邦政府の承認を得た国際機関の決定に基づき、かつ、その決定に従って、当該法的規定を適用することも許される。この項に従ってとられた措置は、連邦議会がその構成員の過半数の投票によって要求するときは、いつでも取り消される。1. 年間1,000トンから5,000トン未満の穀物を処理する場合、§7(1)

基本法第115条a（国防状態の宣言）

- (1) 連邦領域が武力攻撃を受けている、またはその恐れが切迫している（防衛状態）という決定は、連邦参議院の同意を得て連邦議会が行う。この決定は、連邦政府の申請に基づき、連邦議会議員の過半数以上を含む3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 事態が緊急を要するものであり、かつ、克服しがたい障害によって連邦議会の適時の召集が妨げられる場合、または連邦議会が定足数を満たすことができない場合には、合同委員会は、その委員の少なくとも過半数を含む投票の3分の2以上の多数によって、この決定を行う。
- (3) 決定は、連邦大統領が第82条に従って連邦官報に公布する。この公布が間に合わない場合は、別の方法で公布するものとする。
- (4) 連邦領域が武力攻撃を受けている場合において、権限のある連邦当局が本条第1項前段に規定する決定を直ちに行う立場にないときは、決定は、攻撃が開始された時に行われ、公布されたものとみなす。連邦大統領は、状況が許す限り速やかにその時刻を公表しなければならない。
- (5) 防衛状態の決定が公布された場合において、連邦領域が武力攻撃を受けたときは、連邦大統領は、連邦議会の同意を得て、防衛状態の存在について国際法に基づく宣言を発することができる。本条第2項に規定する条件の下では、連邦議会に代わって合同委員会が行動する。



対応措置（対応措置／準備措置）

供給危機 対応措置 (ESVG第2節)

恒久的 措置

- ▶ **ESVG第4条**に基づき、供給危機に際しては、Federal Ministry of Agriculture (BMEL) は命令を発令することができる。
 - ▶ 措置については、民間セクターへの大規模な介入（商品の接収を含む）が可能。
 - ▶ 命令については、生産・加工・流通のすべての段階において発令できる。（連邦政府に命令の元に食料品の生産・流通/配給が可能）

暫定 措置

- ▶ **ESVG第6条**では、所管省庁による一時的な措置が可能であることを規定している。
 - ▶ **ESVG第4条**の命令が発令されるまでの措置として、基本サービスの確保のための暫時的措置を、各所管省庁が独自に実施することができる。

情報 提供

- ▶ **ESVG第9条**では、所管省庁に対して基本サービスの確保に必要なすべてのデータが提供されることが規定されている。

供給危機に対する 準備措置 (ESVG第3節)

- ▶ **ESVG第11条**では、所管省庁による供給危機に先立って命令を発令できることを規定している。
 - ▶ 例えば、食品会社に対し、食料品の備蓄・電力確保を指示することができる。
 - ▶ 食品会社への販売規制についても命令することができる。
- ▶ **ESVG第12条**では、管轄当局間の準備措置に関する連携の取り決めについて規定している。連携する当局については、州政府も含まれる
- ▶ **ESVG第13条**に基づき、“ESVGDüV”が規定され、供給危機準備措置に際する以下のデータへの管轄当局によるアクセスが可能であることを規定している。（詳細は前述）
 - ▶ The animal food hygiene Regulation (Tierische Lebensmittel-Hygieneverordnung)
 - ▶ Regulation Nr. 852/2004 on food hygiene (Verordnung (EG) Nr. 852/2004 über Lebensmittelhygiene)
 - ▶ The livestock transport ordinance (Viehverkehrsverordnung)
 - ▶ The market regulation goods reporting ordinance (Marktordnungswaren-Meldeverordnung)
 - ▶ Regulation on the Implementation of Support Schemes and the Integrated Administration and Control System (InVeKos-Verordnung)
- ▶ **ESVG第14条**では自己防衛の促進を規定
 - ▶ 各家庭レベルにおける個人の備蓄が、最も有効な供給危機対策と考えている。
 - ▶ BMELとして、個人備蓄推奨の情報提供として以下のようなウェブサイトを設けている(<https://www.ernaehrungsvorsorge.de/>)
 →次頁以降参照



【参考】自己防衛措置の一環として、連邦農業食品局（BLE）ウェブサイトでは、一人当たりの必要備蓄量の簡易計算サービスを提供している



Emergency stockpile Stock Calculator

Stock Calculator

With the stock calculator you can calculate your personal stock for 1 - 28 days. To do this, enter the number of members of your household in the form, select the desired period and then click on *Calculate*.

Number of people in the household:

Number of storage days:

Show/hide table columns:

Food Group	Food	Quantity	Quantity
	Examples		
Cereal products, bread, potatoes	Wholemeal bread	0.30 kg	71.00 g
	Rusk		29.00 g
	Crispbread		71.00 g
	Noodles, raw		36.00 g
	Rice, raw		18.00 g
	Oats/cereal flakes		54.00 g
	Potatoes, raw		71.00 g
		peeled	
Vegetables Root crops	Canned beans		57.00 g
	Canned peas/carrots		64.00 g
	Red cabbage in cans/jars		50.00 g
	Canned sauerkraut		50.00 g
	Asparagus in jars		29.00 g
	Canned corn		29.00 g
			Drained weight

MORE ON THE SUBJECT

Emergency stockpile

[Stock table](#) [Other foodstuffs](#)

[Storage table vegetarian](#) [Stock Calculator](#)



2-2. ドイツ ②想定リスク及び不測時対応措置：平時・不測時における取組・措置の概要（3/3）

【参考】前頁に加え、1人当たりのカロリー・品目別重量についても公開している（前頁の計算式は下表に準拠）



ホームページ / 私的年金支給 / 緊急備蓄品 / ストックテーブル

緊急備蓄品

ストックテーブル

10人<>日間の主食供給 2日の平均エネルギー摂取量は200,<>キロカロリー-(kcal)							
食品グループ	ブレンド	例	ブレンド	単位	エネルギー ² [キロカロリー]	骨材	
積					100グラム		
シリアル製品、パン、ジャガイモ	3.3キロ	全粒粉パン、パッケージ	710	g	213	1.512	
		ラスク	180	g	385	693	
		クリスブレッド	710	g	349	2.478	
		麺、生	280	g	357	1.000	
		米、生	180	g	355	639	
		オーツ麦/シリアルフレーク	540	g	373	2.014	
		じゃがいも、生	710	g	剥離	76	540
野菜、きのこ	4.0キロ	豆グリーン; 缶	570	g	排水重量	21	120
		エンドウ豆/ニンジン; 缶	640	g	排水重量	55	352
		赤キャベツ; 缶	500	g	排水重量	60	300
		ザワークラウト; 缶	500	g	排水重量	21	105
		アスパラガス; 缶	290	g	排水重量	18	52
		玉蜀黍; 缶	290	g	排水重量	81	215
		菌類; 缶	290	g	排水重量	36	114
		酸っぱいきゅうり; 缶	290	g	排水重量	11	32
		ビートの根; 缶	290	g	排水重量	36	104
		玉ねぎ、新鮮	360	g	排水重量	30	108
		チェリー; 缶	400	g	排水重量	87	348
果物	2.5キロ	梨; 缶	180	g	排水重量	69	124
		アプリコット; 缶	180	g	排水重量	70	126
		みかん; 缶	250	g	排水重量	86	215
		パイナップル; 缶	250	g	排水重量	69	173
		干しぶどう	140	g		314	440
		ヘーゼルナッツカーネル	100	g		664	664
		プルーン	250	g		252	630
		新鮮な果物、例えば	710	g			
		アップル生			新鮮な果物の例	65	462
		生梨			新鮮な果物の例	58	412
		バナナ生			新鮮な果物の例	93	660
		オレンジ生			新鮮な果物の例	47	334

10人<>日間の主食供給 2日の平均エネルギー摂取量は200,<>キロカロリー-(kcal)								
食品グループ	ブレンド	例	ブレンド	単位	エネルギー ² [キロカロリー]	骨材		
積					100グラム			
飲料	20リットル	ミネラルウォーター ⁴	20	l	0	0		
		レモン汁	0,14	l	38	53		
		Kaffee (Pulver), Instantkaffee ⁵	180	g				
		Tee schwarz, trocken ⁵	90	g				
		Milch, Milcherzeugnisse	2,5 kg	H-Milch 3,5 % Fett Hartkäse	2	l	66	1.320
			500	g		378	1.890	
		Eier, Fleisch, Wurst und Fleischwaren	1.2キロ	Thunfisch, Konserve ohne Öl	165	g	Abtropfgewicht	100
		Ölsardinen, Konserve	50	g	Abtropfgewicht	221	111	
		ニシンの切り身のソース、缶詰	50	g	排水重量	204	102	
		コンビーフ、缶詰	160	g		141	226	
		子牛のレバーソーセージ、缶詰	160	g		345	552	
		長寿命ソーセージ (ザラミなど)	160	g		371	594	
		ソーセージ、缶詰食品	160	g	排水重量	271	434	
		卵(体重クラスM)	5	卵	殻なしの卵あたりの重量約53g	137	363	
脂肪、油	330グラム	スプレッド可能な脂肪、例えばバター	180	g		スプレッド脂肪の例	741	1.334
		マーガリン				スプレッド脂肪の例	709	1.276

Image

出所) BLE<<https://www.ernaehrungsvorsorge.de/private-vorsorge/notvorrat/vorrattabelle/>>



ドイツにおける備蓄制度について、BMEL及びBLEへのヒアリングより以下の通り取りまとめた（運用については、次頁に記載の備蓄制度の概要図を併せて参照）

現行制度

- ▶ **法制度**
 - ▶ 制度・放出について根拠法等は存在せず、連邦政府の政策として実施している（関連する下位法令等も存在しない）
- ▶ **実施主体・実施体制**
 - ▶ 実施主体：連邦政府
 - ▶ 実施体制：備蓄品の輸送については州政府による実施との規定がある
 - ▶ ESVG第8条には輸送に関して管轄当局からの支援を要請できる規定があり、必要に応じ連邦物流・移動局（BALM）からの支援が得られる
 - ▶ 備蓄倉庫と加工工場は基本的に近接して配置。備蓄倉庫の所在地については連邦政府が決定し、州政府には知らされない
- ▶ **制度**
 - ▶ 備蓄については、民間からの入札を行い、連邦政府が買い上げる形式。
 - ▶ 備蓄倉庫については、倉庫の運営元と契約し連邦政府が賃料（月次）を支払う（10年契約などの長期契約）
 - ▶ 備蓄には「連邦備蓄」（穀物が主）と「民間緊急備蓄」の2種類があるが、いずれもBLEが実施主体であり、運営に差異はない。
※コンデンスミルクについては民間企業が備蓄を実施していることを確認
- ▶ **コスト負担**
 - ▶ 州政府（加工・輸送について負担）
- ▶ **備蓄量**
 - ▶ 人口の必要量の数週間分（民間セクターによる食料供給確保までの橋渡しという目的のため、一時的な機能が担保されるようになるため数週間）
 - ▶ なお、備蓄量は予算との兼ね合いも含めて決定される
- ▶ **予算**
 - ▶ 2022年度は約27 millionユーロ（予算の内訳については公表されていない）
- ▶ **放出に関する事項**
 - ▶ 備蓄の放出が必要な場合は、管轄省庁及び州政府がBMELに要請を行い、BMELの承認を経てBLEと連邦州が輸送を含むインプリを実施
 - ▶ 州レベルでの供給危機があった場合に備蓄放出がなされるが、明確な定量的的基準はない

最新の議論動向

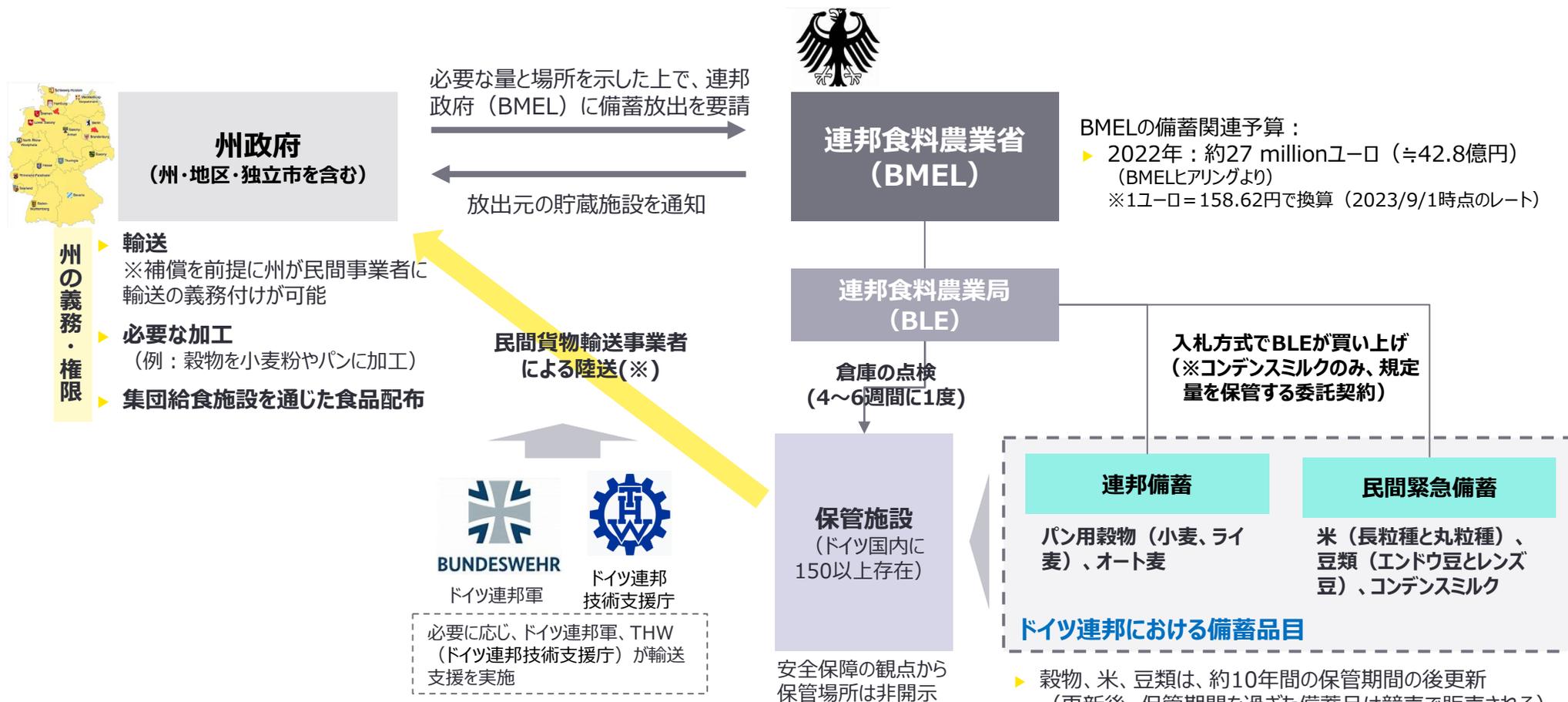
- ▶ ドイツは食料自給率が高く、特に穀物・乳製品の自給率が高いためBLEとしては、現状の備蓄品目及び備蓄量（数日～数週間分）で十分と考えている。
- ▶ 備蓄に関しては、EUとの議論などは特に行っていない。但し、ドイツ連邦としては、“ALANO”というプロジェクトが進行中（2022-2024年）であり、戦略的備蓄の最適化に関する研究が実施されている。（現時点では議論状況・結果などは公表していない。）
- ▶ 個別のプロジェクトとしてCOVID-19・ウクライナ危機等の以前から備蓄に関する調査は実施されてきたが、現状まで運用面で問題はなく、特に大きな変更はない。



2-2. ドイツ ②想定リスク及び不測時対応措置：戦略的備蓄制度の概要（2/2）

ドイツにおける備蓄制度の実施体制及び連邦・州の主な役割について、下図の通り整理した。備蓄は連邦政府が一元的に実施（“連邦備蓄”及び“民間緊急備蓄”）するが、備蓄放出に際しては輸送・加工・配給は州が実施する。なお、ドイツ国内における備蓄放出事例は無しとのこと

ドイツにおける備蓄制度の概要



関連情報

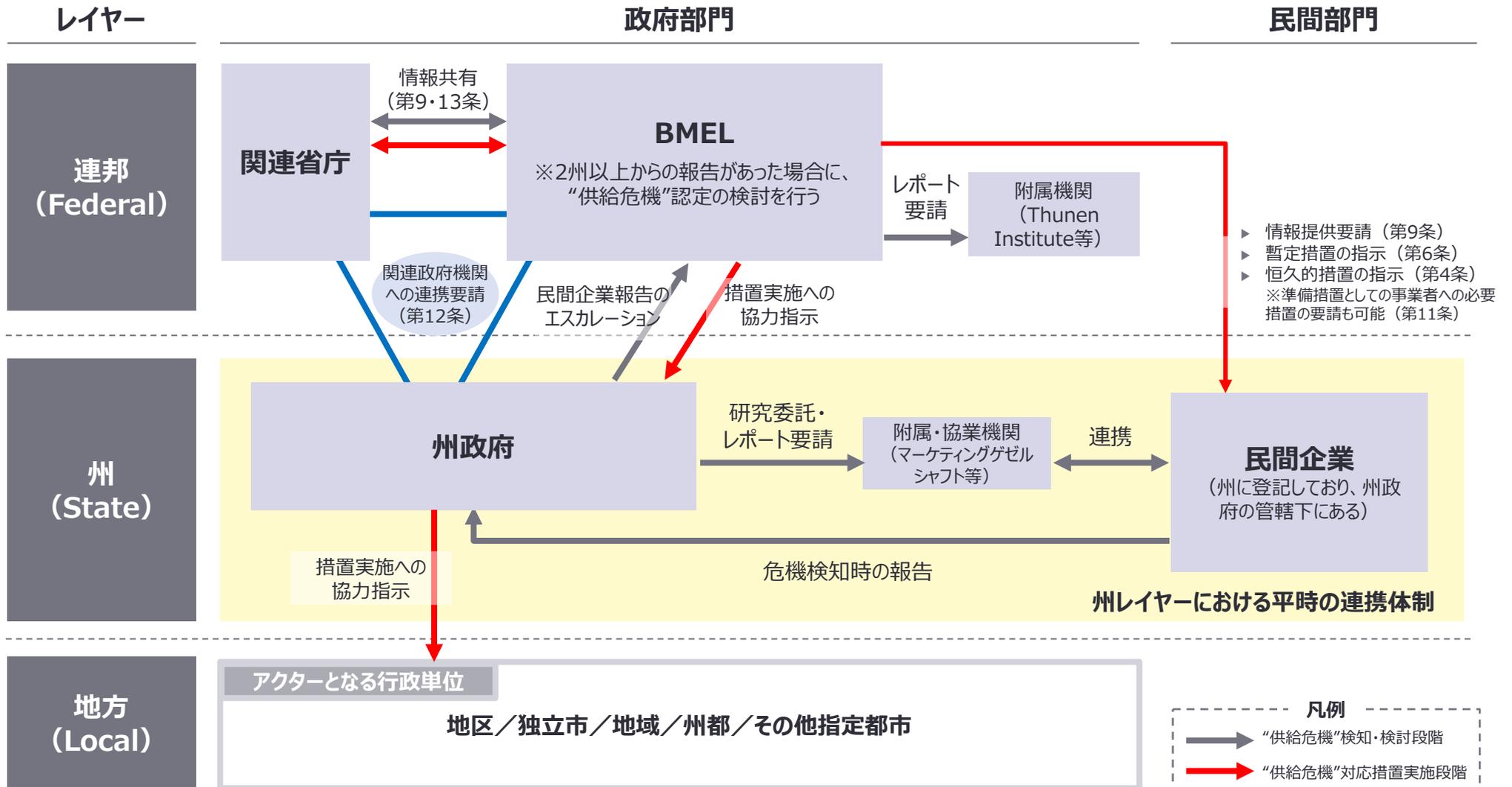
▶ **【備蓄の考え方】**
国民への長期的供給を確保するアプローチではなく、供給危機の短期的ボトルネック解消を目的としている (供給量は一人当たり数日から数週間の範囲)

▶ **【備蓄放出事例】**
ドイツ国内における上記スキームでの備蓄放出事例は存在しない。なお、1999年、民間緊急備蓄の一部の数百トンの袋詰め品 (レンズ豆、エンドウ豆、米) をコソボ難民向けに輸送。(ただし、連邦経済協力開発省による食糧援助の例外措置として実施)



食料安全保障政策の実施・運用体制における連邦・州（・地方）・民間の役割については、 下図の通り整理することができる

- ▶ 州政府と民間企業は平時より連携・情報交換を行い、危機の検知に際しては、民間企業が所在の州政府に対して報告を行い、州政府から連邦政府へのエスカレーションが行われる。
- ▶ 不測時（“供給危機”）の判断は連邦政府が行い、対応措置実施に際しては州政府への協力要請が行われる。





ドイツにおける農業生産の主要州であるニーダーザクセン州では、州政府主導の官民連携の取組として定期的意見交換会等を開催している

Minister Miriam Staudte: "This is where the threads come together"

農業および食品産業の危機ネットワークがハノーバーでアドバイス

※仮訳

ハノーバー

私たちの食料生産はどれくらい安全ですか？そして、食品業界の重要なインフラストラクチャを長期的にどのように保護しますか？専門家（今日（火曜日）、農業および食品産業の危機ネットワークの会議でこれらの質問やその他の質問に対処しました。100以上の企業や協会がネットワークのメンバーであり、食糧緊急事態を担当するニーダーザクセン州食品農業消費者保護省（ML）が主催しています。

ミアム・シュタウテ大臣は歓迎の挨拶で、農業・食品部門の参加ゲストに対し、いかなる危機的状況においても協調的かつ迅速な行動を取るよう促しました。起こりうる危機シナリオに備えるために、事前に連絡担当者と構造を知ることが重要です。国家、つまり私たち全員が行動できるようにするには、回復力のある重要なインフラストラクチャが必要です。これは人口と経済を守るでしょう。」

イベントのトピックには、連邦政府によって最近提示されたKRITISの包括的な法律と、重要なインフラストラクチャの文脈における中小企業（SME）への経済援助が含まれていました。さらに、会議の焦点の1つは、危機的状況における地域の生産とマーケティングの強化でした。ウクライナの代表者も接続することができます：オデッサのディアコニーのディレクター、ヴィタリー・ミハイリク。彼は、ウクライナのいくつかの都市や地域、特にウクライナの500万人以上の国内避難民の世話における人道状況について報告しました。

ニーダーザクセン州農業省（ディビジョン304）は、食料安全保障および準備法（ESA）に従って、食品緊急事態への備えを担当しています。MLは、食料供給における人口のより大きな自己防衛だけでなく、回復力のあるサプライチェーンによる食品緊急事態の予測にも関心を持っています。すでにコロナパンデミックの初めに、ニーダーザクセン州の食品産業と食品小売のさまざまな分野からの連絡担当者のネットワークが確立され、食品供給の問題や混乱に迅速に対応できるようになりました。ウクライナでの出来事を考慮しても、ネットワークは絶えず拡大し続けています。

ニーダーザクセン州の食品産業の供給状況の技術的評価を提供するために、ネットワークに参加している企業は定期的に供給状況を評価するよう求められています。フィードバックは、州および連邦レベルの対応する状況レポートに組み込まれます。



起こりうる危機シナリオへの準備：ニーダーザクセン州農業省の招待により、農業および食品産業の危機ネットワークが会議のために集まりました。

Security of critical infrastructure: Around 80 representatives at a joint information event in Hanover



MANKE: "THE PROTECTION OF CRITICAL INFRASTRUCTURE FACILITIES MUST HAVE THE HIGHEST PRIORITY FOR ALL THOSE RESPONSIBLE"

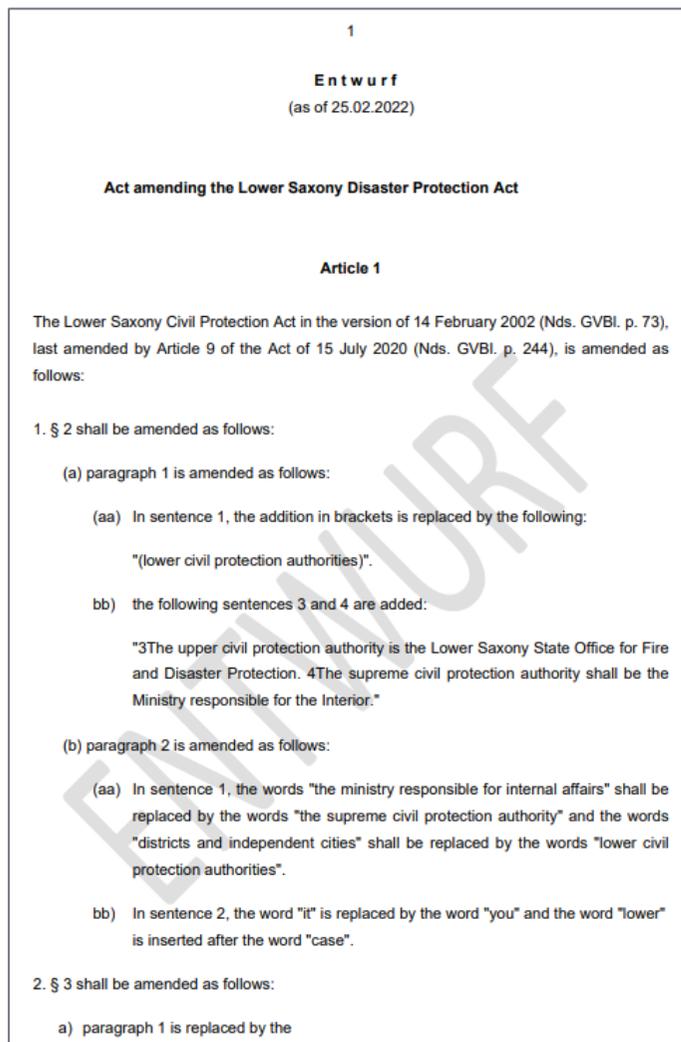
On Tuesday of this week (21.02.2023), around eighty representatives of companies and authorities as well as experts from various areas of critical infrastructures (KRITIS) came together for an information event in Hanover at the invitation of the Lower Saxony Ministry of the Interior and Sport. A representative of the German Federal Office for Information Security (BSI), which promotes the exchange between the state and industry with its nationwide orientation and leadership of the Alliance for Cyber Security initiative, also took part in the meeting. Topics included analogue and digital risks such as major operational disruptions, cyber attacks on critical infrastructure facilities and possible domino or cascade effects as well as attack scenarios on supply chains. At the same time, the event was used for an intensive exchange of ideas in order to be able to benefit from best practice experiences.

Lower Saxony's State Secretary for the Interior and Sport, Stephan Manke, says: "Failures of the KRITIS have immediate and serious effects on our society, our economy and our everyday lives. For example, power outages or hacker attacks can trigger widespread disruptions or lead to emergencies or crises, regardless of whether

2023年2月にもKRITISと呼ばれる官民連携ネットワークによる会議が実施された



食料安全保障文脈において、ニーダーザクセン州独自で防災法を定めており、同法改正に向けて不測時の供給確保のための”KRITIS”の議論が行われている



*仮訳

Justificationより抜粋

第5条aについては、防災システム的に重要な意味をもつ”critical infrastructure”重要インフラが機能不全に陥った場合に備えた準備措置を含めること。**システム上重要な重要インフラが故障した場合の準備措置を含めることは、過去および将来のパンデミック状況において必要となる可能性があるため、新たな任務と行動指針が必要**となる。これらは現行の行政機構には反映されておらず、追加的な資源を必要とする。その費用は各部門が決定し、少なくとも次回の入手可能な予算までは、各部門自身が捻出する。追加資金の配分は、今後の準備手続きの結果次第である。今後の準備手続きの結果次第である。州政府はすでに A16相当のVZEの人員費（対応する役職と予算を含む、この措置によって特に影響を受けるMUとMWの部門は、次の予算で利用できるようにする予定である。次の達成可能な予算で利用できるようにする予定である。

（中略）

第一段階として、重要インフラの基準の決定とその履行に関する条例の策定と施行は、2023年までの数年間、上記の人的努力によって行われる。このため、**2021年3月23日の閣議決定により、「ニーダーザクセン州における重要インフラの保護」をテーマとする省庁間ワーキンググループ（IMAK KRITIS）の設置が決定**された。この見積もりには、年間24,533ユーロの設置される事業所の資材費に加え、年間225,467ユーロの追加予算が含まれている。例えば、2年間のKRITIS分類の見直し手続きの一環として、専門家の意見、試験、コンサルティング契約の定期的な発注などにかかるものである。**KRITIS保護対策の評価と監視が計画**されている。

ニーダーザクセン州防災法改正に向けた草稿 (2022)



【参考】その他、ニーダーザクセン州では、食料安全保障にかかわる独自取組として家庭備蓄の奨励や、危機情勢への独自情報発信を行っている

食料安全保障における独自取組（ニーダーザクセン州）



家庭レベルの備蓄を推奨するパンフレット

Niedersächsisches Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz

Ernährungsnotfallvorsorge - eine bundesweite Aufgabe -

Bund und Länder entwickeln gemeinsam vorbeugend Strategien, um im Ernstfall vorbereitet zu sein und die Nahrungsmittelversorgung aufrechterhalten zu können.

Wenn Sie mehr darüber wissen möchten, schauen Sie doch mal vorbei unter: www.ernaehrungsvorsorge.de

lütliches Zubehör

Is sinnvolles Zubehör im Haushalt empfehlen wir außerdem:

- Kerzen
- Streichhölzer
- Taschenlampe
- Campingkocher
- Radio (batteriebetrieben)
- Wasserkarister (Brauchwasser)
- Hausapotheke (Verbandszeug, notwendige Medikamente)

Der private Lebensmittelvorrat – Für den Fall der Fälle

Ernährungsnotfallvorsorge in Niedersachsen

Das von Bund und Ländern eingerichtete Internetportal informiert Sie umfassend über das Thema Ernährungsnotfallvorsorge.

Nutritional care in Lower Saxony

Ernährungsvorsorge in Niedersachsen

Ziel der Ernährungssicherstellung und der Ernährungsvorsorge ist es, die Versorgung der Bevölkerung mit Lebensmitteln in militärischen und friedenszeitlichen Krisen sicherzustellen. Um den vielfältigen Aufgaben in Krisenzeiten gerecht werden zu können, müssen bereits in Nicht-Krisenzeiten Vorbereitungen getroffen werden.

In Niedersachsen werden diese Aufgaben von den folgenden Behörden wahrgenommen:

1. dem Niedersächsischen Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz (ML, Abteilung 3, Referat 304)
2. den Landkreisen und kreisfreien Städten, der Region Hannover, der Landeshauptstadt Hannover sowie der Stadt Göttingen

In Krisenfällen nach dem Ernährungssicherstellungs- und vorsorgegesetz (ESVG) werden außerdem Experten der Landwirtschaftskammer eng mit den zuständigen Verwaltungsbehörden zusammenarbeiten.

*In the event of a crisis under the Food Security and Preparedness Act (ESA), experts from the Chamber of Agriculture will also work closely with the relevant administrative authorities.

➡ ESVGにて定義された不測時の際には、関連する省庁及びChamber of Agricultureの専門家と協議し事態の対応

Food precaution, coronavirus and war in Ukraine

Ernährungsvorsorge, Coronavirus und Krieg in der Ukraine

Viel Unsicherheit herrscht seit einiger Zeit nicht nur aufgrund der Coronavirus-Pandemie, sondern auch aufgrund des Angriffskriegs Russlands auf die Ukraine.

Auswirkungen des Krieges in der Ukraine auf die Landwirtschaft und Ernährungsvorsorge in Niedersachsen sind hier zusammengefasst: <https://www.niedersachsen.de/ukraine/auswirkungen-des-ukraine-kriegs-auf-die-landwirtschaft-209312.html>

➡ コロナ禍やウクライナ情勢に関する詳細な情報を公表

Die niedersächsische Landwirtschaft in Zahlen

2021

Einschließlich Ergänzungen und Aktualisierungen Stand Juli 2023

Niedersachsen



【参考】ニーダーザクセン州政府（食糧・農業・消費者保護省）へのヒアリング概要

<p>リスクの考え方</p>	<p>想定リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 短期間の危機のみの想定：商品を加工するための天然ガスの不足、電力不足、停電など一時的な供給不足等 ※当該州が農業や食料加工が盛んにおこなわれている地域であること、またドイツとしてEU加盟国であること等より輸入途絶を大きなリスクとしてとらえていない
	<p>リスク検知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間企業・業界団体等のプライベートセクターやクライシスネットワーク参画企業から供給不足について報告が行われる ▶ 収集した情報を一元管理・情報の妥当性を検討し、連邦政府へ報告
<p>危機対応</p>	<p>平時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 官民連携プラットフォームでの定期的な会議開催等によるモニタリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ クライシスネットワークの運営：民間企業のネットワークであり、サプライチェーンの状況や在庫情報等の開示を行う ▶ 年に二回行われる農業大臣会議”Agri-minister Conference”を通じた情報収集 ▶ 関連するデータの更新・提供に向けた準備（民間から情報収集する場合は、企業のボランタリーベースでの情報提供） ▶ 州独自及び他州・学術機関等と連携した不測時への準備措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ クリティカルインフラストラクチャ（KRITIS：州政府の重要組織・施設/インフラ）の特定及び保護に向けた法令整備（➡前述参照） ▶ 官民連携情報共有プラットフォーム構築のための研究プロジェクトの実施（2023年11月より開始） ▶ 州独自で企業のレジリエンス向上を目指したディスカッション、各家庭レベルの危機意識向上施策としてパンフレットや動画の公開等を実施 ▶ 情報提供について <ul style="list-style-type: none"> ▶ ESVG第13条の下位法令に基づいて連邦政府の関連局からデータを入手することが可能 ▶ 民間からの情報収集は常時実施。企業活動が機能するための十分な資源が確保できているか検討
	<p>不測時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 州政府による情報を元にした連邦政府による不測時宣言後、決定された施策のインプリメンテーションをパブリックセクターと協働して実施 ※ESVG第12条（準備措置）にて、連邦政府と州政府の協力体制及び供給危機へ共同で対応することが規定されている ▶ 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 危機的状況において民間企業への情報提供要請が可能
<p>備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 備蓄制度は連邦政府の管轄であり、連邦政府によって決定された施策のインプリメンテーションについてのみBLEと連携して実施することに留意（備蓄倉庫の保有・運用も連邦政府の責任） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 州政府は備蓄の場所についても知らされない ▶ 備蓄放出のオペレーションについて、現在事例はないものの以下の整理となっている <ul style="list-style-type: none"> ▶ ニーダーザクセン州政府Unit 304（食料安全保障部門）の管轄ではなく、“マネジメントユニット”が担当部門 ▶ 連邦経済エネルギー省の要請により輸送を実施する能力・責任を有す ▶ 備蓄放出に係る執行能力を各州として確保する必要がある 	

ドイツにおいては、不測時対応措置及び備蓄放出とともに、国内の不測時の文脈では過去の事例が存在しないことが確認された

- ▶ なお、前出の通り、民間緊急備蓄の一部については1999年にコソボ難民向けに放出された事例がある



BMEL傘下の研究機関である“Thünen Institute”は、供給危機に係る平時の学術研究、不測時のアドホック調査、農業食品の供給安定化に向けたシミュレーション等を実施している

組織概要

- ▶ ドイツ連邦食料・農業省（BMEL）傘下の研究機関であり、スイスのAgroscopeに相当する機関
- ▶ BMELの予算で、要請に従い農林水産業に関する調査研究を実施。また、政策に関するコンサルテーションの機能も有している
 - ▶ 同機関の実施する調査研究はBMELの要請・予算に基づき実施されるが、調査結果については学術的中立性が担保され、レポートは一般に公開されることとされているものの、秘匿性の高い内容が含まれる場合は別途政府より公開部分について指示が出される

危機対応への役割

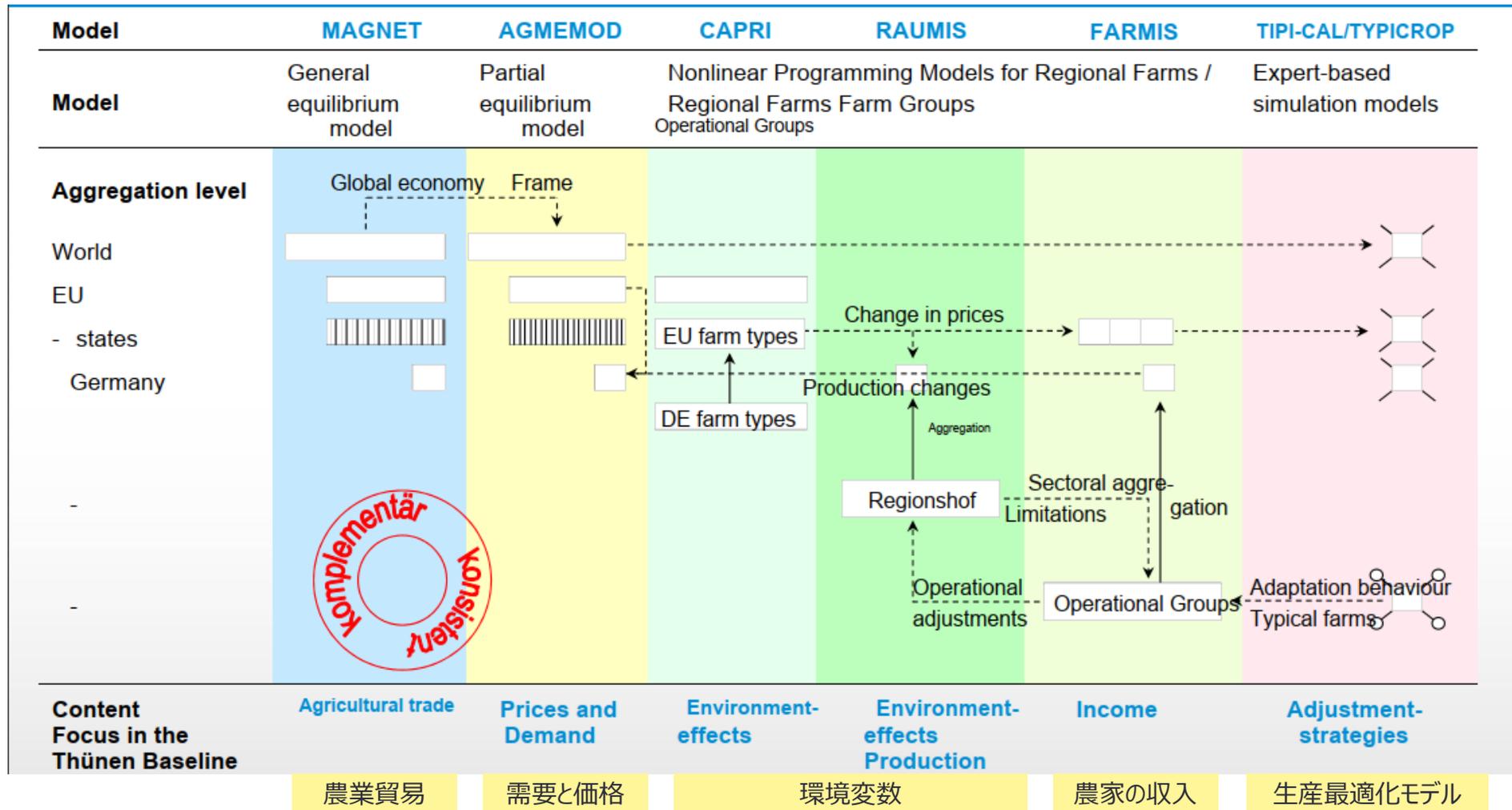
- ▶ 食料供給に係る緊急事態に際して、BMELより諮問を受ける場合がある。近年の事例は以下
 - ▶ 2014年：ロシアによるクリミア半島併合や、ウクライナ紛争に際して、ドイツにおける食料供給への潜在的影響・影響の大きいセクター等について短納期（48時間以内等）でのレポートの提出が要請された
 - ▶ 2020年：コロナ禍の際に大規模なパンデミックの影響に係る諮問が行われた。当時政府も研究機関もそのような事態への経験がなく、閉鎖された屠殺場の事業者・関係者等にアドホックのヒアリングを実施し、政府への状況報告を行った
- ▶ 危機に際するシミュレーションを行うセクション（Market Modeling group）が存在し、国内生産や国際貿易における影響が懸念される際に、シミュレーションを実施
 - ▶ Brexit：英国Brexitの影響に関する貿易シミュレーションを実施
 - ▶ コロナ禍：港湾（船舶輸送）についてのシミュレーションを実施
 - ▶ ウクライナ情勢：ウクライナ紛争に起因する貿易の変化
- ▶ 同セクションによるシミュレーションは、“modeling family”と呼ばれる3つの分野要素（Farming economics, rural economics, market modeling）を複合的に参照したモデルを使用（→後述参照）
- ▶ 同機関を含むそのほか3つの機関や大学等と協業してシミュレーションを実施
※スイスのDSS-ESSAのようなシミュレーションモデルは用いていないとのこと。

近年の研究内容

- ▶ 2021年頃より食料安全保障に関する研究の構想が開始され、2022年1月に深刻な不足下における食料サプライチェーンの維持・確保についての研究（“Erarbeitung von Vorschlägen für eine Sicherung der Versorgung mit Nahrungs- und Futtermitteln in Krisensituationen”（“危機的状況における食料・飼料供給の確保に向けた提言の策定”）が開始
- ▶ 食料サプライチェーンの全分野（一次生産・加工・流通・消費）を対象にした研究だが、現状ではとりわけ、危機状況における一次産品生産の維持に関する課題（一次生産事業者の危機状況への準備体制・生産におけるクリティカルポイントの把握）に焦点を当てている
- ▶ 今後は非常時におけるサプライチェーンの川下のリスク、（例：畜産によって影響を受ける加工（例：屠畜場・乳製品含む）、流通・消費サイドへの影響、等）一次産業（農業・農業インプット含め）、食品製造、流通、輸入の各分野について範囲を拡大予定
- ▶ 現時点での成果として、一次生産従事事業者は非常事態に対して脆弱であり、BCPの構築・強化が、まずは事業者レベルの努力として求められ、各段階におけるレジリエンスの構築が必要だと結論付けられた。そのために、実務的なオペレーションとしては実際の緊急時を想定したレジリエンスのチェック（一次生産の脆弱性がサプライチェーン全体に波及しないか、サプライチェーンのどのポイントで特に脆弱性が認められるか、等）についても研究を進めることが想定されている



【参考】Thünen Instituteでは、“The Thünen Model Network”と呼ばれる複合的なモデルを使用したシミュレーションを実施



- ▶ 様々な要素を含む多数のモデルを組み合わせ、ドイツ国内だけでなくEUの政策決定にも活用している
- ▶ 今後の活用・発展領域としては、気候変動の緩和、肥料に関する法整備、有機栽培、食習慣の変化、貿易協定における持続可能性等をあげている

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-3. 英国





EUを主たる輸入先とした強固なサプライチェーンが構築されていることより、輸入確保体制は強く、食料供給リスクは低い。サプライチェーン機能保全・強化が食料安全保障の基本方針

外部環境

- ▶ 耕作地面積は日本の約1.5倍。食料自給率は比較的低水準（カロリーベースで約50%）。
- ▶ EUを離脱したものの、食料輸入の多くをEU域内を占めており、EUを輸入先とした強固なサプライチェーンが構築されている
- ▶ 国策として自給率向上施策を行っておらず、また農産物の基準価格の設定等も実施していない。
 - ▶ 農家保護施策である直接支払制度（EU CAP下制度）も2027年に向けて漸次撤廃の方針。

主要リスク

- ▶ 国内生産は限定的であるものの、供給不足に陥るリスクは低いと認識。
 - ▶ EUと強固なサプライチェーンが構築されているため、輸入途絶等による供給不足リスクは低い。
- ▶ コロナ禍においてもEUからの輸入途絶が発生しなかった経緯もあり、現状輸入途絶を重大リスクとは捉えていない。

食料安全保障政策の基本方針

- ▶ 食料供給不足に対する対応としては、中央政府と民間企業（業界団体等）が連携してモニタリングを行う体制。また、政府介入のハードルは高く、最大限民間企業や市場による解決に委ねる方針。
- ▶ ただし、市場機能観測及びサプライチェーンの透明性に向けて官民連携プラットフォームを運営し、適宜意見交換会を実施することでモニタリングを実施。
 - ▶ 必要に応じて英国農業法に基づいてEU CAP（CMO規則）に準じる価格支持措置を実施。
※農業法では価格支持施策及びサプライチェーンの透明化を主とした措置についてのみ規定。
 - ▶ コロナ禍においては、農業法に基づいた措置に限らず、各省庁と連携したアドホックな対応による交通規制の緩和やVISAの発給等を実施。
- ▶ 一方で、重大な政治・社会的不測自体（軍事・非軍事双方）については、英国緊急事態法に基づいて強権発動が可能。
- ▶ 国家備蓄は実施しておらず、民間企業の在庫把握も行っていない。



平時から市場モニタリングを実施、サプライチェーン透明化を図っている。また不測時体制として強権発動を可能とするも、基本はアドホックな省庁間連携で対応されている

平時取組

- ▶ **定期的なサプライチェーンの監視（サプライチェーンに関するデータ収集）によって透明化を図る**
 - ▶ 官民プラットフォームの運営による情報連携
- ※EU・スイスにおいては明確な生産者保護施策があり、それによって自給率の底上げ（供給確保）が政策として行われており、取組の一環として直接支払いを実施しているが、英国では農家の利益確保としてサプライチェーンの透明化を実施
- ▶ 農業法に基づき、**3年に一度“Food Security Report”を発行**し中長期的なリスクを検討。
- ▶ その他、英国としてのリスク分析や食料安全保障文脈を包含する各種ハンドブックやレポートの作成。

不測時対応

【前提】

- ▶ スイスやドイツのような不測時を想定した法制度はないことに留意（食料安全保障・供給不足を想定した不測時対応という法制度はない）
- ▶ 英国緊急事態法に基づいて、食料セクターに限らず、すべてを**政府の監視下に置く非常に強い権限を有するが、発動のハードルは極めて高く設定されている**（コロナ禍でも発動なし）

【不測時対応】以下の2つの場合に分けられる

①英国緊急事態法に基づく措置

- ▶ 国王の認定に基づいて、30日以内での介入措置（強権発動）が可能

②その他

▶ 農業法：

例外的市況“Exceptional Market Condition”に対して、Defra大臣が認定した場合に、価格支持政策を実施可能（EU CMO規則と同等の措置）

※サプライチェーン透明化のために収集した情報をリスク管理のため転用・活用することも可能

▶ その他アドホックな規制・措置：

コロナ禍における交通規制の緩和やVISA発給等の事例含む、他省庁と連携した対応を実施



国家安全保障制度の枠組における食料供給確保については、英国緊急事態法（“Civil Contingencies Act 2004”）の一環として位置付けられている

地域規模の不測時対応について

第1部 地方における市民保護のための手配 序則

- 第1条 「緊急事態」の定義
緊急事態計画
- 第2条 評価、計画策定及び助言の義務
- 第3条 第2条：補足
- 第4条 公衆に対する助言及び援助
市民保護
- 第5条 一般措置
- 第6条 情報開示
通則
- 第7条 緊急性
- 第8条 緊急性：スコットランド
- 第9条 政府による監視
- 第10条 執行
- 第11条 執行：スコットランド
- 第12条 情報の提供
- 第13条 対応者リストの改正
- 第14条 スコットランド：協議
- 第15条 スコットランド：越境協力
- 第16条 ウェールズ国民議会
- 第17条 規則及び命令
- 第18条 解釈等

第3部 通則

- 第32条 軽微かつ派生的改正並びに廃止
- 第33条 資金
- 第34条 施行
- 第35条 適用範囲
- 第36条 略称
- 附則1 第1及び第2カテゴリー対応者**
- 第1部 第1カテゴリー対応者：通則
- 第2部 第1カテゴリー対応者：スコットランド
- 第3部 第2カテゴリー対応者：通則
- 第4部 第2カテゴリー対応者：スコットランド
- 附則2 軽微かつ派生的改正並びに廃止（略）**
- 第1部 第1部による派生的改正並びに廃止
- 第2部 第2部による派生的改正並びに廃止
- 第3部 微少な改正廃止及び破棄

「緊急事態」の定義（第19条）

- (a) 連合王国又は地方（Part）若しくは地域（region）内における人間の福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のあるイベント又は状況
- (a) 人命の喪失
 - (b) 人の疾病又は傷害
 - (c) 住居の喪失
 - (d) 資産への被害
 - (e) 金銭、食料、水、エネルギー又は燃料の供給の壊乱**
 - (f) 通信システムの壊乱
 - (g) 交通機関の壊乱
 - (h) 保健関連サービスの壊乱
- (b) 連合王国又は地方若しくは地域内における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のあるイベント又は状況
- (c) 連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争又はテロリズム

「緊急事態」の認定（第20条）

- (1) 女王陛下は、第21条の条件を満たすと納得された場合、緊急規則を公布することができる。
- (2) 上級国務大臣（senior Minister of the Crown）は、以下の条件を満たす場合、緊急規則を制定することができる。
 - (a) 第21条の条件が満たされ、かつ
 - (b) 重大な遅延なくして、(1)項に基づく公会議の命令を手配することが不可能である場合。

介入措置（緊急事態規則の条件・範囲）（第21条・22条・26条）

- (1) 条件：緊急事態が発生または発生が予見されている際に緊急事態の様相または影響を防止・抑制・または軽減するための措置を講じる必要が認められること（第21条第2-3項）
また現行の法令に依拠することができるかを確認する際に重大な遅延の恐れがあること、法令の効果が不十分である可能性があること（同条第5項）
- (2) 期間：規則が定められた日から30日間又は規則に定められたそれよりも短い期間（第26条第1項）
- (3) 範囲：緊急事態規則は、当該規則の制定者が規則に係る緊急事態の態様または影響を防止し、管理し、又は緩和するために適切であると認めるあらゆる規定を設けることができる（第22条第1項）



国家安全保障制度の枠組みの中に食料供給が位置付けられているが、同法による措置の発動事例は制定の2004年以降現在までに存在していない ※詳細は次頁参照

全国規模の不測時対応について

第2部 緊急権

- 第19条 「緊急事態」の定義
- 第20条 緊急事態規則を定める権限
- 第21条 緊急事態規則を定めるための条件
- 第22条 緊急事態規則の範囲
- 第23条 緊急事態規則の制限
- 第24条 地域指名調整官及び緊急事態調整官
- 第25条 審判所の設置
- 第26条 有効期間
- 第27条 議会による審査
- 第28条 議会による審査：閉会期及び休会期
- 第29条 分権政府との協議
- 第30条 手続き
- 第31条 解釈



英国緊急事態法はコロナ禍にも発動されず、現在まで発動実績がない。有力学術ジャーナルによると、規制の有効期間が30日であること等、制約が大きいことが要因と分析されている



“The history of emergency legislation and the COVID-19 crisis” (Official Blog, Bennett Institute for Public Policy, University of Cambridge, 28 Apr 2020)

- ▶ 新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の発生は前例のない危機であるにもかかわらず、英国は多くの国と同様に「非常事態」を宣言していない。この病気と闘うために、ボリス・ジョンソン政府は1984年の公衆衛生（疾病管理）法と2020年の新型コロナウイルス法によって可能となった追加の権限と責任を引き受けた。政府は2004年の民事緊急事態法や非常事態の歴史を利用していない。
- ▶ 緊急事態を管理するための枠組みは 1920 年以来英国に存在していた。その年、デビッド ロイド ジョージ政権は緊急権限法案を議会に提出した。この規定は 1964 年に改正され、その後エドワード・ヒース政権下で内閣府民間緊急事態対策ユニット（CCU）が創設されたことで強化された。その後数十年の間に、1976 年のエネルギー法、1989 年の電力法、1993 年の放射性物質法、1995 年の環境法などの分野固有の法律が制定された。その後、2000 年代にトニーブレアの新労働党政権が政権に代わって大規模な見直しが行われた。CCU は民事緊急事態事務局と、1920 年法は民事緊急事態法と結びつき、現在も有効。
- ▶ 政府研究所が説明したように、この硬直性は、ジョンソン政権が公衆衛生法とコロナウイルス法に依存することを選択した理由の説明の一部。民事緊急事態法に基づいて制定された規制は 30 日後に失効しますが、議会の承認を得て更新することができる。新しい措置はできるだけ早く国会議員の前に提出されなければならない。議会閉会中に施行された場合は5日以内に撤回されなければならない。対照的に、コロナウイルス法は政府に対し、緊急事態条項の状況に関する報告書を2カ月ごとに公表することを義務付けており、下院に6カ月ごとにコロナウイルス法の継続について議論するよう求めている。
- ▶ 民事緊急事態法を使用しないという決定は珍しいことではなく、実際、非常事態宣言が発令されることはまれ。緊急権限法は12回使用され、最後に使用されたのは 1974 年。民事緊急事態法は一度も使用されていない。すべての政府がコロナウイルスへの対応として非常事態宣言を選択したわけではない。例外には、米国の 48 州、カナダの 2 つの州、アルメニア、エストニア、エチオピア、ハンガリー、ジョージア、日本、イタリア、ラトビア、モルドバ、ルーマニア、スロバキア、スペイン、チェコ共和国が含まれる。

出所) <https://www.bennettinstitute.cam.ac.uk/blog/history-emergency-legislation-and-covid-19-crisis/>



Andrew Blick, Clive Walker “Why did government not use the Civil Contingencies Act?”, the Law Society Gazette, 2 Apr 2020

- ▶ CCA の予防措置は、はるかに広範囲かつ効果的である。これらには、導入された各緊急規制は最長 30 日間有効であることが含まれる（ただし、その後新しい規制が発行される可能性がある）。最新の法案に関する議論で、大臣はその期間が短すぎると却下した（Hansard (House of Commons) vol.674col.132、2020年3月23日、Penny Mordaunt）

出所) <https://www.fdiforum.net/mag/supply-chain/government-plans-new-rules-to-support-pork-farmers-and-processors-with-written-contracts/>



Agriculture Act 2020（以降、農業法）では、食料安全保障政策関連として主に次の3点を規定。①Brexitに伴うEU共通農業政策の対応（第一の柱の内、直接支払制度の漸次的撤廃／CMO規則の例外規定権限の規定）、②食料安全保障レポートの提出義務、③サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

英国農業法（Agriculture Act 2020）の構成

第1部 資金援助

第1章 新たな資金援助権限

1. 国務長官の財政支援権限
2. 資金援助：フォーム、条件、委任および情報の公開
3. 資金援助：チェック、執行、監視
4. 多年財政支援計画
5. 助成金の年次報告等
6. 資金援助等の効果のモニタリング

第2章 EU 離脱後の直接支払い

7. 第2章の「基本支払方式」等の意味
8. イングランドの農業移行期間と関連する支払いの終了
9. 基本的な支払いスキームを管理する法律を修正する権限
10. 2020年以降も基本的な支払いスキームを継続するための権限
11. 直接支払の段階的廃止を規定する権限
12. デリンクされた支払いを行う権限
13. 関連する支払いの代わりに一括払いを提供する権限

第3章 EU離脱後のその他の財政支援

14. 農家およびその他の受益者への支払いに関する一般条項
15. 青果物生産者団体への助成
16. 農村開発支援
17. 継続中の EU プログラム：財政支援を提供する権限
18. EUの直接法を保持

EU離脱後の直接支払制度の漸次的撤廃に係る規定

第2部 食品および農産物市場

第1章 食料安全保障

19. 英国の食料安全保障について議会に報告する義務

食料安全保障レポートの議会への報告義務を規定

第2章 農産物市場への介入

20. 例外的な市況に関する宣言
21. 例外的な市況：国務長官が利用できる権限
22. 例外的な市場状況に関連して、一般的な目的のために、保持されている特定の EU 直接法の修正

EU離脱後もCMO規則に準拠するが、英国（イングランド）が“例外的な市況”における例外措置を実施する権限を有する旨を規定

第3部 農業・食品サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章 データの収集と共有

23. 農業食品サプライチェーン：情報提供の要求
24. 「アグリ・フード・サプライチェーン」の意味
25. 要求に情報を処理する目的を指定する必要性
26. 要求のドラフトを公開する義務
27. 必要な情報の提供とその処理の制限
28. 情報要求の施行

第2章 サプライチェーンにおける農業生産者等との公正な取引

29. 農産物の取引業者の公正な取引義務

第3章 生産者組織

30. 生産者・支間組織等：認定申請
31. 認定団体：競争免除および追加条項
32. 第30条および第31条に基づく規則

農産物のサプライチェーン透明化に向けた民間事業者への情報提供義務を規定

第4部 農業及び農村に関する事項

33. 肥料
34. 動物の識別とトレーサビリティ
35. 赤身肉税：イギリスの税関間での支払い
36. 農業の借地権

第5部 農産物

37. マーケティング基準
38. オーガニック製品
39. オーガニック製品：補足
40. 枝肉の分類
41. 第37条に基づくワイン部門の修正を再現する権限
42. 自由貿易協定に関する報告

第6部 農業に関するWTO協定

43. 農業に関する WTO 協定の遵守を確保するための規則を作成する権限：一般
44. セクション 43 に基づく規則：英国における国内支援の提供に関する制限
45. 第43条に基づく規則：国内支援の分類

第7部 ウェールズと北アイルランド

46. ウェールズ
47. ウェールズに関する規定の期間
48. 北アイルランド

第8部 一般規定および最終規定

49. データ保護
50. 規約
51. 解釈
52. 結果的な修正
53. 結果的等の規定を行う権限
54. 経過措置等を定める権限
55. 資金提供
56. 範囲
57. 開始
58. 短いタイトル

1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応

2 食料安全保障レポートの提出義務

3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定



2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理 (2/7)

農業法（第1部・第2部第2章）では、英国におけるEU CAPに代わる新たな農業政策を規定。CAP第一の柱については、英国における価格支持政策の例外措置規定や、イングランドにおける直接支払の2027年までに順次廃止を規定

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

Agriculture Act 2020の適用対象（構成国別）

英国全体 に対して適用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料安全保障(Defra担当大臣による議会への報告義務)に係る規定(法第2編第1章) ▶ サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(法第3編第2章) ▶ 肥料規制に係る規定(法第33条) ▶ 動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(法第34条) ▶ 有機産品に係る規定(法第38条及び第39条) ▶ WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(法第6編) 等
イングランド に対してのみ適用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな農業支援スキームに係る規定(法第1編) ▶ 農産物市場への介入に係る規定(法第2編第2章) ▶ サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(法第3編第1章) 等
北アイルランド・ウェールズ に対してのみ適用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定 ▶ ウェールズにおける新農業法の適用期間 (ともに法7編)

連合王国構成国における直接支払いの存置・廃止等に係るスタンス

イングランド	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年12月新農業法が成立。 ▶ 直接支払いは2027年に向け順次縮減の上廃止。環境への貢献等公共財提供に対して公的資金を提供する新たなアプローチを導入。
スコットランド	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年8月「Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020」(農業(EU法の維持・データ)(スコットランド)法2020)が成立。 ▶ 直接支払いを含むCAPの主たる規定が引き続き適用されることが法制化。
ウェールズ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Agriculture(Wales)Bill(農業(ウェールズ)法案)の立案に向け、農業(ウェールズ)白書に対する国民への意見募集を実施中(2020年12月16日から2021年3月26日)。 ▶ 同白書では、CAPの直接支払いを「持続可能な農業スキーム」に置き換えることが提案。
北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2018年に「北アイルランドの将来の農業政策フレームワーク」と題する文書において新たな農業政策について国民への意見募集。 ▶ 同文書では、CAPの直接支払について、縮小した上で残し、農業者に対して基礎的で予見可能な収入源を確保するとの方針が提示。

新農業法の適用対象が連合王国構成国間で異なっている背景には、英国においては、従来、連合王国の構成国たるスコットランド・ウェールズ・北アイルランドと英国政府間の 取決め (settlements) において、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきたことがある。

出所) 農林水産政策研究所 [主要国農業政策・貿易政策]プロ研資料 第5号 (2021.3)

- 英国（とりわけイングランド）のAgriculture Act 2020の第1部及び第2部は、Brexitの文脈も踏まえた、EU CAPの第一の柱（直接支払、価格支持政策）について、直接支払については2027年をめどとした漸次的廃止、価格支持政策については、原則維持しつつ、国務長官の認定する不測自体に際しては独自規定を運用可能とする、という法制度を整備した点が主な趣旨と理解される。
- なお、第2部については、EUと同様に価格支持政策の趣旨と思われます。第3部以降（民間事業者の情報提供、等）については、サプライチェーン透明化が主たる目的であるものの、一部（病害等）リスク対応の意味合いもあるものと理解される。（→後述参照）



農業法では、EU CAPにおけるCMO規則関連措置について、第22条において、“例外的市況”においてはEU法と異なる措置が可能である旨を規定している

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

第22条 (仮訳)

- ▶ (1) 国務長官は、第20条に基づく宣言の対象となる例外的な市場の状況に関連して、イングランドとの関係で効力を有する限りにおいて、公的市場介入または民間倉庫への援助に関連するEUの直接法を規則によって修正することができる。
- ▶ (2) 国務長官は、規則により、以下の目的のいずれかまたは両方のために、公的市場介入または民間貯蔵のための援助に関連する保持されたEU法を修正することができる。
 - ▶ (a) 第20条に基づく宣言の対象となる例外的な市場の状況に関連する場合を除き、当該法令の規定がイングランドとの関係で効力を失うことを確保する；
 - ▶ (b) 当該法令の規定がイングランドとの関係で効力を有する限りにおいて、当該市場条件との関係以外での運用を変更する（当該規定に関して(a)項の目的が達成されるまでの間）。
- ▶ (3) 第(1)項により付与される権限には、規則で指定された特定の宣言の対象である例外的な市場の状況に関してのみ適用される修正を行う権限が含まれる。
- ▶ (4) 第(1)項および第(2)項によって与えられる権限には、公的市場介入または民間貯蔵に対する援助の対象となる農産物を変更する権限を含む。
- ▶ (5) 本節に基づく規則は、（第50条第5項が適用されない限り）反対決議手続に従う。
- ▶ (6) 本節において、「公的市場介入または私的保管のための援助に関連する保持された直接的なEU法」には、以下が含まれる。
 - ▶ (a) CMO規則第8条から第18条まで；
 - ▶ (b) 農産物市場の共通組織に関連する特定の補助及び還付金の確定に関する措置を決定する2013年12月16日の理事会規則（EU）No 1370/2013（公的市場介入及び私的貯蔵に対する補助に関連するもの）；
 - ▶ (c) 以下の欧州委員会規則（公的市場介入および私的保管に対する援助に関連する限りにおいて） -。
 - ▶ (i) 公的介入及び私的保管に対する援助に関してCMO規則を補完する2016年5月18日の欧州委員会委任規則（EU）2016/1238；
 - ▶ (ii) 公的介入及び私的保管に対する援助に関するCMO規則の適用に関する規則を定めた2016年5月18日の欧州委員会施行規則（EU）2016/1240；
 - ▶ (iii) 牛、豚及び羊の枝肉の分類のための連合スケール、並びに特定の分類の枝肉及び生きた動物の市場価格の報告に関して、CMO規則を補完する2017年4月20日の委員会委任規則（EU）2017/1182。(7)別表7（CMO規則の219条、220条、221条及び222条の改正）第1項が効力を有するまで、本節において、第20条に基づく宣言の対象である例外的市場状況への言及は、これらの条のいずれかに基づく措置の対象である状況への言及も含む。

該当するEU法令
(詳細次頁参照)



2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理（4/7）

EU法によるCMO規則の概要は以下の通り。例外措置として、①固定価格買入れ、②民間備蓄援助、の2つの政策メニューを規定。Agriculture Act 2020では、英国（イングランド）は当該EU法に原則として準ずるものの、**国務長官の宣言する不測時にはCMO規則と異なる措置を行うことが可能と規定**

- ① Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- ② 食料安全保障レポートの提出義務
- ③ サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

CMO規則（Regulation (EU) 1308/2013）

第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

※主要関連箇所のみ抜粋

第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

①固定価格買入れ

EU CAP第一の柱の内、「固定価格買入れ」（Buying-in）制度を規定
※量的制限に関する措置は、TFEU43条(3)に従って理事会が講じる（第13条1項）

②民間備蓄補助金

EU CAP第一の柱の内、「民間備蓄補助」（Private Storage Aid, PSA）制度を規定
※実施は第229条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。（第18条2項）
援助額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。（第18条3項）

“市場の混乱”時における公的介入の実施に際する例外措置の条件等を規定

実施に際する審査の主体要件・手順等を規定

Part V

第1章 例外的な措置

第1節 市場の混乱

- 第219条.市場の混乱に対する措置

第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

- 第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

第3節 具体的な問題点

- 第221条.特定の問題を解決するための措置

第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

- 第222条.TFEU101条1項の適用

第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

第1章 権限の委譲と実施規定

- 第227条.委任の行使
- 第228条.緊急時の手続き
- 第229条.委員会の手続き

関連する下位法令

COUNCIL REGULATION (EU) 1370/2013

- ▶ ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ▶ ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

- ▶ ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ▶ ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

- ▶ 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定

英国農業法では、英国（イングランド）は、CMO規則について、平時はEU規定に準ずるが、国務長官が認定する「例外的市況」に際しては、EU法と異なる国内法を規定できると規定
→発動事例として、“The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021”の制定がある（※次頁以降参照）

※EU法におけるCMO規則の規定する不測時対応の詳細については、後述のEU調査の箇所をご参照



農業法第19条に食料安全保障レポートの議会への報告義務が規定されており、3年に1度の提出が義務付けられている（最新版は2021年12月発行）

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定



UK Food Security Report 2021

<項目>

UK Food Security Reportは以下の5項目で構成されている

※特に項目2, 3についてが英国の国家レベルでの食料安全保障文脈となっている

1. Global Food Availability：グローバル規模での需給問題やリスク及び英国の食料供給への影響可能性
2. UK Food Supply Sources：英国の国内外の主要な食料輸入元
3. Food Supply Chain Resilience：物理的・経済的・人的食料サプライチェーンの把握と脆弱性について調査
4. Food Security at Household Level：個人レベルの食料へのアクセスやアフォーダビリティが主眼
5. Food Safety & Consumer Confidence：食品衛生関連

<食料安全保障の定義>

“Food Security”として定義付はされていないものの、レポートテーマが英国内における食料安全保障の観点である（上記項目と対応しており、総合的に英国の食料安全保障として検討）

「Food Securityには世界の農業の現状と英国が依存している市場が含まれる。英国内外の原材料と食料品の供給源、最終的に食品を棚や皿に運ぶ製造業、卸売業、小売業と、それらの原材料と物流の複雑なサプライチェーン、そして、消費者が自分の食品が安全で、本物で、高水準であることを確信できるようにする検査システム。」

<リスク想定>

- ▶ 上記項目5つそれぞれにおいてリスクを特定している
- ▶ 当レポートでは主に食品衛生に関わるリスクや気候変動におけるリスクについて取り上げられている

<その他特記事項>

- ▶ 当データは英国のNational Statistics、公式統計及び非公式の統計、国際機関等の統計を活用
- ▶ レポート本文はそれぞれの項目に関連するデータ紹介及びケーススタディで構成されている



2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理 (6/7)

農業法第3部では、農業・食品のサプライチェーンについて規定。サプライチェーンの透明化を目的とした、Defraによる民間企業への情報提供要請が可能である旨を規定している。一方で、天候・病害虫等による生産低下リスク管理も目的の一部に含まれているという見解

- ① Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- ② 食料安全保障レポートの提出義務
- ③ サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

The Agriculture Act 2020 第3部 (仮訳)

第3部 農業・食品サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章 データの収集と共有

第23条 農業食品サプライチェーン: 情報提供の要求

- (1) 国務長官は、農業食品サプライチェーンに属する者又はこれに密接に関係する者に対し、当該サプライチェーンに関連する当該者の活動のうち、イングランドにおける活動に関連する事項についての情報を提供するように求めることができる。
- (2) 国務長官は、農業食品サプライチェーンに属する者又はこれに密接に関係する者に対し、当該サプライチェーンに関連する当該者の活動に関する事項について、当該活動がイングランド国内である限りにおいて情報を提供することを求める規定を設けることができる。

第24条 「アグリ・フード・サプライチェーン」の意味

第25条 要求に情報を処理する目的を指定する必要性

第26条 要求のドラフトを公開する義務

第27条 必要な情報の提供とその処理の制限

第28条 情報要求の施行

第2章 サプライチェーンにおける農業生産者等との公正な取引

第29条 農産物の取引業者の公正な取引義務

第3章 生産者組織

第30条 30. 生産者・支部間組織等：認定申請

第31条 31. 認定団体: 競争免除および追加条項

第32条 32. 第30条および第31条に基づく規則

出所) Agriculture Act 2020 Part 3 Chapter 1-3

<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/21/section/23/enacted>>

目的・背景/リスクのとりえ方について

Briefing Paper, Number CBP 8702, 3 December 2020より

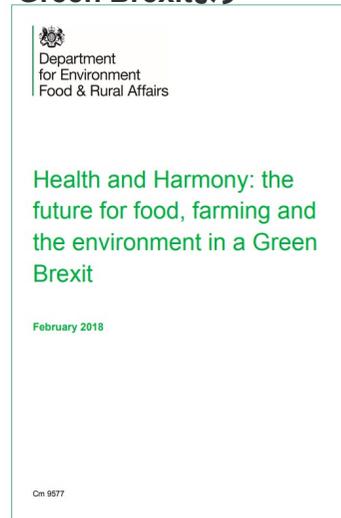


- 第3部、第23条から第28条では、農産物・食品のサプライチェーンに関わる者が、そのサプライチェーンに関する情報を提供するための新しい要件を導入している。これらの規則には、対象者、情報処理の目的、施行要件が定められている。規則は肯定決議手続きの対象となる。この条項は、農産物・食品のサプライチェーン全体にわたるデータ収集の透明性を高め、この情報の普及を改善することを目的としている。これにより、国務長官は指定された数の目的を果たすために農産物・食品のサプライチェーンに関連するデータを収集・共有するための二次法を制定できるようになる。これらは主に、生産性、サプライチェーンの公平性、動植物の病気、リスク管理に関連している。

出所) Briefing Paper, Number CBP 8702, 3 December 2020

<<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8702/CBP-8702.pdf>>

Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexitより



- 農家はさまざまな面でリスクにさらされており、農業事業の収入は年ごとに大きく変動する可能性がある。天候は収穫量とサイレージ用に草をいつ刈れるかに影響する。害虫は作物や森林を荒廃させ、病気によって群れや群れが全滅する可能性がある。世界の価格と為替レートは、投入量と販売量の両方で異なる。農業は時間の経過とともに収益性が高くなるが、業界内のボラティリティは英国経済の他のほとんどのセクターよりも高くなる。この不安定さにより、農家は計画を立てることが難しくなり、長期的な投資が減少し、事業の維持が困難になる。
- データの可用性は、政府が役割を果たす可能性がある分野の1つである。データの透明性の向上により、農家はリスクを理解し、対象を絞り、管理し、より効果的に計画を立てることができ、サプライチェーンの透明性を向上させ、生産者の立場を改善する可能性がある。

出所) Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/684003/future-farming-environment-consult-document.pdf>



情報提供義務の範囲は、機微に配慮しつつ、生産者・製造者・卸業者・小売業者等サプライチェーンの価格数量等が想定されている。但し、運用としては民間企業への負担を考慮し、最低限の要請としており、コロナ禍においても自発的提供を求めるにとどめていた経緯がある

- ① Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- ② 食料安全保障レポートの提出義務
- ③ サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

情報提供義務の実際の運用・状況

- ▶ 情報提供義務の範囲については、NFU（英国農家組合）が長年指摘してきたサプライチェーンの透明化に向けた価格報告が中心と想定。
- ▶ 2018年に発行された政策提言書及び農業法の法案Agriculture Billにも上記の旨が明記されている

*NFU（National Farmers Union）による声明（2015）



サプライチェーン全体にわたる市場の透明性を高めるために、**価格報告の義務化を求める私たちの要求**をタスクフォースが認識したことは、非常に喜ばしいことです。NFUは、信頼、協力、市場リスク管理ツールの開発を妨げる、サプライチェーンのプロセッサ-購入者側の市場データの「ブラックホール」の問題を頻繁に提起してきました。

* 2015年発足のUKとEUのレベルのタスクフォース会談における声明

出所) Improve supply chain fairness, says NFU President
 <<https://www.nfuonline.com/archive?treeid=69740>>

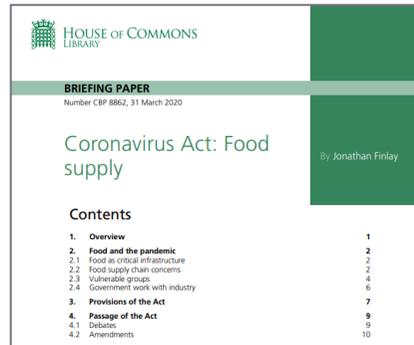
Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit (2018) より



“ 政府は、機密情報のプライバシーを保護しながら、**一部の農産物について、生産者、製造業者、卸売業者、小売業者からの価格と数量のデータの報告を義務付けること**を検討することを約束した。

出所) Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/684003/future-farming-environment-consult-document.pdf>

(参考) 2020年Coronavirus Act: Food Supplyにおけるボランティアベースの情報提供要請



▶ 説明文（Explanatory Notes）には、COVID-19パンデミックに対する政府の対応の一環として、Defraが食品小売業者とデータ共有プロトコルに合意し、**自発的に情報を定期的に収集することに合意した**と記載されている。この文書には、FCELG がより定期的開催されることも記載されている。ジョージ・ユースティス環境長官は2020年3月19日、食料供給部門と毎日電話をしていと述べた。**政府と業界との間で任意ベースで、コロナウイルス法案の説明文には、「政府が必要な情報を確実に入手できるようにするため、自主的な情報要求が遵守されなかったシナリオを計画することは「正しく、適切」である」と述べられている。**

▶ また、この情報提供は政府が状況を明確に理解し、情報に基づいた判断を下し、効果的に対応することを目的としている。したがって、この法律は、そのような情報の提供を要求する権限を与えている。2019-21年農業法案には、食品サプライチェーンに関する情報に関する規定も含まれている。

情報提供要請に関するDefraの見解：（Defraヒアリングより抜粋）

- ▶ 情報収集については、Defraとして義務的な情報提供をリクエストする権利があると理解している。
- ▶ 但し、民間企業の機微に触れる情報の開示を求めることは積極的には行いたくないと考えており、また、情報提供に係る民間企業の負担も大きいため、これまでの方針としてはコロナ禍においてもボランティアベースの提供依頼としてきた。
- ▶ だからこそ平時からの官民連携プラットフォームによる情報共有が必要になっているという認識（どういった情報が不測時に必要になるかも検討）

➔官民連携プラットフォームの詳細については後述参照

出所) Briefing Paper: Coronavirus Act: Food Supply
 <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8862/CBP-8862.pdf>>



EU市場からの安定供給等、食品サプライチェーンが強靱という認識の下、政府としては自給率向上や市場介入等は積極的に行わず市場放任のスタンス。一方で、民間企業とは複数のプラットフォームで情報連携を実施し、情報提供要請や必要措置は講じることができる体制は整備されている

危機対応	リスク想定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 距離も近く既に強固な関係性も構築されていることから、BrexitによるEUからの輸入量（供給）が減少する等のリスクは大きくないとの認識 ▶ 輸入途絶についても大きなリスクとして識別していないため、政府による食料品備蓄は行っていない。また、過去に備蓄が検討されたことも、遡れる範囲内ではなかったという認識。民間の在庫についてのデータ把握も政府としては実施していない
	危機の検知	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危機発生に関する検知については、官民連携プラットフォーム（→後述）を活用し、民間企業がDefraに対して報告を行うことが可能。但し、対応措置の要否はDefra大臣による決定事項となる ▶ 危機に際する対応措置の有無に関する決定要件や検討・意思決定プロセスは規定されているわけではなく、フレキシブルな運用 ▶ 上記のフレキシブルな運用については、農業法第21条「Exceptional market conditions」の判断についても同様であり、定性・定量的要件は規定されていない ▶ また、措置が必要とされる場合には、農業法の規定以外の措置も可能。その中には異なる官庁間との調整を必要とする措置も含まれる（その場合はDefraが調整機能を果たす）
	措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業法による措置の運用は柔軟性が高く、また農業法以外の関連措置とも併せて実施される <ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギー・水・労働力・輸送など、特定の品目ではなくどの分野が危機を引き起こしているのかによってケースバイケースの対応がとられる。根拠法もシチュエーションベースで決定 ▶ 前述したPSA事例では原因が豚の屠殺キャパシティ不足であったため、労働力の確保のためのビザ発行及び市場への供給を調整する措置が取られた ▶ 英国全土が影響を受けるような大規模な緊急事態については、Civil Contingencies Act 2004によって包括的な対応が行われる想定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 発動要件：極めて高く設定されており、コロナ危機に際しても過去に発動実績はなし ▶ なお、Civil Contingencies Actが発動される場合には、前述の農業法の枠組みで収集される市場関連情報・民間企業の提供情報等が利用されることがある
	事例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コロナ禍における事例 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料・必要物資等の物流の確保のために、物流企業の営業に係る規制緩和（倉庫の営業時間の緩和、配送時間の緩和）を行った。ほかに、食料生産・加工に関わる労働者へVISAを発行する措置がとられた ▶ 2023年サラダ野菜（トマト・きゅうり・ピーマン等）の国内供給不足事例 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な輸入先であるヨーロッパのエネルギー価格の高騰による園芸作物生産の低下が原因（主要輸入国オランダの生産減少） ▶ 通常であれば他の輸入国（モロッコ・スペイン等）から調達するが、モロッコ・スペインでも生産量が減少していた ▶ 政府は不足分のモニタリングを実施していたが、食料安全保障観点からクリティカルではないと判断されたため国内生産者への補助金支給などは行われなかった
	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報収集については、農業法でも第3部でも規定されている通りDefraとして義務的な情報提供をリクエストする権利がある <ul style="list-style-type: none"> ▶ 但し、民間企業の機微に触れる情報の開示を求めることに対しては消極的。情報提供に係る民間企業の負担も大きいため、これまでの方針としてはコロナ禍においても自発的提供・任意での提供依頼としてきた ▶ 平時の官民連携プラットフォームによる情報共有会が重要な役割を果たしており、コロナ禍においてもうまく機能していたという評価がされている



英国ではコロナ禍において官民連携プラットフォームが多く設立された（主要なものについては下表参照）。その中で、FCELG、F4+3、UKAMMGの3つが現在でも継続されている

活動状況	プラットフォーム名/呼称	概要	メンバー
継続中 (→次頁以降 に詳細記載)	Food Chain Emergency Liaison Group (FCELG)	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンへの脅威に関する情報交換会 第1回：Covid-19会議 2020年3月に実施された 	DEFRA, Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities), Food Standards Agency, Department for Business, Energy and Industrial Strategy, Ministry of Housing, Communities and Local Government, Devolved Administrations, Major Food Industry Representatives*
	F4 + 3	<ul style="list-style-type: none"> フードチェーン全体をカバーする7大飲食業界団体および業界団体によって構成 大臣の出席（通常） 各セクターからの詳細な情報が共有された 労働力へのアクセスやコミュニケーションに関する関係者とのサブグループを設置 	F4: Food and Drink Federation, British Retailers Consortium, National Farmers Union, UK Hospitality + 3: Association of Convenience Stores, Federation of Wholesale, Distributers Institute of Grocery Distribution
	UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG) (DEFRA, 2020b)	<ul style="list-style-type: none"> 価格、供給、貿易、最近の動向など、英国の農産物市場を監視し、非典型的な市場の動きを予測 コロナ禍においてDEFRAと分権行政機関が最新の市場および利害関係者の情報を共有するためのフォーラムとして運営 	関連省庁及びDEFRA
活動なし (コロナ禍のみ活動)	Ministerial Task Force Non-Shielded Vulnerable People ¹ (Lucyallen.com www.lucyallen.com and www.d)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月設立 ピクトリア・ブレンティスDEFRA大臣が議長を務める 2つのワーキンググループにて議論(1).“non-shielded”非シールド（臨床的脆弱性はないが、障害や孤立により食料の入手が困難）、(2).“economically vulnerable” 経済的脆弱性（食料およびその他の必需品を購入できない） 	以下関連省庁から構成： DEFRA, Ministry of Housing, Communities and Local Government Department for Work and Pensions, Ministers from Devolved Administrations’
	Food Delivery Forum	<ul style="list-style-type: none"> 食品宅配会社による社会的弱者やキーパーソンへのサービスを理解・支援し、会社が効果的に活動するための情報を確保するため設立 	詳細なし
	Food Vulnerability Stakeholder Group	<ul style="list-style-type: none"> Covid-19に直接対応して設立 DEFRAが「情報を発信し、リアルタイムで見識を深め、政策コンセプトのストレステストを行い、ベストプラクティスを共有」し、「二者間での会話とベースでのデリバリー」を可能にするためのウィークリーフォーラム “non-shielded vulnerable” 非シールドの脆弱性に関するさらなる施策の策定に寄与 	関連省庁、地方自治体、慈善団体、障がい者団体からおおよそ100名
	Food Resilience Industry Forum (FRIF)	<ul style="list-style-type: none"> パンデミック開始時に設立 設立当初は毎日、後に週2回開催され、DEFRAの主要な食品サプライチェーン利害関係者に対し、政府のメッセージに関する最新情報を提供し、利害関係者の主な懸念に耳を傾ける。 食品のサプライチェーンをエンド・ツー・エンドで調査し、「フードチェーン全体から見た当面の脆弱性」を特定し、「解決のために DEFRA 全体および他省庁のチームと共有した デビッド・ケネディ食品・農業・バイオセキュリティ局長が議長を務め、クリス・タイアス（食品業界出身のDEFRA 嘱託）が進行を実施 2020年夏には議会は中断されたが、2020年9月に再度フォーラムの活用について議論された 	DEFRA, Cabinet Office, Department for Education, Her Majesty’s Treasury NO.10, Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities), Food Standards Agency, Food Standards Scotland, Northern Ireland /Welsh Governments, Food Industry Representatives And Individual Companies (See DEFRA (2020a) For A Full List)
	Retailer Forum	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において週次で会合 「食品小売セクターと政府との効果的な双方向コミュニケーションを提供するため設立 	詳細なし
	Food and Drink Manufacturers Forum (EFRA, 2020b)	<ul style="list-style-type: none"> •パンデミック初期段階後の食料セクターの懸念と復興について話し合うフォーラム 	DEFRA, Manufacturing Sector



2-3. 英国 ③政府・自治体（州）及び民間それぞれの役割と負担：官民連携プラットフォーム（2/4）

Food Chain Emergency Liaison Group（FCELG）は2020年3月6日に最初の会合を開催。DEFRA及び関連政府機関及び民間（業界団体）代表者の意見交換の場として、その後毎週開催されている。構成メンバーは下図の通り。なお、議事録等は公開されていない模様。（各業界団体は自業種に関連する事項について速報記事を掲載しているケースはある）

概要

- ▶ Food Chain Emergency Liaison Group（FCELG）は、主に業界団体からなるフードチェーン部門と、分権行政機関や政府機関を含む関連省庁から構成される業界部門のワーキンググループ。通常、四半期ごとに会合を開き、食品供給や相互依存部門に対する潜在的なリスクの特定と軽減を図る。また、緊急時には食品業界と中央政府とのパイプ役として召集される。
- ▶ COVID-19の発生を受けて、FCELGは3月6日に会合を開催。その後は毎週金曜日に定期開催を継続。DEFRAから業界団体に英国政府の最新の見解の共有、食品供給に関する問題の他の政府関連部署への伝達、産業界からの食品供給に関する問題の関連政府機関への共有、等を実施。
- ▶ ※“The FCELG has since been replaced by the Food Supply Resilience Planning Group, focusing on planning for medium- to longer-term risks to the food supply chain”（United Kingdom Food Security Report 2021）との記載あり。上記定期開催の実態を記載したものと思われるが、正式呼称の変更については要確認

構成員

<p>政府機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ DEFRA ▶ Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities) ▶ Food Standards Agency ▶ Department for Business, Energy and Industrial Strategy ▶ Ministry of Housing, Communities and Local Government ▶ Devolved Administrations 	<p>民間（業界団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ Association Independent of Meat Suppliers ▶ National Association of British and Irish Millers ▶ Association Convenience Stores ▶ UK Hospitality ▶ British Poultry ▶ British Retail Consortium ▶ Chilled Food Association ▶ Dairy UK ▶ Food and Drink Federation ▶ Fresh Produce Consortium ▶ Provision Trade Federation ▶ Federation of Wholesale Distributors ▶ Cold Chain Federation ▶ British Soft Drinks Association ▶ Beer and Pub Association ▶ National Farmers Union ▶ Packaging Federation ▶ International Meat Trade Association ▶ Compass Group ▶ British Game Alliance ▶ Agricultural Industries Confederation
---	---

出所） UK Parliament Committee, Written Evidence, “The Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEF0001)”, “United Kingdom Food Security Report 2021”, “England’s food policy coordination and the Covid-19 response” <[England’s food policy coordination and the Covid-19 response | SpringerLink](#)> よりEY作成



F4 + 3は、COVID-19の発生によるサプライチェーンの混乱に対処するため、既存の産業間協議体であるF4に3つの流通業界団体を加えて設立された官民協議体。英国環境食料農業（DEFRA）大臣と食料サプライチェーン関連業界間の情報交換の場として活用されている

F4 + 3の概要

設立経緯

- F4は、飲食料製造・小売・ホスピタリティ業界及び農家を代表する4つの業界団体の協議体であり、英国のEU離脱に向けた対策を含め、食料産業全般の懸案事項について政府との協議を実施。
- **COVID-19の発生によるサプライチェーンの混乱**を受け、政府はサプライチェーンに関わる産業界の組合等、様々なステークホルダーと定期会合を実施。
- 2020年3月12日、上記会合の一環として、**既存のF4に3つの食品流通関連の業界団体を加え“F4 + 3”の会合を開催**。環境食料農業大臣が出席し、ロックダウン中は週次で COVID-19の状況アップデートや各業界への影響を共有。

構成員

- | | |
|-----|--|
| F4 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ The Food and Drink Federation（飲食料水製造業の業界団体） ▶ British Retail Consortium（小売業の業界団体） ▶ National Farmers Union（農家の組合組織） ▶ UK Hospitality（宿泊・飲食業・イベント・娯楽・レジャー等ホスピタリティ業の業界団体） |
| + 3 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ The Association of Convenience Stores（小売店舗の業界団体） ▶ The Federation of Wholesale Distributers（食品卸売業の業界団体） ▶ The Institute of Grocery Distribution（食料の生産や流通に関わる諸産業の業界団体） |

（参考）政府ドキュメントにおけるF4 + 3の位置づけ

Written evidence submitted by the Department for Food, Environment and Rural Affairs (DEFRA) (COV0142)

1. Have the measures announced by the Government to mitigate the disruptions to the food supply chain caused by the pandemic been proportionate, effective and timely?

1.1 The UK has a highly resilient food supply chain which, faced with unprecedented challenges and demands, has worked hard to ensure people have the food and essential supplies that they need. Defra has stepped up its regular engagement with the sector, including primary producers, processors, wholesalers and the retail sector, to ensure that Government is taking the necessary steps to make sure that the safe and effective supply of food continues.

1.2 Defra has worked closely and regularly with the industry, and government departments, to address the impacts of Covid-19 issues and risks. Our response has included making a number of changes to the way we work, and to the way we engage with the industry. The measures we have taken are summarised below.

2. Temporary regulatory changes and relaxations

2.1 Defra worked at pace with the Department for Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS) to relax certain elements of domestic competition law to enable retailers to collaborate effectively in the national interest. These relaxations allow retailers to share data, cooperate to keep shops open, pool staff, redistribute food destined for hospitality market, and share distribution depots and delivery vans. For example, the relaxations also allow logistics service providers to share information on staff availability as well as storage and warehouse availability. The legislation to bring in this change was laid on 27 March and has a retrospective effect from 1 March.

2.2 Further relaxations were made in legislation laid on 1 May to allow the dairy industry to better collaborate to minimise the volume of surplus milk which goes to waste. This legislation was applied retrospectively from 1 April. The intention is that the industry will work together to address current market challenges, avoiding waste and maintaining productive capacity to meet future demand. This is addressed in more detail later in part 11.7.

Relaxation of Delivery Times and Driver Hours

出所) Environment, Food and Rural Affairs Committee, UK Parliament
<<https://committees.parliament.uk/writtenevidence/5286/html/>>

Collection

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings

All data on gifts that Defra ministers gave and received, their external meetings and any overseas travel.

From: Department for Environment, Food & Rural Affairs
Published 4 October 2023
Last updated 30 March 2023 — See all updates

Government publishes details of ministers' meetings with external organisations, gifts (given and received), hospitality and overseas travel on a quarterly basis as part of the Government's Open Data and Transparency Commitments. **Defraウェブサイト**

Documents

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, October to December 2022
31 March 2023 — Transparency data

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, July to September 2022
4 January 2023 — Transparency data

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, April to June 2022
29 September 2022 — Transparency data

出所) Defra : ministerial gifts, hospitality, travel meetings
<<https://www.gov.uk/government/collections/ministers-hospitality-gifts-meetings-overseas-travel#full-publication-update-history>>

- 英国環境食料農業省（DEFRA）が議会からの質問に対して提出した質疑応答書。（2020年6月5日発行）
- 質問13「COVID-19流行によるサプライチェーンの混乱に際し、政府が取り組んだ企業やNGOとの協力」についての質問に対し、既存の官民協議体の構成員を拡張し、定期会合の開催したと回答。その一例としてF4 + 3を紹介している。
- 環境食料農業省（DEFRA）大臣が出席した会合リスト（英国政府ウェブサイト掲載）
- 2020年3月12日にF4 + 3の初会合があり、COVID-19の状況アップデートを実施。同年3月は週2回、4月は週1回の頻度で会合を実施。
- DEFRA大臣が出席する最新のF4 + 3会合は2020年11月26日とされている
※現在の活動実態については公開情報からは確認できない



UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG)は、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイランドの政府職員から構成される政府間協議体。英国の主要農産物市場の現状や予想される市場急変事態等の分析及び共有を実施している

UK Agricultural Market Monitoring Group(UKAMMG)の概要

実施内容

- ▶ UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG) は、英国を構成する4国（イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイランド）の政府職員から構成される政府間協議体
- ▶ COVID-19の市場への影響を分析・評価し、市場の急変事態に対する予測を行う事を目的にDEFRAが設立。2021年1月1日より始動
- ▶ 主な実施内容は、以下の通り
 - ▶ 為替レートの推移、英国における原油・天然ガス・軽油の価格、豚肉・鶏肉・卵・牛肉・羊肉・酪農製品・穀物・野菜の生産高・価格・輸出入状況のモニタリング・分析業務を実施
 - ▶ 月例会合を開き、上記情報の共有や今後の市況予測について議論を実施（月例会合の議事録や統計データはDEFRAのウェブサイトに公表）※統計データは2022年11月以前のみ公表
 - ▶ 政策の協議や大臣への助言を行う政府間協議体UK Agriculture Policy Collaboration Group（PCG）に対する分析情報の共有

（参考）月例会合で使用される、英国市場情報に関する統計データ

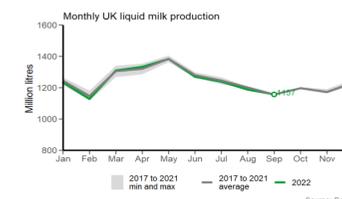
Department for Environment Food & Rural Affairs

Data considered by the UK Agricultural Market Monitoring Group at the meeting of 8 November 2022

The UK Agricultural Market Monitoring Group includes representatives from Defra, DAERA, Scottish Government, and Welsh Government.

7. Dairy

7.1 Production



7.2 Prices

Table 14: Prices of wholesale dairy products in the UK. Note that the price of every commodity is given in £ per tonne except for milk, which is given in pence per litre (flagged with an asterisk). (Source: AHDB)

Commodity	Price (£/tonne)	Monthly Change (£/tonne)	Month ending
Butter	5,860	-120 (-2%)	October 2022
Cream	2,807	-51 (-1.8%)	October 2022
Mild cheddar	4,860	0 (0%)	October 2022
SMP	2,980	-130 (-4.2%)	October 2022
Milk	48.9*	2.2 (4.7%)	September 2022

構成

- ▶ 以下の機関に所属する職員で構成
 - ▶ Department of Environment, Food & Rural Affairs (DEFRA, England)
 - ▶ Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs (DAERA, Northern Ireland)
 - ▶ Scottish Government
 - ▶ Welsh Government

（参考）Agricultural support common frameworkにおけるUKAMMGの位置づけ

HM Government

Agricultural support common framework
Provisional framework outline agreement and concordat

February 2022
CP 613

- 2022年2月、英国のEU離脱後の農業支援に向け、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの政府間協力枠組み「Agricultural support common framework」が4政府の合意により採択。
- 本枠組運用の一環として、政策協議・大臣への助言を目的とするPCG及び市場情報分析・共有を目的とするUKAMMGの2つの政府間協議体活用を採択。
- UKAMMGは、PCGが政策協議する上で必要な情報を選択・共有する位置づけ。

農業法の第2部第2章（第20-22条）に基づき、“The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021”が制定された実績がある

STATUTORY INSTRUMENTS

2021 No. 1269

AGRICULTURE, ENGLAND

The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021

Made - - - at 2.30 p.m. on 11th November 2021

Laid before Parliament 15th November 2021

Coming into force - - 16th November 2021

The Secretary of State makes the following Regulations in exercise of the powers conferred by Articles 4 and 15 of Council Regulation (EU) No 1370/2013 of 16 December 2013 determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the markets in agricultural products(a), Articles 18(2)(a), 20 and 227 of Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products(b) (“the CMO Regulation”), Article 39 of Commission Implementing Regulation (EU) No 2016/1240 of 18 May 2016 laying down rules for the application of the CMO Regulation with regard to public intervention and aid for private storage(c) and sections 22(1) and 50(3) of the Agriculture Act 2020(d).

These Regulations are made in response to, and in connection with, the exceptional market conditions which are the subject of the declaration made by the Secretary of State under section 20 of the Agriculture Act 2020 on 11th November 2021.

Citation, commencement, extent and application

1.—(1) These Regulations may be cited as the Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021.

(2) These Regulations come into force on the day after the day on which they are laid before Parliament.

(3) These Regulations extend to England and Wales, but apply only in relation to England.

The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021

“THE PRIVATE STORAGE AID FOR PIGMEAT (ENGLAND) REGULATIONS 2021” EXPLANATORY NOTE

本規則は、2020年農業法（c.21）第20条に基づき2021年11月11日に国務長官が行った、同法第21条に言及する権限を使用することを正当化する例外的な市場の状況が存在すると国務長官がみなす旨の宣言に対応し、これに関連して作成されている。宣言は、問題となる例外的な市場条件と、それが第21条に言及する権限を使用することを正当化すると考える根拠を記述する。

本規則は、イングランドとの関係においてのみ適用される。

農産物市場の共通組織を確立する2013年12月17日の欧州議会および理事会の規則（EU）No 1308/2013（「CMO規則」）は、豚肉を含む特定の製品の民間保管のための援助（「PSA」）の付与について、およびそれに関連する規定を設ける権限を国務長官に付与している。

本規則は、特定の豚肉製品（「対象製品」）を60日、90日、120日、150日、180日の一定期間イングランドで保管する場合のPSA付与を規定しています。既に保管されている対象製品については、本規則に基づきPSAを付与することはできない。PSAが付与される可能性のある総量（「PSA基準値」）は、14,000トンの対象製品である。

イングランドにおいて、対象製品のPSAが付与される一般的な枠組みは、現在、特に以下のような直接的なEU法に規定されている：

- (a) CMO規則；
- (b) 農産物市場の共通組織に関連する特定の補助及び還付を固定する措置を決定する理事会規則(EU)No1370/2013；
- (c) 規則(EU)No1308/2013を補足する欧州委員会委任規則(EU)No2016/1238；
- (d) Commission Implementing Regulation (EU) No 2016/1240は、Regulation (EU) No 1308/2013の適用に関する規則を定めている。

本規則は、以下の方法により、その枠組みを補足する：

- (a) 理事会規則(EU)No 1370/2013の第4条(2)の要求に従い、対象製品の個人保管のために付与されるPSAの金額を設定すること；
- (b) PSAを申請する適格事業者が、欧州委員会委任規則（EU）No 2016/1240の第40条（b）に従って支払わなければならない担保の金額を設定すること；
- (c) PSAの申請に関する様々な要件を設定する。このような申請は、それまでにPSAの閾値を満たさない限り、2022年2月2日正午まで行うことができます。PSAの閾値を満たした場合、それ以降の申請は受け付けられません。申請が満たすべき要件は、欧州委員会委任規則（EU）No 2016/1240の第2条および第40条に規定される要件に追加される；
- (d) Commission Delegated Regulation (EU) No 2016/1240の第45条を本スキームの目的に沿って修正し、国務長官がPSA申請における数量を削減できる状況およびPSA申請が却下される状況を明確にすること；
- (e) Commission Delegated Regulation (EU) No 907/2014を、本スキームの目的のために申請される証券に関連して適用されるように修正する。

民間、任意団体、公共部門への重大な影響がない、またはないことが予想されるため、本制度の影響評価は作成されていない。



2-3. 英国 ④各発動事例の詳細：民間貯蔵援助（PSA）の発動事例（2/2）

前頁に記載の英国におけるCMOの例外規則としてのPSA発動の背景について、発動に先立ち英国政府はら発出された“Guidance”によると、①COVID-19による需要縮小、②食肉加工者の労働力不足、③中国市場の縮小、の3点を主な背景に位置づけている。PSA発動とともに、加工者へのVISA発給等も措置も含まれている

The screenshot shows the GOV.UK website page for 'Notice To Traders 87/21 - Private Storage Aid (PSA) Pigmeat'. The page is updated as of 14 January 2022. It includes a navigation menu, a search bar, and a breadcrumb trail: Home > Environment > Food and farming > Food and farming industry > Notice To Traders 87/21 - Private Storage Aid (PSA) Pigmeat. The main heading is 'Guidance Notice To Traders 87/21 - Private Storage Aid (PSA) Pigmeat'. Below the heading, it states 'Updated 14 January 2022' and 'Applies to England'. The 'Introduction' section begins with: 'The Government is very aware of the challenges that the pig industry has faced in recent months due to the COVID-19 pandemic, the loss of the Chinese export market for some processors, and access to labour issues including a shortage of skilled butchers impacting the capacity of processors to slaughter and process pigs.' It continues to describe the impact on individual pig farmers and the measures announced on 14 October 2021, including up to 800 visas for pork butchers, a Private Storage Aid (PSA) scheme, and additional support for pig processors. It also mentions a pork levy holiday during November 2021 and the UK Export Certification Partnership (UKECP) working to resolve the issue of relisting three UK pork processing plants that have been unable to export to China.

主要内容（抜粋）

- ▶ 政府は、**COVID-19のパンデミック**、一部の加工業者の**中国輸出市場の喪失**、生産能力に影響を与える**熟練した食肉加工業者の不足などの労働問題（豚を屠殺し、加工する加工業者）**へのアクセスにより、ここ数カ月養豚業界が直面している課題を十分に認識している。
- ▶ Defra は、現在の状況が個々の養豚農家に与えている影響も強く意識しており、養豚生産者や加工部門と緊密に連携して、この困難な時期をどのようにサポートできるかを理解している。
- ▶ 2021年10月14日、政府は養豚産業を支援するための一連の措置を発表しました。これらの措置は、COVID-19による世界経済への影響と世界中のサプライチェーンが直面する圧力によってもたらされた、この業界が直面している独特の一次的な状況を認識したものである。
- ▶ これらの措置には、豚肉解体業者に対する最大800件のビザ、私設保管援助 (PSA) 制度、および豚加工業者に対する追加の支援が含まれる。
- ▶ さらに、イングランドとスコットランドでは、2つの食肉賦課金団体が2021年11月中旬に豚肉賦課金の休日を導入する予定で、賦課金の支払いを一時停止し、養豚農家と生産者は支払いを義務付けられる。これは、この部門にとって100万ポンド弱の節約に相当する。
- ▶ Defraはまた、中国に輸出できなくなった英国の豚肉加工工場3社の再上場問題の解決に向けて、他の政府省庁、農業園芸開発委員会（AHDB）、英国輸出認証パートナーシップ（UKECP）、業界とも緊密に連携している。

出所) “Notice To Traders 87/21 - Private Storage Aid (PSA) Pigmeat

<<https://www.gov.uk/government/publications/notice-to-traders-8721-private-storage-aid-psa-pigmeat/notice-to-traders-8721-private-storage-aid-psa-pigmeat>>

- ▶ コロナ禍においては、上述PSAの発動と併せて、Defra及び関連省庁間の協議・調整により、農業法の枠組とは異なる暫定措置を発動した経緯がある
 - ▶ 食料・必要物資等の物流の確保のために、物流企業の営業に係る規制緩和（営業時間の緩和、倉庫からのデリバリーや配送の時間の緩和、等）
 - ▶ 食料生産・加工に従事する労働者へのVISA発行

(Defraヒアリング等より)



前出のFCELG（情報連絡会）等の官民連携プラットフォームを構成する業界団体であるBRC及びNFUは、食料関連業界の情報交換を積極的に実施している



名称： British Retail Consortium (BRC)
法人格： NPO
設立： 1992年1月（英国小売業協（BritishRetailers' Association）と小売業協会（Retail Consortium）が合併）
構成員： 200以上の大手小売企業（実店舗、マルチチャネル、オンライン等）、数千の小規模独立系小売企業（会員は小売業界団体）、及び準会員
事業内容： 英国の小売企業の業界団体。現在・将来にわたって、小売業界とその顧客にポジティブな変化をもたらす。小売業のストーリーを伝え、会員と協力して前向きな変化を推進し、専門知識と影響力を駆使して、小売業が繁栄し、消費者が利益を得られるような経済・政策環境を整える。当会はBRCへの投資を正当化し、会員に価値を還元する方法で上記を実施。



名称： National Farmers' Union (NFU)
法人格： NPO
設立： 1908年
構成員： 英国最大の業界団体であり、イングランド・ウェールズ合わせて47,000の農業生産者が会員
事業内容： 1947年の農業法から農業危機を乗り越え、欧州連合への加盟と離脱などを経験するまで、NFUは常に農民のニーズが政治的意思決定の中心に反映されるよう努めてきた。活動内容としては、農家に対する助言、英国国内で生産される食料のプロモーション、農業ベストプラクティス横展、Food Processor（加工業者）と生産者の関係性構築支援、ロビー活動・F4 Groupの一員として政府との連絡会議等を実施

直近でのDefraとの会合

COMMUNITY NEWS
BRC MEETS WITH CABINET OFFICE AND DEFRA TO DISCUSS BORDER TOM AND WINDSOR FRAMEWORK
 The BRC and members met with Cabinet Office Minister Baroness Neville-Rolfe and Defra Minister Lord Benyon on 9 May to discuss the Government's preparations for new border and customs processes and...
 May 11, 2023

COMMUNITY NEWS
HIGHLIGHTS FROM DEFRA'S PLAN FOR WATER
 Defra has recently published its Plan for Water which is Government's integrated plan for delivering clean and plentiful water in England. As part of this package, a couple of announcements and me...
 Apr 04, 2023

BRIEFING
DEFRA SEEKS FEEDBACK ON THE FUTURE LONG-TERM VISION FOR PACKAGING REFORMS
 Apr 03, 2023

DEFRA SEEKS FEEDBACK ON THE FUTURE LONG-TERM VISION FOR PACKAGING REFORMS



- 200社以上の小売業が参加する業界団体
- 政府との議論はBrexitを含め続けられていたが、特にコロナ禍の2020年にはDefraやBEIS（The department for business, energy and industrial strategy）と議論し、さらなる支援及び柔軟性を要求
- 小売業界のサプライチェーン連携の促進に寄与
- 平時から情報共有だけでなく、独自リサーチやコンサルテーション等実施

Written submissions from the National Farmers' Union (CV19031)

The NFU represents 47,000 farm businesses in England and Wales involving an estimated 50,000 farmers, managers and partners in the business. In addition we have 50,000 countryside members with an interest in farming and the country.

NFU response to the Commons International Trade Committee Inquiry on the COVID-19 pandemic and international trade

Executive summary

- Despite the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets (and that the majority of the COVID-19 pandemic will be felt by many as going up and down the supply chain), the impact of the pandemic on the UK's food and drink supply chain is significant. The NFU has long argued that domestic food and drink production is a priority for the UK. The NFU has long argued that domestic food and drink production is a priority for the UK. The NFU has long argued that domestic food and drink production is a priority for the UK.

**NFUにより提出された
 コロナ禍における提言
 (2020年4月)**

Written submissions from the National Farmers' Union (CV19031)

Despite the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international markets (and that the majority of the COVID-19 pandemic will be felt by many as going up and down the supply chain), the impact of the pandemic on the UK's food and drink supply chain is significant. The NFU has long argued that domestic food and drink production is a priority for the UK. The NFU has long argued that domestic food and drink production is a priority for the UK.

April 2020

Exclusive: Defra slashed tree target after lobbying by National Farmers' Union

Documents seen by openDemocracy show the National Farmers' Union feared planting more trees would hit land values

Ben Webster
27 January 2023, 2:16pm



- 1908年に組成されたイングランド・ウェールズ最大の農業組合
- コロナ禍では人の流れが抑制されたこともあり、農業従業者特別ビザの発行を政府に要求
- また、コロナ禍においては**英国の食料安全保障政策として、自国での食料生産を優先順位として取り組むよう政府に提言**
- 農業従事者のロビー活動：2023年1月には食料生産量及び地価の保全のため植樹率の低減を目指すロビー活動を実施



【参考】BRC及びNFUへのヒアリング概要は以下の通り

	British Retail Consortium (BRC)	National Farmers Union (NFU)
役割・ 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小売業者の代表者（個別の事業者の代わりにの団体）としてマスメディアや政府に対して情報を発信：コロナ禍において特定の商品の不足や対応について情報発信を行った ▶ 英国の環境として、一般市民は政府からのメッセージよりリテラー（民間業者）の情報提供の方を真剣に受け取る傾向にある→コロナ禍においては、Defraより依頼されて消費行動についてメッセージ発信 ▶ 不測時のための計画策定を行う ▶ クライシスの検知/情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平時からメンバーとの電話会議を実施し、状況の供給・連携後Defra及び関係省庁にレポート（報告・情報の連携）を実施。なお事業者からの情報共有はボランタリーベース 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農家に対するの助言（バイヤーとの価格設定の個別交渉は実施しない ※砂糖は例外的に価格交渉を実施） ▶ 英国国内で生産される食料のプロモーション ▶ 農業ベストプラクティス横展開 ▶ Food Processor（加工業者）と生産者の関係性構築 ▶ ロビー活動・政府との連絡会議を実施。その一環としてF4グループの一員として、月次でDefraやFood securityに関わるその他関連省庁、コミュニケーションチーム、ポリシーメンバー等とのミーティングを実施 ▶ クライシスの検知/情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間からのレポートをDefra等関係省庁にレポート
コロナ禍での 活動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ BRCはコロナ危機の初期に政府より指示を受け、“panic buying”をしないよう勧告を実施 ▶ 政府のロックダウンに対して、物流事業者への規制緩和などへの対応を要請。（なおその際は政府は迅速に対応した） ▶ 官民連携プラットフォームであるFood Chain Emergency Liaison Group（FCELG）の招集に応じ、政府と意見交換会を実施した ▶ BRCとしてコロナ禍のリスクを検知していたのは3月初旬頃であったため、政府が後手に回る形で既にBRCに含まれる国内の小売業者は既に連携・アクションを起こしており、Panic Buying等混乱に対処していた 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 肥料・エネルギー価格の高騰を民間側（業界団体等）から報告を受け、政府へレポート ▶ 労働力の確保のため、季節労働者の特別ビザの発給を急ぐように提言 ▶ その他頻りに状況を報告、とられるべき施策について提言 ▶ ロックダウン下での農家の働き方について政府と議論し、キーワーカーとして認定させた
食料安全 保障への スタンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消費者保護の観点から、サプライチェーンのオペレーション改善について提言：EUからの輸入～小売店までのリードタイムの短縮を求めた ▶ BRCネットワークに参加している企業としては、食料安全保障のための政府介入をあまり是としていない（法整備程度であとは市場で対処していく方針） ▶ 政府の支援が環境施策に傾いていることを踏まえ、適正価格・取引を担保する方針が適切だとのスタンス 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内生産量（自給率）の増加による食料安全保障の向上を目指す ▶ 特に輸入に依存している品目について、在庫や備蓄が限定的であるため輸入途絶のリスクを考慮し政府としてより強い権限を行使することが望ましいと考えている ▶ Brexitから現在に至るまでCAPの撤廃等が行われてきているものの、かつてあった直接支払（補助金）と英国独自の新たなスキームにギャップが生じていると感じており、農家の収入減少がある実態を懸念

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-4. フランス



食料純輸出国であり、食料安全保障法制が存在しない（食料供給確保については有事法制の中にのみ位置付け）。一方、近年の情勢を踏まえた戦略検討は行われつつある

- ▶ フランスにおいては、食料安全保障に特化した法整備は無し
（2022年フランス会計検査院報告書第6章にて、「食料供給確保のための正式な国家戦略がない」と指摘）
 - ▶ 食料自給率が100%を大きく超過し、輸出国であることが背景にある
 - ▶ なお、不測時の食料供給関連の法制度は、「有事法制」の中にのみ位置付けられており、国防法典中には、食料供給に向けた農業大臣の役割・権限の条項あり
- ▶ ただし、2022年のフランス会計検査院報告書において、不測時に備えた中央政府によるモニタリング及び支援強化を勧告。また、近年のウクライナ紛争等の情勢を受けた戦略・イニシアティブ等の検討も行われている（後述参照）



フランス国防法典（Code de la défense） 条文R1337-1～R1337-12において、経済防衛のうち食料に関する記載を確認した

フランス国防法典 食料セクション の構成

※仮訳

R. 第1337-1条（農業担当大臣の責任）

第1111条の2に規定する場合において、人間の消費を目的とする食料品および製品ならびに家畜の飼料に対する需要を満たすことは、農業を担当する大臣の責任とする。農業担当大臣は、民間人に食糧および製品を供給し、軍隊に食糧および製品を供給する責任を負う。この目的のため、農業担当大臣は、食料品及び食料製品のニーズの特定、生産、加工、保護、組立及び分配に関するすべての措置の準備及び実施に責任を負う。

R. 第1337-2条（農業担当大臣の責務実施内容）

農業担当大臣は、首相の指示に従い、関係大臣と連携して、特に以下を確保する：1° 防衛の必要性に応じた農林業の生産の方向づけと、これらの地域における防衛措置の準備；2° 内務大臣が定める民間防衛措置の枠内で、資源、家畜、食料品、食品を破壊行為、破壊、汚染から保護すること；3° 国防大臣が表明する必要性を考慮した国家供給計画の作成；4° 在庫の決定と構成5° 在庫分配措置の準備と実施6° 補給品の運用に不可欠な管理および専門組織の準備と確立；7° 給油に関して適用される規則の作成；8° 食品部門における保護措置の準備の実地管理。

R. 第1337-3条（防衛・安全保障上級官、防衛大臣、国防大臣の役割）

防衛・安全保障の上級職員は、農業大臣に課された防衛措置の準備において農業大臣を補佐する。農業・食品部門における防衛措置の準備に責任を負う専門機関があり、特に、首相の決定により、農業担当省内に物資中央管理局を設置する。国防大臣は、農業担当大臣に、総監1名と軍コミッサリアート勤務の将校1名を任命する。これらの将校は出向の地位にある。総監の任務は、補給品に関する事項で国防高官を補佐することである。

R. 第1337-4条（各地域における食料部門の防衛措置準備及び実施）

各地域及びコルシカ特別自治区において、食料部門における防衛措置の準備及び実施は、防衛区域の県知事の権限の下、農業担当大臣の指示に従うものとする。国防大臣は、各防衛区域の県知事に対し、物資の問題で県知事を補佐する軍隊委員会の将校を任命する。後者は別働隊の地位に置かれる。防衛地帯の県知事は、部局レベルで実施される作業を調整する責任を有する補給事務所を有し、また、首相の決定によって設置される地方補給総局の動員機関を構成する。

R. 第1337-5条（県知事の責任）

各部門において、食品部門における防護措置の準備と実行を担当する都道府県知事は、関係するさまざまな業務の調整を確保する。このため、都道府県には、物資の準備に責任を負い、内閣総理大臣の決定によって設置される都道府県物資供給総局および下部執行機関の動員機関を構成する都道府県物資供給事務所が設置される。地方首都では、この事務所は地方事務所とは別に設置される。

出所)

<[### R. 第1337-6条（地域部局の責任）](https://www.codes-et-lois.fr/code-de-la-defense/toc-principes-generaux-defense-mise-oeuvre-defense-non-militair-41a364c-texte-integral#:~:text=Sauf%20d%C3%A9cision%20contraire%20du%20Premier%20ministre%2C%20toutes%20les,de%20l%27agriculture%20selon%20des%20modalit%C3%A9s%20fix%C3%A9es%20par%20d%C3%A9cret.></p>
</div>
<div data-bbox=)

地域供給局および部局供給局の構成は、R. * 1141-4条の規定に従う。

R. 第1337-7条（食料資源の分配措置）

食用または飼料用の食品資源の管理および割り当てのために定められた措置は、以下に適用される：1° 国内で使用可能な全ての起源の食品；2° 食用に供するために職人的または工業的加工を受けなければならない植物性または動物性の材料；(3) そのような加工から生じる製品管理および流通は、生産、加工、流通の各段階における状態、所有者、保有者を問わず、すべての食品資源に対して行うことができる。同様の措置は、国内消費用または海外への直接輸送以外の一時的な手配のために税関申告が行われた輸入食品資源にも適用することができる。

R. 第1337-8条（農業担当大臣の権限）

第1111条の2に規定された事情により、食糧資源の管理と流通が不可欠な場合、農業担当大臣は、第1141条の3の規定に従い、食糧資源の生産、集合、貯蔵、加工、流通、分配および販売のすべての形態を規制するために必要なすべての決定および措置をとる権限を有する。特に以下のことができる、1° 農業生産を供給ニーズに適合させることを規定する；(2) 有用とみなされる宣言を規定し、特定の在庫を凍結する；3° 資源を集め、移転するために必要と考える規則、特に特別会計を課す；4° 個人、グループまたは企業が保有する株式の売却を命じる；(5) 資源の生産者または保有者に対し、その者が指定する者または団体にのみ資源を引き渡すよう要求する；6° 食品原材料の加工業者への供給条件及び加工の技術的方法を定める；7° 特定の資源保有者に在庫の維持を義務付け、最も脅威にさらされている地域に所在する在庫の移動を規定する；8° 流通を規制する；(9) 規定された措置の実施を監視すること。

R. 第1337-9条（政府による食料配給措置の決定）

満たすべき食糧需要の階層と必要な配給措置は、R. * 1142-12条の規定を考慮し、農業担当大臣の提案に基づいて首相が決定する。

R. 第1337-10条（資源の収集・備蓄・分配）

資源の収集、貯蔵および分配の業務は、農業担当大臣またはその代理人によって承認された、行政の管理下にある様々なレベルの地域組織、専門機関、または自然人もしくは法人に委託することができる。承認された専門家団体の権限と義務は、当該団体の会員であるか否かにかかわらず、当該活動分野のすべての事業者にも適用される。

R. 第1337-11条（機密保持）

資源の集合又は配分に関する措置の準備又は実施に責任を有する者は、防衛秘密の保護に関する規則に拘束される。

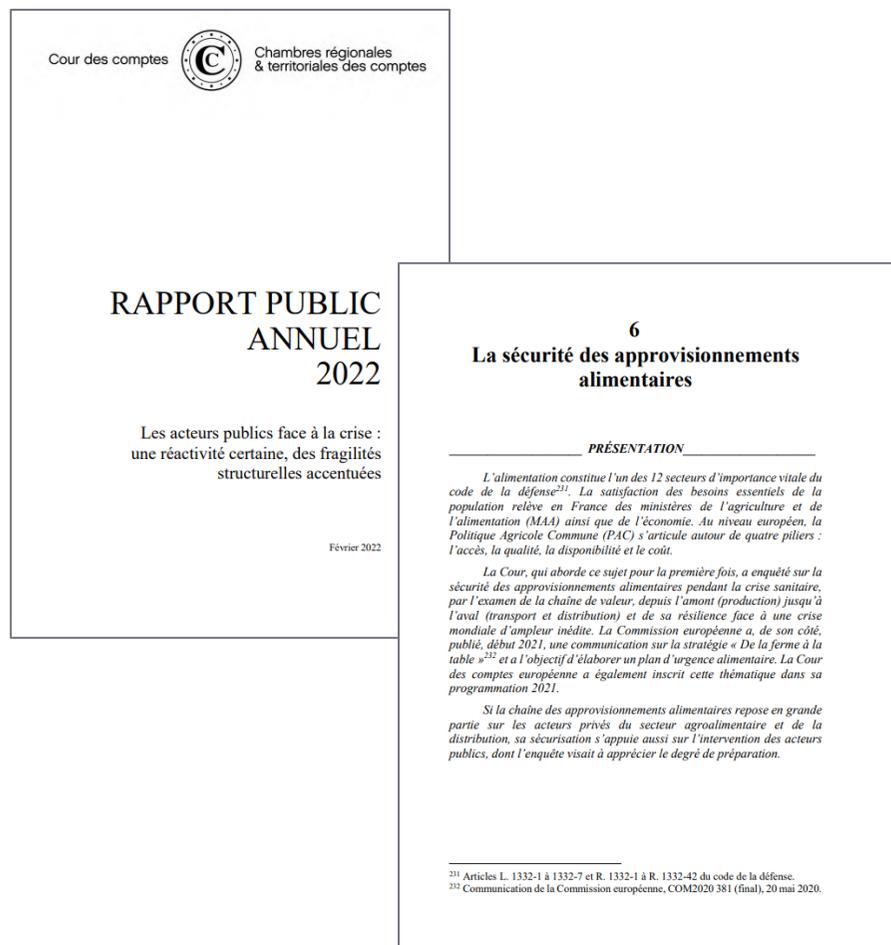
R. 第1337-12条（食品産業について）

内閣総理大臣の別段の決定がない限り、すべての食品産業は、政令で定める手続に従い、農業担当大臣の管理下におかれる。



2022年に公表されたフランス会計検査院報告書にて、これまで正式な国家戦略及び部局の存在がないものの今後不測時のための体制を整えることの重要性が唱えられている

*仮訳



フランス会計検査院報告書（2022）
第6章 食料安全保障

コロナ禍の影響により指摘された主な課題点：

- ▶ 2011年に発出したインフルエンザパンデミックプランを除いて、**国家として危機管理戦略を立てていなかった**
- ▶ フランスの特定の投入資材の輸入依存度の削減
- ▶ 国際市場におけるフランスの競争力の漸進的な低下に苦しむ国内農業モデルの弱点の克服（国民への安定供給と貿易相手国への輸出のバランスを取る必要性）
- ▶ フランスアグリメールの監視ツールでは完全には確保できない戦略的備蓄在庫の特定が優先課題である。必要不可欠な事業の指定によって提供される柔軟性を活用して、省庁間のマッピング演習を実施すべきである
- ▶ もうひとつの優先事項は、食料へのアクセスの地理的・社会的側面をよりよく考慮し、食料援助の組織を強化することである

会計検査院によるレコメンデーション：

- ▶ 2023年末までに、食料サプライチェーンにおける脆弱性の診断を確立し、万人のための食糧の特定という観点から結果を導き出す（MAA、MEFR、SGDSN）
- ▶ 2022年から、領事ネットワークおよび専門組織と連携し、農業および農業に携わる中小企業の支援を強化、また農業・農業食品分野の中小企業の活動の継続性を確保するため、危機への備えに関する支援を強化する。（MAAおよびMEFR）。

欧州委員会への聞き取り結果として、フランスには有事法制を除く食料安全保障法制度は制定されていない旨、及び民間の不測事態を想定した食料備蓄等が行っていない旨を聞き取り済み（欧州委員会ヒアリングより）



【参考】フランスは食料供給確保のための国家戦略はないと明言しているものの、ウクライナ情勢を踏まえた取組（緊急時確保計画の策定）がなされている

On Wednesday 16 March, the Prime Minister presented an economic and social resilience plan to face, in particular, the sharp increases in the price of raw materials linked to the war in Ukraine. Jean Castex indicated that this plan will be evolutionary to adapt as closely as possible to the consequences generated by this conflict. This plan is part of a coordinated European response.

During his presentation, the Prime Minister was accompanied by Barbara Pompili, Minister of Ecological Transition, Bruno Le Maire, Minister of the Economy, Finance and Recovery, and Julien Denormandie, Minister of Agriculture and Food.

Faced with the war in Ukraine, the Government is deploying specific responses to support companies and sectors impacted or likely to become so.

Find all the national measures on the [Government's website](#).

The agriculture and agri-food component of the economic and social resilience plan has been detailed.

The impacts of the war in Ukraine

The war in Ukraine has immediate impacts on the French agricultural and agri-food sectors, upstream and

ウクライナ危機：経済・社会レジリエント計画における農業及びアグリフード分野の対応（2022）

*一部抜粋/仮訳

フランス政府はウクライナ情勢を踏まえ、農業及びアグリフードの分野においてロシア又はベラルーシから輸入されていた肥料及びエネルギー価格の上昇、世界の穀物価格の上昇、また飼料価格の上昇を受け、レジリエンスプランを発表した。ただし、農業・食品大臣のJulien Denormandie氏はフランスでの食料供給不足のリスクはないとしている。

4つの即時的な対応

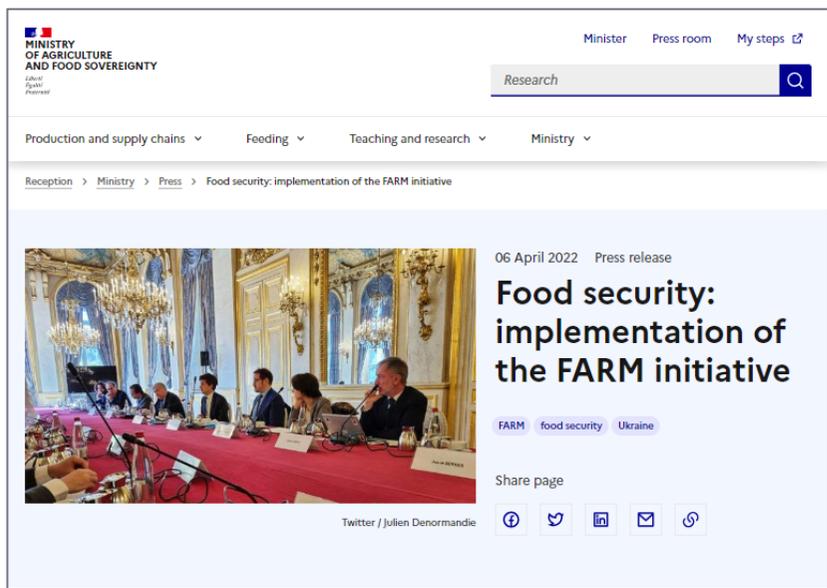
- ▶ 飼料の価格上昇に伴う対応
最大4億ユーロの予算を組み、飼料の価格上昇に伴う農家の費用負担を実施（4か月間）
- ▶ 燃料価格上昇の対応
15セント（税抜き）のリベート措置：農家を使用するRNG（非道路用ガス）にも適用し、VATを含めてフランス首都圏で18セント、コルシカ島で17セント、フランス海外で15セント
- ▶ ガス価格上昇の対応
上限2,500万ユーロの支援金措置（農業等関連ビジネスでガスと電気の費用が経費の3%以上そ占め、エネルギー価格の上昇により2022年に赤字になる企業が対象）
また、補償は支出の半分となっている
- ▶ その他価格上昇等に伴う困難における措置
価格上昇により経営が悪化した農家を考慮して、社会補償金の負担湧くが6,000万ユーロまで引き上げられる

4つの追加対応

- ▶ アグリフード生産者及びそれらビジネスを保護するための新たな貿易交渉
締約国間の透明かつ建設的な対話に基づいて、指数化と再交渉メカニズムの導入、物流上の罰則の枠組みなどを伴う新たな交渉が開始され、毎週設置される商業関係監視委員会の一環として、スーパーマーケットチェーンと農産物・食品の供給業者が合意した
- ▶ 2022年度の肥料の確保
輸入原料と国内肥料生産を確保するためのワーキンググループの設置、肥料の入手に係る規制措置等の施行または延期、そして地域で生産された有機肥料の開発及び利用の促進を実施
- ▶ 植物性タンパク質の生産上昇
CAP2022に向けた休閑地の例外的措置
- ▶ 依存関係の脱却
“France Recovery Plan”及び“France 2030”等計画を踏まえ、緑肥の生産及び有機肥料改修部門の発展による“Nitrogen Sovereignty Plan”の実行、“France 2030”に基づく植物性タンパク質強化、再生可能エネルギー含む農業及び農産食品産業の脱炭素化計画の策定、そして海外領土と密接にかかわるフランスとヨーロッパの「果物と野菜」計画の策定からなる4つの取組による長期的な変革を実施



【参考】また、国内外の食料安全保障のため、EU、G7、アフリカ連合と連携しFARM（Food & Agriculture Resilience Mission）イニシアティブ導入を決定した



*一部抜粋/仮訳

外務大臣、農業・食品大臣、貿易大臣は最も脆弱な国の食料安全保障のための**食料・農業強靭化ミッション（FARM）イニシアティブの実施**における会合を実施した。また、フランス大統領は3月24日、欧州連合、G7、アフリカ連合のパートナーと協力して、この国際的取り組みの立ち上げを発表した。
 FARMイニシアティブは、**ロシアのウクライナ戦争による世界の食料安全保障への悲惨な影響を防ぐことを目的としている**。それは、多くの脆弱な国々において、穀物、特に小麦の価格、生産、アクセス、供給のレベルに劇的な影響を及ぼしており、いかなる状況であっても、農産物が地政学的な目的のために戦争の兵器となるべきではないという考えに基づく。また、すべての人の食料へのアクセスを確保するため、フランスはFARMにおいて、さまざまな国際主体、国際機関、民間部門の代表、市民社会が十分な役割を果たす多国間かつ包括的なアプローチを推進している。

同取組における3つの柱

1. 貿易：農産物市場の緊張を緩和し、物流の完全な透明性を確保し打とうな貿易障壁を排除する
2. 連携：ウクライナの農業能力を支援し、最もウクライナ情勢の影響を受けた国々で適正な価格で農産物へのアクセスを確保し、農業生産レベルにおける戦争の影響を軽減する施策の準備
3. 生産：持続可能な方法で農業能力を強化

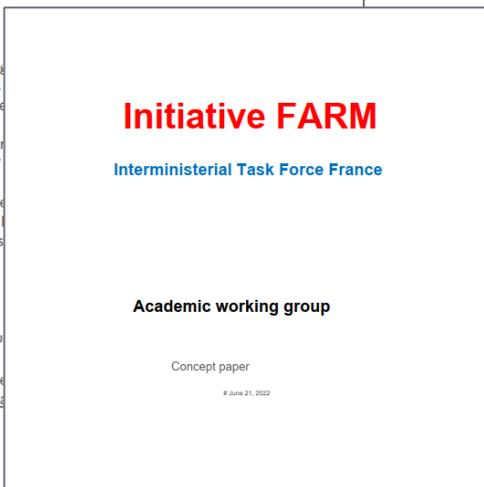
また、同取組の開発・推進を支援するために学術的ワーキンググループによる会議が行われた。

会議の目的

1. 今世紀初頭以来の農業と食品の力学の複雑さと、差別化された戦略を開発することなくこれらの問題に関する関係者の戦略的競争が激化していることの再認識
2. ウクライナ戦争が世界の食糧安全保障、特にアフリカ大陸に及ぼす連鎖的な影響を強調
3. EUとフランスが直面する課題を強調しながら、FARM イニシアチブを短期的および長期的に予測するための一連の前向きな考察を共有

主な内容

- ▶ ウクライナとロシアという農産物及び食料品の生産・輸出国の光線による世界規模での食料不安の高まりにおいて、5つの課題点・提案をディスカッションペーパーとして取りまとめている
- ① **EUとフランスの役割**：ヨーロッパにとっての戦争による直接的な農業リスクは、主にウクライナ産のヒマワリ油とトウモロコシの輸入、および窒素およびケイ素肥料の輸入に関係しており、また世界の食料情勢に関して、欧州政策の課題は小麦の輸出能力の強化に関係している。世界の食料安全保障に注意を払うことで、環境、気候、生物多様性に対する深刻な脅威や、食料生産と加工システムが生産に不可欠な天然資源の枯渇につながってはならないためヨーロッパの農業は、生産能力の問題と環境問題を組み合わせる必要がある
- ② **緊急人道支援**：各地域やステークホルダーの連携を強めることで人道的支援の効果を最大化する
- ③ **農産物・穀物の備蓄**：不測時の農作物価格の変動に対応するため、備蓄の実施を図る。また、備蓄報告義務の強化・資金提供、市場観測ツールAMISやGEOGLAMとの調整、また栄養と食料システムへの影響を結びつける情報システムに関する国際的な研究も必要
- ④ **地中海及びアフリカ地域における農業及び食料安全保障の確保**：該地域における農産物輸入依存は今後も増大する可能性が高く、また社会政治的な不安定さが続く可能性も高いことより、貧困問題や食料補助金プログラム等支援を実施、また農業のアグロエコロジカルな移行を推進する必要がある
- ⑤ **燃料と食料供給**：EUはロシアのエネルギー輸出に依存していた経緯があり、今後代替方法へ移行していく必要がある



The Minister for Europe and Foreign Affairs, the Minister of Agriculture and Food Sovereignty, and the Minister of Trade met to discuss the implementation of the Food & Agriculture Resilience Mission (FARM) initiative for the food security of the most vulnerable countries.

The President of the Republic announced the launch of this initiative in conjunction with our partners in the European Union, the G7, and the African Union.

FARM aims to prevent the disastrous effects on global food security and the dramatic consequences in many vulnerable countries on the supply of cereals, especially wheat. Under no circumstances should food be used as a weapon of war to serve geopolitical purposes.

This initiative is based on three pillars:

- A trade pillar to ease tensions on agricultural markets, ensure the fight against unjustified trade barriers,
- A solidarity pillar to support Ukrainian agricultural capacities, ensure reasonable prices in the most affected countries, and prepare for the future.

FARMイニシアティブ導入に向けた会議の開催(2022)

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-5. EU





EUの調査結果については、以下の2区分に基づく構成で以下の頁を記載する

- ▶ EUの法制度は主権国家における法制度とは性質が異なるため、本章では以下の2区分に基づき、法制度の概要及び発動事例についての整理を行う：
 - ①CMO規則（“例外的市況”における“例外措置”の規定） 及び
 - ②Single Market Emergency Instrument（SMEI）に紐づく措置（より“不測時”を想定した内容）

1 CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）	
価格支持措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府介入（Buying-in）（第11-16条） ▶ 民間貯蔵援助（PSA, private storage aid）（第17-18条）
例外措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市場の混乱に対する措置（Measures against market disturbance）（第219条） ▶ 家畜伝染病および公衆、家畜または植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置（Measures concerning animal diseases and loss of consumer confidence due to public, animal or plant health risks）（第220条） ▶ 特定の問題を解決するための措置（Measures to resolve specific problems）（第221条） ▶ TFEU101条1項の適用（Application of Article 101(1) TFEU）（第222条）

➡EU共通農業政策（EU CAP）の第一の柱の内「価格支持」政策を主たる目的として、例外的市況への対応措置を規定した法制度

2 Single Market Emergency Instrument（SMEI）	
食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画	▶ EFSCM（European Food Security Crisis preparedness and response Mechanism）
食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家補助に関する臨時危機枠組（2022） ▶ 農業投下財価格上昇により影響を受ける農家への例外的措置（2022）
その他	▶ 価格変動ダッシュボードのアップグレード（2022）等

➡“欧州グリーンディール”における“F2F戦略”に基づき、EU単一市場における“不測時”への対応を想定した枠組



“CMO規則”（Regulation (EU) No.1308/2013）は、第1章で価格支持政策を規定する他、第5章では“例外的措置”を規定している

CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）（主要条文抜粋）

タイトル1 市場介入

第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

第4節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する共通規定

- 第19条.権限の委譲
- 第20条.審査手続きに応じた実施権限
- 第21条.その他の実施権

第2章 援助スキーム

第1節 教育施設における青果物及び牛乳・乳製品の供給に対する補助

第2節 オリーブオイル・テーブルオリーブ分野への援助

第3節 果実・野菜分野への援助

第4節 ワイン分野の支援プログラム

第5節 養蜂分野での援助

第6節 ホップ分野における援助

第3章 ブドウの植付に関する認可のスキーム

第1節 つる性植物植栽の認可制度の管理

第2節 ブドウの植え付けに関する認可のスキームの管理

CMO介入措置に関する規定

タイトル2 マーケティングおよび生産者組織に関する規則

第1章 マーケティングに関する規則

第1節 マーケティング基準

第2節 ワイン分野における原産地呼称、地理的表示、伝統的呼称

第2章 個々のセクターに関する特定規定

第1節 砂糖

第2節 ワイン

第3節 牛乳・乳製品

第3章 生産者組織・団体および支部間組織

第1節 定義と認識

第2節 特定のセクターに関する追加ルール

第3節 規則の延長と強制拠出金

第4節 供給量の調整

第5節 契約システム

第5章a バリュエーション条項

第6節 手続き規定

第3部 第三国との貿易

第1章 輸出入許可証

第2章 輸入関税

第3章 関税割当管理及び第三国による輸入の特別待遇

第4章 特定の製品に関する特別輸入規定

第5章 セーフガードとインワードプロセッシング

第6章 輸出還付金

第7章 外部処理

第4部 競争規則

第1章 事業者に適用される規則

第2章 国家補助規則

第5部 総則

第1章 例外的措置

第1節 市場の混乱

第219条.市場の混乱に対する措置

第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

第3節 具体的な問題点

第221条.特定の問題を解決するための措置

第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

第222条.TFEU101条1項の適用

第2章 コミュニケーションと報告

第223条.コミュニケーション条件

第224条.個人データの処理と保護

第225条.委員会の報告義務

第3章 農業部門の危機に対する備え

第226条.積立金の使用

第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

第1章 権限の委譲と実施規定

第227条.委任の行使

第228条.緊急時の手続き

第229条.委員会の手続き

第2章 経過措置と最終規定

第230条.廃止

第231条.経過措置

第232条.発効と適用

“例外的措置”に関する規定

発動実績は過去に複数存在。（コロナ禍・ウクライナ紛争等以降は特に発動事例が増加傾向にある）

→後述ご参照

以下の不測事態における公的介入を規定：

- ①固定価格買入れ（Buying-in）
- ②民間備蓄援助（Private Storage Aid, PSA）

→CMO規則及び関連下位法令については次頁以降に概要整理を記載

下位法令（運用規則）

COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013

COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

規定概要

- ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

- ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

- 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定



EU法によるCMO規則の概要は以下の通り

CMO規則 (Regulation (EU) No.1308/2013)

第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

※主要関連箇所のみ抜粋

第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

①固定価格買入れ

EU CAP第二の柱の内、「固定価格買入れ」(Buying-in)制度を規定
※量的制限に関する措置は、TFEU43条(3)に従って理事会が講じる(第13条1項)

②民間備蓄補助金

EU CAP第二の柱の内、「民間備蓄補助」(Private Storage Aid, PSA)制度を規定
※実施は第229条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。(第18条2項)
援助額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。(第18条3項)

➡直近補発動事例は、2022年3月23日付けの豚肉を対象としたPSA (“COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2022/470”) ※後述参照

“市場の混乱”時における公的介入の実施に際する例外措置の条件等を規定

➡いずれの措置も、発動事例は複数存在。 ※後述参照

実施に際する審査の主体要件・手順等を規定

関連する下位法令

COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013

- ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

- ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

- 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定

Part V

第5章 例外的な措置

第1節 市場の混乱

第219条.市場の混乱に対する措置

第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

第3節 具体的な問題点

第221条.特定の問題を解決するための措置

第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

第222条.TFEU101条1項の適用

第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

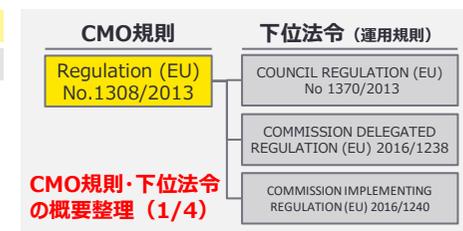
第1章 権限の委譲と実施規定

- 第227条.委任の行使
- 第228条.緊急時の手続き
- 第229条.委員会の手続き

2-5. EU ①CMO規則：法制度の全体像（3/6）

【参考】CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013） 第8～18条の該当条文（仮訳）

1	CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）
2	Single Market Emergency Instrument (SMEI)



一般規定

第8条 スコープ

本章は、市場介入に関するルールを規定する：

- 加盟国当局が製品を買い取り、廃棄されるまで保管する公的介入。
- 民間事業者による製品保管のための補助金の交付

第9条 対象製品の原産地

公的介入による買い入れ、または民間保管のための援助付与の対象となる製品は、連邦内で生産されたものでなければならない。また、農作物に由来する場合は、その農作物は連合内で収穫されたものでなければならず、牛乳に由来する場合は、その牛乳は連合内で生産されたものでなければならない。

第10条 枝肉分類のためのユニオンスケール

枝肉の分類のための連合スケールは、牛肉及び子牛の分野では8月齢以上の牛の枝肉について、豚肉の分野では繁殖に使用された豚以外の豚について、それぞれ附属書IVのA及びBの点に従って適用されるものとする。

羊肉及び山羊肉部門において、加盟国は、附属書IVのCに定める規則に従い、羊の枝肉の分類に連合の尺度を適用することができる。

公的介入（Public intervention）

第11条 公的介入対象製品

公的介入は、本節に定める条件、および第19条に基づく委任法および第20条に基づく実施法によって欧州委員会が決定する追加要件および条件に従い、以下の製品について適用される：

- 一般的な小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ；
- 田んぼのお米
- CNコード0201 10 00及び0201 20 20から0201 20 50に該当する牛肉及び子牛肉部門の生鮮又は冷蔵肉；
- 組合内の認可事業所において、牛の乳から直接かつ排他的に得られた殺菌クリームから直接かつ排他的に製造されたバターで、最小バター脂肪率82重量%、最大水分率16重量%であるものをいう；
- 連合内の認可事業所において、牛乳を原料としてスプレー法で製造された最高品質の脱脂粉乳で、無脂乾物重量に対するタンパク質含有量が34.0%以上であるものをいう。

第12条 公的介入期間

公的介入は、以下の場合に利用できるものとする：

- 普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ、11月1日から5月31日まで；
- 水稲、4月1日から7月31日まで；
- 牛肉、仔牛を年間を通して使用します；
- バターおよび脱脂粉乳は、3月1日から9月30日まで。

第13条 公的介入の開閉

1. 第11条にいう期間中、公的介入を行う：

- 一般的な小麦、バターおよび脱脂粉乳のために開放されるものとする；
- 市場の状況により必要とされる場合、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ及び水稲（特定の品種又はタイプの水稲を含む）に関して、実施法によって、委員会が開放することができる。これらの実施法は、第229条第2項にいう審査手続に従って採択されなければならない；
- 第20条第1項の(c)に従って決定された代表的な期間において、附属書IVのA点に言及する牛の死体の分類のための連合の尺度に基づいて記録された加盟国又は加盟国の地域における平均市場価格が、第7条第1項の(d)に定める基準値の85%を下回る場合には、第229条第2項又は第3項の手続きを適用せずに採択した実施法によって、委員会が牛及び子牛部門について開放することができる。

2. 欧州委員会は、第20条第1項の(c)に従って決定された代表的な期間において、本条第1項の(c)に規定された条件がもはや満たされない場合、牛肉および子牛肉の分野に対する公的介入を終了する実施法を採択できる。これらの実施法は、第229条第2項又は第3項にいう手続を適用することなく採択されるものとする。

第十四条 固定価格での買い取りや入札など

第13条(1)に従って公的介入が開放されている場合、第11条にいう製品の買い入れ価格の固定に関する措置、及び、場合によっては、買い入れが固定価格で行われる場合の量的制限に関する措置は、TFEU第43条（3）に従って理事会が講じるものとします。

第十五条 公的介入価格

1. 公的介入価格とは

- 固定価格で行われる場合、公的介入により製品が買い入れられる価格。
 - 入札によって行われる場合、公的介入の対象となる製品を購入することができる最高価格。
2. 増額および減額を含む公的介入価格の水準の決定に関する措置は、TFEU第43条第3項に従って理事会が行うものとする。

第16条 公的介入による廃棄に関する一般原則

1. 公的介入を受けて買い入れた製品の廃棄は、以下のような方法で行われるものとする：

- 市場の邪魔にならないようにする
 - 商品への平等なアクセスと購入者の平等な待遇を確保する。
 - TFEUに従って締結された国際協定から生じるコミットメントを遵守していること。
2. 公的介入の下で買い取られた製品は、関連する連合の法律行為に規定される、連合内で最も困窮している人々への食料分配のためのスキームに利用できるようにすることにより処分することができる。この場合、当該製品の会計価値は、本規則第14条(2)に言及される関連する固定公共介入価格の水準となるものとする。
3. 欧州委員会は、毎年、公的介入の下で買い入れた製品が前年度に販売された条件の詳細を公表するものとする。

民間備蓄支援（Aid for private storage）

第17条 対象製品

自家保管のための援助は、本節に定める条件及び委員会が採択するその他の要件及び条件に従い、第18条第1項又は第19条に基づく委任行為並びに第18条第2項又は第20条に基づく実施行為により、以下の製品に関して付与することができる：

- ホワイトシュガー
- オリーブオイル
- 亜麻繊維のことです；
- 生後8ヶ月以上のウシ科動物の生肉または冷蔵肉；
- 牛の乳から直接かつ独占的に得られるクリームから製造されるバター；
- チーズ
- 牛乳を原料とする脱脂粉乳；
- ビッグミート
- 羊肉及び山羊肉である。

第1項の(f)は、規則(EU)No 1151/2012に基づく保護された原産地呼称または保護された地理的表示の恩恵を受けるチーズで、同規則の第7条に言及する製品の仕様に定められた熟成期間および/またはチーズの価値を高めることに寄与する熟成期間を超えて保存されるものに制限されます。

第18条 補助金交付の条件

1. 市場の透明性を提供するため、欧州委員会は、必要に応じて、第17条に掲げる製品について私的保管援助を与えることを決定できる条件を定めた委任法を第227条に従って採択する権限を有するものとし、考慮される：

- 当該製品の平均的なEU市場価格、基準閾値及び製造原価を記録したもの、及び/又は
- 特に困難な市場状況や、当該分野のマージンに重大な悪影響を及ぼす経済情勢に適時に対応する必要がある場合。

2. 欧州委員会は、実施法を採択することができる。

- 第17条に掲げる製品について、本条第1項の条件を考慮して、私的保管補助を行うこと；
- 私的保管補助の付与を制限する。

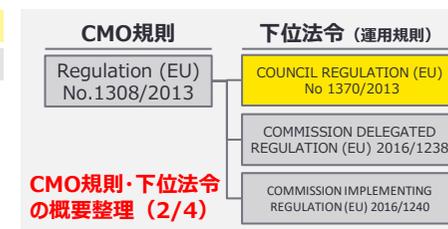
それらの実施法は、第229条(2)にいう審査手続に基づいて採択されるものとする。

3. 第17条に規定する私的保管のための援助の額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。

2-5. EU ①CMO規則：法制度の全体像（4/6）

【参考】 COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013：①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定、②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

1	CMO規則 (Regulation (EU) No.1308/2013)
2	Single Market Emergency Instrument (SMEI)



Official Journal of the European Union	
L 346/12	20.12.2013
COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013 of 16 December 2013 determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the markets in agricultural products	
THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,	intervention as well as other forms of intervention that do not use ex ante established price indications.
Having regard to the Treaty on the Functioning of the European Union, and in particular Article 43(3) thereof,	(3) The level of the public intervention price at which buying-in is carried out at a fixed price or under a tendering procedure should be provided for, including the cases for which an adjustment of the public intervention prices may be necessary. Equally, measures on quantitative limitations for carrying out the buying-in at a fixed price need to be taken. In both cases, the prices and quantitative limitation should reflect the practice and experience acquired under previous common market organisations.
Having regard to the proposal from the European Commission,	
Whereas:	
(1) The Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions entitled 'The CAP towards 2020: Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future' sets out potential challenges, objectives and orientations for the Common Agricultural Policy (the CAP) after 2013. In the light of the debate on that Communication, the CAP should be reformed with effect from 1 January 2014. That reform should cover all the main instruments of the CAP, including Council Regulation (EC) No 1234/2007 ⁽¹⁾ . In the context of the reformed regulatory framework, measures on fixing prices, levies, aid and quantitative limitations should be taken.	(4) Regulation (EU) No 1308/2013 provides for the granting of aid for private storage as a market intervention measure. Measures on the fixing of the aid amounts need to be provided for. In view of the practice and experience acquired under previous common market organisations, it is appropriate to provide for the fixing of the aid amounts both in advance and by a tendering procedure, and for certain elements to be taken into account when the aid is fixed in advance.
(2) For the sake of clarity and transparency, the provisions on public intervention should be made subject to a common structure, whilst maintaining the policy pursued in each sector. For that purpose, it is appropriate to distinguish between reference thresholds laid down in Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council ⁽²⁾ on the one hand and intervention prices on the other hand, and to define the latter. Only intervention prices for public intervention correspond to the applied administered prices referred	(5) In order to ensure a sound budgetary management of the school fruit and vegetables scheme, a fixed ceiling of Union aid and maximum co-financing rates should be provided for. In order to allow all Member States to implement a cost-effective school fruit and vegetables scheme, a specified minimum amount of Union aid should be set.
	(6) To ensure the proper functioning of the aid for the supply of milk and milk products to children in educational establishments and to ensure flexibility in the administration of such a scheme, a maximum quantity of milk eligible for aid, as well as the amount of Union aid, should be fixed.

COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013 of 16 December 2013 determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the markets in agricultural products

第1条 範囲

本規則は、規則 (EU) No1308/2013により設立された農業市場の単一共通組織に関連する価格、賦課金、援助及び量的制限の固定に関する措置について定める。

第2条 公的介入価格

1. 公的介入価格の水準は (a) 普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ、粉、脱脂粉乳については、固定価格での買い付けの場合、規則 (EU) No1308/2013の第7条に定めるそれぞれの基準閾値に等しく、入札による買い付けの場合、それぞれの基準閾値を超えないものとする； (b) バターについては、固定価格での買い取りの場合、規則 (EU) No 1308/2013の第7条に定める基準閾値の90%に相当し、入札による買い取りの場合は、当該基準閾値の90%を超えないものとする； (c) 牛肉及び子牛については、規則(EU)No 1308/2013 の第 13 条(1)の (c) に言及するレベルを超えないものとする。
2. 第1項にいう普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ及び水稲の公的介入価格は、製品の主な品質基準に基づくこれらの価格に対する値上げ又は値下げによって調整されるものとする。
3. 欧州委員会は、本条第2項に規定された製品の公的介入価格の引き上げまたは引き下げを、そこに定められた条件の下で採決することを抑止する実施法を採択しなければならない。これらの実施法は、第15条第2項にいう審査手続に従って採択されるものとする。

第3条 買い取り価格及び適用される数量制限について

1. Regulation (EU) No 1308/2013 の第13条(1)の(a)に従って公的介入が開放されている場合、買い取りは本規則の第2条に言及する固定価格で行われ、Regulation (EU) No 1308/2013 の第12条に言及する各期間でそれぞれ以下の量的制限を超過しないものとする：

第4条 私的保存のための補助

1. 規則 (EU) No 1308/2013の第17条に記載された製品について、同規則の第18条 (2) に従って援助が付与される場合、個人保管のための援助額を確定するには、期間限定で入札手続きを開くか、あらかじめ援助額を確定しておくものとする。援助は、加盟国ごと又は加盟国の地域ごとに確定することができる。
2. 欧州委員会は、実施法を採択しなければならない：
 - (a) 入札手続が適用される場合、以下の事項を規定する。私的保管に対する補助の最高額；
 - (b) 援助が事前に確定される場合、保管費用及び／又はその他の関連する市場要素に基づき、援助額を確定する。これらの実施法は、第15条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。

第5条 子どもへの青果物の供給に対する補助

第6条 子どもへの牛乳・乳製品の供給に対する補助

第7条 砂糖部門生産費

第8条 砂糖部門の生産量返金

第9条 ミニマムビート価格

第10条 国別砂糖割当量の調整

第11条 砂糖部門における剰余金賦課金

第12条 砂糖部門における一時的な市場管理メカニズム

第13条 輸出還付金の固定化

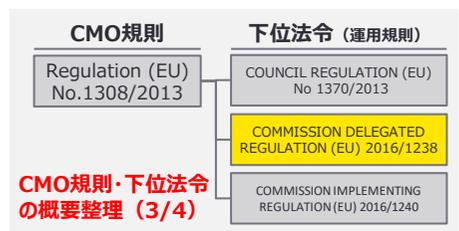
第14条 穀物及び米の輸出還付に関する特定措置

第15条 委員会の手続

第16条 相関表第17条 効力発生と適用

固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定

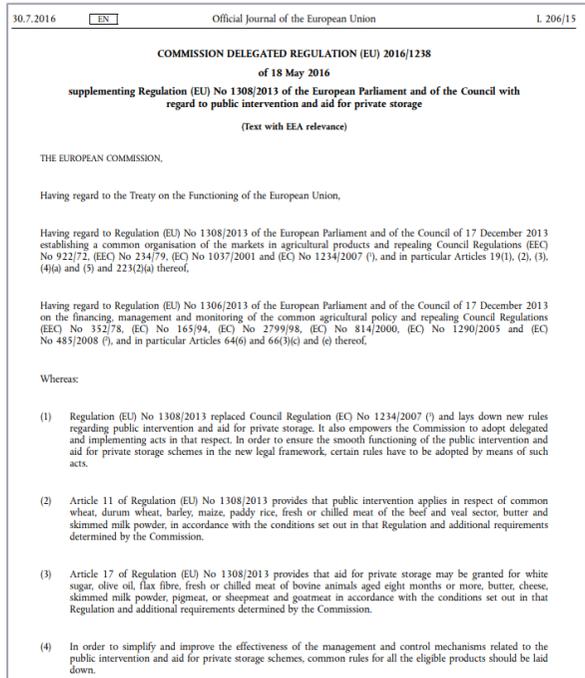
民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定



2-5. EU ①CMO規則：法制度の全体像 (5/6)

【参考】 COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238：

①、②双方の事業者・品目の適格要件、②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定



COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238 of 18 May 2016 supplementing Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council with regard to public intervention and aid for private storage

第1条 範囲

スコープ本規則は、規則 (EU) No1308/2013を補足する規則として、以下の事項を規定する：

- (a)同規則第11条に記載されている製品の買い取りおよび公的介入からの販売。
- (b)同規則第17条に記載された製品について、自家用保管のための補助金を交付すること。

第2条 事業者の適格要件 (Eligibility of operator)

(条文省略) 対象となる事業者の要件を規定

第3条 品目の適格要件 (Eligibility of products)

(条文省略) 対象となる品目の要件を規定

第4条 担保 (Security)

(条文省略) 民間備蓄の補助金需給に際する担保を定義

第5条 担保の解除と没収 (Release and forfeiture of security)

(条文省略) 担保の解除・没収要件を規定

第6条 保管場所 (Intervention storage places)

第7条 保管場所の要件 (Requirements for storage places)

(条文省略) 保管場所の要件定義

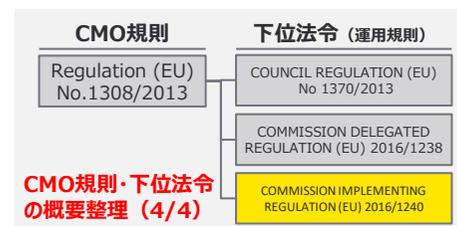
第8条 民間備蓄への補助金 (Payment of aid for private storage)

(条文省略) 補助金の支払い要件

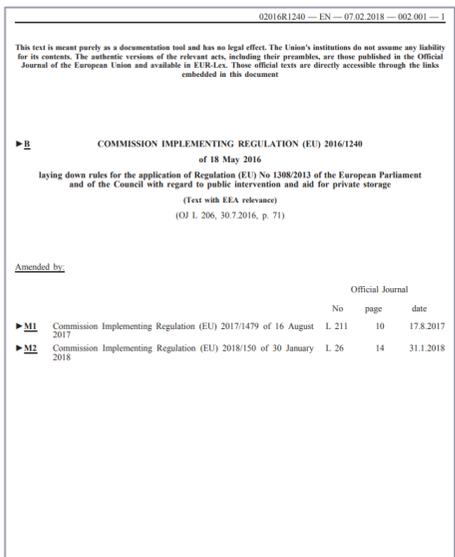
第9条 通知 (Notifications)

第10条 廃止および経過措置 (Repeal and transitional provisions)

第11条 発効と適用 (Entry into force and application)



【参考】COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240：実務オペレーションの詳細に関する詳細規定



第1条 範囲

1. この規則は、以下に関する規則（EU）No 1308/2013 および規則（EU）No 1370/2013 の適用に関する規則を定めます。

(a) 規則（EU）No 1308/2013 の第 11 条に記載されている製品の公的介入による売買。

(b) 規則（EU）No 1308/2013 の第 17 条に記載されている製品の個人保管に対する援助の付与。

2. この規則は、実施規則に定められた特定の規定に影響を与えることなく適用されます。

(a) 製品の買い取りのための入札手続きを開始する、または介入から製品の販売を開始する。また

(b) 入札手続きを開始するか、民間保管のための援助額を事前に決定する。

第2条 オファー、入札、および申請の提出と許容性

第3条 介入保管場所

第4条 製品の適格性の確立

第5条 提供または入札される製品の最小数量

第6条 製品の購入に対するセキュリティのレベル

第7条 オファーと入札の提出と許容性

第8条 支払い機関によるオファーと入札の確認

第9条 委員会へのオファーおよび入札の通知

第10条 一般小麦、バター、脱脂粉乳を定価で買い取るオファーの提出

第11条 量的制限を遵守するための措置

第12条 入札手順

第13条 入札の提出と許容性

第14条 買取価格の決定

第15条 入札に関する個別の決定

第16条 牛肉の買い取り制限

第17条 配送指示書

第18条 穀物および米の配送に関する特別規定

第19条 穀物・米の輸送費

第20条 牛肉の配送に関する特別規定

第21条 バターおよび脱脂粉乳の梱包、配送、保管に関する特別規定

第22条 配達

第23条 乗っ取り記録（The takeover report）

第24条 オペレーターの義務

第25条 牛肉の脱脂要件

第26条 穀物と米の価格調整

第27条 支払い

第28条 入札手続きの開始

第29条 入札募集の通知及び入札募集に関する取り決め

第30条 入札の提出と許容性

第31条 委員会への入札の通知

第32条 販売価格の決定

第33条 入札に関する個別の決定

第34条 牛肉、バター、脱脂粉乳の配分に関する具体的なルール

第35条 支払い

第36条 加盟国別の売上高

第37条 削除命令

第38条 バターと脱脂粉乳の除去

第 38 条 a 介入による製品をスキームで利用できるようにする

第 38 条 b 制度に利用できる介入製品の販売

第39条 入札手続きの開始と事前固定補助の開始

第40条 私的保管のための入札および援助申請書の提出および受理可能性

第41条 支払い機関による入札と申請の確認

第42条 委員会への入札および申請の通知

第43条 民間保管に対する援助の上限額の決定

第44条 入札に関する個別の決定

第45条 民間保管庫補助申請の決定は事前に決定

第46条 未保管品の個人保管場所に関する情報

第47条 まだ保管されていない製品の保管

第48条 契約上の保管期間

第49条 契約の締結

第50条 契約締結のお知らせ

第51条 契約の要素

第52条 オペレーターの義務

第53条 保管庫からの取り出し

第54条 個人保管助成金支給申請書

第55条 私的保管に対する補助金の支払い

第56条 公的介入に関する小切手および私的保管の援助に関する一般規定

第57条 公的介入に関するチェックに関する具体的な規定

第58条 穀物及び米に対する公的介入に関するチェックに関する具体的な規定

第59条 穀物および米の店主の保管場所での引き取りに関する特別規定

第60条 私的保管の援助に係る小切手の具体的な規定

第60a条 牛乳および乳製品の民間保管に対する公的介入および援助に関する小切手に関する特別規定

第61条 小切手の報告

第62条 私的保管の援助に係る罰則及び行政措置

第63条 通知方法

第64条 支払機関に関するお知らせ

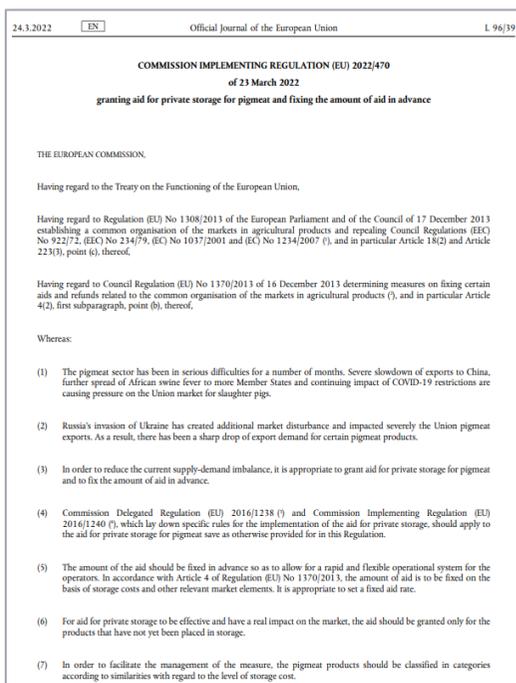
第65条 介入銘柄情報のお知らせ

第66条 プライベートストレージに関する情報のお知らせ

第67条 発効と適用



直近では、CMO規則に基づく民間備蓄援助（PSA）が2022年3月23日付けで発動された

**“COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2022/470 of 23 March 2022 granting aid for private storage for pigmeat and fixing the amount of aid in advance”**

- (1) 豚肉部門は数ヶ月間、深刻な状況に陥っている。中国向け輸出の大幅な減速、アフリカ豚熱のさらなる加盟国への拡大、COVID-19規制の継続的な影響により、連合国の食肉豚の市場が圧迫されている。
- (2) ロシアのウクライナ侵攻は、さらなる市場混乱を引き起こし、EUの豚肉輸出に深刻な影響を与えた。その結果、一部の豚肉製品の輸出需要が激減している。
- (3) 現在の需給の不均衡を解消するため、豚肉の民間貯蔵に対する補助を行い、補助額をあらかじめ定めることが適切である。
- (4) 民間保管に対する援助の実施に関する具体的な規則を定める欧州委員会委任規則（EU）2016/1238（3）及び欧州委員会実施規則（EU）2016/1240（4）は、本規則に別段の定めがある場合を除き、豚肉の民間保管に対する援助に適用されるべきである。
- (5) 補助金の額は、事業者の迅速かつ柔軟な運用体制を可能にするため、あらかじめ確定しておくべきである。規則（EU）No 1370/2013の第4条に従い、援助額は貯蔵コスト及びその他の関連する市場要素に基づいて確定される。定した補助率を設定することが適切である。
- (6) 私的保管に対する援助が効果的であり、市場に実質的な影響を与えるためには、まだ保管されていない製品に対してのみ援助が付与されるべきである。
- (7) 措置の管理を容易にするため、豚肉製品は、保管コストの水準に関する類似性に応じてカテゴリーに分類されることが望ましい。
- (8) 行政の効率化・簡素化のため、各申請の対象となる製品の最小数量を定めるべきである。
- (9) 事業者が契約上の義務を果たし、かつ、本措置が市場において所期の効果を発揮することを保証するために、担保を確定すべきである。
- (10) 実施規則（EU）2016/1240の第42条（1）項（b）は、加盟国が週に1回、許容される申請を欧州委員会に通知することを定めている。透明性、モニタリング、援助可能額の適切な管理を確保するため、スキームを効果的に管理するために、より頻繁な通知が必要である。したがって、通知頻度の緩和を規定すべきである。
- (11) 市場に即時の影響を与え、価格の安定に寄与するため、本規則は、欧州連合官報に掲載された日の翌日に発効するものとする。
- (12) 本規則に規定される措置は、農業市場共通組織委員会の意見に基づくものである。

第1条 範囲1

本規則は、規則（EU）No1308/2013の第17条第1項ポイント（h）で言及されている豚肉の自家保管に対する援助について規定する。2. 委任規則（EU）2016/1238及び実施規則（EU）2016/1240は、本規則に別段の定めがある場合を除き、適用されるものとする。

第2条 対象製品

1. 援助対象製品のカテゴリーリスト及び保管期間中の関連する援助額は、附属書に定める。
2. 補助は、まだ保管されていない生鮮肉又はチルド肉の数量に対してのみ付与されるものとする。

第3条 申請書の提出

1. 附属書に定める援助対象製品のカテゴリーに対する自家用保管のための援助の申請は、本規則の発効日から行うことができる。申請書の最終提出日は、2022年4月29日とする。
2. 申請書は、60日、90日、120日または150日の保管期間に関するものである。
3. 各申請は、附属書に記載された製品のカテゴリーのうち1つのみについて言及し、各カテゴリー内の関連するCNコードを表示するものとする。
4. 各申請は、骨付き製品については少なくとも10トン、その他の製品については15トンの最小量を対象とする。

第4条 セキュリティ自家用貯蔵のための援助の申請を提出する際に、委任規則（EU）2016/1238の第4条（b）に従って要求される担保の額は、本規則の附属書の表の第3欄から第6欄に定める援助額の20%に相当するものとする。

第5条 申請数量の通知の頻度実施規則（EU）2016/1240の第42条（1）項（b）に定める頻度の緩和により、加盟国は、契約締結の申請が提出された数量について、以下のとおり、週に2回、欧州委員会に通知するものとする：(a) 毎週月曜日12時（ブリュッセル時間）までに、前週の木曜日および金曜日に申請が提出された数量を通知する；(b) 毎週木曜日12時（ブリュッセル時間）までに、同じ週の月曜日、火曜日および水曜日に提出された申込書の数量。

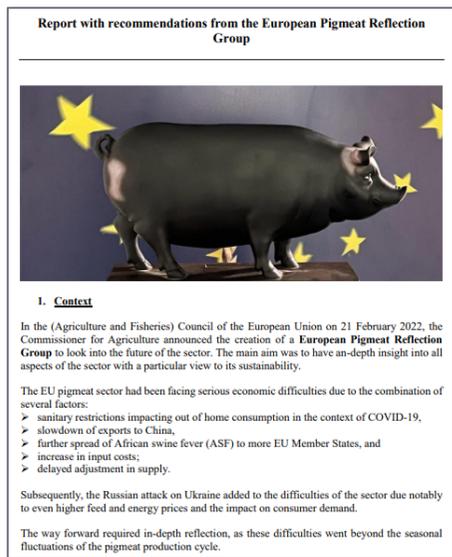
第6条 発効本規則は、欧州連合官報に掲載された日の翌日から施行される。

本規則は、その全体を拘束し、すべての加盟国において直接適用されるものとする。2022年3月23日、ブリュッセルで制定される。



2-5. EU ①CMO規則：民間備蓄援助（PSA）の発動事例（2/3）

【参考】2022年3月における豚肉を対象としたPSA発動の経緯としては、①COVID-19による需要の減少、②ウクライナ紛争による飼料価格の高騰、③EU域内での豚コレラ蔓延による輸出市場（特に中国市場）の大幅縮小、の3点による豚肉セクターの救済措置という位置づけという側面が大きいと理解される



“The European Pigmeat Reflection Group” (January 2023)

<検討の経緯>

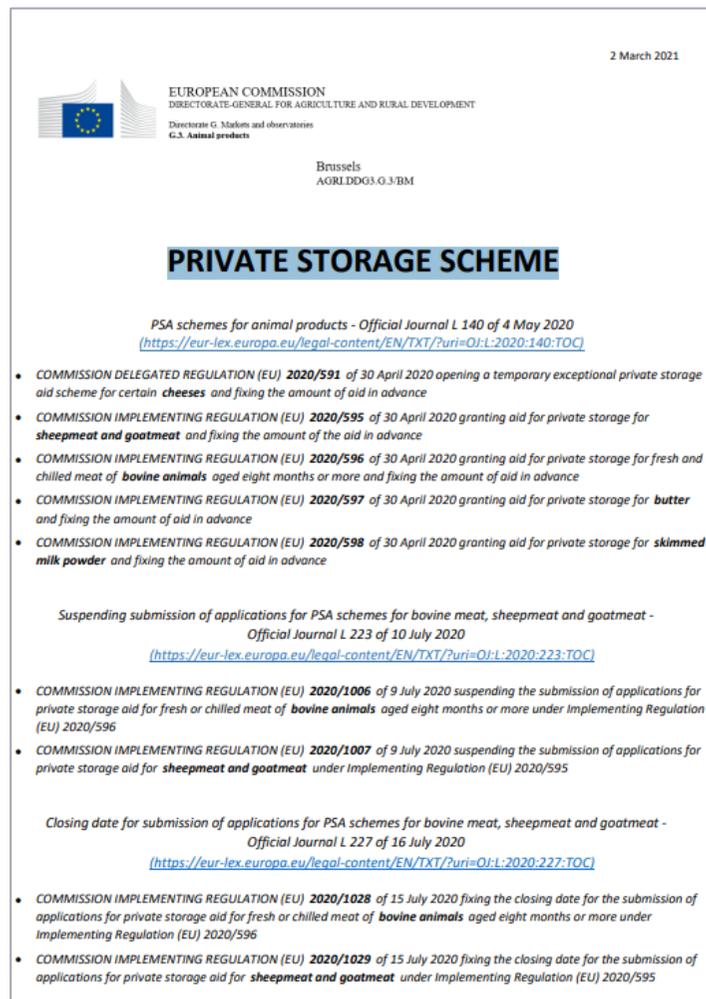
- ▶ 2022年2月21日付で、欧州委員会のイニシアティブにより “European Pigmeat Reflection Group” が発足
- ▶ 上記は、EUの豚肉セクターにおける以下のような要因が重なった深刻な経済的困難を背景とする：
 - ▶ COVID-19に伴う家庭外での消費に影響する衛生上の制限
 - ▶ 中国への輸出の鈍化
 - ▶ アフリカ豚コレラ熱（ASF）のEU加盟国へのさらなる拡散
 - ▶ 投入コストの上昇
 - ▶ 供給における調整の遅れ
- ▶ 民間から、以下のメンバーが“Civil Dialogue Group”として参加
 - ▶ COPA-COGECA representing farmers and cooperatives
 - ▶ CEJA representing young farmers
 - ▶ Via Campesina representing small-scale farmers
 - ▶ FoodDrinkEurope representing the processing industry
 - ▶ CELCAA representing trade
 - ▶ EUROCOMMERCE representing retailers
 - ▶ BEUC representing consumers¹
 - ▶ IFOAM representing organics
 - ▶ EEB, Eurogroup for Animals, representing environmental and animal welfare interests
 - ▶ FESASS, representing animal health and food safety
 - ▶ AnimalhealthEurope, representing manufacturers of animal medicines, vaccines and other animal health products in Europe
 - ▶ EFFAT representing workers

<市場認識に関するレポート>

- ▶ EUの豚頭数は2021年まで力強い増加傾向を示していたが、EUと主要な第三国の輸出市場の両方における動物疾患の進展と**COVID-19のパンデミックにより需要が影響を受け、減少に転じた。**
- ▶ 豚市場は非常に不安定で周期的。2021年の前例のない低迷を経て、2022年にはEUの豚価格は歴史的な高水準まで上昇したが、投入コストの上昇を完全には補いきれない可能性がある。**輸入飼料（特にトウモロコシと大豆）を巡るウクライナ戦争などの地政学的展開**と同様、投入コストの比重は養豚生産において特に大きい。
- ▶ EUの豚肉輸出は主にアジア市場と英国からの需要によって牽引されている。
- ▶ 中国への豚肉輸出への依存は過去10年間で大幅に増加したが、この成長は、中国の国内生産の回復とその後の輸入需要の減少により終焉を迎えました。
- ▶ **EU内でのアフリカ豚コレラの蔓延により、いくつかの加盟国、特に中国からの輸出制限に直面している。**
- ▶ その結果、EUの輸出は2021年に停滞し、2022年には20%減少した。
- ▶ EUの輸出は多数の国に及んでいるが、その大部分が少数の主要な輸出市場に依存しているという事実により、この部門は脆弱なままとなっている。



【参考】PSA（Private Storage Aid）スキームの発動事例は過去数年間の事例はEUウェブサイトで公表されており、ある程度網羅的に把握可能



- ▶ “COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2020/591 of 30 April 2020 opening a temporary exceptional private storage aid scheme for certain cheeses and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/595 of 30 April 2020 granting aid for private storage for sheepmeat and goatmeat and fixing the amount of the aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/596 of 30 April 2020 granting aid for private storage for fresh and chilled meat of bovine animals aged eight months or more and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/597 of 30 April 2020 granting aid for private storage for butter and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/598 of 30 April 2020 granting aid for private storage for skimmed milk powder and fixing the amount of aid in advance”



CMO規則第5章（第219条～第222条）の例外的措置については、過去10年間だけでも計58回発動されている

CMO規則第5部（抜粋）

第1章 例外的措置

第1節 市場の混乱

第219条.市場の混乱に対する措置

第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

第3節 具体的な問題点

第221条.特定の問題を解決するための措置

第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

第222条.TFEU101条1項の適用

過去10年間におけるCMO規則の発動回数

措置根拠	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
CMO規則 第219条	9	4	5	4	-	-	3	2	2	1	30
CMO規則 第220条	3	-	1	2	3	1	1	-	1	1	13
CMO規則 第221条	-	-	-	1	1	1	3	-	-	3	9
CMO規則 第222条	-	-	2	-	-	-	4	-	-	-	6
合計	12	4	8	7	4	2	11	2	3	5	58

ロシアによる
クリミア併合

COVID-19
危機

※各措置の詳細・フルレポートは2023年末に公開予定である旨欧州委員会担当者から聞き取り済み。上記表はそのドラフトの先行入手に基づく集計。



【参考】例外的措置に該当するCMO規則第222条については、2020年にCOVID-19発動された事例があることを確認した



*仮訳

<新型コロナ禍における農業・食品セクターの支援>

1. 効率的なサプライチェーンのためのガイドラインの発行
2. 農家・農村への直接的な支援
3. 例外的な市場への措置
 - ①乳製品及び食肉セクターを対象とするPSA発動
 - ②CMO規則第222条に基づくEU競争法一部適用除外
事業者は最長6か月間、市場対策を自己組織化し、実施することができる。例えば、牛乳部門は集団的に牛乳生産を計画することが認められ、花とジャガイモ部門は市場から製品を撤退することが認められる。民間事業者による保管も認められる。ただし、適用の悪影響（悪用）を避けるため、消費者物価の動向は注意深く監視されることになる。
 - ③市場支援プログラムの導入
4. CAPの簡素化と柔軟性向上のための施策

“Coronavirus: emergency response to support the agriculture and food sectors” (May 2020)



Single Market Emergency Instrument (SMEI) は欧州グリーンディール・F2F戦略の下に位置づけられ、全体像は下図の通り整理することが可能

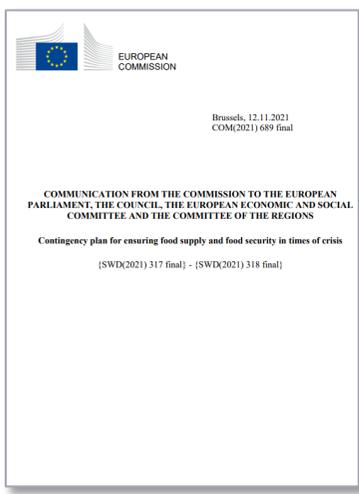


出所) “Future Shocks 2022: Safeguarding EU and global food security” <<https://epthinktank.eu/2022/05/20/future-shocks-2022-safeguarding-eu-and-global-food-security/>>等の公開情報及び欧州委員会ヒアリング結果よりEYが作成



2-5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 法制度の全体像 (2/5)

0 【Single Market Emergency Instrument (SMEI)】Farm to Fork戦略の一環のレジリエンス向上の文脈で採択された「食料供給と食料安全保障を確保する緊急時確保計画」と呼ばれるCommunication文書に基づいた新法案。同取組は現在進行中のEUの不測時における備えの向上イニシアティブの一環として位置づけられている



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画

Single Market Emergency Instrument (SMEI)

出所) <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d5882f8e-462c-11ec-89db-01aa75ed71a1.0006.02/DOC_1&format=PDF>

出所) 欧州委員会ウェブサイト<[https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/single-market-emergency-instrument_en#:~:text=The%20Commission%20proposed%20a%20Single%20Market%20Emergency%20Instrument,availability%20of%20products%20needed%20in%20the%20crisis%20response.>](https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/single-market-emergency-instrument_en#:~:text=The%20Commission%20proposed%20a%20Single%20Market%20Emergency%20Instrument,availability%20of%20products%20needed%20in%20the%20crisis%20response.)

Single Market Emergency Instrument (SMEI)

単一市場は、サプライチェーンを機能させ、人の自由な移動と、特に困難な状況下でのサービスや商品へのアクセスを実現するための中心的な存在である。COVID-19危機やロシアのウクライナ侵攻といった最近の出来事は、単一市場の現行のルールやツールの一部が緊急事態に十分に適応していないことを示しています。

単一市場緊急措置の目的

欧州委員会は、危機的状況が発生した際に、より一層の透明性と協調性を確保するための単一市場緊急措置 (SMEI) を提案した。これは、単一市場への悪影響を軽減し、人、商品、サービスの自由な移動を保護し、危機対応に必要な製品を最大限利用できるようにすることにつながる。SMEIは、EU市民保護メカニズムなどの危機管理のための他の手段や、健康、チップ、食糧安全保障などの特定の分野、サプライチェーン、製品に関するEU規則を補完するものであり、これらはすでに的を絞った危機対応策を予見している。

主な内容

SMEIは、単一市場に対するさまざまな脅威を特定し、適切な対応を調整するための包括的な危機管理の枠組みを確立することを目的としており、以下の主要コンポーネントで構成されている。十分な調整を確保し、危機が単一市場に与える影響を防止または対処するための適切な措置について欧州委員会に助言するための統治機関。危機管理計画の枠組みは、危機管理プロトコルや訓練・演習のための取り決め、および単一市場の機能を阻害しかねないあらゆる事態に対する早期警告システムを確保するものである。単一市場警戒の枠組みは、まだ本格的な単一市場の緊急事態に発展していない脅威に対処するための枠組みであり、戦略的に重要な商品やサービスのサプライチェーンの監視や戦略的備蓄の積み増しといった一連の警戒措置を含む。単一市場の緊急事態のための枠組みには、透明性を向上させるための措置、自由な移動を再確立し促進するための措置、単一市場の緊急事態における自由な移動の権利の禁止リスト、EU諸国のために欧州委員会が行う危機関連物資の調達などが盛り込まれる予定だ。特別な状況下において、追加発動に基づき、欧州委員会は経済事業者に対して情報提供の要請を行うことができる。また、経済事業者に対して、危機関連商品の優先順位付き注文を受け付けるよう求めることもできる。危機発生時の商品に関する既存のEU調和規則からの適用除外の可能性もあり、これはSMEI規則に付随する別の提案で定められている。



0 “Single Market Emergency Instrument (SMEI)”に平時から不測時における想定される対応措置

※仮訳



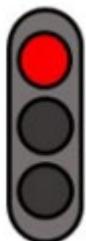
緊急時対応計画段階：EU市場が正常に機能しているとき

- ▶ 危機プロトコル：リスク検知時・不測時のための危機協力・コミュニケーション体制の構築
- ▶ 中央リエゾン職員のトレーニングの実施：不測時の連携、協力体制、情報共有体制、シミュレーションの実施
- ▶ 早期警告システム：中央リエゾン職員による重大なインシデントのレポート



EU単一市場の警戒段階—欧州委員会による発動（施策の導入）：6か月以内にEU単一市場危機の脅威が想定される際

- ▶ サプライチェーンのモニタリング：企業に対して自発的な情報提供の要請を実施
- ▶ 欧州委員会の監視元で、EU加盟国の戦略的備蓄の実施



EU単一市場の“不測時”認定：深刻な混乱がEU単一市場に影響を及ぼすとき

- ▶ 自由な移動を再確立し促進するための措置（EU加盟国にて採択される措置の要件、自由な移動を制限する措置の禁止、人の自由な移動を強化するための欧州委員会による支援措置等）
- ▶ 透明性を向上させるための措置（例：加盟国による新たな制限の報告の義務化、利害関係者に通知するための国内およびEUの単一窓口の設置）
- ▶ 加盟国による危機関連の物品およびサービスの調達の調整（加盟国が、加盟国に代わって委員会が調達する物品またはサービスを調達することの禁止）

欧州理事会による宣言が発出された場合の追加措置における“Dual Activation”の必要性

- ▶ 欧州委員会による自発的または強制的な事業者に対する生産能力・在庫等の情報開示要求
※必須情報への回答義務を怠った企業への罰金措置
- ▶ 供給不足の影響を受ける物品の輸送を迅速化させるための品目別の法律における緊急手段の発動
欧州委員会による戦略的物品的輸送のための優先順位付けでの注文（任意または強制）
※優先順位が高いと設定された“priority rated orders”に従わなかった企業への罰金措置
- ▶ 戦略的備蓄の分配
- ▶ サプライチェーンや生産ラインの再編策の提言

“リスク検知時”と“不測時”の段階においては、欧州委員会が加盟国に代わり（又は共同で）物品・サービスの調達を行うことが可能

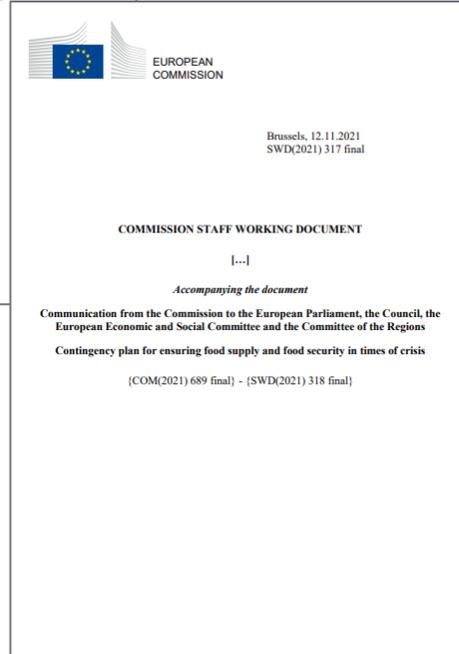


2 - 5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 法制度の全体像 (4/5)

1 【食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画】2021年11月にCOVID-19の影響を受けて採択。EUの食料供給における不測時対応の方針(緊急時対応計画)を定めている。中でもEFSCM (European Food Security Crisis preparedness and response Mechanism) と呼ばれる加盟国専門家による会議体及びその会議体で議論されたアクションプラン等を新たに設立し、不測時に迅速で効果的な対応を目指している

食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画 (Communication文書)

*一部抜粋/仮訳



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画
左図 : Communication文書
右図 : Annex (補足文書)

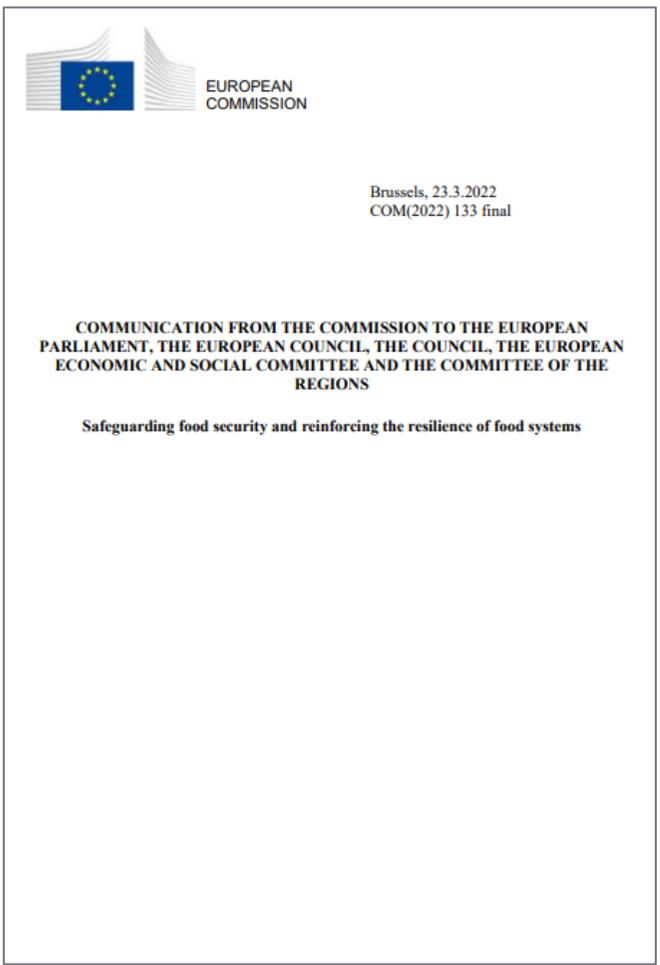
1. イントロダクション
2. 新型コロナウイルス感染症危機から得た教訓
3. 将来の危機に対応するための既存の EU 政策の構築
 - 3.1. 既存の政策枠組みの高い信頼性及び運用
 - 3.2. EU における備えを向上させるための継続的な取り組み
 - ▶ 外国直接投資審査規則は、外国投資に関する行動を調整するための EU 全体の枠組みを確立し、農地やインフラを扱う際の食料安全保障へのリスクを低減
 - ▶ 最近の産業戦略として、人の自由な移動と商品やサービスの利用可能性を確保するための単一市場緊急手段 (SMEI) を制定。この戦略は、戦略的依存関係を監視することにより、必須製品の入手可能性に影響を与える世界的なサプライチェーンの混乱のリスクに対処となっている
 - ▶ 戦略的備蓄は少なくとも7つの加盟国で維持され、公的機関または民間事業者によって管理されている。備蓄には主に主食穀物が含まれるが、投入財等の物品も対象となる場合がある。一部の加盟国は国民に対し、予防備蓄を国内に恒久的に保管するよう勧告を公表している
4. 脆弱性と依存関係を伴う EU の食料供給と食料安全保障の新たなリスク状況
5. 食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画
 - 5.1. 危機時に守るべき原則
 - ▶ 食料サプライチェーンにおける官民連携強化のための横断的アプローチ
 - ▶ 欧州グリーンディールに基づく食料システムレジリエンス強化のための持続可能な緊急時確保計画の制定及び見直し
 - ▶ 市場観測とサプライチェーンの監視
 - ▶ 混乱を防ぐための早急で的確なコミュニケーション・情報発信 (対ステークホルダー・市民)
 - 5.2. 欧州食料安全保障危機の準備および対応メカニズム (EFSCM)
 - ▶ 加盟国の代表者から構成される専門家グループによって確立されるメカニズム (欧州委員会によって招集され、リスク状況、脆弱性等を分析し、不測時の準備及び対応を強化する)
 - ▶ EUの食料サプライチェーンで役割を担う非EU加盟国や民間ステークホルダーも当メカニズムへ貢献することが求められる
 - ▶ メカニズムの目的として、危機の初期の兆候を特定し、その展開を注意深く監視し、危機が展開するにつれて不確実性を軽減する → これにより、不測時対応の優先順位を迅速に特定し、意思決定者に適切なアドバイスを提供する
 - 5.3. 欧州食料安全保障危機準備・対応メカニズム (EFSCM) の活動
 - 5.3.1. リスクの予測、リスク評価およびモニタリング
 - 5.3.2. 調整、協力、コミュニケーション
6. 結論



2-5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 法制度の全体像 (5/5)

2 【ウクライナ情勢を踏まえた措置】“食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上”文書は、Farm to Fork戦略の一環のEU食料システムのレジリエンス向上という文脈で採択されたCommunication文書という位置づけ。食料価格の高騰への対応等短期的な対策を提示した文書であるものの、EU及び全世界で持続可能でレジリエントな食料システムを促進することを強く求めている

*仮訳



食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上

目的

このコミュニケーション文書は、食料価格の高騰と世界の食料安全保障の問題に対処するための選択肢を提示するという、2022年3月10日と11日のベルサイユ宣言における欧州理事会の招待に対する欧州委員会の対応を定めたものである。同対応は欧州グリーンディールとそのファーム・トゥ・フォーク戦略で定められた、公正で健康的で環境に優しい食料システムのビジョンに基づいており、**ウクライナの食料安全保障と農業、世界の食料安全保障、さらにはEUの生産者と消費者を支援するための短期的な対策**を提示している。また、EUおよび世界全体で持続可能で強靱で公平な食料システムへの移行を促進する方法で、ウクライナ情勢やCOVID-19といった不測時の発生によって明らかになった課題点に対処することも求めている。

短期的施策取組内容

- ▶ 欧州最貧困者支援基金 (FEAD) を通じた支援、最も恵まれない人々に食料および/または基礎的物資援助を提供するEU諸国の活動
- ▶ **最も影響を受けている農家を支援する5億ユーロの支援パッケージを提供**
- ▶ 特定の市場を支援し、今年後半に直接支払いの前払いレベルの向上を可能にする市場セーフティネット措置の実施
- ▶ **国家援助のための新しい独自の一時的危機枠組み (国家補助に関する臨時危機枠組-TCF) を適用**
- ▶ 加盟国が追加の農地を生産に利用するために、2022年に特定の緑化義務を免除することを許可する。

加盟国に対する推奨事項

- ▶ 新しいCAP戦略計画を使用して、ガスと燃料、および農業や肥料などの投入物への依存を軽減する投資を優先させる
 - ▶ 持続可能なバイオガス生産への投資、ロシアのガスへの依存を減らす
 - ▶ 精密農業への投資。合成肥料や鉱物肥料、化学農業への依存を減らす
 - ▶ 炭素農業を支援し、温室効果ガスの排出を削減し、農家により良い収入を提供する
 - ▶ 農業生態学的実践を支援し、化学物質投入への依存を軽減し、持続的な食料安全保障を確保する
- ▶ 社会的保護制度の有効性と適用範囲を確保し、必要な人々に不可欠なサービスへのアクセスを確保する

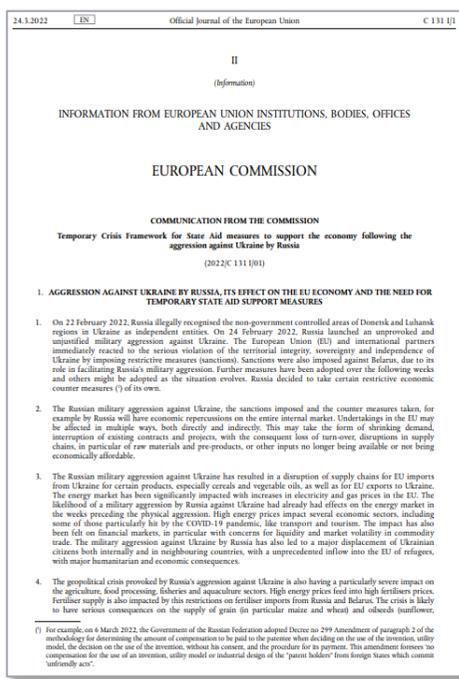
発展途上国への支援含むレジリエンス向上のための提案内容及び加盟国に対する推奨事項

- ▶ 国際パートナーと緊密に連携し、食糧援助、人道支援、農業・漁業部門への支援を提供することで、ウクライナとの連帯を示す
- ▶ グリーンリカバリーを維持するために、引き続き債務軽減をより広範な政策対話、資金調達戦略、行動に組み込む
- ▶ **食料価格と食料不安の定期的な追跡と分析を確実に行う。**これは、国および地域レベルでの在庫レベルや、必要とする国々に在庫を提供することなど、他の世界的関係者と調整する必要がある
- ▶ 強靱で持続可能な農水産物の食料システムに向けた変革において各国を支援し続ける
- ▶ 食料供給の不安定性の最も大きな影響を受けている地域や集団への人道支援を強化する
- ▶ 食料価格上昇の影響を最も受けているグループを支援するための緩和策として、資格要件が満たされている場合には、低所得の食料不足途上国へのマクロ経済支援を検討する。国際的な場を含め、食品の輸出制限や輸出禁止に反対し、ヨーロッパ単一市場がうまく機能するよう主張する



2-1 【参考】前頁の「国家補助に関する臨時危機枠組」は、ウクライナ紛争等の情勢を受け、EU加盟各国が実施可能な食品関連事業者等への支援施策について規定している

ロシアによるウクライナ侵略後の経済支援のための国家援助措置に係る臨時危機枠組み



“COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Temporary Crisis Framework for State Aid measures to support the economy following the aggression against Ukraine by Russia”

- 1. ロシアによるウクライナへの侵略、EU経済への影響、そして一時的な国家援助支援策の必要性
 - 1-1. 欧州連合及び国際パートナーによって課された制裁
 - 1-2. ガスや電気の価格高騰やエネルギー供給の中断により影響を受ける企業や家庭
 - 1-3. 欧州における国家援助措置の緊密な調整の必要性
 - 1-4. 適切な国の援助措置
 - 1-5. TFEU第107条(3)(b)の適用性
- 2. 国の臨時援助措置
 - 2-1. 限定的補助金 (Limited amounts of aid)
 - 2-2. 保証による流動性支援 (Liquidity support in the form of guarantees)
 - 2-3. ローンによる流動性支援 (Liquidity support in the form of subsidised loans)
 - 2-4. 天然ガス・電気料金の異常な高騰による追加費用への支援 (Aid for additional costs due to exceptionally severe increases in natural gas and electricity prices)
- 3. モニタリング及び報告
- 4. 最終改訂版

1-1及び1-2：ロシアのウクライナ侵攻を受け、EUが今まで実施した対ロシア制裁を想起し、これらによるEUへの経済的影響を説明
1-3：企業や家計に援助を与えるにあたり、EUの競争条件、公平性、結束を損なわない事を強調
1-4：国家援助に係る義務（援助の使用目的制限、環境保護又は安定供給に関連する要件設定、欧州委員会への援助内容報告など）を設定
1-5：ウクライナ侵攻に伴う国家援助がTFEU107条3-bの「加盟国の経済における深刻な混乱を是正するための援助」であり、正当性がある事を確認

上記の対策として、EU加盟国が実施可能な臨時措置の4つのメニューを2-1～2-4に規定
（※なお、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第107条に規定されている「域内市場との両立」を確保と国家による援助の両立のため、援助における制限事項との整合性を踏まえた措置規定となっている）

→措置の詳細については次頁参照

▶ 前頁の欧州議会答弁によると、ウクライナ紛争を受けCMO規則第219条の発動が検討されたものの、本「国家補助に関する臨時危機枠組」の措置がすでに取られていたことを理由として発動は否決されたとの経緯



2-1 【参考】「国家補助に関する臨時危機枠組」における支援措置の概要

支援措置

概要

2-1.
限定的補助金
(主要箇所抜粋)

- ▶ 42., 43. 援助総額は、いかなる時点においても、事業ごとに 400,000 ユーロを超えない（農産物の一次生産、漁業および水産養殖部門で活動する企業については、35,000ユーロを超えない）。この援助は、直接補助金、税金および支払い上の優遇措置、または返済可能な前払い金、保証、ローンおよび株式などの他の形式で付与される場合があるが、そのような措置の名目価値の合計が事業ごとの総額上限である 40 万ユーロを超えないことが条件となる。使用されるすべての数値は総額、つまり税金やその他の料金が差し引かれる前の数値でなければならない。

2-2.
保証による
流動性支援
(主要箇所抜粋)

- ▶ 47. 欧州委員会は、以下の条件を満たす TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、公的保証の形での国家援助が域内市場に適合するとみなす。
- ▶ a. 企業に対して行われる新規の個別融資には公的保証が提供される。
- ▶ b. 保証料は個々のローンごとに最低レベルに設定されており、次の表に示すように、保証付きローンの期間が長くなるにつれて徐々に増加する。

受益者	1年目	2~3年目	4~6年目
中小企業	0.25%	0.5%	1%
大企業	0.5%	1%	2%

- ▶ 受益者あたりの支援総額は、以下を超えてはならない。
- ▶ (i) 過去 3 つの閉鎖会計期間における受益者の平均年間総売上高の 15 %。また
- ▶ (ii) 援助申請が提出された月の前 12 か月間のエネルギーコストの 50 %。
- ▶ (iii) 加盟国が委員会の評価のために適切な正当化を提供した場合、流動性のニーズをカバーするために融資額が増額される可能性がある。付与の瞬間から、中小企業には今後 12 か月間、大企業には今後 6 か月間付与される。

2-3.
ローンによる
流動性支援
(主要箇所抜粋)

- ▶ 50. 委員会は、以下の条件が満たされることを条件として、TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、現在の危機に対応するための優遇融資の形での国家援助が域内市場と両立するとみなす。
- ▶ a. ローンは信用機関やその他の金融機関には提供されない。
- ▶ b. ローンは、2022 年 2 月 1 日または通知時点で利用可能な基本金利 (1 年 IBOR または欧州委員会公表する同等の金利) に以下の信用リスクマージンを加えたもの以上の引き下げ金利で融資される場合がある。

受益者	クレジットリスクマージン		
	1年目	2~3年目	4~6年目
中小企業	0.25%	0.5%	1%
大企業	0.5%	1%	2%

2-4.
天然ガス・電気料
金の異常な高騰
による追加費用へ
の支援
(主要箇所抜粋)

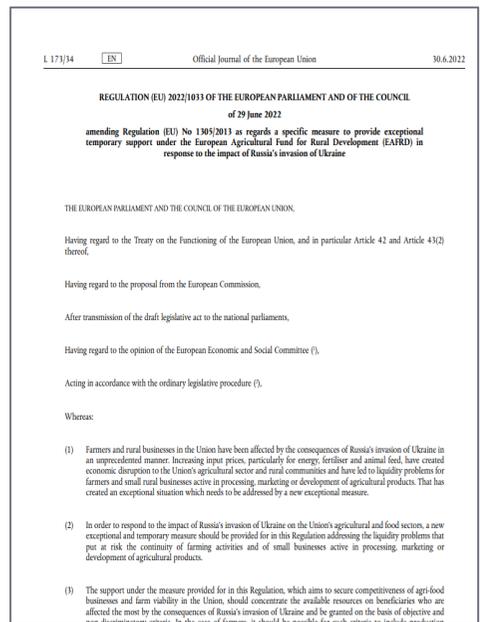
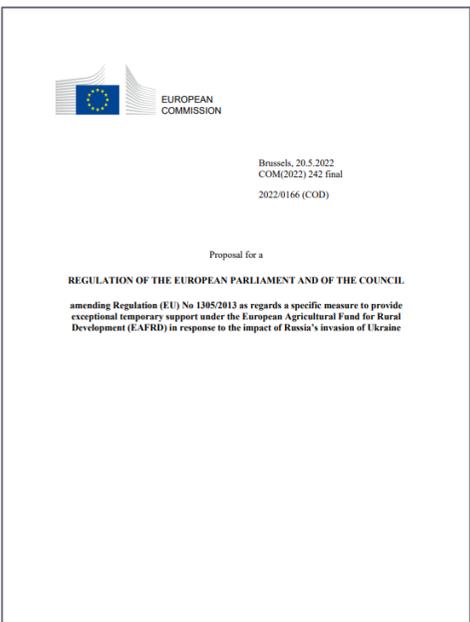
- ▶ 52. 欧州委員会は、以下の条件が満たされることを条件として、TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、かかる国家援助が域内市場に適合するとみなす。
- ▶ b. 援助は、そのような措置の名目総額が適用される援助強度および援助限度額を超えない限り、直接補助金、税金および支払い上の優遇措置、または返済可能な前払い金、保証、ローンおよび株式などのその他の形式で付与される場合がある。使用されるすべての数値は総額、つまり税金やその他の費用が差し引かれる前の数値でなければならない。
- ▶ e. この措置に基づく対象となる費用は、ロシアのウクライナ侵略に関連した天然ガスと電気の費用の増加に基づいて計算される。適格コストは、2022 年 2 月 1 日から遅くとも 2022 年 12 月 31 日までの期間（「適格期間」）に、企業が最終消費者として外部供給者から調達した天然ガスと電気の単位数と、一定の期間の積である。事業者が消費単位あたりに支払う価格の増加（たとえば、EUR/MWh で測定）。その値上げ額は、対象期間内の特定の月に事業者が支払った単価と、基準期間の平均で事業者が支払った単価の 2 倍（200%）との差額として計算される。2021 年 1 月から 2021 年 12 月 31 日まで。
- ▶ f. 事業ごとの援助全体は、いかなる時点においても、対象となる費用の 30 % を超えず、最大 200 万ユーロとなる。



2-2

2 - 5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 発動事例 (指令・通知・措置等) (3/6)

【ウクライナ情勢を踏まえた措置】2022年農業投資財の価格上昇に伴う農家の支出増大支援として、EU農村部開発に係る規則(Regulation(EU)1305/2013)の改定を実施し、第39条cに条文が追加された



ロシアのウクライナ侵攻の影響に対応して欧州農村開発農業基金(EAFRD)の下で例外的な一時的支援を提供するための措置に関する規則改正提案

出所)
<https://agriculture.ec.europa.eu/system/files/2022-05/support-eafrd-in-response-to-russian-invasion-ukraine_en_0.pdf>

同提案採択文書

出所) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1033>>

法改正の目的

農業市場でのエネルギー・肥料・資料の価格の高騰を受けて農業フードチェーンにおける農家と生産者の収入に関して懸念されていた。

(中略) 欧州委員会は、欧州農村開発農業基金 (EAFRD) の資金提供を受けて、加盟国が投入コスト、特に飼料と農産物の大幅な増加の影響を受ける農家および農産食品企業に流動性支援を提供できるようにする追加措置を提案している。肥料事業だけでなく、ガスや電気のコストが増加する加工産業におけるエネルギー集約型の事業も同様である。この支援は世界の食料安全保障に貢献し、投入コストの増加による市場の混乱に対処する。

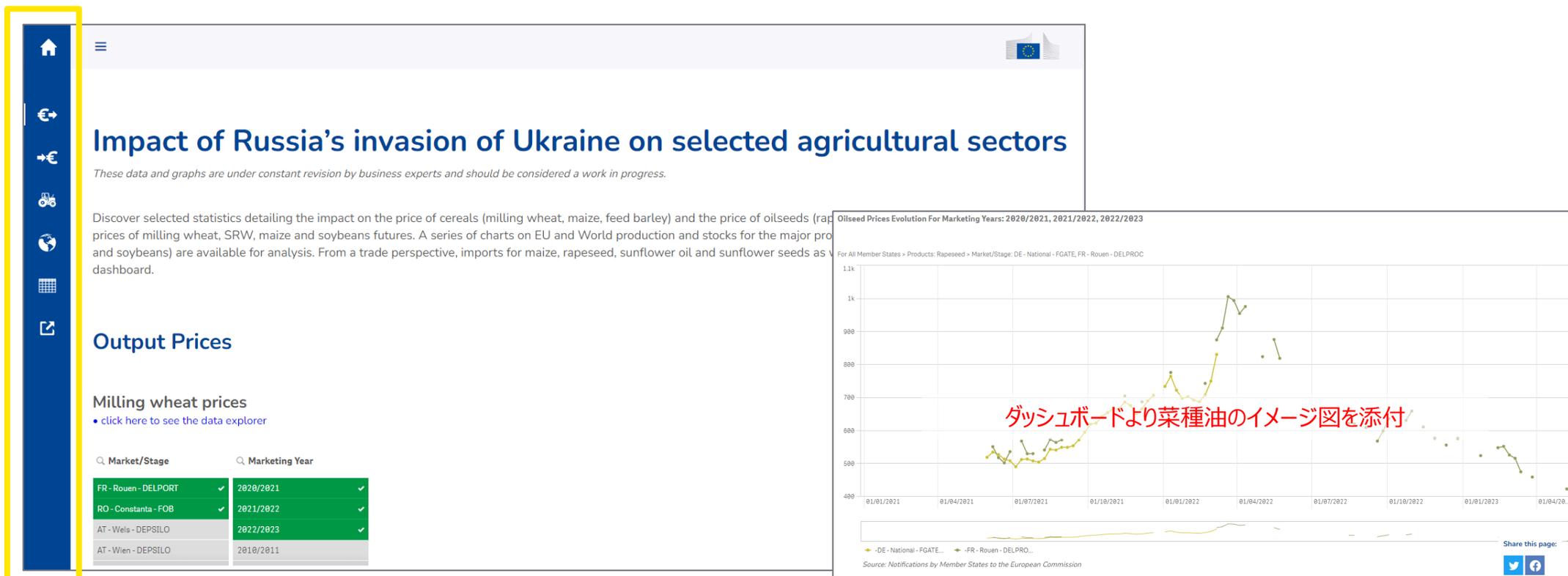
条文 (一部抜粋) 仮訳

ロシアのウクライナ侵攻の影響で特に影響を受けている農家や中小企業への例外的な一時的支援

- この措置に基づく支援は、本条に定める条件を条件として、事業活動の継続を確保することを目的として、特にロシアのウクライナ侵攻の影響を受けている農家および中小企業に緊急支援を提供するものとする。
- TFEU の附属書 I の対象となる農産物または綿花（水産物を除く）の加工、販売、開発に活動する農家または中小企業に支援が与えられるものとする。生産プロセスの成果物は、その附属書の対象外の製品である可能性がある。
- 加盟国は、入手可能な証拠に基づいて、資格条件、および当該加盟国が適切と考える場合には選択基準を決定することにより、ロシアのウクライナ侵攻の影響により最も大きな影響を受ける受益者への支援を対象とするもので客観的かつ非差別的であるものとする。加盟国が提供する支援は、食料安全保障に貢献するか、市場の不均衡に対処するものとし、これらの目標を追求する活動の に従事する農家または中小企業を支援するものとする。
- 支援は、2023年3月31日までに管轄当局によって承認された支援申請に基づいて、2023年10月15日までに支払われる一時金の形式をとるものとする。その後の委員会による償還は、予算割り当てに従って行われるものとする。利用可能な資金が条件となる。支払いレベルは、客観的かつ非差別的な基準に従って、受益者のカテゴリーによって区別される場合がある。
- 支援の最大額は農家あたり 15,000 ユーロ、中小企業あたり 100,000 ユーロを超えてはならない。
- 本条に基づいて支援を与える場合、加盟国は、ロシアのウクライナ侵攻の影響に対応するための他の国家または連合の支援手段または民間計画に基づいて与えられた支援を考慮するものとする。



3 【ウクライナ情勢を踏まえた措置】2022年5月にウクライナ情勢を踏まえ農産物市場観測機能強化を高めるため統計データを公表するダッシュボードが設立された



期間：2020年～（データによっては2021年～）

データの種類：

産出物価推移：製粉小麦価格、トウモロコシ価格、食用麦価格、菜種価格、ヒマワリ油価格、FOB価格、ユーロネクスト製粉小麦先物、シカゴ（CME）SRW小麦先物、シカゴ（SME）トウモロコシ先物、シカゴ（SME）大豆先物、食料・商品・産出価格指数

投入物価推移：ブレント原油価格、IGCによる穀物及び油糧種子貨物指数（GOFI）、食料・商品・投入価格指数

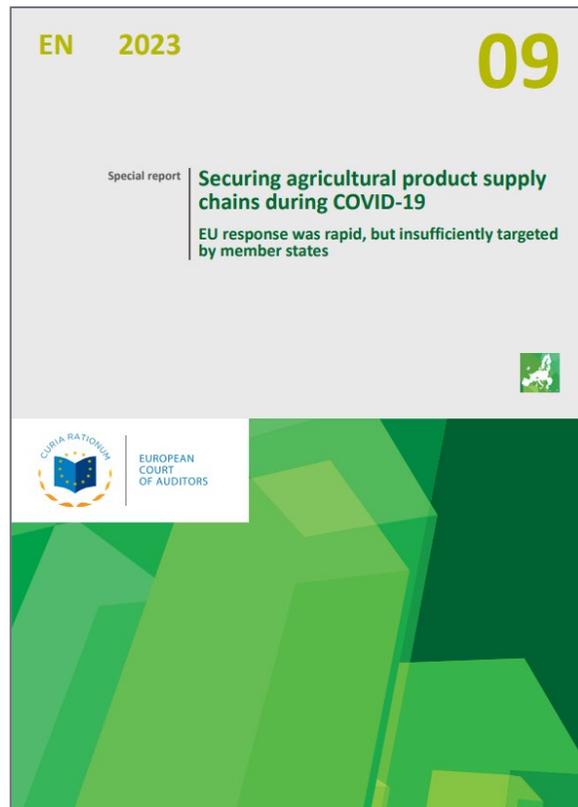
生産量/備蓄量の推移：世界の生産量、EUの生産量、世界の備蓄、EUの備蓄、AMIS <<https://app.amis-outlook.org/#/market-database/supply-and-demand-overview>> が収集する生産量/備蓄量及び需給データの推移

国際貿易貿易データ：トウモロコシ・菜種・ヒマワリ油・ヒマワリ種子の輸入量推移、小麦の輸出量推移、対ロシア・ウクライナ貿易額等推移（別ページへのリンク）

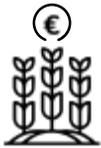


欧州会計検査院が発行したレポートにて、近年の予算措置についてまとめられており、CMO・TFEUを根拠法とする措置以外にも数多く実施されていたことを確認した。(具体例は次頁)

Annex- COVID-19への対応及びウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障対策 (仮訳)



評価レポート: COVID-19における農産物サプライチェーンの確保

	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応した食料安全保障対策	ウクライナ情勢に対応した食料安全保障対策
Lump-sum payments  一括払い措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7億1,200万ユーロを、農家1戸当たり7,000ユーロ、中小企業(SME)1社当たり5万ユーロを上限とする一時金として農家に支払う(措置21)。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農家を支援するため5億ユーロの緊急予備費を発動し、15,000ユーロから100,000ユーロの一時金で構成される最大14億ユーロの追加支援を行う(措置22)
Market measures  市場介入措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳製品および食肉製品の民間貯蔵補助 ▶ 牛乳、花卉、ワイン、ジャガイモ分野におけるEU競争規則の一次的適用除外と、ワインおよび青果物における例外的市場介入措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市場の安全対策: 豚肉市場を支援
State aid  補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Temporary Frameworkにおいて一次生産に従事する農家/農業事業者に対して29万ユーロ、加工・販売に従事する事業者に対して230万ユーロを上限とする国家支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業に従事する企業にTemporary Crisis Frameworkの一環として加盟国は農業に従事する企業に最大25万ユーロを助成する制度を設けることができる。
CAP derogations  CAP特例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 期限の延長、リモートセンシングによる現地視察の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農家への完全なグリーンング支払いを維持しながら、EU内に確保された土地で作物の生産を許可するための例外的かつ一時的な特例

Source: ECA, based on data provided by the Commission.



代表的な措置お発動事例は下表の通り。欧州委員会へのヒアリング結果より、ハイライト部分の措置が特に重要であったことを聴取した

*仮訳

日付	措置	概要
9 March	EFSAの発表：食品がCOVID-19の感染源または感染経路であるという証拠はない	
19 March	国家補助に関する臨時危機枠組“ Temporary framework for state aid measures ”	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 流動性不足に直面している個々の農家に対し、加盟国が最大100,000ユーロの資金を提供可能とした ▶ 援助の上限が2万ユーロに引き上げられた（特定の場合は2万5,000ユーロまで） ▶ 食品加工・販売企業は最大80万ユーロの支援を受けることができる
23 March	“Green Lanes” の実施	<p>シングマーケットを実施するためのガイドラインであり、食品を含む “必要不可欠な” 製品を優先して輸送（それだけに限定されない）する措置 ※衛生ルールの特例措置を含め、商品の移動を止めないこと、エッセンシャルワーカーの人流を止めないことを指令した</p>
30 March	農業、漁業、養殖業における季節労働者の重要労働者“critical workers”認定	
6 April	CAP支払申請期限の延長	5月15日から6月15日まで1ヶ月延長
16 April	単一申請及び前払い制度の変更	直接支払における前払い率を50%から70%に、農村開発における前払い率を75%から85%に引き上げた
16 April	CAPに基づく監査の緩和措置	物理的な検査やその場でのチェックを、ジオタグ付きの写真、衛星画像、文書、ビデオ会議などの代替管理証拠に置き換えることが可能とした
23 April	CRII+ の導入	<p>欧州農村開発農業基金（EAFRD）を含む欧州構造投資基金（ESIF）の利用に、以下の例外的な柔軟性と簡素化を導入した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品の使用における柔軟性 ▶ 資金金の再配分 ▶ 年次報告書の提出延期 ▶ パートナーシップ協定の修正不要
30 April	個人および中小企業への臨時一時金	農家1人当たり5,000ユーロ、中小企業1社当たり50,000ユーロを超えない限度額での支援金提供
30 April	EU競争法の適用除外	事業者は、最大6カ月間、各自のレベルで市場対策を組織し、実施することが可能
30 April	分野別援助スキームの柔軟な支援プログラムの実施	ワイン、果物、野菜、テーブルオリーブ、オリーブオイル、養蜂、EUの学校制度（牛乳、果物、野菜を対象）に対する柔軟な市場支援プログラムの実施
8 May	関税割当に関するライセンス申請・関税率割当	農産物の関税割当量（TRQ）およびバスマティ米に関する事業者のライセンス申請について、MSのライセンス発行当局は、経過措置期間中（2020年7月31日まで）、紙の書類の原本の代わりに電子コピーでの受付を可能とした
30 June	2種類の振興プログラム	1,000万ユーロ（複数プログラムは500万ユーロ、簡易プログラムは500万ユーロ）の振興支援（対象：果物・野菜、ワイン、生きた植物、牛乳・乳製品、加工用ジャガイモ）
7 July	ワインセクターにおける追加パッケージ支援措置	
21 July	“Recovery Package”の導入 (Next Generation EU)	
21 December	EUにおける初めての新型コロナワクチンの販売許可付与	バイオエヌテック社とファイザー社が開発したCOVID-19ワクチンについて条件付き販売許可を付与

TFEU措置

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

本事業では、参考事例として北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）についても一部調査を実施した。本節では以下の項目について記載する

- ① 各国不測時対応における食料安全保障法制度の概要
- ② 各国の個別取組・論点に係る概況調査
 - ②-1. ノルウェーにおける備蓄制度の現状
 - ②-2. フィンランドにおける備蓄に関する官民共同組織
 - ②-3. デンマークにおける危機管理組織

北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）における食料安全保障法制に関する概要について、以下の通り一覧表に整理した (1/2)

比較項目	調査対象各国の概況			
	デンマーク 	フィンランド 	ノルウェー 	スウェーデン 
食料安全保障に関する基本的な考え方に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法律、政策共に食品の安全性・衛生機能の強化に焦点を当てており、食料安保（備蓄・貿易規制）に関する記載はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料自給率向上より、貿易依存が高い中で輸入ネットワークの確保・食品産業のサプライチェーン信頼性向上や円滑な機能・官民連携を重視 ▶ 食料安全保障は供給保障の一分野としての位置づけ ▶ 不測時を想定した国家緊急備蓄も中心戦略の一つである 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料安全保障におけるリスクは比較的低いと分析されているものの、改善について議論されている ▶ 不測時に備えた穀物の備蓄を再開することを強調、再開に向けた提案や議論が進行中 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国防委員会（The Defense Committee）は不測時の備えとして民間又は国家の備蓄を再開することを強調 ▶ 供給確保のためには平時・不測時問わず官民連携が重要であると認知、今後より強固にしていく姿勢を表明 ▶ 3か月以上非常事態が続く場合の国内生産の向上にも言及
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態管理法（“The Emergency Management Act”）（2009） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 供給保障法（1992） ▶ 供給の安全確保の目的についての政府の決定（2018） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 供給及び民間防衛上の施策に関する法律（供給法）（1992） ▶ 経済準備法（2011） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配給法（1978:268）
(a) 不測時の定義・発動条件（トリガー）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態管理法に基づいてNational Crisis Management Planにて定義されている複数省庁で対応必須となった事態が生じている場合（自然災害・軍事事態等） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「防衛事態法(State of Defense Act (1083/1991))」に定義される事態が生じ、公的機関の通常の権限によってその事態を処理できなくなった場合（輸入途絶・軍事事態・大災害） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 戦争、戦争のおそれ又は生産性若しくは供給の流れを停止する、若しくは妨害する可能性のある、その他の異常な緊急事態時 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「総合防衛に関する議会決議（Total Defense Resolution）の前提条件に示された条件に該当すること（戦時中等）
(b) 不測時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防衛省（Ministry of Defence） ▶ 危機管理庁（Danish Emergency Management Agency） ▶ その他関連省庁 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家緊急供給庁（National Emergency Supply Agency） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業食糧庁（Norwegian Ministry of Agriculture and Food） ▶ 漁業省（Norwegian Ministry of Fisheries and Coastal Affairs） ▶ 貿易・産業・漁業省（Ministry of Trade, Industry, and Fisheries） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業庁（Swedish Board of Agriculture） ▶ 農村地域省（Swedish Ministry for Rural Affairs） ▶ 食料庁（Swedish National Food Agency/ Livsmedelsverket） ▶ 防衛省（Ministry of Defence） ▶ 市民緊急事態庁（Myndigheten för samhällsskydd och beredskap）
(c) 不測時における政府権限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料品に限らず、関係する省庁を招集し事態に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家評議会は決議の上以下の権限を有す ▶ ①物資の輸出入の監督及び管理②物資の生産及び流通の監督並びに管理③賃金の監督及び管理④価格及び手数料の監督並び管理⑤強制的な労働力供給体制の賦課 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国王が「供給及び民間防衛上の施策に関する法律（供給法）」に基づき規定を交付し、政府や自治体は国王による既定の交付に基づき公的機関に下記の規則発布可能 ▶ ①物資・インフラサービスの引き渡し②配給券の発行・配布・処理・保管・授与③生産者・商業者の生産・販売・輸送・貯蔵能力における情報開示義務④物資の調達及び貯蔵の義務⑤保障、報酬、違反に対する罰則 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 議会決議に基づいて農業庁が食糧や生産資材の備蓄・食糧生産・流通・非常事態における対応計画の策定・実行を担う ▶ 議会は配給法に基づいて食料供給の優先順位を決定・配給の実施 ▶ ※現在食料安全保障（供給保障）を目的とした食料備蓄はない（スウェーデンFOILレポート）

北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）における食料安全保障法制に関する概要について、以下の通り一覧表に整理した (2/2)

比較項目	調査対象各国の概況			
	デンマーク 	フィンランド 	ノルウェー 	スウェーデン 
(d) 平時における政府権限 (例：民間在庫情報の入手権限等)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急時を予測した計画の策定・調査の実施 ▶ 関連省庁（国家警察等）の演習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急時の準備対応として以下を定めている①法律及び政府による管理、②緊急事態対応計画、③備蓄、④情報システム及び電力のバックアップ並びに能力の維持、⑤コンピューター緊急事態対応チームの活動、⑥二国間協定及び多国間協定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「土地法（The Land Act）」に基づき農地を他の用途に用いることを禁止 ▶ 地方自治体等は緊急事態に備えた計画を策定する助言をする 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府としての備蓄（穀物、輸入に頼っている食料等）の推奨 ▶ 民間企業の災害対策（主にサプライチェーン）の推奨 ▶ 供給元（民間企業）における確保の合意
(e) 民間事業者等に対する予算・補償措置（備蓄支援を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（明記なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料等の供給保障に関する準備としての措置を有す①収穫期一期分の不作のカバー②必需食料品の国内生産③一人一日2,800キロカロリーのエネルギー需要の充足④生産及び消費の管理能力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ※2014年に備蓄義務はなくなったものの、2023年2月のプロポーザルでは政府による備蓄再開を検討する動きが進められている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（明記なし）
(f) 民間事業者等に対する予算以外（税制等）の措置（備蓄支援を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危機管理庁による計画策定・啓蒙活動 ▶ 緊急事態における情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（明記なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民準備局による各家庭向けの備蓄に関するパンフレット作成 ▶ 緊急時の情報提供に関するHP設立 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（明記なし）
(g) 民間の役割・位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（明記なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府に委任された企業が契約に基づいて穀物備蓄の保管・更新に責任を負う（企業の運営の一部として倉庫の活用が可能） ▶ 一般家庭における消費期限の長い製品の保管の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ※2014年に備蓄制度が廃止されるまで政府が備蓄の管理等を担っていたが、一部民間に委託する動きが出ている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各個人による1週間の備蓄が推奨されている
(h) 過去の発動事例（発動理由・背景、具体的対応策）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（※防衛省・DEMAの公式文書・プレスリリースでの公表は確認できなかった） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022年、供給保障法（1992）に基づき、国家緊急供給庁が種子の備蓄放出を実施した事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（※政策レポート・ノルウェー政府の公式文書・プレスリリースでの公表は確認できなかった） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ -（※スウェーデン農村地域省及び農業庁、食糧庁、防衛省の公式文書やプレスリリースでは、関連情報は確認できなかった）
(i) その他の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ - 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ウクライナ情勢を踏まえたNATO加盟 ▶ 2022年ロシア情勢を踏まえてIEAの呼びかけにより燃料緊急備蓄放出 ▶ ポストコロナにおける供給確保シナリオの一部として食料安全保障強化についての検討の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナパンデミック・インフレに対応するための食料安保のための国家予算増額（小規模農家・サステナブルな農業、等の予算） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ウクライナ情勢を踏まえたサプライチェーンの強化 ▶ 2022年ロシア情勢を踏まえてIEAの呼びかけにより燃料緊急備蓄放出



ノルウェーでは現在備蓄義務はない。一方不測時における供給法令が存在し、この中で政府要請に応じた民間企業の情報開示義務等の官民連携体制について規定されている

経済準備法 (næringsberedskapsloven) (2011)

* 仮訳



事業準備法 (事業準備法)

日にち	ACT-2011-12-16-65
省	産業水産省
施行期	LOV-2021-05-07-34から 01.06.2021
発効	2012年1月1日
変化	LAW-1956-12-14-7
発表されました	2011年12月16日15:40
更新日	2022.03.25 (ユニバーサル デザインに対応したリスト内の句読点)
短いタイトル	事業準備法

章の概要:

- 第1章 導入規定 (§ 5 1 ~ 5)
- 第2章 規制規定 (§ 5 6 ~ 7)
- 第3章 特別措置の決定 (§ 5 8 ~ 10)
- 第4章 地方自治体および地域当局の役割、国家監督 (§ 5 11 - 12)
- 第5章 共通規定 (§ 5 13 ~ 18)
- 第6章 行政上の制裁および処罰 (§ 5 19 ~ 22)
- 第7章 その他の法律の発効および改正 (§ 5 23 ~ 24)

第一章 導入規定 (§§ 1~5)

第一条 (法の目的) この法の目的は、供給へのアクセスを強化することにより、危機による供給関連の影響を是正することです。公的機関と貿易業者との協力を通じて、商品とサービスの必要な優先順位付けと再分配を確保する

第二条 (法の範囲) この法律は、戦争中、戦争の脅威、戦争に似た状況下および平時において、ノルウェーにおける物品やサービスへのアクセスに重大な影響を与える危機に対する協力ルーチンおよび特別措置の準備および実施における公的機関と事業者の関係を規制している

第二章 規制規定 (§§ 6~7)

第六条 (規制) 需要ショック、供給不足のリスク、または国民のニーズ、軍隊のニーズ、ノルウェーの同盟国軍のニーズ、または物品やサービスに関連する国際義務が満たされることを保証する物流上の失敗のリスクがある場合、国王は、以下に関してさらなる規定を設けることができる

(a) 物品の再分配、保管および引き渡し、サービスの履行、ならびにその準備および参加規制措置を含む、輸出入、物品の流通および物品およびサービスの販売の優先順位の割り当て

(b) 貿易業者が特定の目的のために商品を送付または生産したり、サービスを提供したりする義務

(c) 事業者に対する一時使用のための資産や不動産を明け渡す義務

(d) 以下を含む可能な限りの文書情報の提供義務：在庫、車両、生産、売上高、輸送と保管、物流、会計などに関する情報

(e) 企業等が商品やサービスへのアクセスの不足に対処するための効率的な解決策を見つけるために公的機関と協力する事業者に対する義務

(f) 企業等が供給の安全性に関する分析作業および調査を実施または実施することに貢献する義務

(g) 企業、貿易組織または団体が、危機下における商品およびサービスへのアクセスを確保するために創設された、または創設中の特別団体に参加する義務

(h) 事業者に対する危機管理に関する訓練その他の訓練の計画及び実施の義務

(i) 事業者に対する特別措置を正当化する事情の通知義務

(j) 事業者に対する特別措置の企画、準備及び実施、又は特別措置の企画、準備及び実施に貢献する義務

第三章 特別措置の決定 (§§ 8~10)

第四章 地方自治体及び地域当局の役割、国家監督 (§§ 11~12)

第五章 共通規定 (§§ 13~18)

第六章 行政上の制裁及び処罰 (§§ 19~22)

第七章 その他の法律の発効および改正 (§§ 23~24)

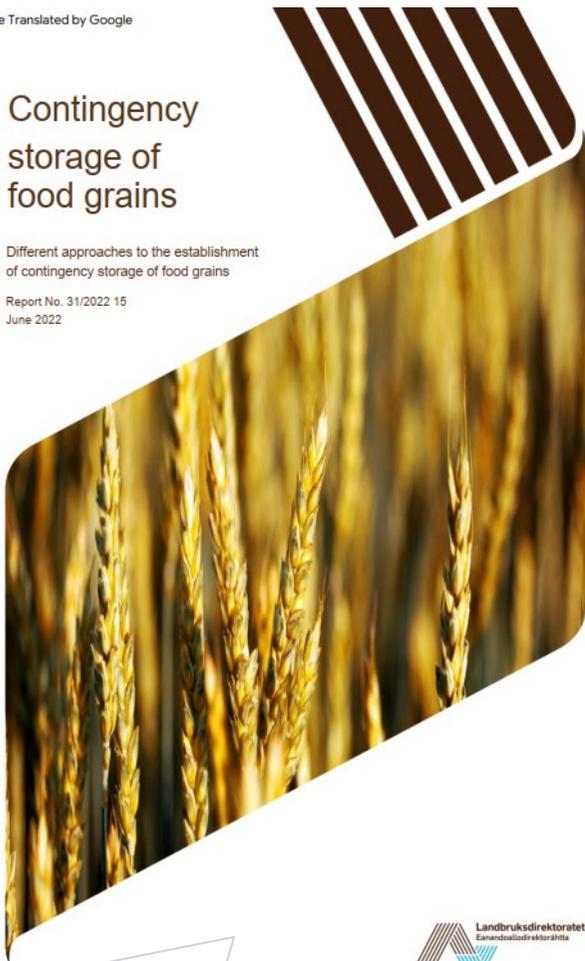
※一部抜粋

ノルウェーにおける備蓄政策（穀物）の改廃の経緯について整理した。現在国家備蓄は廃止されているが、近年は緊急時に向けた備蓄の推奨・予算化提案が行われている

Machine Translated by Google

Contingency storage of food grains

Different approaches to the establishment of contingency storage of food grains

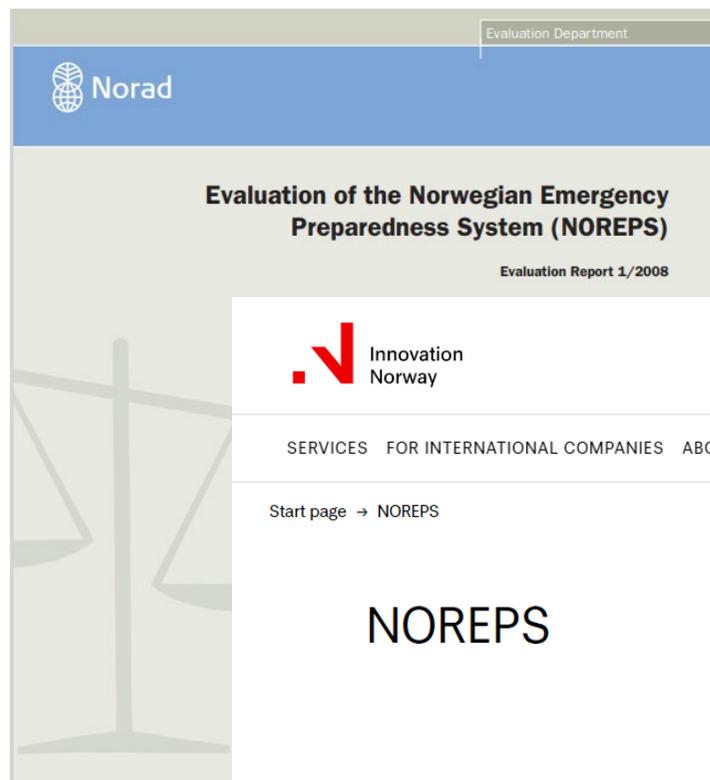
Report No. 31/2022 15
June 2022

- ▶ ノルウェー農業食料省（LMD）が農業総局（下位組織）に対して求めた穀物の緊急保管施設の設置について調査のレポート
- ▶ 2023年のレポートでは運用方法についても提案しているが、それに至った基礎資料の位置づけ

*仮訳

- 1928年に、国の穀物供給に関する法律（穀物法）によって、Statens kornforretningen（コーンフォレットニンゲン）が設立された。この法律の目的は、穀物の効率的な販売と供給を確保することであった。背景には、第一次世界大戦中の物資の確保の欠如があった。同法律では、ノルウェーの穀物生産量を増やす責任と独占輸入権に加えて、穀物製品の保管を確保する任務が与えられた。貯蔵の目的は、国内の収穫物と合わせて、1年分の需要に対応する十分な穀物製品を確保するだった。
- 1960年代初頭、サイロの拡張により、食料穀物の平均在庫は20万トンで、通常の消費量の約7か月分に相当した。
- 1968年から穀物法が改正され、ストーティング（議会）が緊急貯蔵に関するガイドラインを提供するようになった。
- 1969年、ストーティングは、戦時中の7ヶ月消費に相当する28万トンに相当する食糧穀物を保管すべきであると決定した（St.prp no. 113, (1968-69)）。
- 1977年、政府は農業、穀物、濃縮穀物における緊急貯蔵に関する報告書議会に提出し、緊急政策の新しい目標が概説されました（St.meld no. 43, (1976-1977)）。1970年代初頭の世界市場での穀物不足により、外部からの供給の遮断による戦争シナリオ以外のリスク要因が明らかになり、緊急備蓄の範囲は、年明けに計算される通常の穀物の1年分の消費量に設定されるべきであると決定された。
- 1980年代の終わり頃から1990年代にかけて、危機に対する理解が変化した。その評価は、危機の通知期間が大幅に長くなったと同時に、ノルウェーが外部からの供給を遮断される可能性はもはや考える必要がないというものだったが穀物の備蓄は全体的な栄養および食料供給政策の一環として継続することが推奨された（St.meld no. 48, (1993-1994)）。
- 2000年7月1日より、保有規模要件（備蓄）は廃止された。これは、1999年から2002年までの民間準備活動と開発に関する Storting Main（議会）ガイドラインの報告書（St.prp no. 1, (1999年から2000年））に基づいている。
- 2003年の予算処理に関連して緊急備蓄は中止された（St.prp no. 1 (2002-2003)）。しかし、2004年1月1日から、オフォーテン/ヴェステローレン北部のベーカリー産業向けに、小麦粉の20日分の消費量に相当する小麦粉の限定保管取り決めが実施された
- 2014年に小麦粉の公的在庫を伴う制度は完全に廃止された（提案1 S 補遺1, (2013-2014)）。
- 2015年政府や予算案でNorwegian Institute for Agricultural Economic Research（NILF）に対して調査を求めたが、調査結果は食料穀物供給システムを脅かす可能性のある危機が発生する可能性は低いため、食料穀物分野で危機への備えを確立する理由はないと結論付けた。しかし、議会では大多数が政府に対し、社会保障の観点の一部として食料生産、食料供給、備えを含めたリスクと脆弱性の分析を作成するよう求めた。2017年にはDirectorate for Community Security and Emergency Preparedness（DSB）による調査レポートが提出された。この調査の中でも特筆したリスクは検出されなかった
- 2019年2月、市場規制当局のNorske Felleskjøpは、「ノルウェーにおける穀物の緊急保管のニーズと機会」というレポートを発行した（Norske Felleskjøp SA, 2019年）。彼らは、危機時に穀物貿易が機能するという信頼が弱まり、当局の責任には穀物の緊急保管が含まれるという政治的理解が高まったと考えていた。彼らは、必要なインフラと穀物に対する国の予算をつけて、沿岸施設で主に輸入食用小麦を保管し、運営については入札に応じて民間事業者に委託するという解決策を提案した
- 2023年2月、農業総局が作成した不測時に向けた穀物備蓄に関するレポートを踏まえた、穀物の備蓄に係るスキームが提案された。

【参考】ノルウェーは1991年から国際的な人道支援のための備蓄や供給を行うNOREPSという官民連携ネットワークを有していたが、同ウェブサイトによると現在は廃止されている



- ▶ NOREPSは1991年の湾岸戦争をきっかけにMinistry of Foreign Affairs（外務省）により発足した人道支援対応システム（官民連携ネットワーク）であり、以下の団体から構成される
 - ▶ ノルウェー関連省庁
 - ▶ ノルウェー赤十字社
 - ▶ NGO
 - ▶ 20社程度の民間企業
- ▶ Innovation Norwayが全般的なサポートを実施している
- ▶ NOREPSの役割
 - ▶ 備蓄品または現物寄付による物品管理、NOREPSのカタログには、合計 12 社の商業サプライヤーによる救済市場向けの 75 種類の製品が含まれる。製品はすべて NOREPSによって検査
 - ▶ 緊急スタッフ（救急隊員）名簿システム、NORSTAFF（および地域別のバリエーション）
 - ▶ 必要な機器、設置、および必要に応じてそれらを管理するスタッフによって構成されるサービス パッケージ
- ▶ NOREPSのメンバーは備蓄を義務付けられている

Please note that the NOREPS network has been discontinued.
(NOREPSネットワークは廃止されました)

- NOREPSは1991年の湾岸戦争をきっかけにMinistry of Foreign Affairs（外務省）により発足した人道支援対応システム（官民連携ネットワーク）として備蓄品等に係る取組を行っていたが、現在は廃止されている



フィンランドの不測時における供給に係る法令は「供給保障法」及びその下位法令である政府決定（2018）にておいて規定される

供給保障法(Laki huoltovarmuuden turvaamisesta) (1992)

*仮訳

目次

18.12.1992/1390

本法の目的と目的

1 5

2 5

国家緊急備蓄

3 5

供給の安全を担当する当局

4 5

5 5

6 5

7 5

8 5

セクション 8 a

セクション 8b

セクション 8 c

セクション 8d

セクション 8 e

9 5

10 5

供給の資金調達の安全性

11 5

12 5

セクション 12 a

13 5

14 5

15 5

16 5

17 5

セクション 17 a

18 5

改正法の発効と適用:

29.12.1994/1527:

18.12.1995/1632:

2.9.2005/688:

11.4.2008/225:

8.11.2013/765:

18.9.2015/1226:

3.6.2016/419:

16.2.2023/172:

本法の目的

1. この法律の目的は、緊急事態および同等の深刻な混乱が発生した場合に、国民の生活、国の経済および国防(供給の安全)に必要な経済的機能および関連する技術システムを保護することである。

2. あらゆる状況において供給の安定を確保するためには、商品の生産並びに生産、流通、消費及び対外貿易の管理のために十分な準備ができ、維持されなければならない。
政府は、人口の最低限のニーズ、不可欠な経済生活、国防を考慮して、準備のレベルを定義する供給の安全保障に関する一般的な目標を設定する。

国家緊急備蓄

3. 国民の生活、事業活動、国防を支える生産に必要な原材料や製品、フィンランドの供給の安全に関する国際条約上の義務に必要な原材料や製品については、国家の緊急備蓄が確保されている。
政府は備蓄の試運転を決定する。
原油及び石油製品の有価証券は、期限内に、かつ、発生する可能性のある供給問題を緩和する条件の下で、最終利用者及び市場に流通させ、効果的に交付することができるように配置されなければならない。国家緊急供給庁は、供給の安全が確保されるような方法で、緊急備蓄が利用可能であり、かつ物理的にアクセス可能であることを保証するものとする。

供給の安全を担当する当局

6. 国家緊急供給庁の任務は以下
1)供給の安全保障に関連する問題で行政と企業間の協力を発展させる。
2)供給の安全保障に不可欠な技術システムの機能を確保する
3)必要な物品・サービスの生産及び軍事国防を支える生産を確保する
4)義務的およびセキュリティ備蓄を管理する
5)1で言及された目的を達成し、フィンランドの国際条約上の義務を果たすために必要な材料を州の緊急備蓄に維持する
6)ガス供給の安全を確保するための措置に規定されているように、および規則(EU)No10に従って、国の管轄当局に課せられたタスクを実行する。
供給の安全を確保するために必要な国家緊急供給機関の他の任務に関する規定は、政令によって発行される場合がある。

供給の資金調達の安全性

12. 国家緊急供給基金の資本金は、緊急在庫の商品、未投資資産、その他の資産、および国家緊急供給庁の債権で構成されている。備蓄品の供給から生じる利益または損失は、国家緊急供給基金の資本の変更として考慮される。
政府が中央政府の緊急在庫を廃止または削減することを決定した場合、国家緊急供給基金の資本またはその削減に対応するその一部は、国家予算の収入として認識されなければならない。

雑則

※一部抜粋

出所) FINLEX (法令データベース)
<<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1992/19921390>>

供給の安全確保の目的についての政府決定（2018）

*仮訳

1. 社会安全保障戦略における供給の確保
2. 供給の安全を確保するための原則
3. 供給の安全保障に関する国家目標
4. 供給安全保障の国際的、ヨーロッパ的、グローバルな側面
5. 重要インフラの保護
 - 5.1 デジタル社会
 - 5.2 金融サービスとシステム
 - 5.3 物流ネットワークとサービス
 - 5.4 メディア
6. エネルギー部門への備え
7. 重要な生産とサービスの確保

7.1 給水

7.2 産業

7.3 インフラの建設と保守

7.4 食料供給

十分に機能する食糧供給は社会の重要な機能である。国内一次生産の汎用性、重要な投入物、十分な範囲が確保される。国内の食料供給にも輸入原材料と投入物が必要である。政府は、共通の農業政策と国内措置がフィンランドの農業の運営条件を可能にし、供給の安全保障の観点から十分に自給自足の国内一次生産を確保するように、欧州連合の農業政策に影響を与える。

フィンランドで運営されている食品産業と柔軟な食料品の供給は、深刻な混乱や例外的な状況が発生した場合に市場の運営条件を確保することによって確保される。食料供給は、原材料生産、エネルギー供給、情報システム、通信ネットワークとサービス、支払い交通システム、国内および国際輸送、給水サービスなど、供給のセキュリティに不可欠な他の機能に依存している。

特別な開発目標は、一次生産から小売までの食品ロジスティクスの運用信頼性の開発である。予測不能な大規模な自然現象、異常気象、環境事故が国内の食料供給に与える影響を、供給の安定対策の観点から検討する。
国内供給を確保するために、穀物は深刻な混乱や例外的な状況の場合に備えて州の緊急在庫に保管され、国内で入手可能な量は人間の消費の少なくとも6か月の平均消費量に対応する。種子、飼料タンパク質、および一次生産を確実にするためのその他の重要な投入物の備蓄がされている。十分な財源が植物育種と品種維持に割り当てられる。地域および地方自治体は、深刻な混乱や緊急事態が発生した場合に責任を負うフードサービスの継続性を確保する。主要なフードサービスプロバイダーは、供給組織のセキュリティの支援を受けて継続性管理を開発している。

食料品および食品供給の重要なビジネスアイデアは、当局が企業および貿易事業者と協力して、市場の運営条件、ならびに資源の使用および事業者の指導を確実にすることである。農林省は、経済雇用省と協力して、深刻な混乱や例外的な状況における供給の確保に適した方法で、資源と一次生産投入物の使用、食料の生産と供給を操縦する準備ができています。

7.5 医療、社会福祉及び製薬サービス

7.6 廃棄物管理

8. 軍事防衛を支える国家能力基盤、技術、生産、サービス

9. 供給活動の資金調達とセキュリティの開発

10. 発効

※一部抜粋

出所) FINLEX (法令データベース)
<<https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2018/20181048>>

フィンランドは国家緊急供給庁（NESA）が供給確保及び備蓄を管轄。備蓄は政府と民間企業の契約により実施される。なお、不測時対応は省庁連携体制により実施（次頁参照）



Huoltovarmuuskeskus
Försörjningsberedskapscentralen
National Emergency Supply Agency

Security of supply in Finland

Overview of security of supply

Threats

Objectives

Authorities in the Finnish security of supply system

Methods and tools

Public-private partnership

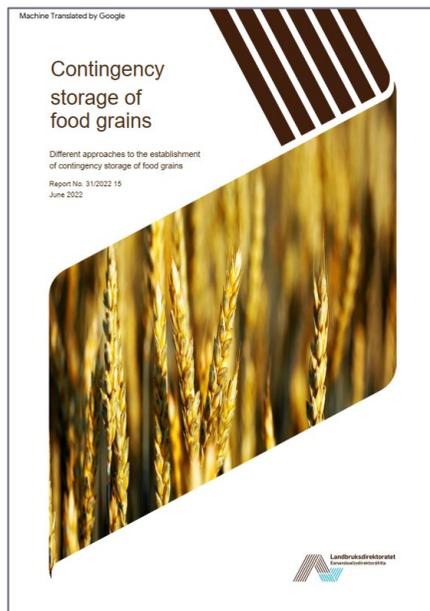
Continuity management

* 仮訳

国家緊急供給庁（NESA）概要

- 国家緊急供給庁（NESA）は、経済雇用省傘下の組織であり、供給の安全保障の開発および維持に関する計画および運営措置を任務としている。また、不測時において他の当局や民間部門と協力する。
- 主な業務として、①国家緊急備蓄、安全保障備蓄、強制备蓄の維持に関する実務的な取り決めを監督②必要不可欠な技術システムの機能性を確保し、重要な商品やサービスの生産を保護③国際情勢を監視し、外国の当局や機関との連絡を維持
- 国家緊急供給庁は法律（供給保障法）で明文化（**the Act on the Measures Necessary to Secure Security of Supply (1390/1992)**）されており、関連する法律によって目的が予算が決定されている。
- 国家緊急供給庁は備蓄品を所有していない。その代わりに、**備蓄に含まれる製品が企業の通常業務の一環として流通することを保証するために、備蓄される物品の数量が関連企業と合意される。**

出所) フィンランド国家緊急供給庁HP <<https://www.huoltovarmuuskeskus.fi/en/security-of-supply>>



フィンランド供給確保・備蓄制度概要

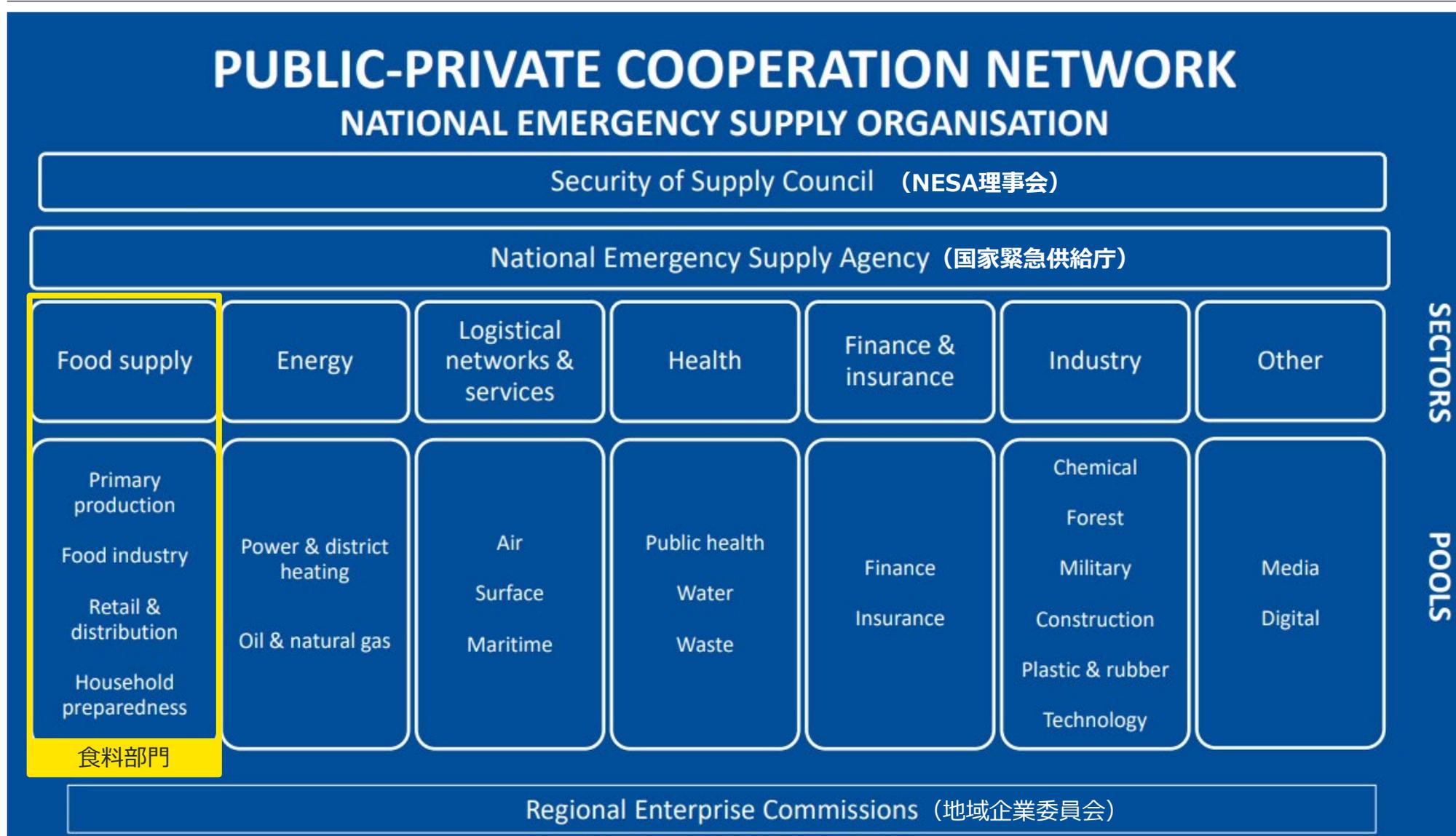
- ▶ 供給準備の確保に関する法律により、供給準備センター（Centralen）が認可されている。このセンターはフィンランド労働産業省傘下の機関で、国家予算からではなく、輸入エネルギー原料に対する税を財源としており、その税額は基金に積み立てられている。州の代表者が過半数を占める理事会には、ビジネス界の代表者も加わり、センターの活動を主導している。ビジネス部門の代表者が供給緊急事態評議会の議長を務め、取締役会にビジネス代表者を提案し、パートナーとの連絡を維持および発展させ、供給緊急事態の状況を監視し、対策の提案を行う。センターと企業との連携グループは、理事会が任命した専門家を中心に、さまざまな業界や個別企業の対策を確実にやっている。
- ▶ 国家は締結された契約に基づいて保管されている穀物を正式に所有しているが、当事者はいつでも合意された量の穀物を在庫している限り、自由に穀物を処分することができる。このように倉庫は事業活動に組み込まれているため、特定のロットで構成されているのではなく、穀物バランスの一部となっている。フィンランドのサイロの所有権構造は、このシステムの柔軟性に貢献している。Suomen Viljava のサイロの容量は通常の作物の約 50% であり、穀物市場の関係者は、自社のサイロの容量を使用するだけでなく、そこから保管スペースを借りることも可能となっている。

出所) ノルウェー政府HP <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/beredskapslagring-av-matkonr/id2922307/>>



【参考】不測時対応については、国家緊急供給庁（NESA）の統括の下、セクター別の官民連携体制により実施。食料部門はそれを構成するセクターの一つに位置づけられている

NESAが統括する不測時対応に係る官民連携体制図





【参考】フィンランドにおける備蓄に関する官民共同組織・備蓄については、“EU緊急事態計画”（2021）の中で、以下の通り言及されている

EU緊急時対応計画（COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT）（2021）

*仮訳



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画 (Commission Staff Working Document)

- ▶ フィンランドの地理的状況（緯度60度を超えると、生育期が短く、春の遅霜や収穫前の早霜の可能性があり、港の海が凍ると物流が困難になる可能性がある）と地政学的状況（フィンランドと直接国境を接する・冷戦中のソ連）が戦略的食糧備蓄を保持する主な理由である。
- ▶ **フィンランドでは、戦略的食料備蓄の保持が官民協力で組織**されている。これらの埋蔵量は主に、人間の消費用の高品質穀物、飼料穀物、飼料タンパク質、すべての穀物および主要飼料作物の種子の製粉に重点を置いています。調理済み食品については、備蓄は行っていない。穀物商品については2～6か月分の備蓄が行われる。
- ▶ **国家緊急供給庁（NESA）が保管されている穀物を所有**している。登録企業（穀物会社または製粉所）は、NESA との契約に基づいて、穀物の保管と更新を担当する。最小量と品質、更新頻度は契約の一部となっている。
- ▶ これに関連した課題としては、製粉品質が毎年得られないことが挙げられるが、これはリサイクルの障害でもあり、在庫使用率の高さによる市場混乱の可能性や店舗のリサイクルの可能性もある。また、物流の混乱（海上輸送と内陸輸送）が問題になる可能性があり、状況の変化により、どの製品をどれだけ保管するかを決定することが困難になる可能性もある。なお、地元で栽培されたタンパク質作物や種子は現在この制度には含まれておらず、農家は現在保管に参加していない。

(中略)

- ▶ フィンランドでは、穀物（通常は小麦とライ麦）の在庫は6か月分の消費量に相当するが、種子の在庫は翌年の播種を確保するために保管されており、一部の備蓄も飼料用に利用されている。
- ▶ また、フィンランドと英国では、国民に対し、賞味期限の長い製品を保管することが一般的に推奨されている。

【参考】フィンランドにおける備蓄・供給に係る法令等の一覧を公開情報より整理した

年	法令	備考
1982	▶ The Protection Act/Security Stockpiling Act (970/1982)	▶ -
1991	▶ 防衛事態法：State of Defence Act(1083/1991) ▶ 緊急事態準備法：Emergency Act (1080/1991)	▶ -
1992	▶ 供給保障法：Act on the Measures necessary to secure security of supply/ Act on Safeguarding Security of Supply (1390/1992)	▶ 同法に基づいて供給準備センターが認可されている ▶ 政府から備蓄穀物を委託された民間企業は、政府で定められた備蓄の量を確保する限りにおいては、穀物の商用販売も可。また、備蓄倉庫の商用利用も可（緊急時に放出さえできれば商業活動における利用を妨げないという考え方）
1994	▶ Act on Compulsory Stockpiles of Imported Fuels (1070/1994) ▶ Act on excise duty on liquid fuel (1472/1994)	▶ 燃料の備蓄に関する法令
1996	▶ Act on excise duty on electricity and certain fuels (1260/1996)	▶ 電力・燃料に関する法令（不測時の備えの一環）
2008	▶ Act on Compulsory Stockpiling of Medicinal Products/ Act on the Emergency Stockpiling of Pharmaceuticals (979/2008)	▶ 国家緊急供給庁が関与しないが備蓄を定める法令
2010	▶ Security Strategy for Society, Government Decision in principle (16.12.2010)	▶ -
2011	▶ 緊急事態法：Emergency Powers Act (1552/2011) ▶ 救助法：Rescue Act (379/2011)	▶ -
2013	▶ The Government's decision on the goals of supply Security (857/2013) ▶ Government Regulation on protective storage program (552/2013)	▶ -
2018	▶ Government Decree on the National Emergency Supply Agency/ Government Decision on the Objectives of Security of Supply (1048/2018)	▶ 1992年の供給法における必要な措置に関する法律に基づいた決定事項

出所) “2016 Finnish Institute of International Affairs レポート”、“2019 Emergency stockpiling – a knowledge overview on emergency stockpiling as a tool for increased security of supply in Sweden”、“2022ノルウェー貿易産業省レポートEmergency Storage for food Grains” 等よりEY作成



デンマークは不測時対応として、省庁横断の内閣直属の国家危機管理システムを構築。食品関連の危機対応体制についても、同システムに組み込まれている（次頁参照）

- ▶ なお、緊急事態管理法（2009）では、関連省庁による緊急事態管理計画の提出及び防衛省による計画の調整を規定している。
（上記の調整については、防衛省傘下のDanish Emergency Management Agency（DEMA）に授權されている）

デンマークにおける国家危機管理システムの体制図



- ▶ **The Government Security Committee:** 内閣総理大臣（議長）と財務大臣、外務大臣、法務大臣、国防大臣で構成
- ▶ **The Senior Officials Security Committee:** 上記5省の常任秘書官とデンマーク国防情報局（DDIS）およびデンマーク安全保障情報局（DSIS）の長官で構成
- ▶ **The International Operational Staff (IOS):** 外務省（議長）、首相官邸、法務省、国防省、保健省、国家警察、DEMA、デンマーク保健当局および国防軍で構成されるが、必要に応じて他の当局、旅行業界、保険業界の代表者も臨時で参加する
- ▶ **Group of Policy Directors:** 関連省庁の高官からなる調整グループ
- ▶ **The National Operational Staff (NOST):** デンマーク国家警察（議長）、デンマーク緊急事態管理庁（DEMA）、デンマーク保健局、国防軍司令部、DSIS、DDIS、外務省、重要物資庁、デンマーク民間航空・鉄道局で構成
- ▶ **12 Local Operational Staff:** 警察管区（議長）、DEMA、自宅警備隊、地域、自治体メンバーで構成。臨時参加者には、公共交通機関や公共事業のプロバイダーも含まれる
- ▶ **Local Incident Command:** 地元の警察、消防、救助、健康対策のインシデント指揮官で構成

（参考）緊急事態管理法（2009）における民間部門の緊急事態関連規定

第5部 民間部門における緊急事態管理計画等

* 仮訳・一部抜粋

第24条 各大臣は、それぞれその領域内において、戦争行為を含む事故や大災害が発生した場合の社会機能の維持・継続を計画し、軍隊に対する支援を提供する。

(2) 国防大臣は、(1)の民間部門の緊急事態管理に関する計画を調整し、当局に助言を与える。防衛大臣は、計画のうち他の当局に委ねられていない部分を実施する。

第25条 地方自治体議会は、地方自治体の緊急事態管理に関する全体的な計画を作成するものとする。この計画は、地方自治体議会において採択される。

(2) 地方議会は、地域の緊急事態管理に関する全体的な計画を作成する。この計画は、地方議会が会議で採択する。

(3) (1)および(2)の計画は、開発によって必要とされる範囲内で改訂されなければならないが、少なくとも各地方自治体および地域の選挙期間中に1回は改訂されなければならない。

(4) 計画およびその改訂版は、デンマーク危機管理庁に提出する。

第26条 国防大臣は、第25条に記載された計画の作成に関する指針を定めるものとする。27. 各大臣は、第25条(1)および(2)を参照し、地域および地方自治体の緊急事態管理計画に関する指針を、それぞれの地域内で定めるものとする。

第28条 当該大臣は、公的機関並びに公的及び私的な企業及び機関に対し、市民部門の緊急事態管理に該当する業務の計画又は実施における援助を提供するよう指示することができる。

(2) 主務大臣は、公共部門における緊急事態管理に該当する業務に関して必要とされる場合には、公共及び民間の企業及び機関に対し、その通常の業務の範囲内において、物品、役務、生産手段等に関する特別の措置をとるべきことを指示することができる。

(3) (1)又は(2)に従ってこのような指示が行われる前に、国からの補償の問題を含め、指示の範囲及びその実施のための具体的な規定に関する問題について、企業若しくは機関又はそれらの組織と交渉を行わなければならない（(4)参照）。

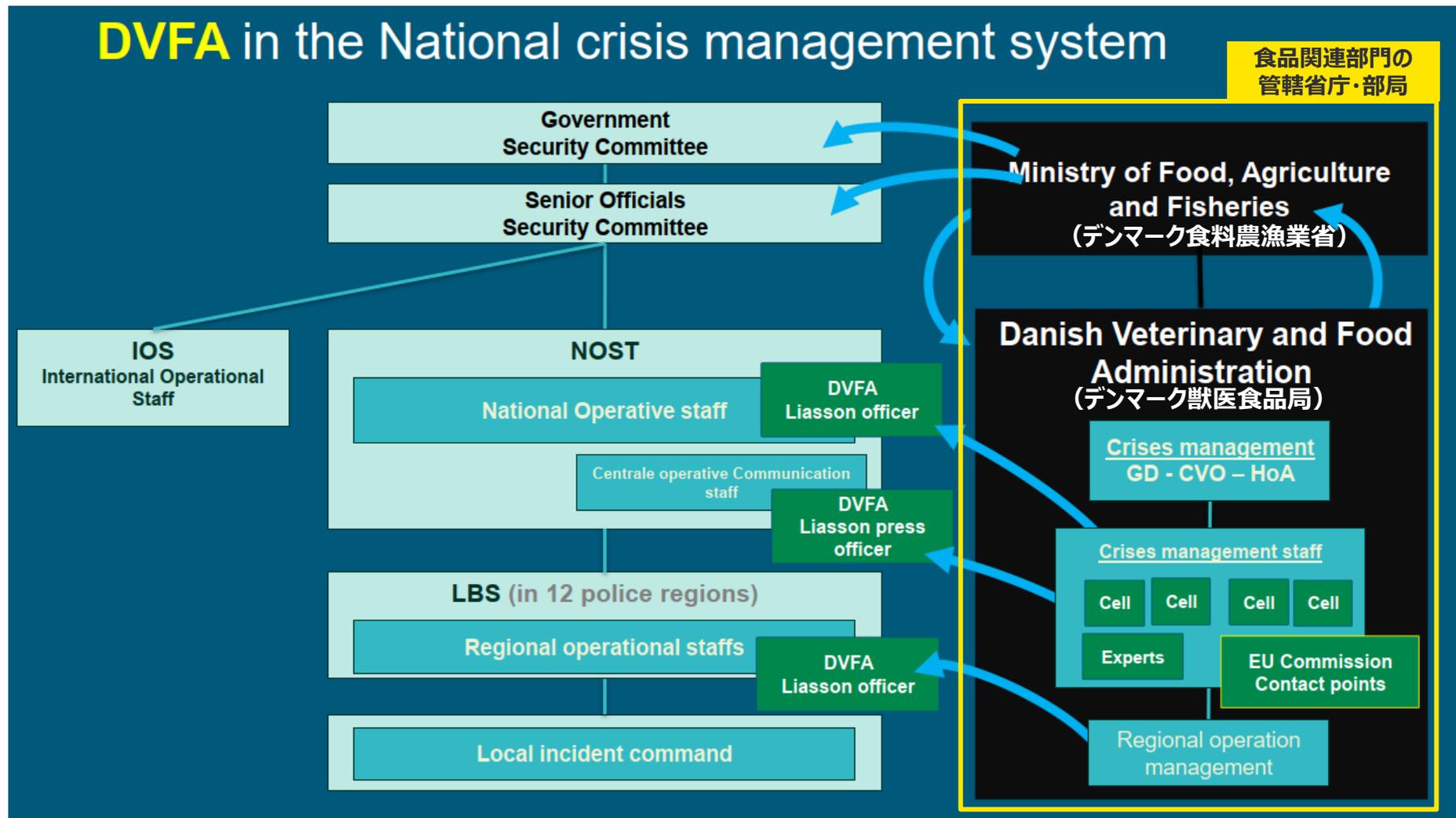
(4) (1)または(2)に従って行われた指示が企業または機関に経済的損失を生じさせた場合、国はデンマーク法の一般規則に従って損害賠償責任を負う。指示の実施に関連する費用が当該商品またはサービスの価格に含まれることによって賄われる場合には、損害賠償を請求することはできない。当該企業または機関は、それによって、同じ産業内の他の企業よりも不利な立場に置かれてはならない。

(5) 円満な合意がない場合、損害賠償は、国防大臣の定める規則に従って決定される。

出所) The Emergency Management Act 2009 <https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/system/files/2023-01/The%20Emergency%20Management%20Act%20of%20Denmark_2009.pdf>



前頁の国家危機管理システムにおいて、食品関連の危機対応については農林水産省傘下の獣医食品局（DVFA）が管轄し、同システムとは下図の通り連動している



※デンマーク獣医食品局（DVFA）は、主に以下のリスク対応を管轄する局

- ▶ 動物の健康、動物福祉および獣医学
- ▶ 食品と飼料の安全性
- ▶ 食中毒および化学物質汚染 等



【参考】デンマークは国家危機管理システムの取組の一環として、隔年でシミュレーション演習及び首相への報告を実施している。但し、シミュレーション演習の範囲については非公表

デンマークにおける不測時を想定した演習

*仮訳



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画 (Commission Staff Working Document)

- ▶ デンマークの食料安全保障危機管理計画は、あらゆるタイプの事件に適用される、より一般的な国家危機管理システムの一部である。危機管理システムは、中央当局による協調的な対応を必要とする異常事態が発生した場合に発動される。その体制は、国、地域、地方レベルの多くの職員や機関を含む包括的なネットワークである。準備態勢と危機管理の一般原則には、部門責任、協力、予防措置、補完性、類似性（危機発生時にも危機のない時と同じ作業方法を適用すること）が含まれる。
- ▶ デンマークの危機管理組織の枠組みは、迅速かつ効果的な意思決定を確実にするために、状況の概観を確立・維持し、すべてのレベル（国、地域、地方）における積極的な協力と効率的な調整を確保し、一般市民に情報と指示を提供する。COVID-19では、この体制が有効であることが証明された。
- ▶ また、この枠組みは、動物の健康と福祉、あるいは食品安全のリスクに定期的に利用されている。動物の健康と福祉、あるいは食品安全にとってその価値が証明された重要な要素は、利害関係者（企業組織、NGO、産業界、その他の当局）との対話と関係である。組織のどのレベルでも計画を発動することができ、1時間以内に回答を得ることができる。ネットワーク・アプローチは、国家緊急事態計画をピアツーピアの交流に基づき、ステークホルダーや業界団体と連携して全体的な視野を含み、心ある展望（「責めず、学ぶ」）に基づいている。対応は的を絞ったものであり、画一的なアプローチではない。
- ▶ デンマークは隔年でシミュレーションを実施している。シミュレーションのシナリオは、科学的にもっともらしいシナリオのカatalogから選ばれる。各省庁は特にこの訓練に力を入れている。学習点に関する報告書は首相に送られ、その後、国の危機管理システムに組み込まれる。

出所) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=comnat:SWD_2021_0317_FIN>

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

本事業の調査対象国・地域における備蓄関連の政策について下表の通り整理した

		 スイス	 ドイツ	 英国	 フランス	 デンマーク	 フィンランド	 ノルウェー	 スウェーデン
不測時対応の食料備蓄の有無		○	○	×	×	×	○	△ (公的備蓄は廃止)	△ (水・医薬品・燃料等のみ)
根拠法		国家経済供給法	— (連邦予算措置として実施)	N/A	N/A	N/A	供給保障法	N/A	食料備蓄は実施せず
所管省庁		連邦経済教育研究省 (EAER) / 連邦経済供給庁 (FONES)	連邦食料・農業省 (BMEL) / 連邦食料農業局 (BLE)	N/A	N/A	N/A	国家緊急供給庁 (National Emergency Supply Agency)		
備蓄主体	政府	×	○	N/A	N/A	N/A	×	— (※2023年の農業総局レポート中で、政府保有・民間倉庫保管委託という形式の備蓄が提案されている)	
	民間	○	△ (一部品目のみ連邦政府委託として実施)	N/A	N/A	N/A	○		
備蓄内容	対象品目	公開 (次頁参照)	公開 (次頁参照)	N/A	N/A	N/A	公開 (次頁参照)	—	公開 (次頁参照)
	備蓄量	公開 (次頁参照)	(一部公開)	N/A	N/A	N/A	公開 (次頁参照)	—	非公開
備考		<ul style="list-style-type: none"> ▶ FONESが民間企業と義務的備蓄契約を締結 ▶ 備蓄関連費用は備蓄団体の運用する保証基金から償還 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 穀物・豆類は連邦政府が買上げ・備蓄を実施 ▶ コンデンスミルクは連邦政府が民間企業に備蓄を委託を実施 ▶ 上記はいずれも入札制 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府との委任契約により、民間企業が自社倉庫で備蓄を行う形式 ▶ ※過去のスウェーデンの備蓄制度をモデルに導入 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2014年に備蓄制度を廃止 ▶ 2023年に穀物備蓄再開が提案 (フィンランドに倣って備蓄再開を検討中とのこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食料品における備蓄再開の議論あり

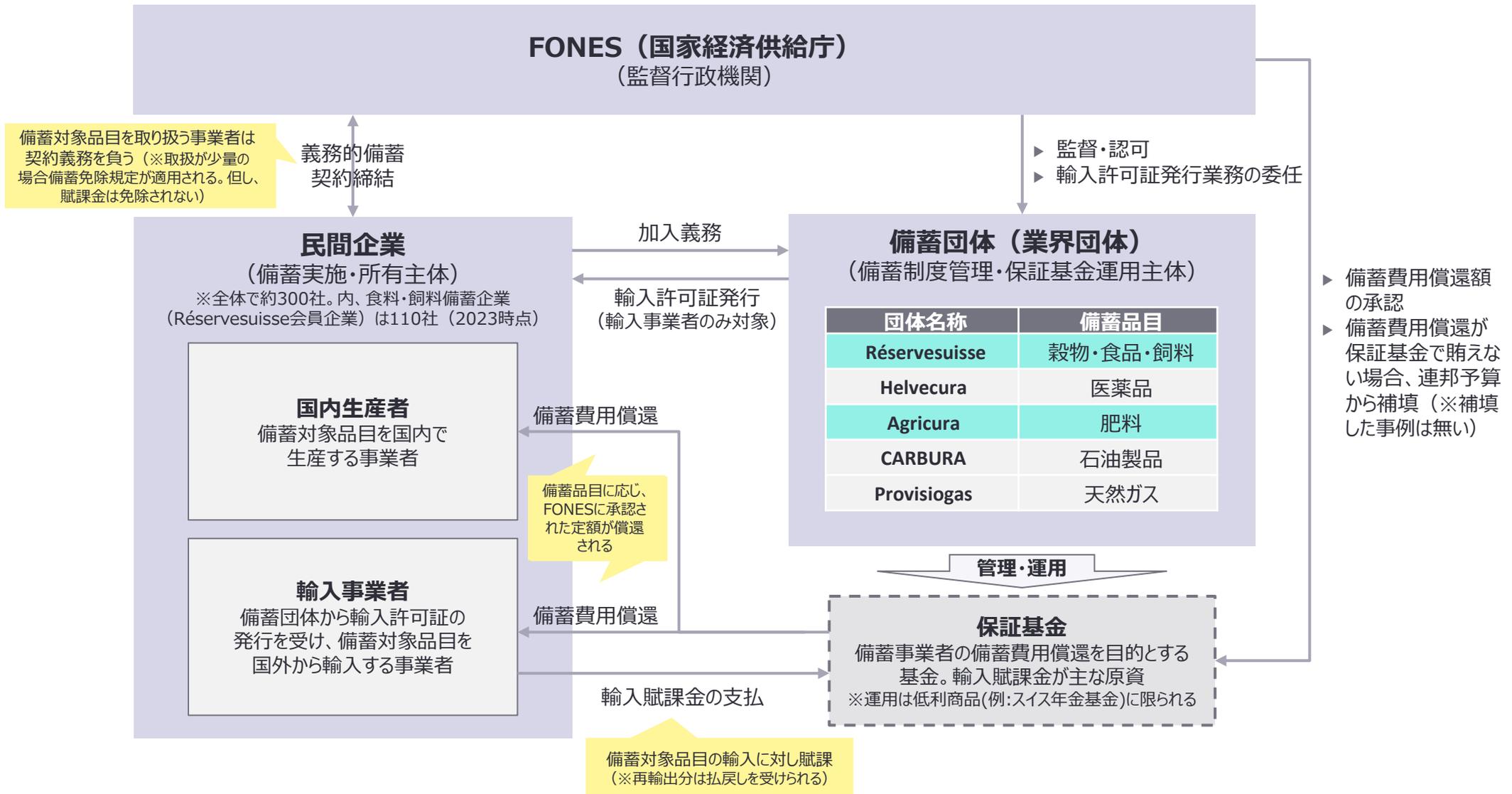
備蓄制度を有する国について、詳細内容を下表の通り整理した

※なお、スウェーデンは非食品の備蓄のみ実施しており参考事例として記載

	 スイス	 ドイツ	 フィンランド	 スウェーデン
根拠法	国家経済供給法	— (連邦予算措置として実施)	供給保障法	— (※品目別に規定あり)
主管省庁	連邦経済教育研究省 (EAER) / 連邦経済供給庁 (FONES)	連邦食料・農業省 (BMEL) / 連邦食料・農業局 (BLE)	国家緊急供給庁 (National Emergency Supply Agency)	防衛省 / 市民緊急事態庁 (※緊急時における供給を担う)
備蓄主体	▶ 民間企業 (FONESと義務的備蓄契約を締結し、備蓄団体に加盟)	▶ 連邦備蓄：連邦政府 ▶ 民間緊急備蓄：民間企業（入札制度で連邦政府と契約） ※いずれもBLEが実施主体であり運営に大きな差異はない	▶ 政府（国家緊急供給庁）との委託契約により、民間企業が自社倉庫で穀物備蓄を行う形式	▶ 医薬品：政府備蓄 ▶ 飲料水：自治体備蓄 ▶ 燃料：民間事業者（備蓄を義務付け）
備蓄品目	▶ 食品：コメ、食用油、小麦、砂糖、コーヒー ▶ 資材等：飼料、窒素肥料、種子(菜種) ※2022追加	▶ 連邦備蓄：パン用穀物（小麦、ライ麦）、オーツ麦 ▶ 民間緊急備蓄：米、豆類（エンドウ豆とレンズ豆）、コンデンスミルク	▶ 穀物：小麦、オーツ麦、ライ麦、大麦 ▶ その他：焙煎していないコーヒー豆、砂糖、塩、等（※“Statsrådets förordning om skyddsupplagringsprogram, 2018”に対象品目一覧が規定されている）	▶ —（食料備蓄なし） ※その他は飲料水、医薬品、燃料
備蓄量	▶ コメ、食用油、小麦：4か月 ▶ 砂糖、コーヒー：3か月 ▶ 飼料：2か月 ▶ 窒素肥料：1作期の必要量の1/3	▶ 連邦備蓄：非公表（数日～数週間分との概算） ▶ 民間緊急備蓄：国民に少なくとも1日1食の食事を提供できる水準	▶ 穀物：9か月分約（計27万トン：内、小麦50%、オーツ麦30%、ライ麦20%、大麦約1%）	▶ —（明記なし）
費用負担等	▶ 民間備蓄団体が運用し、加盟企業の賦課金からなる保証基金から備蓄費用を償還（同基金から補填できない分は連邦政府が補填）	▶ 連邦政府予算	▶ NESAの運用する国家緊急供給基金から負担（但し、電力・エネルギー価格に上乗せされるemergency supply contributionが同基金に補填される）	▶ 医薬品：政府負担 ▶ 飲料水：自治体負担 ▶ 燃料：消費者負担（市場価格転嫁）
その他	▶ 緊急時の水・電力供給確保は州が実施	▶ 州と連邦農業省の共同サイトで個人備蓄の推奨・個人向け食品別の必須熱量計算表の提供	▶ 一般家庭における消費期限の長い製品の保管の推奨	▶ 食料品については、各個人による1週間の備蓄が推奨されている

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果：スイスにおける備蓄制度（1/7）

スイスの備蓄実施体制は下図の通り。備蓄品目取扱事業者はFONESとの契約及び備蓄団体加盟義務を負う。備蓄費用は主に加盟企業への賦課金から成る基金から償還される

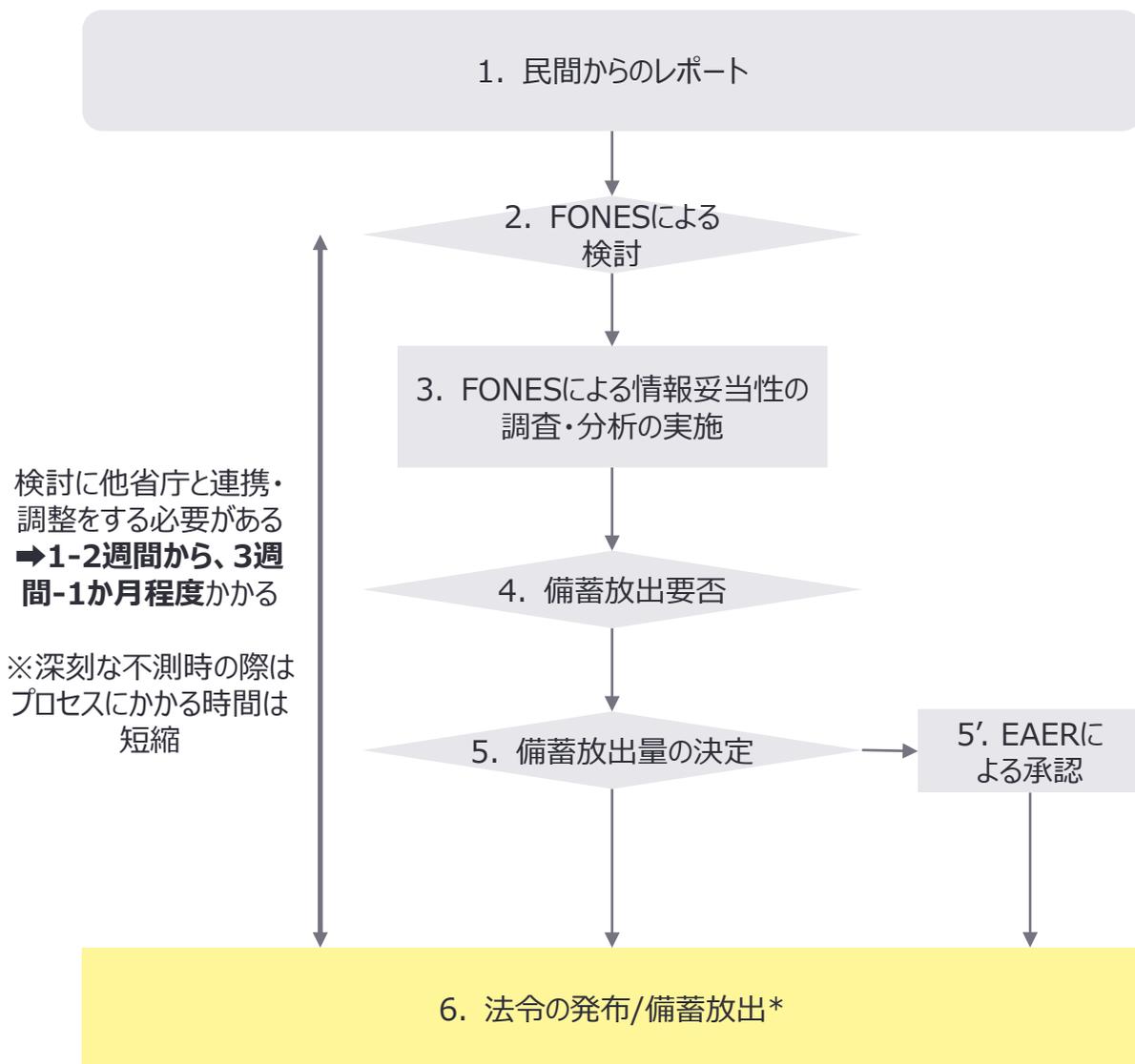


出所) FONES, Réserveuisseヒアリング等を基にEY作成

※上図は特にRéserveuisseに関するもの。一方、肥料備蓄団体のAgricura については、窒素肥料の国産事業者がないため、国内生産者・輸入事業者を区別せず、国内での販売量に応じて一律に賦課金を課している（Agricuraへの書面聞き取りより）

不測時における義務的備蓄の放出に係るオペレーションは下図に示す通り

（参考）備蓄放出に係るオペレーションのフローチャート



1. 民間企業よりNES民間部門（各セクターのエキスパート）へのレポート及びFONESにレポートが行われる
2. FONESとして備蓄放出の要否・放出量等を検討
3. 状況を把握するためにFONESが初期の情報収集及び分析を実施する（以下プロセス）
 - ・ 民間企業に対する情報提供を要請
 - ・ 必要に応じ、適宜関連部門（FOAGやAgroscope）に協力を要請
 - ・ その他パブリックデータを活用して意思決定プロセスを実施
 - ・ FONESにはNESからも専門家が40-50人程度常駐しているため、協力要請・オペレーション実施についても要請可能、またインダストリー専門家等とのコンサルテーションも実施できる体制が構築されている
4. 備蓄放出の要否・備蓄放出に向けた法令整備への動きが決定される
5. 備蓄総量の20%未満であればFONESが独自に備蓄放出することが可能
※20%以上の備蓄放出が必要な場合はEAERによる承認が必要（5'）
6. 備蓄放出に係る法令の発布と備蓄放出
※備蓄放出を許可する下位法令であり、施行された場合にも実際の放出実施はFONESの判断による（*）

【備蓄義務免除要件：①食料・飼料】NESAsは食品関連の民間企業に備蓄義務を課している一方で、小規模事業者については備蓄義務の対象外と規定している

国家経済供給法（NESAs）

第8条 契約締結の義務

- 1項 必需品を輸入し、生産し、加工し又は流通上初めて持ち込む者は、契約を締結する義務を負う。
- 2項 連邦参事会は、契約締結の義務を負う企業の範囲を決定する。
- 3項 連邦経済供給庁は、**供給の安全にごく僅かな寄与しかできないと見込まれる企業を契約締結の義務から免除することができる**

①“食料品及び飼料の備蓄の強制に関する命令”における公表基準

附属書5-3

- ▶ 3.1 穀物暦年で以下のような人は、強制保管契約の締結義務が免除されます：
 - ▶ 輸入業者として、附属書5-1に従い、2000トン未満の商品を輸入する
 - ▶ 製粉業者として、附属書5-1に基づき、800トン未満の商品を市場に流通させる
- ▶ 3.2 エネルギー及びタンパク質の運搬者ある者は、暦年あたり、以下の場合、強制備蓄協定の締結義務を免除されるものとする：
 - ▶ 輸入業者として、附属書5-2に従って 4000トン未満の商品を輸入する
 - ▶ 加工業者として、附属書5-1に従い、10,000トン未満の商品を市場に流通させる

備蓄義務の免除要件については、備蓄対象品目の取扱重量ベースでの基準が下位法令に示されている

②“Réserve suisse”規約

第3条 会員資格の取得

- ▶ 1項 商業登記簿に記載されたすべての自然人、法人および商業会社で、国民経済供給に関する規則の意味における必須商品の輸入、取引、生産または加工に商業的に従事している、または従事しようとし、在庫維持義務（輸入許可を得る義務または商品を初めて流通させる義務）の対象となり、強制備蓄契約を締結した者は、レゼルヴスイスの会員として承認される。かつ、強制備蓄の契約を締結している。第8条第3項LVGに基づき契約締結の義務を免除された企業は、レゼルヴの会員になることはできない。
- ▶ 2項 会員としての入会は、以下に基づいてレゼルヴゼ事務局が行うものとする： - 将来の強制株主からの書面による申請 - 強制備蓄契約（LVG第8条）の締結 - 入場料100スイスフランの支払い。確認書は、会員証とみなされるものとします。
- ▶ 3項： 入会の拒否は、取締役会の責任となります（定款第22条第2項 letter.d）。定款のd）。

食料・飼料備蓄団体のReserve suisseでは、備蓄免除要件についてNESAsの左記の基準に準拠。なお、同団体は会員リストを公表

→次頁参照



Réserve suisse（食品・飼料民間備蓄団体）加盟事業者の内訳は以下の通り

※なお、食品・肥料の備蓄免除要件は前頁の通り備蓄対象品目の取扱量で一律に決定され、事業規模等は考慮されない

“Réserve suisse”加盟事業者概要

業種（Factivaによる区分）	社数	最大事業者		最小事業者	
		売上（thou. USD）	従業員数（人）	売上（thou. USD）	従業員数（人）
スーパーマーケット/食料品店	3	25,166,453	86,393	916	4
農業	1	7,992,664	11,268	1,398	3
小粉/麦芽製品	29	6,582,678	13,486	1,864	N/A
食品	4	624,829	750	2,484	15
卸売業	2	496,815	3,000	2,709	5
砂糖	2	242,329	250	2,966	12
植物油	3	232,631	135	3,194	N/A
清涼飲料	3	90,556	89,140	7,097	31
コーヒー製品	1	39,089	N/A	7,322	N/A
食品/飲料卸売業者	14	23,911	170	9,342	50
非アルコール飲料/飲み物	3	15,337	80	9,609	400
チョコレート/菓子製造	2	9,818	N/A	15,337	80
ペットフード	12	7,322	N/A	39,089	N/A
複合小売	1	6,653	90	156,734	290
原材料農産物卸売業者	11	2,966	12	242,329	250
機械/産業用製品卸売業者	1	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
小売/卸売業	1	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
計	93	—	—	—	—

（参考）売上規模別の分布

売上（USD）	社数
10億以上	3
5億以上10億未満	1
1億以上5億未満	4
5000万以上1億未満	2
500万以上5000万未満	15
500万未満	7
N/A	61
計	93

※Reservesuisseウェブサイト公開の最新会員企業リストより作成。なお、Reservesuisseへのヒアリングによると、2023年8月現在で加盟企業は110社とのこと

【備蓄義務免除要件：②肥料】肥料備蓄義務の免除要件は下図の通り

※Agricura（肥料民間備蓄団体）は加盟企業リストを公表していない

“2017年5月10日肥料の保管の義務化等に関する条例”（肥料備蓄義務条例）

※仮訳

- 第2条 保管義務
 1. 附表にリストされている肥料を輸入、製造、加工、または国内市場に初めて投入する者は、それらを保管する義務がある。
 2. スイスの領土および関税接続地域は国内とみなされるが、関税除外地域ではない。
 3. 暦年ごとに**保管の対象とならない者**：
 - a. 附表1に従って100 kg 未満の商品を初めて輸入、製造、加工、または国内市場に投入する者
 - b. 附表2に記載されている制限数量未満で初めて輸入、製造、加工、または国内市場に投入し、対応する**強制保管契約から生じるものと同じ金銭的利益をAgricuraに提供することを約束する者**
 4. 連邦国家経済供給局（FONES）は、**強制保管の対象となる者が、対応する強制保管契約から生じるものと同じ金銭的利益(*)をAgricuraに提供することを約束する場合、強制保管契約の締結を免除することができる。**

*スイス国内での販売に係る賦課金を意味する

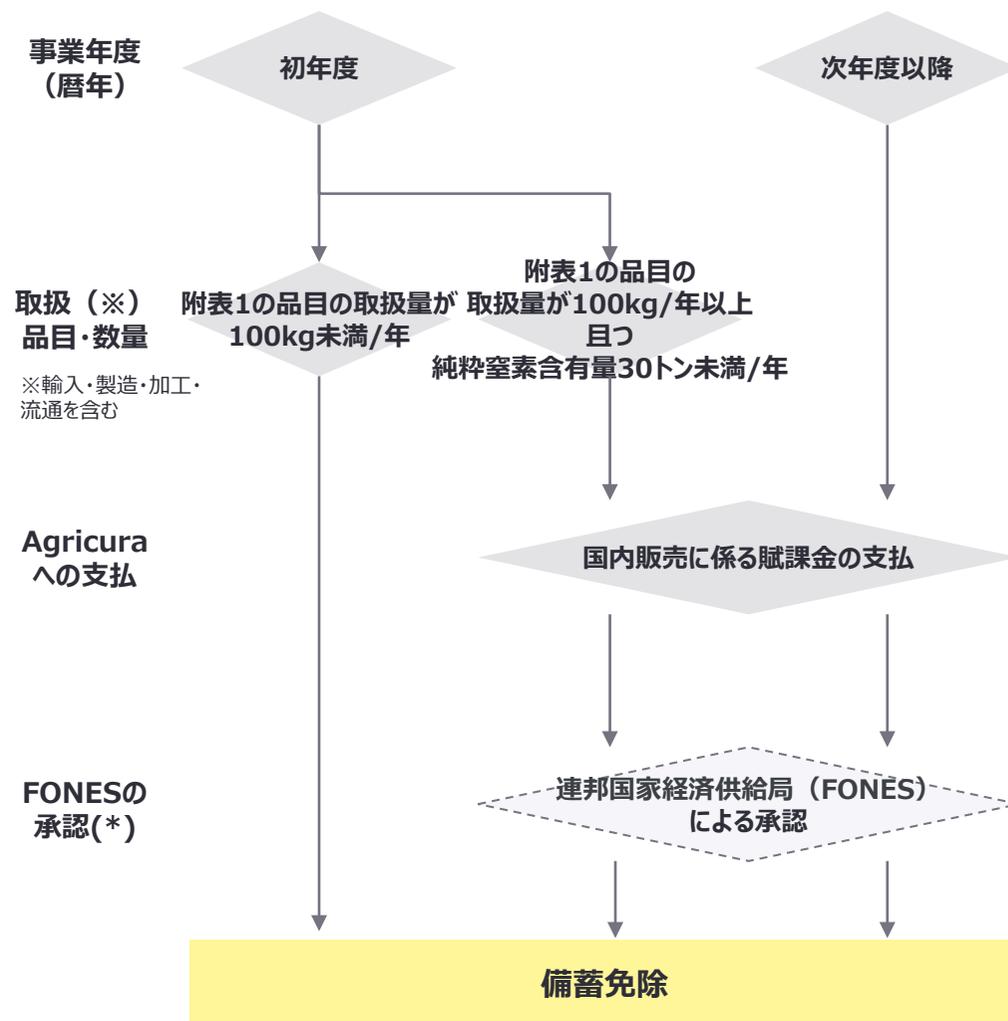
附表1：義務備蓄の対象となる肥料品目

HSコード	備蓄対象品
旧 2814.1000/2000	液化または肥料目的の溶液中のアンモニア
旧 2827.1000	肥料目的の塩化アンモニウム
旧 2834.2100	肥料用硝酸カリウム
旧 2834.2900	肥料用途の硝酸マグネシウム、硝酸カルシウム
3102.1000/9000	窒素肥料

附表2：義務備蓄契約締結基準数量

備蓄対象品	数量
附表1に記載の品目の内、右記数量の純粋窒素（Pure-N）を含むもの	30トン

（参考）義務的備蓄免除要件のフローチャート



*実態運用としては、判断はAgricuraに授權されているとのこと（Agricuraへの書面ヒアリングより）

備蓄に係る国民一人当たりの費用負担の内訳及び推移は以下の通り

備蓄対象品目・金額換算規模

区分	義務備蓄品目	金額規模 (百万スイスフラン)
食品	砂糖、米、食用油脂、穀物、コーヒー、炭水化物源、蛋白質源、窒素肥料	502
エネルギー	ガソリン、灯油、軽油、暖房油	2330
医薬品	ヒト用及び動物用抗生物質、ノイラミニダーゼ阻害剤、強力鎮痛剤及びオピエート、ワクチン	44
計	—	2876

区分	(参考) 補完的備蓄品目 (※)	金額規模 (百万スイスフラン)
食品	酵母の製造原料	—
エネルギー	ウラン燃料バンドル	—
医薬品	ノイラミニダーゼ阻害剤（スイスパック）、血液バッグ 呼吸用マスク	—
計	—	56

※義務備蓄品目ではないが、NES（国家経済供給）の権限・判断により、戦略的物資について個社と備蓄契約を締結した品目

義務備蓄に係るコスト負担の推移

年	総額 (百万スイスフラン)	一人当たり換算 (スイスフラン)
1995	307	43
2000	164	23
2005	126	17
2010	116	15
2015	105	13
2019	108	13

- 義務備蓄品目は過去25年間で合理化・削減化の動きがあり、一人当たり換算のコスト負担額は1995年の43CHFから13CHFまで減少。
- なお、コスト負担算出における内訳には、備蓄に係る管理コストの他、保障基金運用等の金融負担等も含むものとの注釈あり。
→備蓄コストの内訳及び算出方法の詳細については、Reservesuisseの公表する情報を次頁に記載した。

“Reservesuisse” は備蓄費用の償還率及び内訳について以下の通り公表している

※償還率は関連市場統計に基づき毎年再計算され、連邦国民経済供給局（FONES）の承認を経て決定される

義務備蓄に係る費用保障の内訳

内訳	概要
Financing costs	保管数量に対する投資資本（基準価格）を株主に補償
Storage costs	市場における倉庫スペースの慣習的なコストの補償
Manipulation	通常のライフサイクルの中で商品を健全に保つための措置に係るコストの補償
Transport costs	輸送費は、産品を加工地点まで輸送するコストの補償。 なお、穀物の輸送については、加工地点までの輸送とそうでない場合（加工を目的としない輸送）の場合で異なるコスト換算が適用される
Insurance	株主が必要な商品の保険契約にかかるコストを補償。
Weight and quality loss	通常のライフサイクルにおける商品の標準的な減価償却を補償。
Administration costs	強制株主としての株主の管理業務に係るコストを補償。

補償率の換算に際しては、以下の区分が存在：

- バルク（サイロ、タンク）商品とパレット（パレット、大袋、コンテナ）商品の区別
- 加工地点に直接関連する商品（「加工地点に関連する商品 - angebunden」）と、加工を目的としない商品（「加工地点に関連しない商品 - nicht angebunden」）の区別

2023年時点の補償レート

20 JAHRE : reservesuisse	2023年時点の補償レート	
	Loose Silo, Tank	Linked to processor ¹
FOODSTUFFS		
SUGAR	4.2230	7.2435
COFFEE	12.0620	13.1259
EDIBLE OILS AND FATS	12.7078	19.3462
RICE FOR HUMAN CONSUMPTION	14.0619	20.3194
HARD/DURUM WHEAT FOR HUMAN CONSUMPTION	5.4144	6.9719
SOFT WHEAT FOR HUMAN CONSUMPTION	5.1962	6.5783
FEEDINGSTUFFS		
ENERGY CARRIERS FOR ANIMAL FEED	4.7331	5.7700
PROTEIN CARRIERS FOR ANIMAL FEED	6.7951	10.7103

¹ Cereals

in CHF excl. VAT, per 100kg/year

* Share of variable financing and insurance costs excluded

ドイツにおける備蓄制度について、BMEL及びBLEへのヒアリングより以下の通り取りまとめた（運用については、次頁に記載の備蓄制度の概要図を併せて参照）

現行制度

- ▶ **法制度**
 - ▶ 制度・放出について根拠法等は存在せず、連邦政府の政策として実施している（関連する下位法令等も存在しない）
- ▶ **実施主体・実施体制**
 - ▶ 実施主体：連邦政府
 - ▶ 実施体制：備蓄品の輸送については州政府による実施との規定がある
 - ▶ ESVG第8条には輸送に関して管轄当局からの支援を要請できる規定があり、必要に応じ連邦物流・移動局（BALM）からの支援が得られる
 - ▶ 備蓄倉庫と加工工場は基本的に近接して配置。備蓄倉庫の所在地については連邦政府が決定し、州政府には知らされない
- ▶ **制度**
 - ▶ 備蓄については、民間からの入札を行い、連邦政府が買い上げる形式。
 - ▶ 備蓄倉庫については、倉庫の運営元と契約し連邦政府が賃料（月次）を支払う（10年契約などの長期契約）
 - ▶ 備蓄には「連邦備蓄」（穀物が主）と「民間緊急備蓄」の2種類があるが、いずれもBLEが実施主体であり、運営に差異はない。
※コンデンスミルクについては民間企業が備蓄を実施していることを確認
- ▶ **コスト負担**
 - ▶ 州政府（加工・輸送について負担）
- ▶ **備蓄量**
 - ▶ 人口の必要量の数週間分（民間セクターによる食料供給確保までの橋渡しという目的のため、一時的な機能が担保されるようになるため数週間）
 - ▶ なお、備蓄量は予算との兼ね合いも含めて決定される
- ▶ **予算**
 - ▶ 2022年度は約27 millionユーロ（予算の内訳については公表されていない）
- ▶ **放出に関する事項**
 - ▶ 備蓄の放出が必要な場合は、管轄省庁及び州政府がBMELに要請を行い、BMELの承認を経てBLEと連邦州が輸送を含むインプリを実施
 - ▶ 州レベルでの供給危機があった場合に備蓄放出がなされるが、明確な定量的的基準はない

最新の議論動向

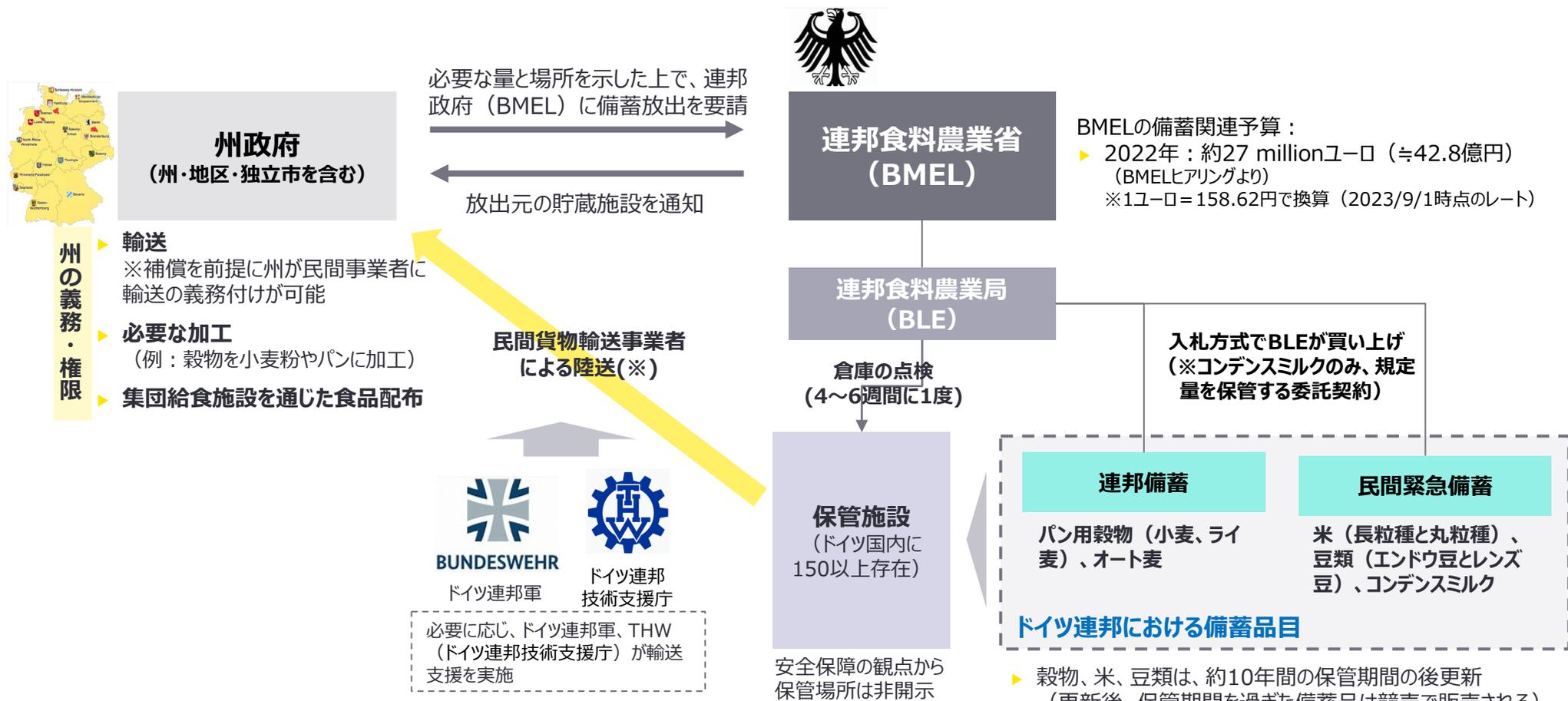
- ▶ ドイツは食料自給率が高く、特に穀物・乳製品の自給率が高いためBLEとしては、現状の備蓄品目及び備蓄量（数日～数週間分）で十分と考えている。
- ▶ 備蓄に関しては、EUとの議論などは特に行っていない。但し、ドイツ連邦としては、“ALANO”というプロジェクトが進行中（2022-2024年）であり、戦略的備蓄の最適化に関する研究が実施されている。（現時点では議論状況・結果などは公表していない。）
- ▶ 個別のプロジェクトとしてCOVID-19・ウクライナ危機等の以前から備蓄に関する調査は実施されてきたが、現状まで運用面で問題はなく、特に大きな変更はない。



3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果：ドイツにおける備蓄制度（2/4）

ドイツにおける備蓄制度の実施体制及び連邦・州の主な役割について、下図の通り整理した。備蓄は連邦政府が一元的に実施（“連邦備蓄”及び“民間緊急備蓄”）するが、備蓄放出に際しては輸送・加工・配給は州が実施する。なお、ドイツ国内における備蓄放出事例は無しとのこと

ドイツにおける備蓄制度の概要



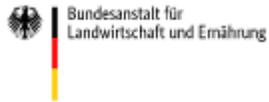
関連情報

- ▶ **【備蓄の考え方】**
全国民への長期的供給を確保するアプローチではなく、供給危機の短期的ボトルネック解消を目的としている（供給量は一人当たり数日から数週間の範囲）
- ▶ **【備蓄放出事例】**
ドイツ国内における上記スキームでの備蓄放出事例は存在しない。なお、1999年、民間緊急備蓄の一部の数百トンの袋詰め品（レンズ豆、エンドウ豆、米）をコソボ難民向けに輸送。（ただし、連邦経済協力開発省による食糧援助の例外措置として実施）



3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果：ドイツにおける備蓄制度（3/4）

【参考】連邦備蓄については、入札方式でBLE（連邦農業食料局）が民間事業者からの買取契約を締結している（入札関連情報は以下の通り公開されている）



民間緊急予備軍

連邦食糧農業省(BMEL)に代わって、BLEは米、豆類、コンデンスミルクを市民緊急備蓄(ZNR)に保管し、小麦、ライ麦、オート麦を「連邦穀物備蓄」に保管しています。



レンズ
ソース: ゼルボル - stock.adobe.com

コンデンスミルクを除いて、保管は商業店主が運営するホールで行われます。コンデンスミルクは、対応する商品の製造業者のいわゆる工場倉庫に保管されています。

選択された保管オブジェクトは、食品予防の使命から生じる特別な要件を満たしています。たとえば、一方では大都市圏の端にある小さな単位で保管が行われ、他方ではドイツ全土に分散するように注意が払われています。

現在の提案募集

BLEは不規則な間隔で、連邦準備制度のための小麦、ライ麦、オート麦、および民間緊急準備のための米と豆類の貯蔵のための契約を締結することを目的とした制限付き入札を実施します。

これらの入札に興味がある場合は、電子メール navo-Lagerhaltung@ble.de でBLE-ユニット515-に連絡してください。

米と豆類

入札番号03/23/51への新しい招待状は、米と豆類の貯蔵を目的としています。

ヒント

この入札の入札(付録1)は、次の電子メールアドレスでのみリクエストできます: navo-Lagerhaltung@ble.de。

提案番号03/23/51の完全な呼び出しは、ここからダウンロードできます。

出所) 民間緊急備蓄の入札情報 (BLE) <[https://www.ble.de/DE/Themen/Landwirtschaft/Kritische-Infrastruktur/Notfallreserve/Zivile-Notfallreserve/zivile-notfallreserve_node.html?jsessionid=90F7F30FBFA1F572CA307060B75A1FF4.2_cid325\(%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B9%E6%97%A5%E3%81%AF\)](https://www.ble.de/DE/Themen/Landwirtschaft/Kritische-Infrastruktur/Notfallreserve/Zivile-Notfallreserve/zivile-notfallreserve_node.html?jsessionid=90F7F30FBFA1F572CA307060B75A1FF4.2_cid325(%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B9%E6%97%A5%E3%81%AF))>

応募・審査書類一覧

提案番号03/23/51の完全な呼び出しは、ここからダウンロードできます。

↓ 03年23月51日の米と豆類の貯蔵に関する契約の授与に関する番号9/2023/74での入札への招待(doc、< KB、バリアフリーではありません)

↓ 応募条件(ドキュメント、102KB、バリアフリー不可)

- ↓ 付録1:倉庫アンケート(ドキュメント、184KB、バリアフリーではありません)
- ↓ 付録2:サービスの説明(ドキュメント、104KB、)
- ↓ 付録3:破産手続に関する自己申告(doc、42KB、)
- ↓ 付録4:最低賃金法(MiLoG)に関する自己宣言(ドキュメント、)
- ↓ 付録5:赴任労働者法(AEntG)に関する自己申告(ドキュメント、)
- ↓ 付録6:害虫駆除に関する自己宣言(ドキュメント、)
- ↓ 付録7:クレジットノート手順に関する宣言(ドキュメント、)
- ↓ 付録8:契約の一般条件(ドキュメント、78 KB、)
- ↓ 付録8の付録:商品別規定(ドキュメント、164KB、)
- ↓ 付録9:正式な義務(ドキュメント、30KB、バリアフリー)
- ↓ 付録10:在庫(ドキュメント、68 KB、バリアフリー)
- ↓ 付録11:倉庫レポート(ドキュメント、100KB、)
- ↓ 付録12:危険と対策の文書化(ドキュメント、100KB、)
- ↓ 付録13:第5k条の自己申告(docx、45KB、バリアフリー)

契約の締結および倉庫を占有するための要件に関する詳細は、こちらをご覧ください。

フォーム

次の書き込み可能な形式を使用できます。

温度表 - 概要 (doc, 152 KB, バリアフリーではない) 連邦準備制度の温度表 (シート 1) - 個々の測定点 (doc, 276 KB, バリアフリーではない) 連邦準備制度の温度表 (フォローアップシート) - 個々の測定点 (doc, 296 KB, バリアフリーではない) ↓ 市民緊急準備金の温度表 (シート 1) - 個々の測定点 (doc, 258 ↓ KB, バリアフリーではない) ↓

↓ 市民緊急準備金の温度表(フォローアップシート)-個々の測定ポイント(ドキュメント、290 KB、バリアフリーではありません)

↓ 国家備蓄に関する在庫報告(ドキュメント、100 KB、バリアフリーではありません)

↓ 倉庫アンケート - 連邦準備制度 - (docx, 46 KB, バリアフリーではありません)

↓ 保管アンケート - 民間緊急準備金 (PDF, 369 KB, バリアフリーではありません)

↓ Partietafel Zivile Notfallreserve (docx, 39 KB, バリアフリーではない)

↓ Partietafel Bundesreserve (docx, 39 KB, バリアフリーではありません)

↓ 所有権シールド BLE (ドキュメント、124 KB、バリアフリーではありません)

↓ 在庫通知 (ドキュメント、68 KB、バリアフリー)

↓ 在庫レポート - コンデンスミルク (ドキュメント、88 KB、バリアフリーではありません)

↓ ストレージ通知 (ドキュメント、102 KB、バリアフリー)

↓ ページング通知 (ドキュメント、78 KB、バリアフリー)

↓ 削除通知の補遺 (ドキュメント、90 KB、バリアフリー)

↓ 取得通知への添付ファイル (ドキュメント、90 KB、バリアフリー)

↓ 保管通知 - コンデンスミルク (ドキュメント、88 KB、バリアフリーではありません)

↓ 削除通知 - コンデンスミルク (ドキュメント、73 KB、バリアフリーではありません)

↓ 加工プロトコル (ドキュメント、70 KB、バリアフリー)

↓ 表示の編集 (ドキュメント、53 KB、バリアフリー)



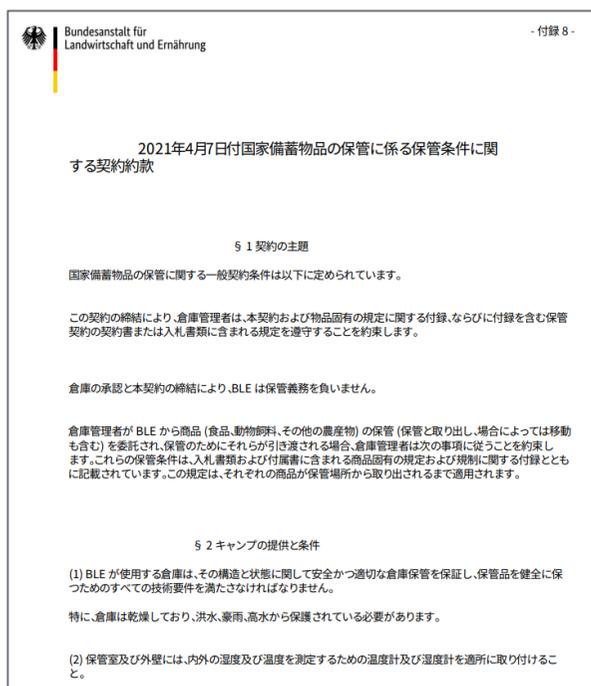
【参考】民間緊急備蓄はBLEによって制限付き入札という形で不定期で実施される。また、民間備蓄においても情報提供の義務は発生する

概要

- ▶ 入札方法：予めEメールでBLEに対し申請を実施した後に書面で既定のフォームに記載の上送付（電子メール・FAX等不可）
- ▶ 備蓄期間の平均は約10年であるが、保管・保管期間・特定の保管数量および保管期間についての保証はできないとされている
※備蓄情報の正確な所在地等詳細については安全上の理由から機密となっている
- ▶ 契約解除は契約締結から5年後より可能となっている

例. 2023年3月9日付の調達における国家備蓄物品の保管に係る保管条件に関する契約約款(目次)

※仮訳



§ 1 契約の主題

§ 2 キャンプの提供と条件

§ 3 保管

§ 4 保管

§ 5 在庫管理

§ 6 在庫証明

§ 7 アウトソーシング/契約解除

§ 8 報酬

§ 9 セキュリティ権の除外

§ 10 情報提供と協力の義務

(1) 倉庫管理者は、BLE、連邦監査局、および連邦食糧農業省の代表者および従業員に対し、通常の営業時間および営業時間中、BLE が保管する商品、保管室および運営施設へのアクセスを許可する義務がある。

BLEが保管する物品に関連する限り、それらを検査し、在庫帳簿やその他のビジネス文書を検査し、すべての関連情報を提供することを許可する必要がある。

倉庫管理者は、前述の管理措置の実施の一環として協力する義務がある。特に、この目的のために人員と設備を利用できるようにしなければならない。自動記帳の場合は、要望に応じて必

要なデータを印刷する必要がある。倉庫管理者はこの費用を負担するものとする。

(2) 第 1 項に規定された義務は、BLE が保管する物品に対する BLE の権利を保護するために必要な場合に限り、BLE が保管していない物品にも適用される。

§ 11 第三者による検査とサンプリング

§ 12 責任規定

§ 13 倉庫管理者による契約違反

§ 14 契約上の違約金

§ 15 利息

§ 16 マコンステン

§ 17 時効

§ 18 法的根拠、書面形式

§ 19 権利と義務の譲渡

§ 20 出版物の禁止

§ 21 機密保持

§ 22 可分性条項

§ 23 管轄区域

- 入札は**公共調達条例（Vergabeverordnung-VgV）**及びその下位法令である**閾値以下の調達規制（Unterschwelvenvergabeordnung-UVgO）**に基づいて実施される
- 備蓄放出の基準は契約上は明記されていない（州の要請で連邦政府が承認）

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

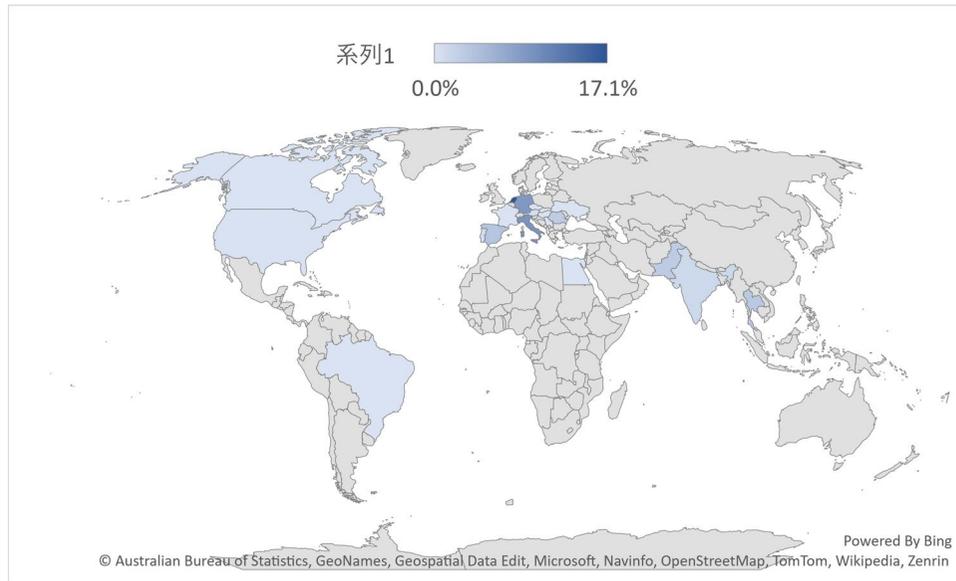
3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

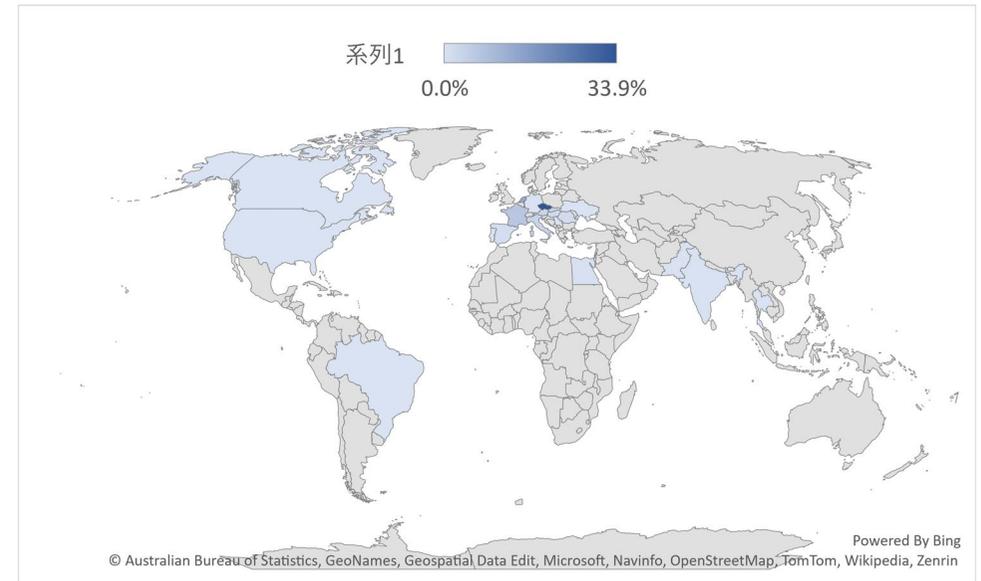
3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップに示した【品目：主要穀物】

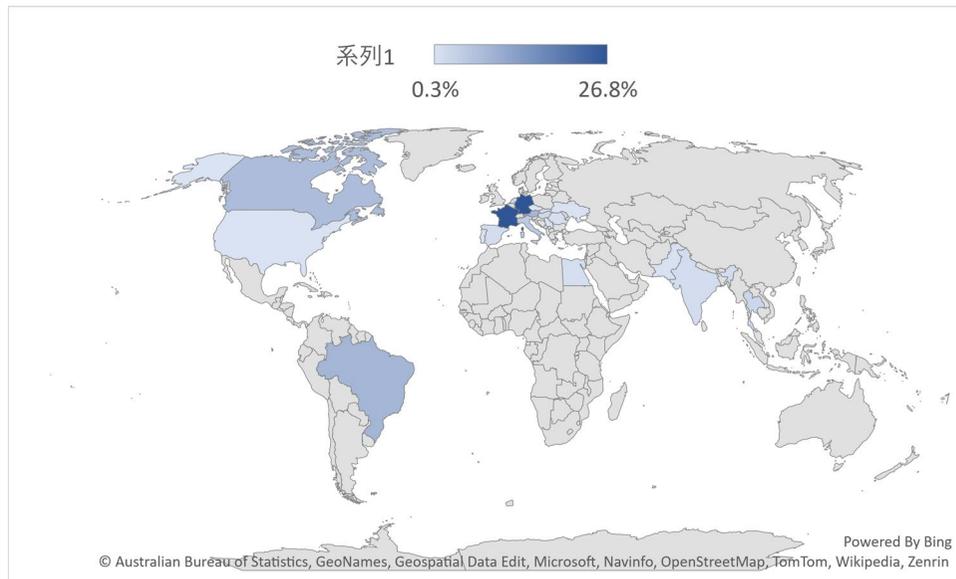
フランス



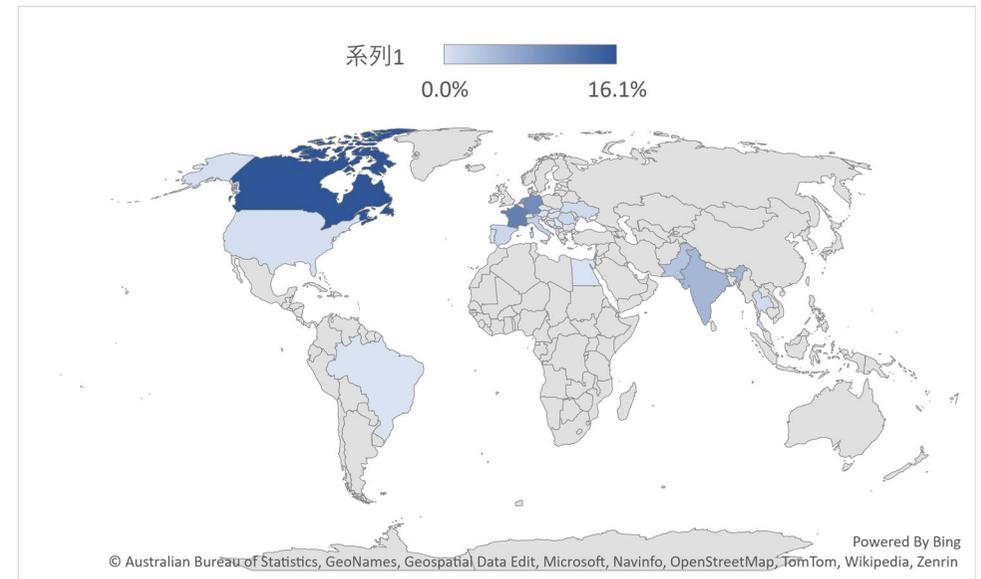
ドイツ



スイス

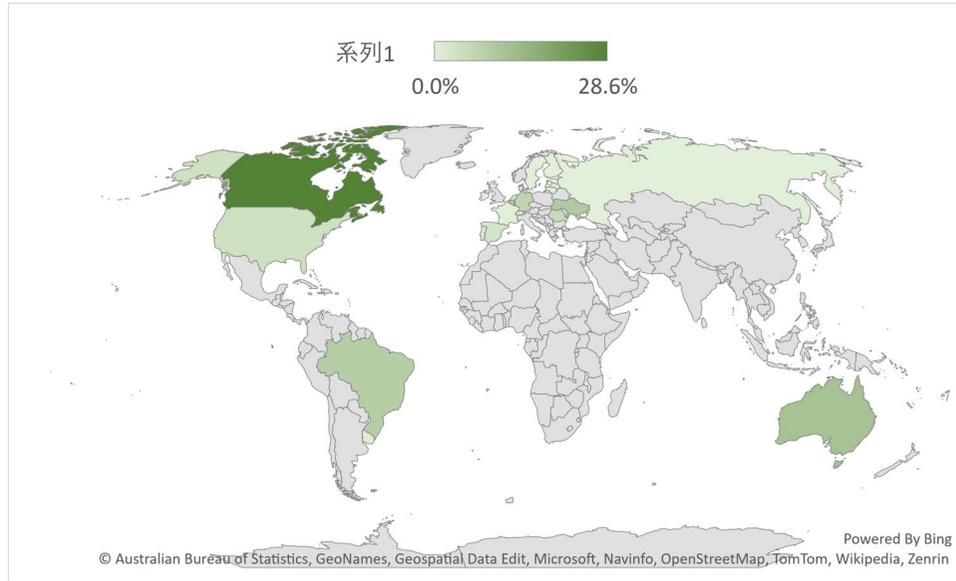


英国

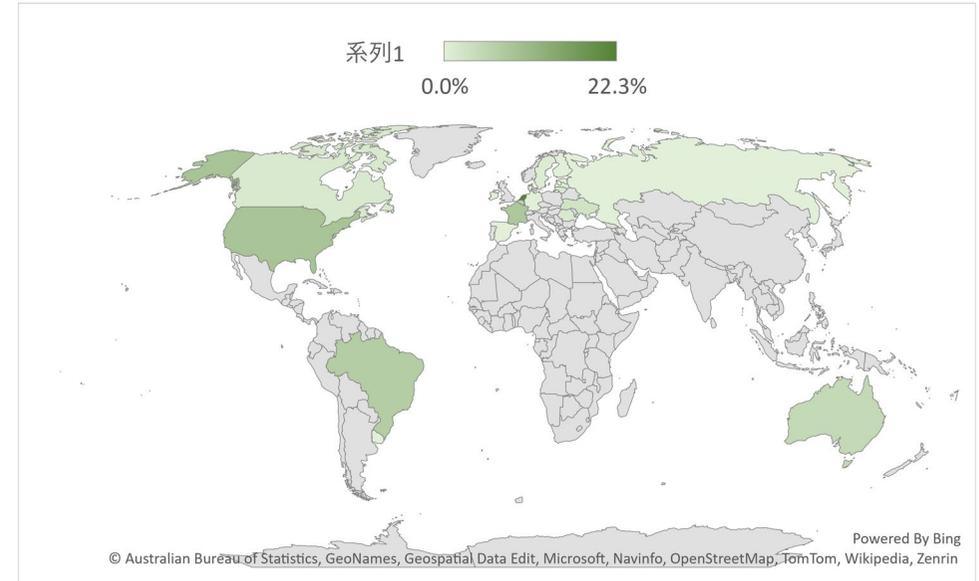


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップに示した 【品目：油糧作物・植物油】

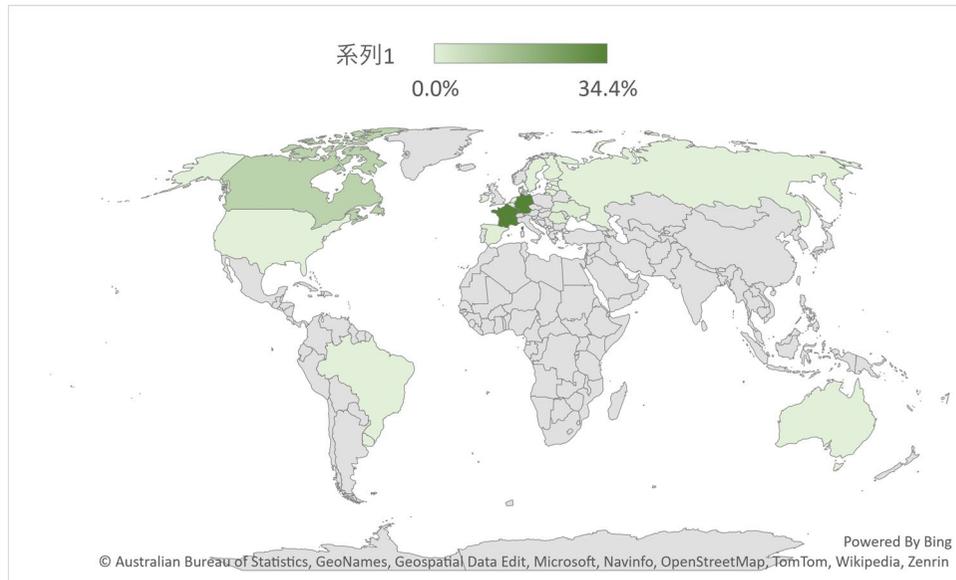
フランス



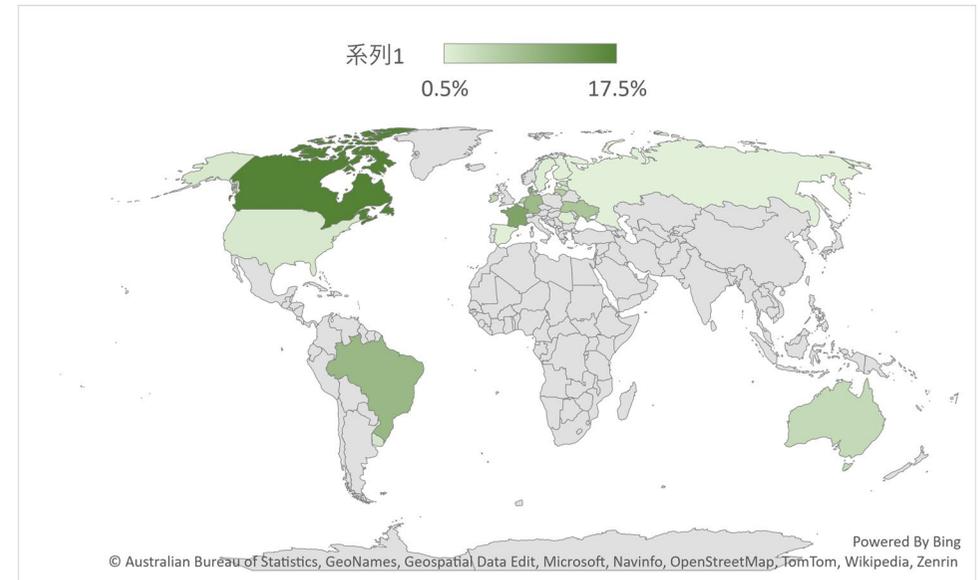
ドイツ



スイス

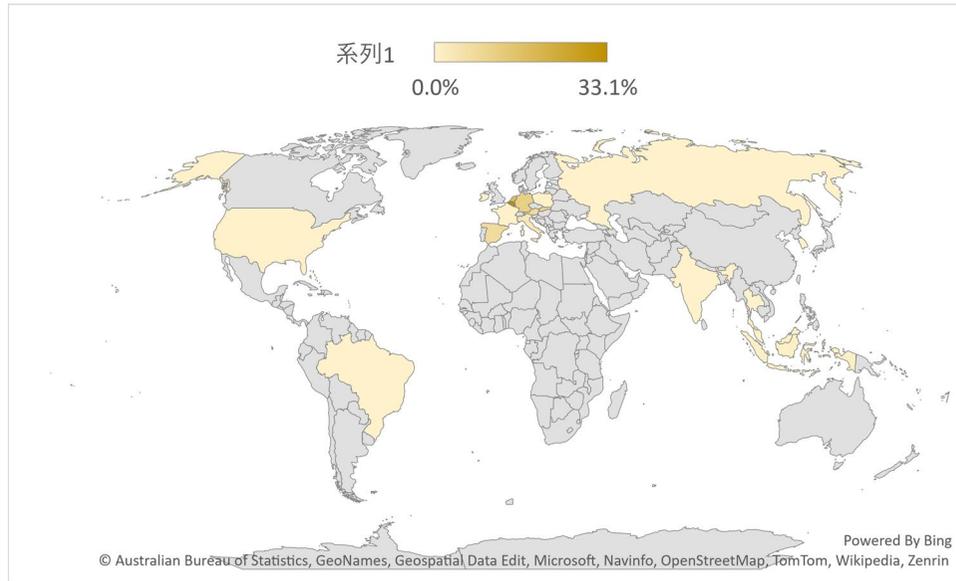


英国

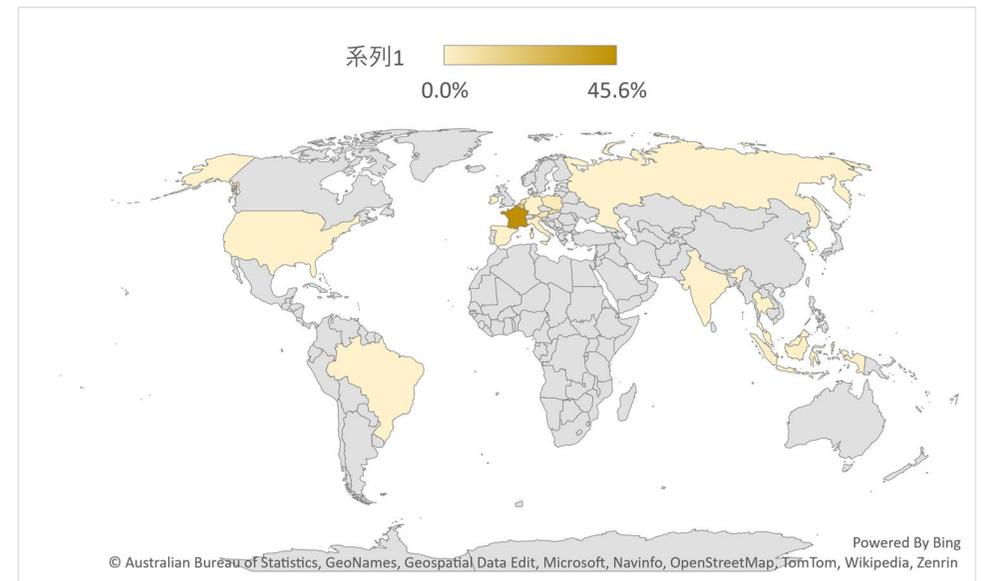


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップに示した 【品目：砂糖】

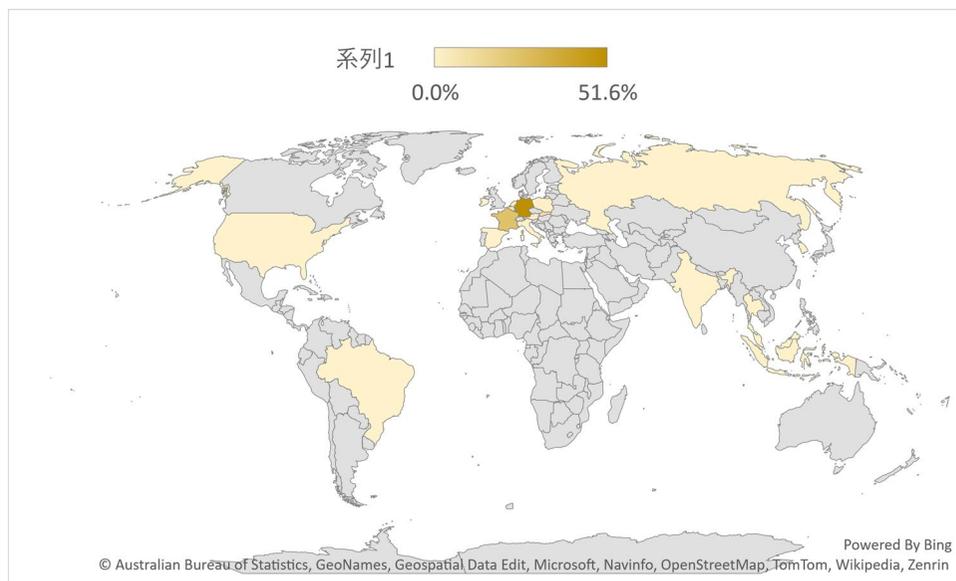
フランス



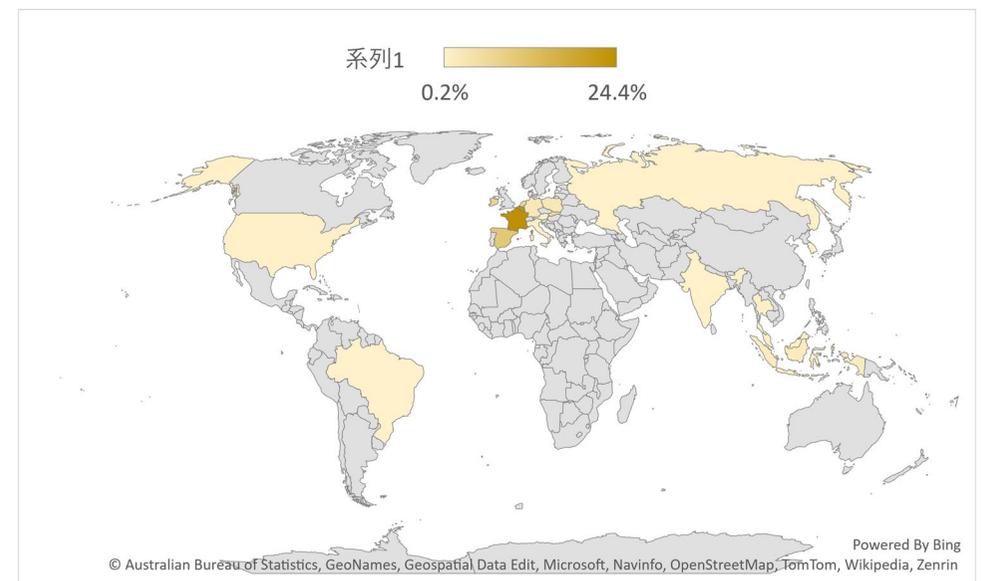
ドイツ



スイス

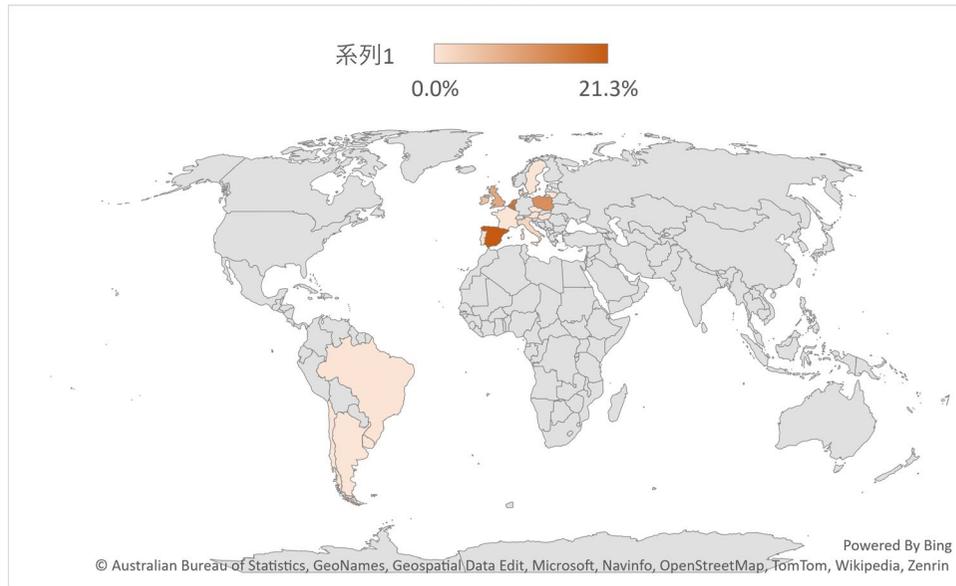


英国

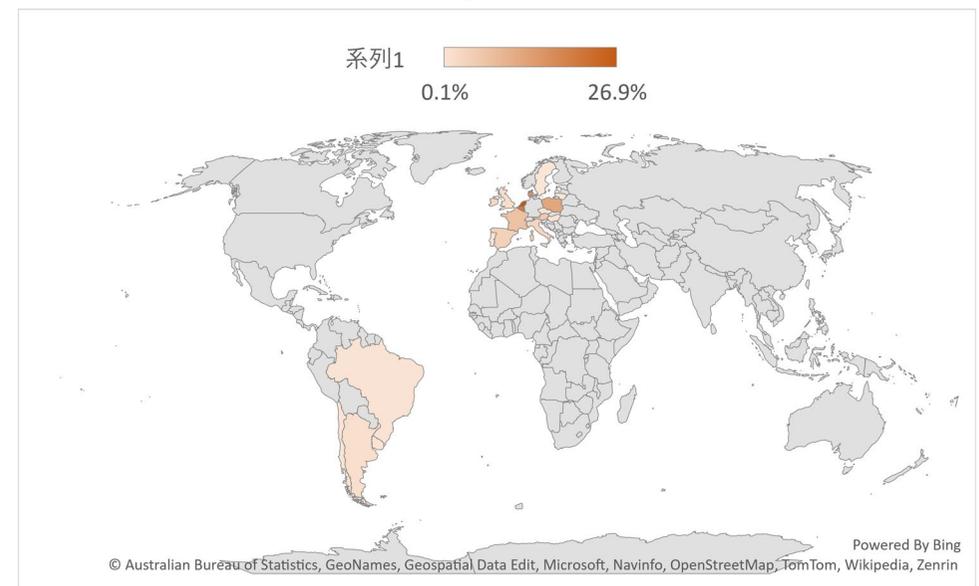


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップに示した【品目：食肉】

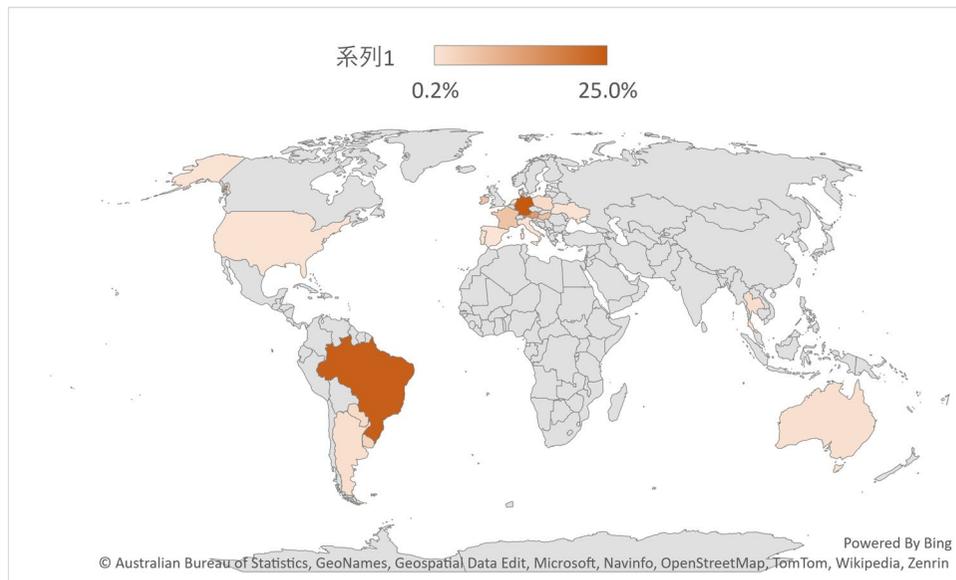
フランス



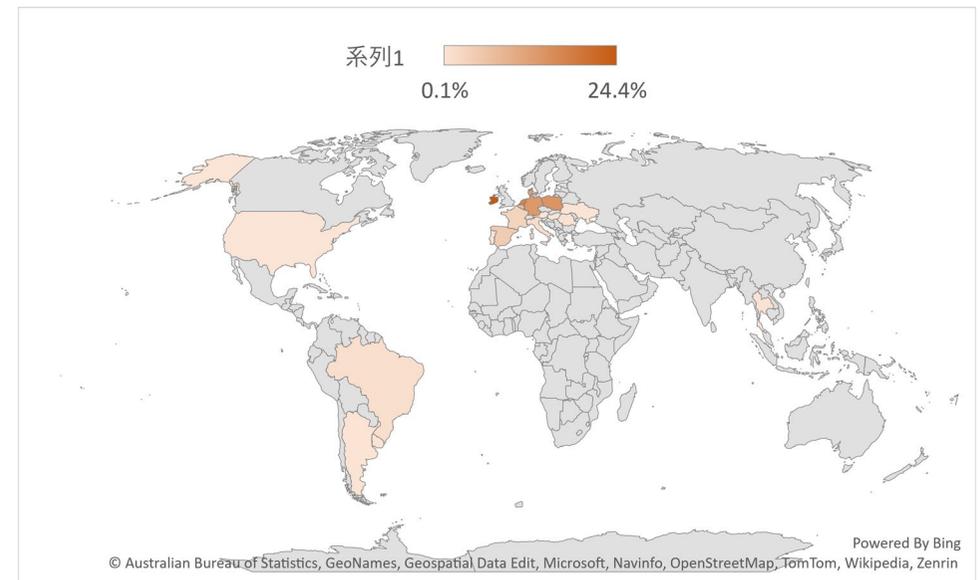
ドイツ



スイス



英国



FAOSTATデータを活用し、各調査対象国の主要品目の品目別自給率を整理した ※自給率が70%未満の品目については、国別の輸入量・輸入割合を次頁以降に示した

項目		英国	フランス	ドイツ	スイス	
自給率 (2022年時点のカロリーベース)		54%	117%	84%	49%	
品目別 自給率	食肉	牛肉	79.2%	88.9%	87.3%	80.0%
		豚肉	66.0%	99.2%	134.6%	93.3%
		鶏肉	85.8%	82.6%	82.7%	72.1%
		羊肉・山羊肉	110.4%	54.4%	47.6%	50.0%
		その他の肉	11.0%	67.6%	2.8%	33.3%
	穀物・油糧 作物等	ジャガイモ及びジャガイモ製品	89.6%	104.5%	131.1%	92.3%
		サツマイモ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		コメ及びコメ製品	0.0%	8.1%	0.0%	0.0%
		大豆	0.0%	53.6%	2.1%	31.3%
		ヒマワリの種	0.0%	88.8%	12.3%	66.7%
		小麦及び小麦製品	109.6%	699.6%	142.6%	47.4%
		ゴマ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	食用油・ 砂糖等	ナタネ及びカラシナ	77.8%	87.4%	37.8%	89.8%
		ナタネ・マスタード油	98.3%	120.7%	127.1%	66.7%
		大豆油	46.5%	86.4%	114.4%	30.0%
		ヒマワリ油	0.0%	131.5%	20.5%	14.8%
		落花生油	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
		パーム核油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		パーム油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		ココナッツ油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ゴマ油		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
オリーブ油		0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	
トウモロコシ胚芽油		118.5%	118.2%	90.0%	100.0%	
魚油		47.2%	37.1%	149.0%	0.0%	
魚肝油		103.4%	0.0%	153.8%	0.0%	
砂糖（粗糖）		55.0%	439.3%	122.0%	85.1%	
サトウキビ		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
テンサイ	94.5%	100.2%	99.8%	65.9%		

凡例	
	: 自給率が50%以上~70%未満
	: 自給率が30%以上~50%未満
	: 自給率が30%未満

※品目名は仮訳

➡表中で品目別自給率が70%未満の品目について、次頁以降に輸入統計の分析を実施した。
※なお、「魚油」及び「魚肝油」については統計データが存在しないため省略している

出所) FAOSTATよりIEY作成

※カロリーベース自給率は農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html>



【スイス】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名	品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
			国名	輸入量比率									
食肉	50.00%	ヤギ肉（生または冷蔵	フランス	95.2%	ポルトガル	4.7%	ベルギー	0.0%	スペイン	0.0%	英国	0.0%	100.0%
		羊の肉（生または冷蔵	ニュージーランド	32.3%	アイルランド	24.7%	オーストラリア	18.3%	英国	14.7%	フランス	3.4%	33.7%
	33.30%	その他の食肉および食用くず肉（塩漬、塩水漬、乾燥または薫製）；食用粉類および食肉または食用くず肉 その他の食肉（哺乳類を除く）、生鮮・冷蔵・冷凍のもの	オランダ	35.7%	ドイツ	33.9%	フランス	14.3%	スウェーデン	10.5%	オーストリア	1.9%	99.9%
			オーストリア	28.4%	ドイツ	15.6%	スロベニア	14.4%	ニュージーランド	13.8%	オランダ	6.9%	82.2%
穀物／油糧作物等	0.00%	サツマイモ	米国	41.9%	スペイン	30.3%	エジプト	16.6%	ポルトガル	2.9%	ホンジュラス	1.9%	36.0%
	0.00%	コメ	イタリア	57.1%	インド	15.0%	ドイツ	14.6%	タイ	3.9%	ポルトガル	3.3%	81.1%
		玄米	イタリア	74.8%	タイ	11.2%	インド	7.3%	ウルグアイ	2.5%	ギリシャ	1.8%	77.6%
		米粉	ドイツ	80.0%	イタリア	13.2%	英国	1.4%	ポーランド	1.3%	スペイン	1.3%	97.1%
	31.30%	大豆	フランス	62.6%	オーストリア	16.6%	ベルギー	5.5%	ウクライナ	4.7%	イタリア	3.0%	91.2%
	66.70%	ヒマワリの種	ブルガリア	25.5%	オーストリア	21.2%	ドイツ	19.8%	フランス	14.5%	スロバキア	5.8%	92.8%
	47.40%	小麦及び小麦製品	フランス	37.8%	ドイツ	33.8%	カナダ	10.9%	オーストリア	9.3%	チェコ	2.8%	87.5%
0.00%	ゴマ	インド	39.2%	ウガンダ	15.7%	ドイツ	12.5%	エジプト	7.3%	グアテマラ	6.0%	18.9%	
食用油・砂糖等	66.70%	ナタネ・マスタード油	N/A										
	30.00%	大豆油	イタリア	58.2%	セルビア	25.2%	ドイツ	7.8%	オーストリア	4.8%	モザンビーク	1.6%	71.5%
	14.60%	ヒマワリ油	モザンビーク	21.7%	ハンガリー	19.3%	タンザニア	13.3%	ウガンダ	9.0%	ドイツ	8.5%	48.1%
	25.00%	落花生油	セネガル	65.5%	スーダン	16.2%	アルゼンチン	14.8%	ドイツ	2.8%	イタリア	0.2%	3.4%
	0.00%	パーム核油	マレーシア	53.7%	ソロモン諸島	35.6%	ベルギー	4.3%	フィリピン	2.7%	オランダ	2.0%	6.7%
	0.00%	パーム油	コートジボワール	28.6%	ソロモン諸島	27.3%	マレーシア	21.6%	カンボジア	6.3%	サントメ・プリンシペ	3.8%	6.5%
	0.00%	ココナッツ油	ソロモン諸島	61.4%	コートジボワール	18.6%	モザンビーク	5.8%	イタリア	4.1%	ドイツ	2.9%	7.8%
	0.00%	ゴマ油	ドイツ	33.2%	メキシコ	21.2%	中国	11.4%	インド	8.8%	台湾	8.3%	41.4%
	0.00%	オリーブ油	イタリア	49.3%	スペイン	29.3%	ギリシャ	10.0%	ポルトガル	3.7%	チュニジア	3.2%	96.3%
	40.20%	油糧作物油	N/A										
	0.00%	サトウキビ	モロッコ	42.7%	スペイン	36.8%	イタリア	12.2%	レバノン	2.7%	ポルトガル	2.1%	52.2%
	65.90%	テンサイ	ドイツ	99.4%	チェコ	0.5%	フランス	0.0%	N/A		N/A		100.0%



【ドイツ】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名	品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
			国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	
食肉	2.80%	ヤギ肉（生または冷蔵）	ギリシャ	42.5%	アイルランド	15.5%	ベルギー	14.2%	スペイン	13.4%	フランス	10.0%	99.9%
		羊の肉（生鮮または冷蔵）	英国	33.1%	ニュージーランド	32.6%	オランダ	13.9%	アイルランド	13.1%	ベルギー	4.3%	33.0%
	47.60%	その他の食肉および食用くず肉（塩漬け、塩水漬け、乾燥または蒸製）；食用粉類および食肉または食用くず肉	ブラジル	43.4%	オランダ	31.4%	タイ	18.8%	イタリア	1.8%	ベルギー	1.3%	37.6%
		その他の食肉（哺乳類を除く）、生鮮・冷蔵・冷凍のもの	オランダ	33.6%	ベルギー	21.5%	ロシア	21.5%	スウェーデン	8.8%	スペイン	5.1%	78.1%
穀物／油糧作物等	0.00%	サツマイモ	オランダ	61.4%	スペイン	15.9%	中国（本土）	9.5%	米国	3.5%	英国	2.8%	82.6%
	0.00%	コメ	イタリア	74.4%	オランダ	14.8%	ハンガリー	2.3%	デンマーク	1.6%	オーストリア	1.5%	99.9%
		玄米	オランダ	39.7%	イタリア	23.9%	ベルギー	11.9%	ウルグアイ	8.9%	インド	3.2%	82.0%
		米粉	オランダ	54.9%	ベルギー	16.8%	イタリア	15.6%	ポーランド	3.0%	フランス	2.8%	95.4%
	2.10%	大豆	米国	34.5%	オランダ	30.6%	ブラジル	22.2%	カナダ	3.2%	オーストリア	2.3%	38.0%
	12.30%	ヒマワリの種	ハンガリー	24.7%	ブルガリア	21.6%	オランダ	12.2%	フランス	10.4%	ルーマニア	5.9%	93.4%
0.00%	ゴマ	インド	26.4%	オランダ	14.2%	ナイジェリア	11.0%	中国本土	8.3%	ウガンダ	6.7%	23.0%	
食用油・砂糖等	37.80%	ナタネまたはコルザ種	オランダ	28.1%	フランス	13.2%	ハンガリー	8.7%	カナダ	7.9%	ベルギー	7.1%	78.9%
		カラシナ	ロシア	40.5%	ウクライナ	21.3%	ポーランド	8.8%	チェコ	5.8%	ハンガリー	5.1%	33.8%
	20.50%	ヒマワリ油、粗製	オランダ	57.1%	ハンガリー	25.8%	オーストリア	3.1%	ベルギー	3.0%	ウクライナ	3.0%	96.4%
	0.00%	落花生油	ベルギー	28.6%	米国	25.9%	フランス	15.1%	イタリア	11.5%	オランダ	11.2%	71.5%
	0.00%	パーム核油	マレーシア	46.6%	インドネシア	37.3%	オランダ	8.4%	ホンジュラス	2.7%	シンガポール	1.7%	9.0%
	0.00%	パーム油	オランダ	46.1%	マレーシア	16.8%	インドネシア	9.0%	イタリア	8.4%	バプアニューギニア	5.1%	57.7%
	0.00%	ココナッツ油	オランダ	44.0%	フィリピン	25.3%	インドネシア	22.3%	スリランカ	2.8%	スイス	2.3%	45.7%
	0.00%	ゴマ油	メキシコ	30.8%	オランダ	21.6%	英国	8.3%	フランス	7.5%	台湾	5.2%	41.5%
	0.00%	オリーブ油	イタリア	56.2%	スペイン	21.8%	ギリシャ	14.0%	フランス	4.1%	オーストリア	1.0%	98.7%
	40.70%	油糧作物油	N/A										
0.00%	サトウキビ	エジプト	45.1%	ウガンダ	33.2%	パキスタン	9.9%	オランダ	9.2%	スリランカ	1.0%	9.6%	

出所) FAOSTATよりEY作成



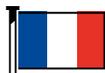
3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査：対象国における主要品目の輸入状況の詳細分析（4/5）

【英国】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名	品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度	
			国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率		
食肉	豚肉	66.0%	骨なし豚肉（生または冷蔵	ドイツ	36.2%	デンマーク	21.4%	オランダ	10.3%	スペイン	10.1%	アイルランド	5.6%	99.6%
			骨つき豚肉（生または冷蔵	デンマーク	41.0%	ドイツ	16.0%	アイルランド	11.9%	ベルギー	7.6%	オランダ	5.8%	100.0%
			豚肉加工品	ポーランド	28.7%	アイルランド	25.6%	ドイツ	15.1%	デンマーク	11.5%	スペイン	4.7%	100.0%
			豚肉、カット、塩漬け、乾燥、 燻製（ベーコン及びハム）	オランダ	49.9%	デンマーク	28.7%	ドイツ	8.3%	アイルランド	5.7%	イタリア	3.7%	100.0%
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.0%	サツマイモ	米国	48.9%	エジプト	17.9%	中国本土	12.7%	オランダ	8.1%	スペイン	3.6%	12.7%
	コメ及びコメ製品	0.0%	コメ	イタリア	55.1%	ギリシャ	36.8%	フランス	3.5%	ドイツ	1.8%	アイルランド	0.9%	99.7%
			玄米	インド	33.7%	パキスタン	30.3%	ウルグアイ	9.3%	タイ	7.5%	米国	5.7%	7.2%
			米粉	オランダ	48.5%	ベルギー	17.5%	フランス	8.7%	イタリア	4.8%	インド	3.6%	87.8%
	大豆	31.3%	大豆	ブラジル	47.4%	カナダ	32.9%	米国	15.1%	ベルギー	1.5%	アイルランド	1.3%	3.9%
	ヒマワリの種	66.7%	ヒマワリの種	ブルガリア	39.6%	ロシア	31.0%	フランス	17.4%	オーストリア	2.9%	トルコ	2.7%	63.0%
ゴマ	0.0%	ゴマ	インド	57.5%	グアテマラ	13.9%	ニカラグア	6.0%	メキシコ	3.8%	中国本土	3.2%	7.0%	
食用油・砂糖等	大豆油	30.0%	大豆油	オランダ	69.3%	フランス	11.7%	ノルウェー	5.0%	ロシア	4.7%	スペイン	2.9%	90.0%
	ヒマワリ油	14.6%	ヒマワリ油、粗製	ウクライナ	29.3%	フランス	28.0%	オランダ	23.3%	スペイン	7.0%	ベルギー	5.6%	70.2%
	落花生油	25.0%	落花生油	ベルギー	62.3%	オランダ	17.0%	フランス	13.3%	イタリア	3.7%	ドイツ	2.4%	98.7%
	パーム核油	0.0%	パーム核油	オランダ	31.2%	インドネシア	28.2%	マレーシア	26.2%	ホンジュラス	9.9%	アイルランド	1.6%	35.4%
	パーム油	0.0%	パーム油	バブアニューギニア	29.8%	オランダ	29.2%	インドネシア	18.0%	マレーシア	13.3%	ソロモン諸島	4.1%	32.8%
	ココナッツ油	0.0%	ココナッツ油	オランダ	77.3%	フィリピン	7.4%	フランス	4.3%	スリランカ	4.3%	タイ	1.9%	85.4%
	ゴマ油	0.0%	ゴマ油	メキシコ	41.6%	インド	12.1%	中国	8.9%	シンガポール	5.6%	ポーランド	5.4%	16.9%
	オリーブ油	0.0%	オリーブ油	イタリア	64.3%	イタリア	25.4%	ベルギー	2.9%	ギリシャ	2.6%	ドイツ	1.4%	99.6%
	油糧作物油	40.2%	N/A											
	砂糖（粗糖）	55.0%	生のサトウキビまたはテンサイ糖 (糖蜜成分を分離したもの)	ブラジル	17.5%	フィジー	17.1%	エスワティニ	16.1%	フランス	14.8%	南アフリカ	13.7%	15.4%
サトウキビ	0.0%	サトウキビ	ウガンダ	42.8%	エジプト	15.4%	中国本土	11.8%	ジャマイカ	8.8	オランダ	6.5	6.7%	

出所) FAOSTATよりEY作成



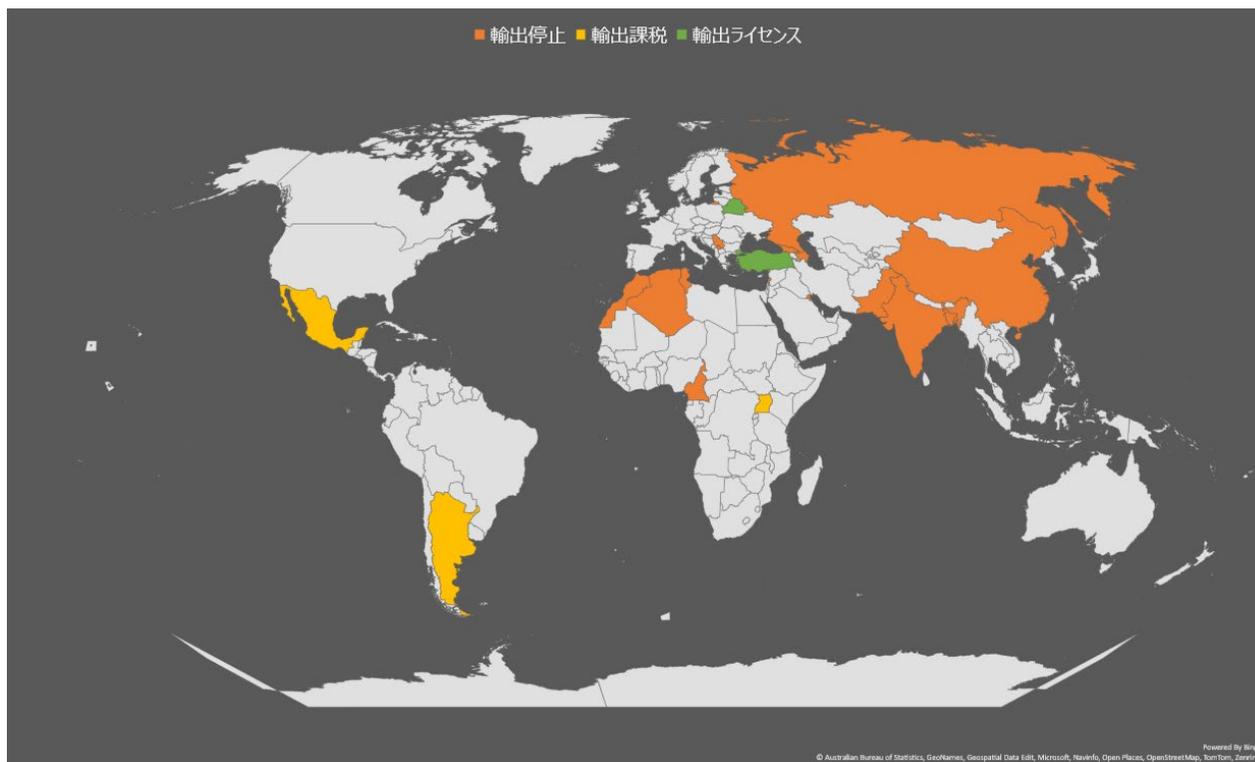
【フランス】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名	品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度	
			国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率		
食肉	羊肉・山羊肉	54.40%	ヤギ肉（生または冷蔵	スペイン	54.9%	アイルランド	16.9%	オランダ	10.6%	ニュージーランド	8.0%	英国	3.6%	86.4%
			羊の肉（生または冷蔵	英国	42.0%	アイルランド	23.0%	スペイン	13.6%	オランダ	5.9%	ニュージーランド	5.7%	49.7%
	その他の肉	67.60%	その他の食肉および食用くず肉（塩漬 け、塩水漬け、乾燥または薫製）；食用 粉類および食肉または食用くず肉 その他の食肉（哺乳類を除く）、 生鮮・冷蔵・冷凍のもの	スペイン	46.1%	イタリア	26.5%	オランダ	18.5%	英国	4.9%	ベルギー	0.9%	94.3%
ベルギー			69.6%	インドネシア	22.3%	ベトナム	3.8%	イタリア	1.5%	トルコ	1.5%	72.1%		
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.00%	サツマイモ	スペイン	35.5%	オランダ	20.9%	ベルギー	16.5%	ポルトガル	12.0%	エジプト	4.1%	86.1%
	コム及びコム製品	8.10%	コム	ガイアナ	78.5%	イタリア	10.0%	スペイン	5.4%	ドイツ	3.4%	ポルトガル	1.2%	16.8%
			玄米	パキスタン	29.5%	インド	13.4%	ウルグアイ	10.8%	イタリア	8.6%	ベルギー	7.1%	17.7%
			米粉	オランダ	36.1%	ベルギー	21.4%	イタリア	18.0%	タイ	11.1%	ポルトガル	8.6%	85.6%
	大豆	53.60%	大豆	ブラジル	44.6%	米国	30.3%	カナダ	6.9%	トーゴ	4.8%	ウクライナ	3.8%	5.1%
ゴマ	0.00%	ゴマ	インド	29.2%	オランダ	26.7%	マリ	13.2%	ベルギー	7.1%	英国	5.2%	37.0%	
食用油・砂糖等	落花生油	0.00%	落花生油	アルゼンチン	75.1%	ベルギー	17.3%	英国	3.9%	スペイン	1.9%	イタリア	1.5%	20.7%
	パーム核油	0.00%	パーム核油	オランダ	80.5%	ドイツ	17.2%	マレーシア	1.4%	ベルギー	0.4%	スペイン	0.2%	81.3%
	パーム油	0.00%	パーム油	インドネシア	45.5%	オランダ	22.1%	マレーシア	10.6%	スペイン	5.2%	ドイツ	5.0%	35.6%
	ココナッツ油	0.00%	ココナッツ油	オランダ	29.9%	フィリピン	27.9%	スペイン	16.2%	フランス領ポリネシア	11.1%	インドネシア	9.1%	48.7%
	ゴマ油	0.00%	ゴマ油	オランダ	22.0%	メキシコ	18.9%	ブルギナファソ	15.8%	インド	11.5%	英国	7.8%	23.8%
	オリーブ油	4.30%	オリーブ油	スペイン	65.2%	イタリア	24.2%	チュニジア	4.9%	ポルトガル	1.8%	ベルギー	1.1%	93.8%
	油糧作物油	20.90%		N/A										
	サトウキビ	0.00%	サトウキビ	スペイン	40.7%	ベトナム	20.4%	オランダ	12.8%	インド	6.5%	エジプト	4.6%	53.6%

出所) FAOSTATよりEY作成

各国における主要食品輸出規制（輸出停止／輸出課税／輸出ライセンスの3区分）について、最新状況を下図の通りヒートマップに整理した



出所) 世界銀行データベースよりEY作成

<<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/40ebbf38f5a6b68bfc11e5273e1405d4-0090012022/related/Food-Security-Update-LXXXVII-June-15-2023.pdf>>

規制管轄国	規制手段	規制対象商品	規制施行公表日	規制終了予想日
アフガニスタン	輸出停止	小麦	5/20/2022	12/31/2023
アルジェリア	輸出停止	砂糖、パスタ、油、セモリナ、すべての小麦由来原料	3/13/2022	12/31/2023
アルゼンチン	輸出課税	大豆油、大豆粕	3/19/2022	12/31/2023
アゼルバイジャン	輸出停止	タマネギ	2/3/2023	12/31/2023
バングラデシュ	輸出停止	米	6/29/2022	12/31/2023
ブルギナファソ	輸出停止	キビ、トウモロコシ、ソルガムまきび粉	2/28/2022	12/31/2023
ベラルーシ	輸出ライセンス	小麦、ライ麦、大麦、オート麦、トウモロコシ、そば、キビ、ライ小麦、菜種粕	4/13/2022	12/31/2023
カメルーン	輸出停止	穀類、植物油	12/27/2021	12/31/2023
中国	輸出停止	コーンスターチ	10/2/2022	12/31/2023
ジョージア	輸出停止	小麦、大麦	7/4/2022	7/01/2023
インド	輸出停止	砕け米	9/8/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	小麦	5/13/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	砂糖	6/1/2022	10/31/2023
インド	輸出ライセンス	小麦粉および関連製品	7/6/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	小麦粉、セモリナ、マイダ	8/25/2022	12/31/2023
インド	輸出課税	粗穀付き米（籾米または荒米）、粗穀付き米（玄米）、半精米または全精米（パーボイルド・ライスおよびバスマティライスを除く）。	9/9/2022	12/31/2023
コソボ	輸出停止	小麦、コーン、小麦粉、植物油、塩、砂糖。	4/15/2022	12/31/2023
クウェート	輸出停止	穀物、植物油、鶏肉	3/20/2022	12/31/2023
レバノン	輸出停止	果物・野菜加工品、製粉穀物製品、砂糖、パン	3/18/2022	12/31/2023
メキシコ	輸出課税	トウモロコシ	1/16/2023	6/30/2023
モロッコ	輸出停止	トマト、タマネギ、ジャガイモ	2/8/2023	12/31/2023
パキスタン	輸出停止	砂糖	4/15/2022	12/31/2023
ロシア	輸出停止	米、米麦	6/30/2022	12/31/2023
ロシア	輸出課税	大豆	4/14/2022	8/31/2024
ロシア	輸出課税	ヒマワリ油、ヒマワリ粕	4/15/2022	12/31/2023
ロシア	輸出課税	小麦、大麦、トウモロコシ	4/8/2022	12/31/2023
セルビア	輸出停止	とうもろこし粉、ひまわり油	3/10/2022	12/31/2023
チュニジア	輸出停止	果物と野菜	4/12/2022	12/31/2023
トルコ	輸出ライセンス	鶏肉、卵、野菜、果物	1/27/2022	12/31/2023
トルコ	輸出停止	食用油	3/9/2022	12/31/2023
トルコ	輸出停止	牛肉、羊肉、ヤギ肉	3/19/2022	12/31/2023
ウガンダ	輸出課税	トウモロコシ、米、大豆	6/2/2022	12/31/2023